大洲市歴史的風致維持向上計画
（第２期）







令和４年３月
大 洲 市

はじめに



大洲市では、平成 24 年（2012）3 月に「大洲市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、令和 3 年度（2021）までの 10 年間、本市固有の歴史的風致を維持向上していくための事業を実施し、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりに取り組んでまいりました。

この成果として、大洲城の石垣や大洲城下台所等文化財の保存修復を実施したほか、文化財や肱南地区の空き家となった町家を官民協働でリノベーションし、宿泊施設等として活用する仕組みを構築したことで、歴史的建造物の滅失を抑制するだけでなく、観光振興や雇用創出等の波及効果により、町に賑わいをもたらすことが出来ました。

しかしながら、近年、人口減少・高齢化の加速により、空き家・空き地化の進行、民俗芸能や伝統産業の担い手不足が深刻な問題となっており、歴史的町並みや本市特有の伝統的な活動等が失われつつあります。

このたび、令和 4 年（2022）3 月に「大洲市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の認定を受け、令和 13 年度（2031）までの 10 年間、これら課題の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

平成 30 年（2018）7 月豪雨災害からの復興で培った団結力で、市民、事業者、各種団体などの皆様と行政が力を合わせて「チームおおず」で、肱川流域の美しい自然を背景に育まれてきた本市固有の歴史・文化を生かしたまちづくりを目指してまいりましょう。

結びに本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議を賜りました大洲市歴史的風致維持向上計画推進協議会委員並びに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向けて一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年（2022）3 月

大洲市長　二宮隆久

目　次

序章　計画策定の目的 …… 1
1．計画策定の背景と目的 …… 1
2．計画期間 …… 1
3．計画の策定体制 …… 2
4．計画策定（変更）の経緯 …… 4

第１章　歴史的風致形成の背景 …… 5
1．自然的環境 …… 5
2．社会的環境 …… 11
3．歴史的環境 …… 22
4．文化財等の分布状況 …… 45

第２章　維持及び向上すべき歴史的風致 …… 69
1．大洲市の維持及び向上すべき歴史的風致 …… 69
2．歴史的風致の内容 …… 70
（1）肱川と共生する人々のくらしにみる歴史的風致 …… 70
（2）城下町と祭礼にみる歴史的風致 …… 87
（3）湊町長浜の祭礼にみる歴史的風致 …… 103
（4）中江藤樹と大洲「藤樹学」にみる歴史的風致 …… 109
（5）農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致 …… 115

第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針 …… 127
1．歴史的風致の維持及び向上に関する課題 …… 127
2．既存計画との関連性 …… 129
3．歴史的風致の維持及び向上に関する方針 …… 137
4．歴史的風致維持向上計画の実施体制 …… 139

第４章　重点区域の位置及び区域 …… 140
1．重点区域の位置及び区域 …… 140
2．重点区域の設定の効果 …… 144
3．重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 …… 144

第５章　文化財の保存又は活用に関する事項 …… 152
１．大洲市全体に関する事項 …… 152
２．重点区域に関する事項 …… 157

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 …… 162
１．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 …… 162
２．歴史的風致の維持及び向上に資する事業 …… 164

第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針 …… 172
１．歴史的風致形成建造物の指定の方針 …… 172
２．歴史的風致形成建造物の指定要件 …… 172
３．歴史的風致形成建造物の指定候補 …… 173

第８章　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 …… 181
１．歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方 …… 181
２．歴史的風致形成建造物の管理の指針 …… 181
３．届出不要の行為 …… 182

資料編　主な引用・参考文献一覧 …… 183

序章　計画策定の目的

１．計画策定の背景と目的

大洲市（おおずし）は、平成 20 年(2008)に公布・施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）（以下、「歴史まちづくり法」という。)」に基づき、「大洲市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 24 年(2012) 3 月に国の認定を受けた。その後、１度の変更認定を経て、10 年間にわたって貴重な資産である歴史的風致を維持向上していくための事業を実施し、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりに取り組んできた。

第１期計画中の取組みとしては、大洲城の石垣を初めとする文化財の保存修理や案内看板の整備、古民家の再生・活用、民間建築物ファサード整備及び郷土芸能保存会活動に対する補助、歴史的町並み保存対策調査を実施してきた。この成果として、文化財の修理やその周辺環境整備が進むとともに、空き家となった町家の活用により歴史的建造物や町並みの保存が図られ、観光客も増加した。

しかしながら、伝統工法による石垣改修は、文化財の価値を損失しないよう発掘調査や学術的な判断が必要なため、期間と費用を要することから完成に至っておらず、博物館施設（第１期計画記載事業名「歴史資料館整備事業」）についても建設地等の問題が解決せず着手できていない。

また、高齢化や人口減少に伴い、歴史的建造物の空き家化、滅失の進行、民俗芸能や伝統産業等の担い手不足が深刻な問題となっており、大洲市固有の歴史的風致を形成する町並みの保存、そして民俗芸能や伝統産業等の継承が難しくなってきている。

更に、新たな課題として、大洲城の眺望や町並み景観の向上、文化財を巡る動線の整備等、文化財周辺の環境整備の意見が多く寄せられているため、この対策が急務となっている。

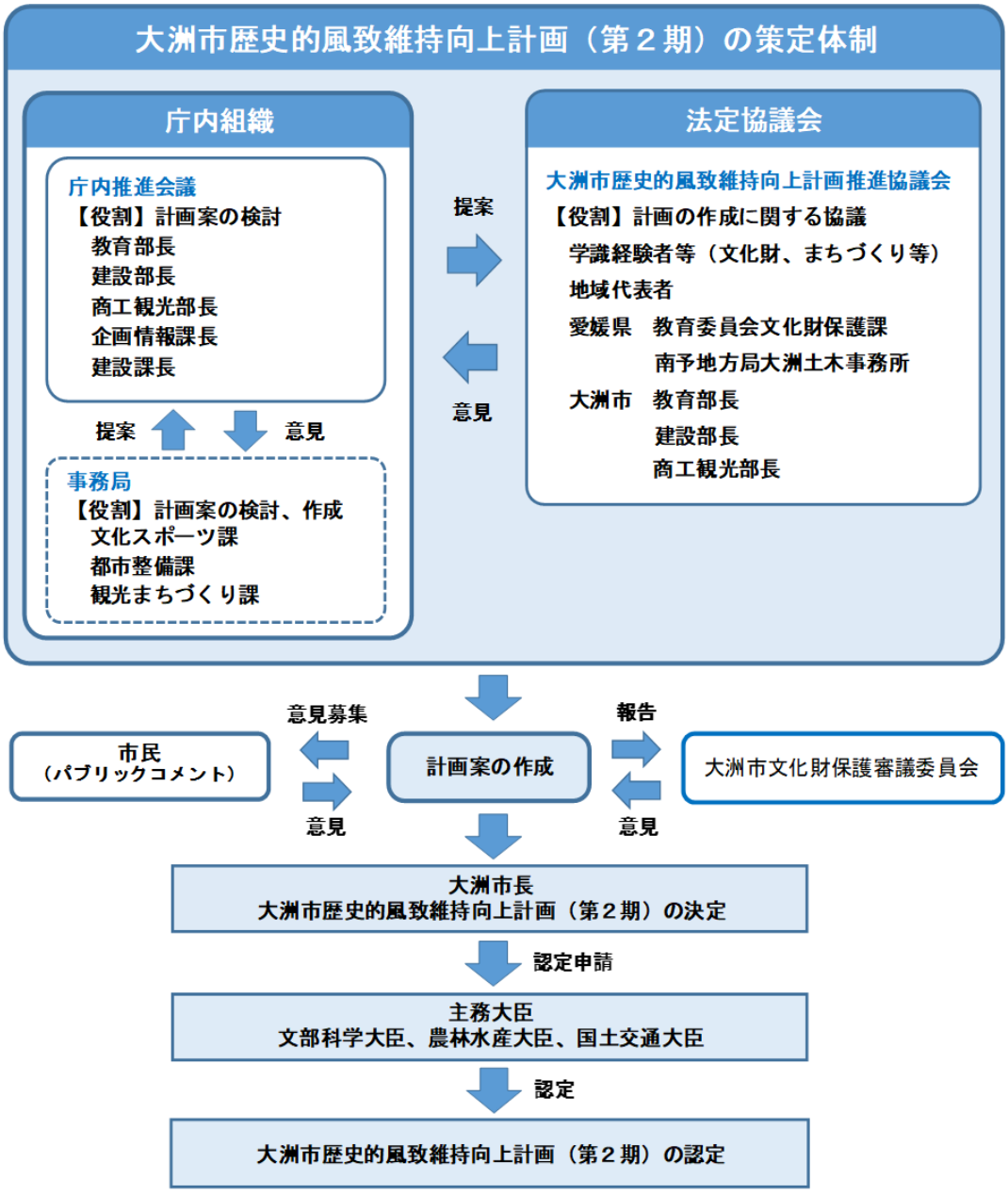
したがって、文化財の保存修理を継続するとともに、第１期計画の成果である歴史的町並み保存対策調査を基にした歴史的風致形成建造物の指定や、この保存修復に対する支援制度の創設により歴史的町並みの保存を図り、また、民俗芸能や伝統産業等の継承のための支援を強化し、更に新たな課題の解消により、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため「大洲市歴史的風致維持向上計画（第２期)」を策定する。

２．計画期間

本計画の期間は、令和 4 年度（2022）から令和 13 年度（2031）までの 10 年間とする。

３．計画の策定体制

本計画策定においては、文化スポーツ課（文化財担当課）、都市整備課及び観光まちづくり課（以上、まちづくり担当課）で組織する担当者会において作成した素案を基に、関係する部長及び課長で組織した大洲市歴史的風致維持向上計画庁内推進会議（以下、庁内会議という。）において検討を行うとともに大洲市文化財保護審議委員会へ意見聴取し、学識経験者等、地域コミュニティ団体、歴史・風土・まちづくりに関連する団体、愛媛県及び大洲市の関係職員で組織する大洲市歴史的風致維持向上計画推進協議会（以下、法定協議会（歴史まちづくり法第１１条）という。）において計画（案）を取りまとめ、市民への意見募集を行い計画を策定した。



大洲市歴史的風致維持向上計画推進協議会

役　職	所　　属	氏　　名	備　　考
会　長	大洲市文化財保護審議委員会委員	菅 野　隆 次	学識経験者等
副会長	肱南自治会会長	山 内　勝 之	地域における コミュニティ団体
委　員	岡山理科大学教授	江 面　嗣 人	学識経験者
委　員	(元)大洲市都市計画審議会委員	叶 本　　正	学識経験者等
委　員	大洲史談会会長	今 井　　要	歴史・風土・まちづくりに関連する団体
委　員	愛媛県教育委員会 文化財保護課主幹	日和佐　宣 正	愛媛県教育委員会
委　員	愛媛県南予地方局 大洲土木事務所長	片 上　　靖	愛媛県まちづくり担当部局
委　員	大洲市建設部長	谷 川　　剛	市職員
委　員	大洲市商工観光部長	武 田　康 秀	市職員
委　員	大洲市教育部長	井 上　　徹	市職員

４．計画策定（変更）の経緯

（１）第１期計画

平成 24 年 3 月 5 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の認定
平成 25 年 11 月 20 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
平成 26 年 12 月 3 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
平成 29 年 3 月 22 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
平成 31 年 3 月 29 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の変更認定

（２）第２期計画

令和 2 年度中	８回の担当者会を開催（６月～２月）
令和 2 年度中	２回の庁内会議を開催（５月、３月）
令和 3 年 2 月 16 日	大洲市文化財保護審議会に意見聴取
令和 3 年 3 月 25 日	法定会議を開催（意見聴取）
令和 3 年度中	４回の担当者会を開催（５月、７月、12 月、２月）
令和 3 年度中	３回の庁内会議を開催（５月、10 月、３月）
令和 3 年度中	２回の法定会議を開催（11 月、3 月）
令和 3 年 11 月 22 日	議会報告
令和 4 年 1 月 4 日～ 令和 4 年 2 月 3 日	パブリックコメント（意見募集）
令和 4 年 2 月 22 日	「大洲市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の認定申請
令和 4 年 2 月 25 日	大洲市文化財保護審議会に報告
令和 4 年 3 月 22 日	「大洲市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の認定

第１章　歴史的風致形成の背景

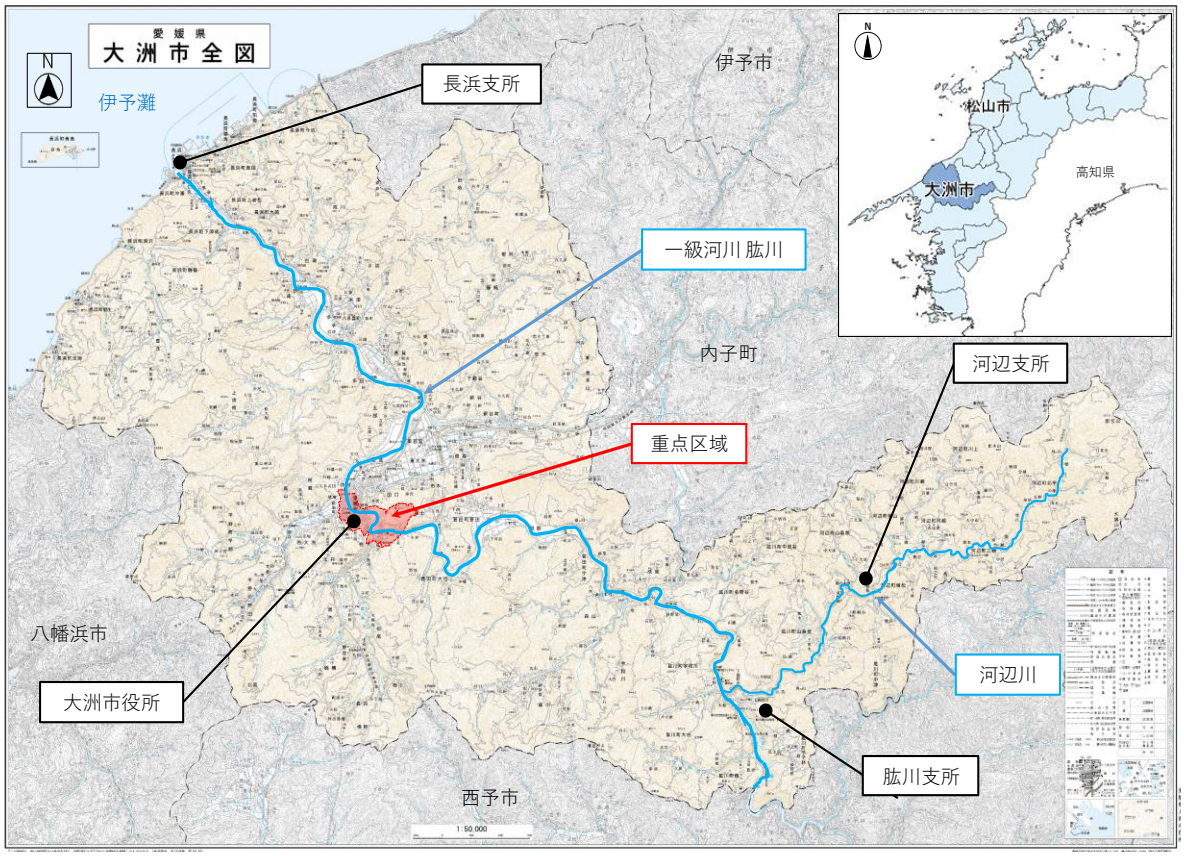
１．自然的環境

（１）位置

大洲市は、愛媛県の西南部に位置し、市域は東西 38 ㎞、南北 21 ㎞、総面積 432.12 ㎢の広さを有している。

県都である松山市から西南に約 50km の距離にあり、東は喜多郡内子町、西は八幡浜市、南は西予市、北は伊予市の３市１町に隣接している。

四国縦貫・横断自動車道やその他高規格道路の整備により、松山方面から八幡浜、宇和島、高知方面への玄関口として、広域流通・商業の拠点形成が進むとともに、文化・交流・観光の面でも重要な結節点となっている。



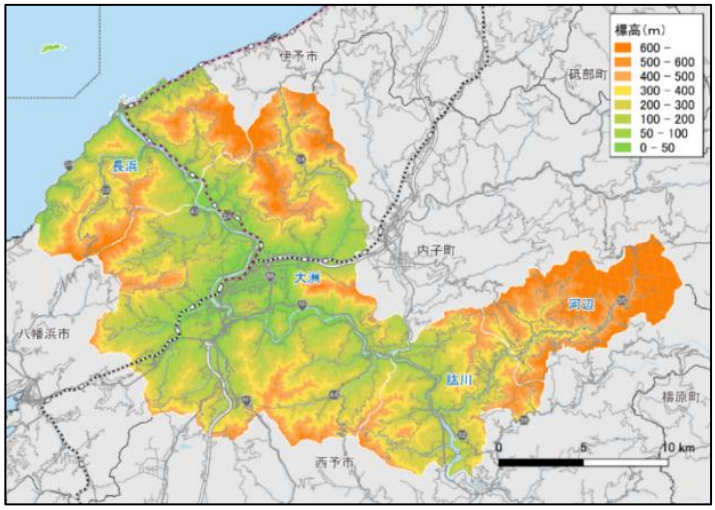
（２）地形・地質

本市は市域の中心を一級河川肱川とその支流の河辺川が流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されている。

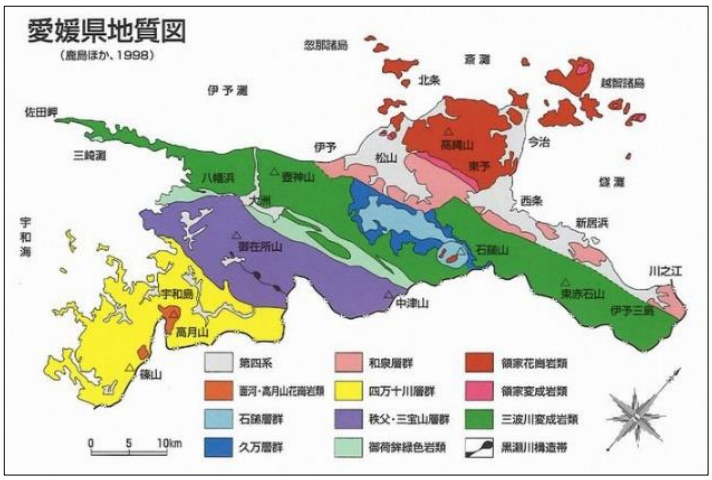
市域の 72.9%が森林で構成され、豊かな農林業地域を形成しており、中央部には大洲盆地が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面している。

本市の地質は、西南日本の地質を南北に分ける「中央構造線」の南側（外帯）に分布する三波川帯と秩父累帯に属する。

市内で産出される青緑色の輝緑岩は、「大洲の青石」とも呼ばれ、硬く風化しにくいことから、昔より石碑や庭石、石垣などに広く利用されており、大洲城の石垣や肱川の堤防護岸、市庁舎等の公共施設にも使用されている。



大洲市の地形図



愛媛県地質図

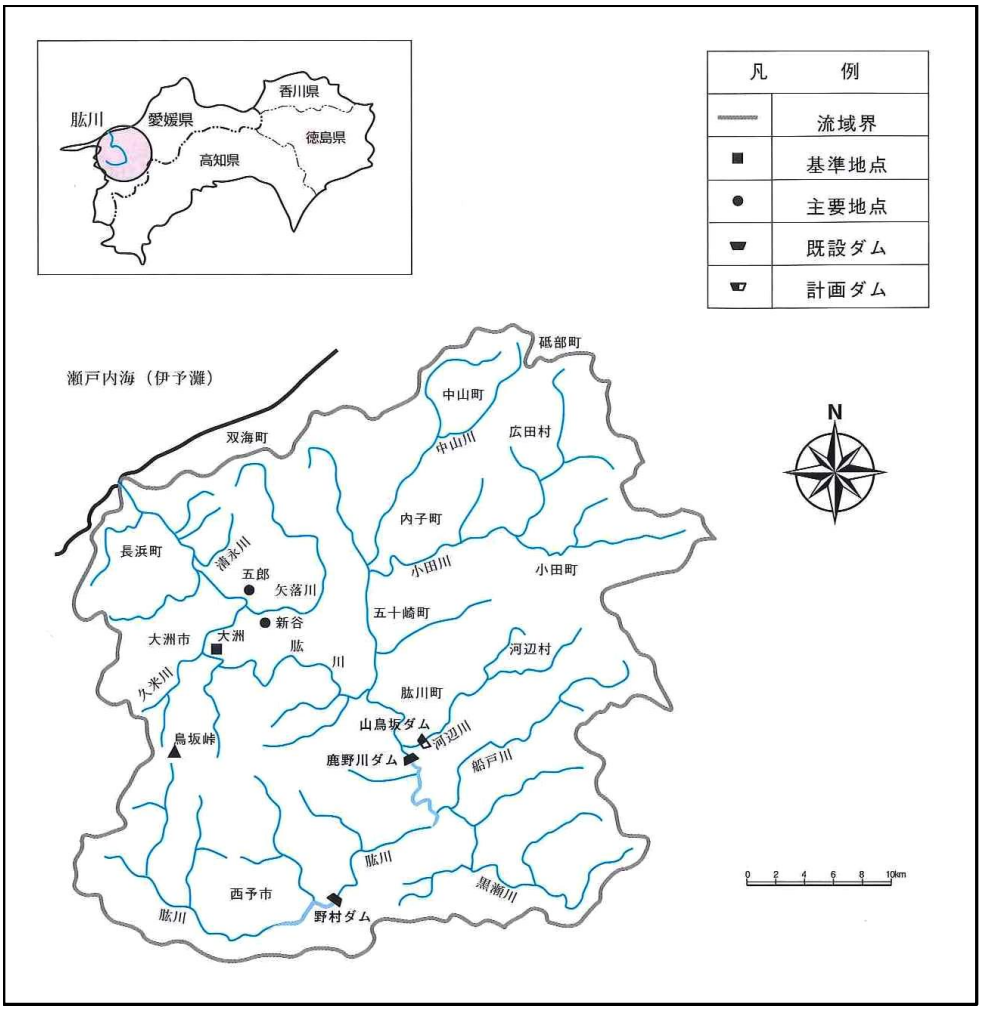

大洲城の石垣


堤防の護岸

（３）河川

本市の中心を流れる愛媛県下最大の肱川は、幹川流路延長 103km、流域面積 1,210 ㎢で、四国内の河川の中でも吉野川、四万十川、仁淀川に次ぐ規模であり、支川の数は全国で第 5 位の 474 を数える。

このような規模を誇る肱川は、その地形に大きな特徴がある。通常の河川は、土地が隆起した後にその山地を縫うように流路が形成されたものであるが、肱川の場合は、流域の大部分を占める四国山地が隆起し形成される以前に流路が存在しており、隆起してくる部分を侵食しながら流路を確保してきた河川である。このような河川を「先行性河川」と呼び、肱川流域では上流域だけでなく、下流域でも高い谷壁が河川に迫っているのが見られる。こうした山地より流路が先に形成されたことが、上流域と下流域に極めて緩やかな勾配を形成する結果を生じさせており、肱川流域の河川縦断面から勾配を見ると、中流域で 1/600、または 1/1000、下流域で 1/ 1500、または 1/1800 と極めて緩やかとなっている。



肱川流域図

このように河川勾配が極めて緩やかで、中流部の大洲盆地に支川が集中しており、中流部において大きく蛇行しているため、流路延長 103km に対して、源流から河口までの直線距離はわずか 18km しかなく、また、大洲盆地から下流は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがないといった地形的特性を有しているため、大洲盆地ではたびたび氾濫を起こしてきた。

平成 30 年（2018）7 月の西日本豪雨では、戦後最大の流量を記録する洪水により未曽有の被害が発生しており、河川環境の保全に配慮しながら治水対策が進められている。

表　近年の浸水被害履歴

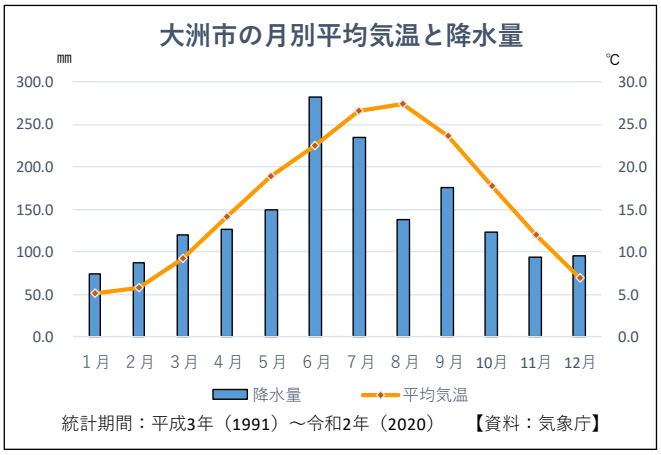
年月日	降雨原因	大洲第２観測所水位(m)	被害状況		
			床上（戸）	床下（戸）	浸水面積（ha）
H7.7.4	梅雨前線	5.84	768	427	956
H10.10.18	台風10号	5.22	43	138	767
H16.8.30	台風16号	6.85	299	281	965
H16.9.29	台風21号	5.28	6	38	266
H16.10.19	台風23号	5.29	1	9	421
H17.9.6	台風14号	6.49	146	180	713
H23.9.20	台風15号	6.20	70	85	574
H30.7.7	梅雨前線	8.11	2,069	789	1,372



洪水により浸水した大洲盆地（平成 30 年（2018）7 月 7 日）

（４）気象

本市の年平均気温は 15.9℃、年平均降水量は 1,700.8 ㎜となっており、東部の山間部は内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きい。西部は瀬戸内海式気候の温暖小雨の気候になっている。



大洲盆地の特徴的な気象現象は、10 月から 3 月にかけて発生する濃い霧で、霧の上に突き出た山々が島状に見えることから「雲海」と呼ばれ、秋から冬にかけての風物詩となっている。この雲海は、日中の気温と夜半の気温の差によって生じる肱川の水蒸気が上昇して形成されたもので、雲海に覆われた大洲盆地では、昼近くまで霧が晴れることはなく、人々の生活に大きな影響を及ぼしている。

大洲盆地を囲む山々の中腹には、一定の標高以上に集落が点在している。これらの集落は雲海の上に位置し、濃い霧の中で生活する人々が、より日光の当たる場所を求めて高地に形成されたものであり、大洲盆地特有の自然環境が生み出したものと言える。



雲海からの日の出

さらに、大洲盆地に発生した雲海は、下流域の長浜地区にも独特の気象現象を生み出している。

大洲盆地に溜まった霧が、伊予灘に向けて肱川を勢いよく下り流れ出るもので、霧を伴った台風のごとき強風が吹き流れる。これは、霧が広い盆地から肱川下流域の狭い峡谷へ入り、伊予灘へと向かう際に、大洲盆地と伊予灘の気圧の差から強風となって勢いよく吹き出るもので、肱川独特の地形に起因している。

世界的にも珍しい気象現象で、地元では「肱川あらし」と呼ばれ、長浜地区の冬の風物詩となっている。これら肱川によって生み出された雲海や肱川あらしなどの自然現象は、肱川流域独特の風土を育み、独特の景観を形成する要素となっている。



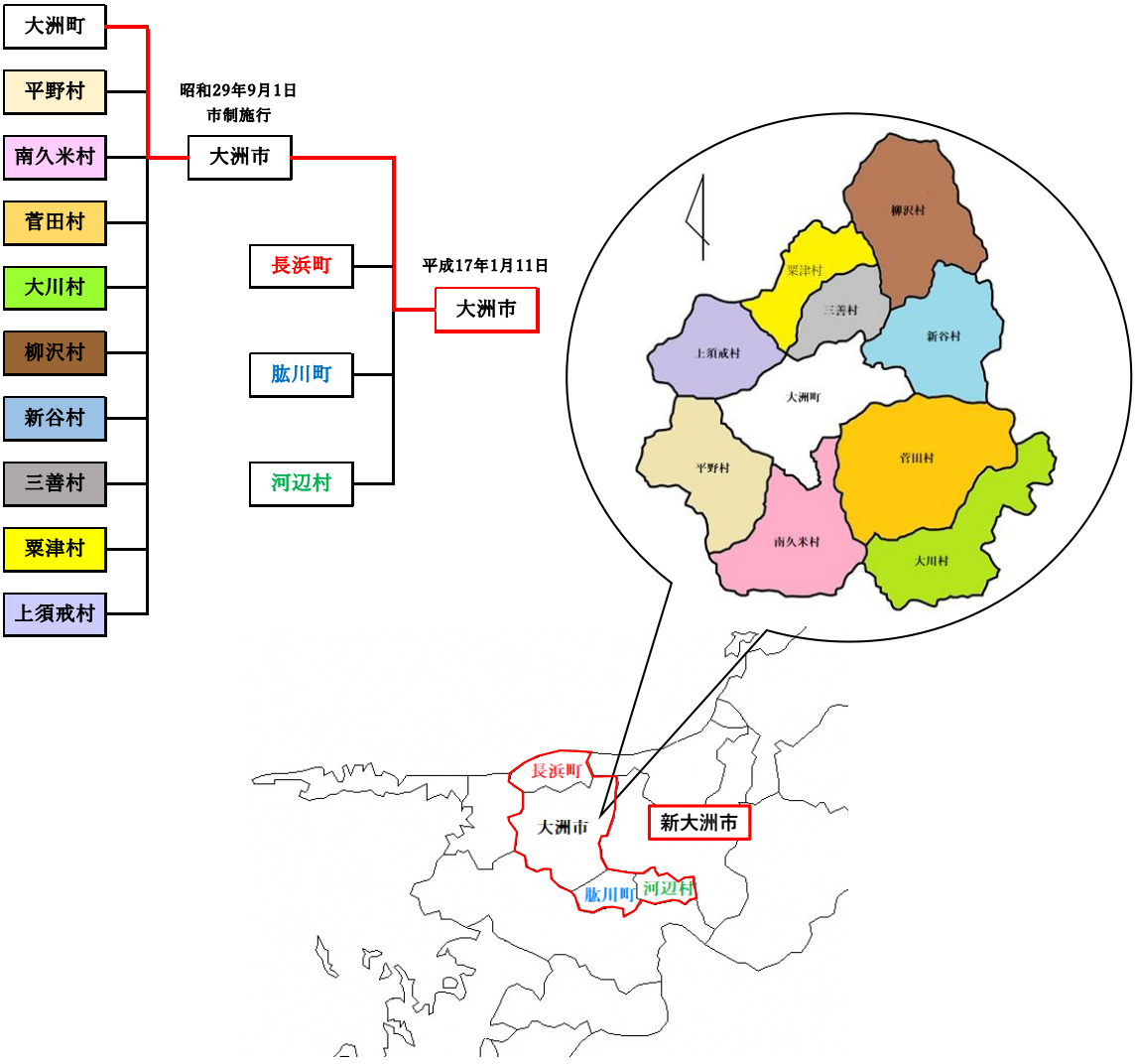
伊予灘に吹き抜ける肱川あらし

２．社会的環境

（１）沿革

本市は、昭和 29 年(1954) 9 月 1 日に、大洲町、平野村、南久米村、菅田村、大川村、柳沢村、新谷村、三善村、粟津村、上須戒村の 10 カ町村が合併して誕生し、平成 17 年(2005) 1 月 11 日に大洲市、喜多郡長浜町、肱川町、河辺村の 1 市 2 町 1 村が合併し、現在の市域が形成された。

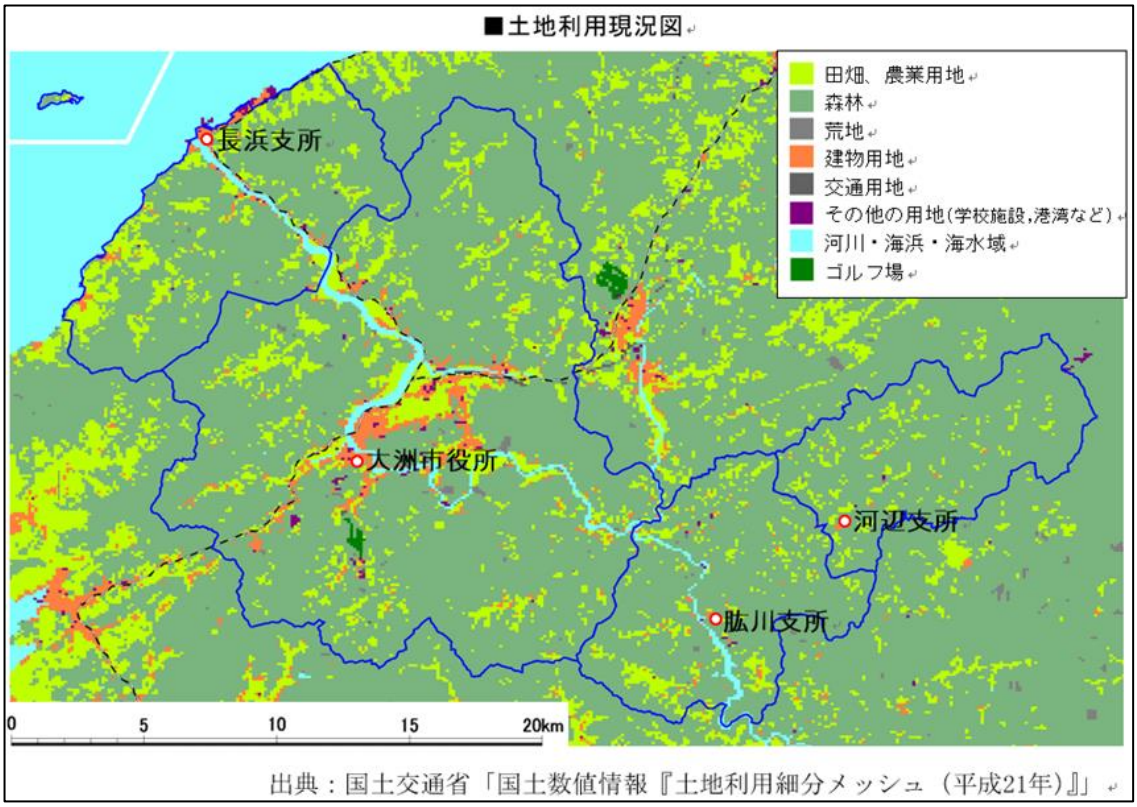
市域の変遷



（２）土地利用

本市の中心部である大洲盆地の平地部（肱南地区、肱北地区、東大洲地区）や肱川の河口部（長浜地区、沖浦地区）では、住宅や商業施設の立地により住宅・商業用地が拡がり、産業振興に伴う宅地造成整備された臨海部（晴海地区、拓海地区）には、工業施設が建ち並んでいるが、市域の大部分（72.9%）は森林である。

都市計画区域は 4,296ha、農業振興地域は 36,659ha（農用地区域：3,024ha)、水源かん養保安林は 3,185ha、自然公園区域（瀬戸内海国立公園）は 102ha が指定されている。



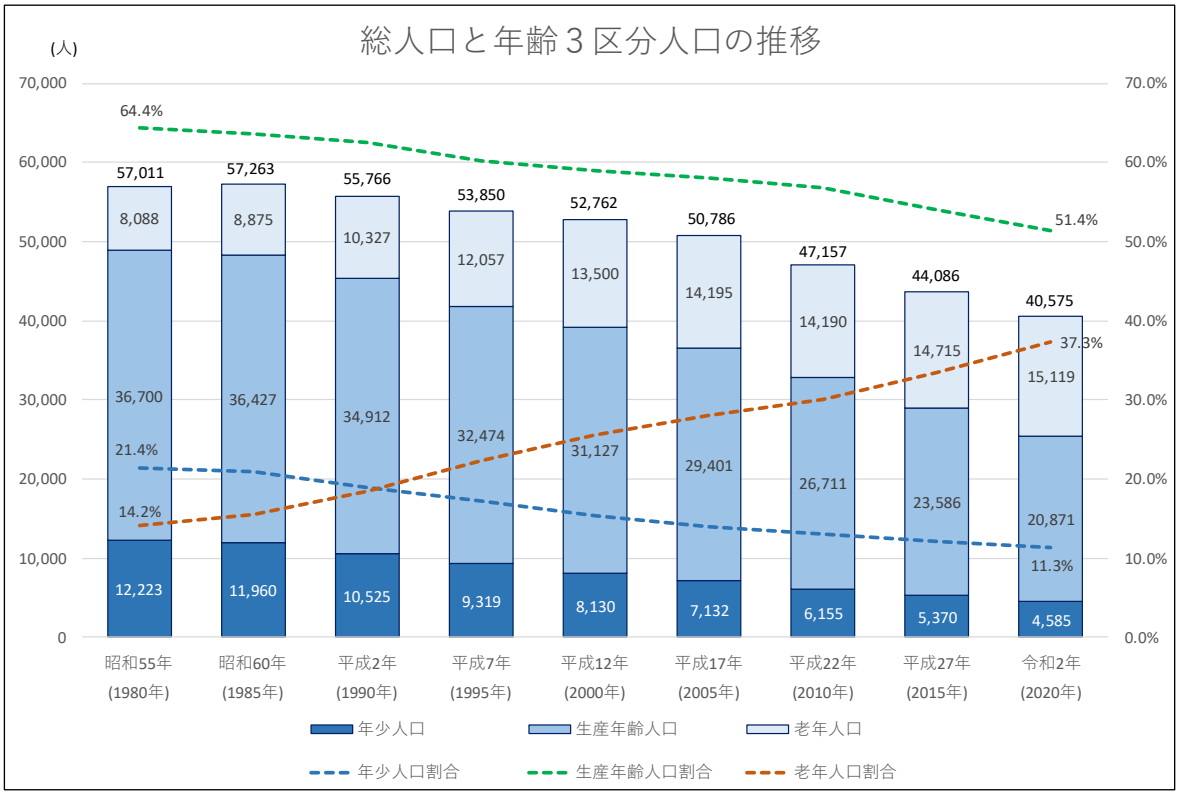
（３）人口動態

本市の総人口は、国勢調査の結果によると、昭和 60 年(1985)の 57,263 人をピークに一貫して減少傾向にあり、令和２年(2020)には 40,575 人となっている。年少人口・生産人口の割合は年々減少している一方で、老年人口割合は増加傾向にあり、令和２年（2020）時点で 37.3%となっている。

出生数は減少傾向にあり、平成 12 年（2000）以降、出生数 500 人未満が続いている。一方、死亡数は増加傾向にあるため、「自然減」の傾向が顕著になりつつある。

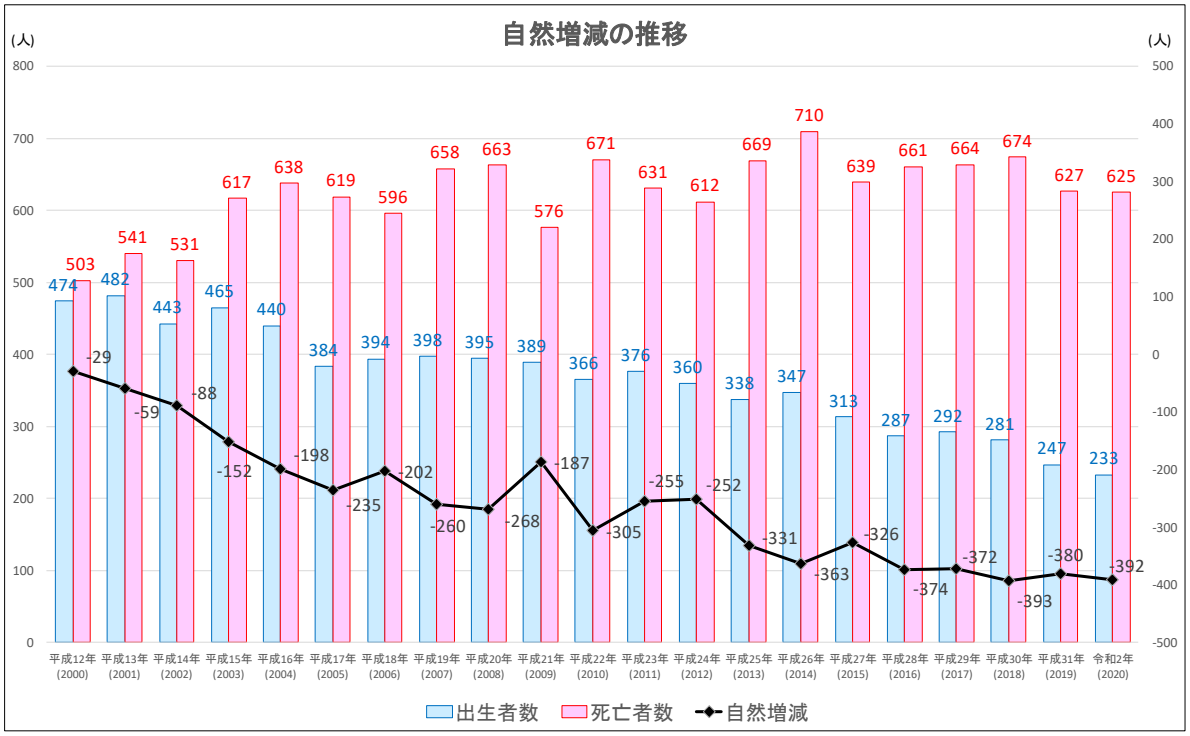
転入数・転出数ともに減少しているが、平成 17 年（2005）頃からその差が拡大し、「社会減」の傾向が顕著になっている。

大規模工場の撤退があった平成 21 年度（2009）をピークに減少幅は小さくなっていたが、平成 30 年（2018）の西日本豪雨災害の影響で転出者が増加している。

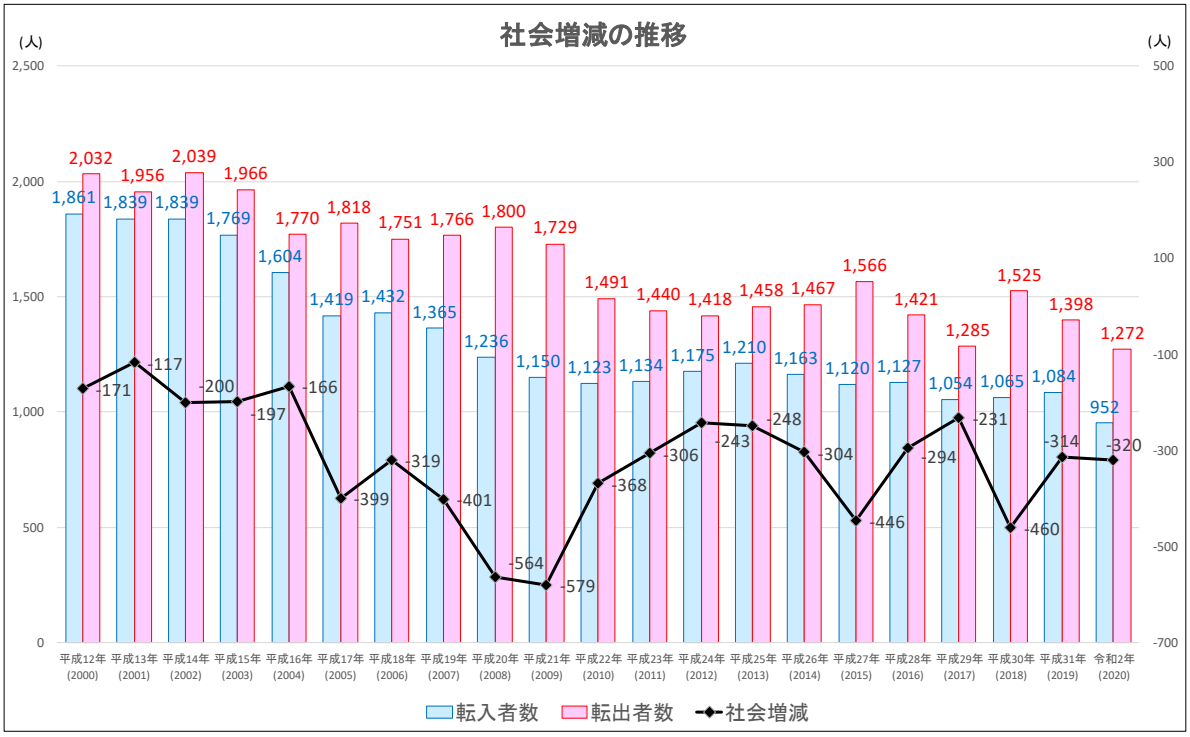


出典：総務省「国勢調査」

各年の総人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢３区分人口の和と総人口が一致しない場合や年齢３区分の人口割合の和が 100%とならない場合がある。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

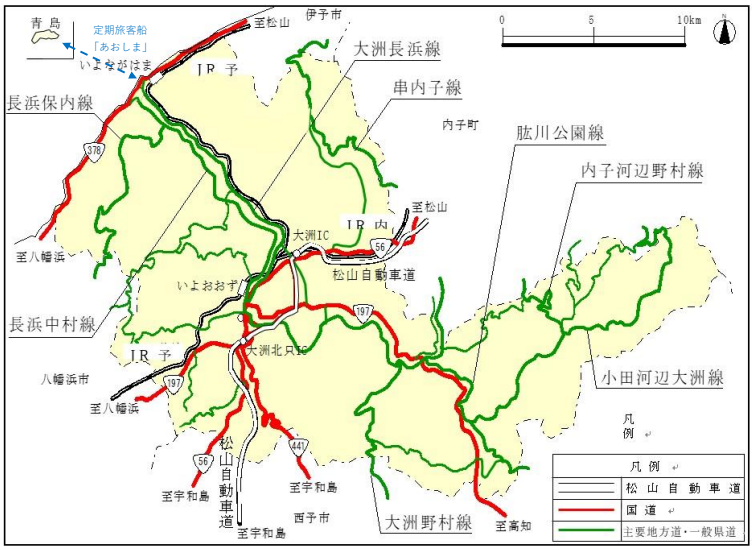


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

（４）道路及び交通機関

本市には、南北幹線の国道 56 号、東西幹線の国道 197 号、海岸沿いに走る国道 378 号、高知県に延びる国道 441 号の 4 本の国道が広域交通網を形成している。また、大洲長浜線、長浜中村線、小田河辺大洲線などの主要地方道が地域内をつないでいる。

高速道路では、四国縦貫自動車道（徳島・松山自動車道）の徳島～大洲間が平成 12 年(2000)7 月に全線開通するとともに、四国横断自動車道（松山自動車道）も平成 27 年(2015)3 月に大洲北只～宇和島市津島町岩松間が開通し、さらに高知県方面に向けて延伸しており、四国 8 の字ネットワークの一部を形成している。また、地域高規格道路（大洲・八幡浜自動車道）についても、八幡浜市方面から大洲に向けて整備が進んでおり、今後さらに広域的な交通の利便性が向上する。



大洲市の交通網図

鉄道は、松山から伊予長浜、伊予大洲を経て八幡浜・西予・宇和島を結ぶＪＲ予讃線が通るとともに、新谷から内子を結ぶＪＲ内子線がある。ＪＲ松山駅からＪＲ伊予大洲駅までは特急で約 30 分、ＪＲ伊予長浜駅からＪＲ伊予大洲駅までは普通列車で約 25 分かかる。

また、本市では市内循環バス「ぐるりんおおず」を運行しており、市内中心部の主要な公共施設や病院、商業施設を循環する市民の足として親しまれている。



市内循環バス「ぐるりんおおず」

（５）産業

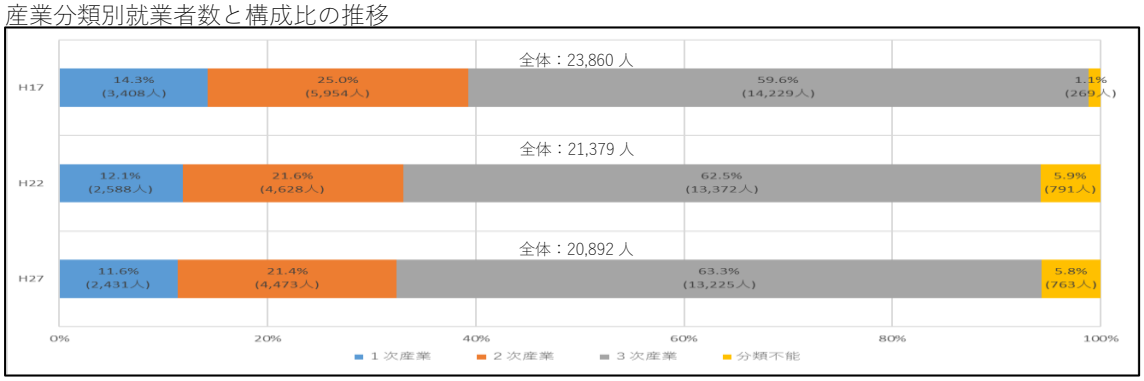
①産業別就業人口

本市の産業は、昭和 48 年（1973）に松下寿電子工業㈱の大規模工場が操業を開始すると、本市の産業の中心的役割を果たすようになり、これを契機に、電気、化学、食品などの企業が相次いで立地し、農村工業地帯として新たな発展を始めることとなった。

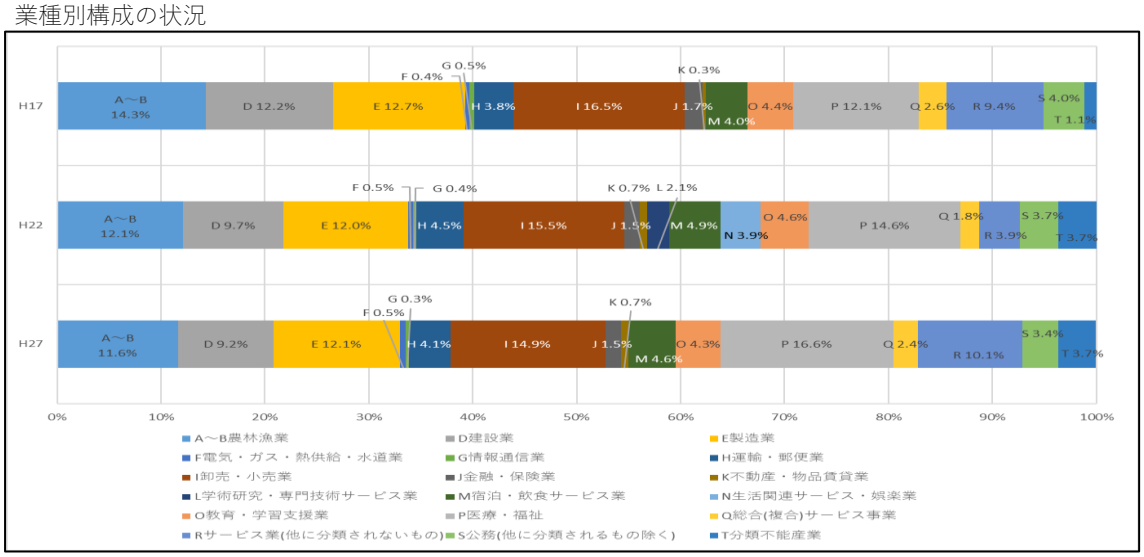
また、瀬戸内海沿いの長浜地域にも昭和 47 年（1972）に晴海工業団地が、平成元年（1989）には拓海工業団地がそれぞれ完成し、多くの企業が立地した。しかしながら、リーマンショック後の平成 22 年（2010）にパナソニック四国エレクトロニクス㈱（旧松下寿電子工業）大洲工場が閉鎖されると、関連会社も含め次々とその影響を受けている。

大洲市における就業者人口は、国勢調査の結果によると、平成 17 年（2005）には 23,860 人であったが、平成 27 年（2015）には、20,892 人となり、10 年の間で 2,968 人、率にして 12.4%減少しており、産業別従業者数の状況は、第 1 次産業及び第 2 次産業の就業人口は、総就業人口の減少率を上回る状況で減少した結果、その構成比率において、第 3 次産業の占める割合がやや増加している。

産業分類別就業者数と構成比の推移



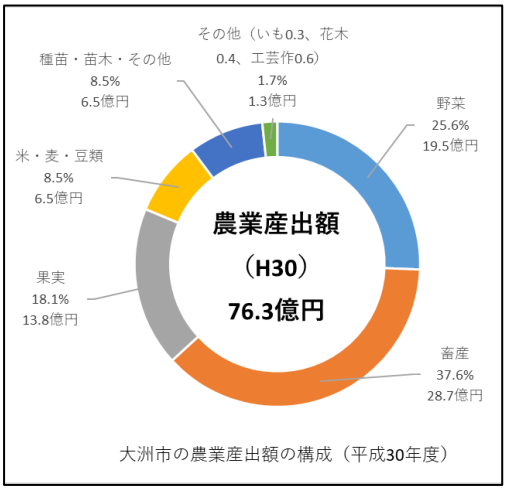
業種別構成の状況



②農業



本市は海岸部、盆地状の平坦部、中山間部と多様な地形と気象条件を有しており、それぞれの地域で特色を生かした多数の品目の産地が形成されている。



大洲市の農業産出額の構成（平成30年度）

平成 30 年（2018）の農業産出額は、76.3 億円で、そのうち畜産が 37.6%、野菜が 25.6%、果実が 18.1%、米が 8.5%を占めており、多様かつバランスの良い生産状況となっている。

畜産については、乳用牛、肉用牛、豚、鶏の飼養が行われており、園芸作物の栽培では、きゅうり、トマト、すいか、白菜、果樹栽培では、栗、キウイフルーツなどが特に盛んである。

【特産品】

○きゅうり



きゅうりの栽培は、中山間地を中心に行われており、その栽培時期は、半促成、夏秋、抑制と、４月から１２月までの長期にわたる出荷体制になっており、特に、露地栽培での夏秋きゅうりは、愛媛県内一の栽培面積と生産量があり、「肱川流域」での国の指定産地の認証を受け、京阪神を主な販売先として品質面で高く評価されている。

○トマト



トマト栽培は、1989 年より主要な品目として育成・拡大されてきている。

消費者に認められる安全・安心と信用を第一とした減農薬栽培による環境保全型農業により栽培されるトマトは、商品名「エコラブトマト」として販売されており、市場での評価が高い。

○すいか



昭和４３年頃大洲市は養蚕が盛んであったが、繭の価格低迷により、養蚕（桑畑）の代替作物として各種野菜の中から、本市の気候風土に適し、比較的栽培しやすく収益性の高い作物として雨よけすいかが栽培されるようになった。

肱川の肥沃な土壌条件や昼夜の温度差による良食味、良質なすいかは、商品名「エコラブスイカ」として京阪神・松山市場を中心に販売し、高く評価されている。

○秋冬はくさい



秋冬はくさいの栽培は、肱川流域の肥沃な土壌と、本市特有の冬場の霧・霜により、甘みが強く、葉肉の厚い良質なものとなっており、国の指定産地を受けている。商品名「エコラブハクサイ」として販売されており、市場での評価が高い。

○栗



栗は、中山間地域における主要な品目であり、その生産量は愛媛県の２分の１近くを占めており、秋の味覚として県内はもとより、主な販売先である京都や関西で高い評価を得ている。

○キウイフルーツ



キウイフルーツは、みかんに代わる新　たな果樹として1970年代から栽培が始まり、国産が減少する中で令和元年度においては愛媛県で二番目の生産量・販売数量を維持しており、４月中旬頃まで首都圏を中心に販売し、高い評価を得ている。

③水産業

本市の漁業は海面漁業と内水漁業に大きく分けられる。

海面漁業については、恵み豊かな瀬戸内海を主な漁場として大洲市の重要な産業となっており、長浜町漁業協同組合（以下「長浜町漁協」という）の集計によると、令和元年度の漁獲量は 348t、漁獲高は 160,488 千円となっている。

主な魚種はフグ、サワラ、ハモなど、主な漁業種は一本釣り漁業や小型底引き網漁業が中心となっている。

また、長浜町漁協では民間事業者と共同で、令和元年度からサツキマスの養殖事業とブランド化に取り組んでいる。

内水面事業については肱川での遊漁が中心となっており、アユ、アマゴ、ウナギなどが地域を代表する魚種として、地元料理でも提供されている。

【特産品】

○フグ

冬の味覚として親しまれているフグは、12 月から 2 月にかけてはえ縄漁により水揚げされる。

特にトラフグは主に八幡浜や松山市場に出荷され、長浜のフグとして好評を得ているほか、長浜地域の料理店には市内外からふぐ料理を楽しむ客が毎年多く訪れている。



○サワラ

サワラは味が良く、特に長浜地域では主に釣業により水揚げされることから痛みが少ないため、主に出荷される松山市の市場においても高値で取引されており、長浜町漁協の主要な魚種となっている。



◯ハモ

ハモは、夏場を中心に小型底曳き網漁業により水揚げされ、その多くは八幡浜市場を通じて高値で関西に出荷されている。

また、地域の料理店においてもコース料理として提供され好評を得ている。



（６）観光

大洲市は、藩政時代伊予大洲藩六万石の城下町として栄え、歴史的な建造物や、城下町としての町割りとともに昔ながらの町並みが随所に残っている事から、「伊予の小京都」と呼ばれてきた。

昭和 41 年に放映された NHK 朝のテレビドラマ「おはなはん」のロケが行われたことに由来し「おはなはん通り」と呼ばれるようになった江戸期の風情を色濃く残す通りや、平成 16 年に木造により復元した戦後では初の 4 層 4 階建大洲城天守が来訪者に喜ばれている。



おはなはん通りの様子



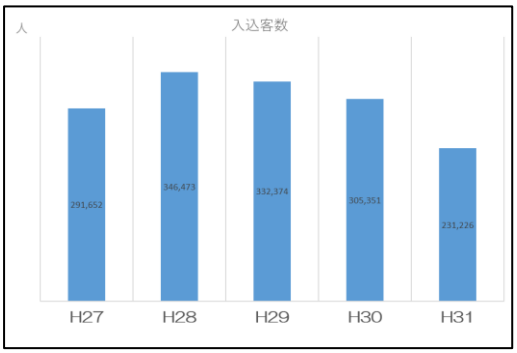
復元された大洲城天守

観光客数は、「大洲市主要観光施設入込状況調査」によれば、「えひめいやしの南予博 2016」が開催された平成 28 年（2016）に、過去 10 年間で最高となる 34 万 6 千人を記録し、平成 30 年（2018）は、西日本豪雨による激甚災害が発生したが、中心市街地に存する文化財観光施設等は浸水被害を免れ、国・県の観光復興に向けた支援策の後押し等から、ほぼ横ばいの 30 万 5 千人となっている。

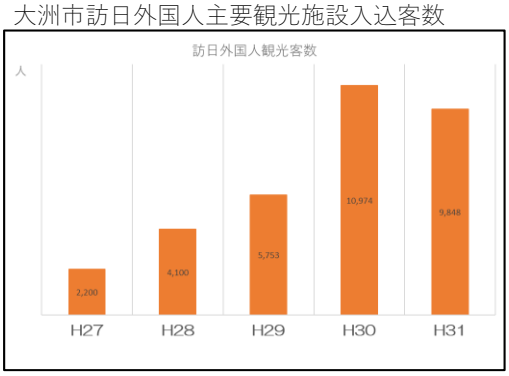
また、訪日外国人旅行者についても、調査を開始した平成 27 年には 2,200 人であったものが、平成 30 年には 10,974 人にまで増加している。

平成 29 年（2017）には、地域未来投資促進法（正式名称：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に基づく国の同意を受け、官民が一体となって空き家となった町家・古民家等をリノベーションし、訪日外国人旅行者や国内観光客をターゲットにした宿泊業や飲食業等のビジネスに活用する『町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり事業』に取り組んでいる。

大洲市主要観光施設入込客数



大洲市訪日外国人主要観光施設入込客数



注記：H31 年度の減少は、大洲まちの駅『あさもや』における
カウント方針を変更したことによるもの

写真は令和２年（2020）７月にオープンした「NIPPONIA HOTEL 大洲城下町」



OKI 棟(旧村上(長)家住宅)



TSUNE 棟(いづみや別館)



SADA 棟/ﾚｽﾄﾗﾝ(浦岡家住宅)

（７）特産品・工芸品・菓子・料理等

①おおず繭

養蚕業は明治期から伝わる伝統産業のひとつで、現在の繭生産量は愛媛県の約 60%を占めている。

繭は生産者によって丹念に選別され、布団や絹織物、化粧品などの原材料として用いられるほか、現在では医療・衛生商品の原材料としても研究開発が行われている。



②ロイヤルワックス（蝋）

木蝋の生産は明治期から伝わる伝統産業のひとつで、ハゼの実から純粋に絞った蝋を冷却し固めた生蝋、さらに古来からの「伊予式蝋花箱晒法」を元に改良を重ねた製法で、天日に晒し漂白した晒白蝋の生産が行われており、化粧品等の原材料として需要が伸びている。



③志ぐれ



大洲銘菓の「志ぐれ」は、大洲藩江戸屋敷内の秘宝菓子であったものが、参勤交代のときに藩内に伝わったことが始まりといわれている。

小豆と餅粉や米粉を混ぜ合わせ蒸し上げた和菓子で、羊羹やういろう、時雨(しぐれ)菓子とも一線を画す他に類を見ない菓子となっている。

④月窓餅(げっそうもち)



「月窓餅」は、大洲藩２代藩主加藤泰興公の好物であったことから、３ 代藩主泰恒公が泰興公の号「月窓」から名付けたと言われている。こし餡を本わらび餅で包み、青大豆きな粉をまぶした、やわらかくきめ細かい口ざわりが特徴の菓子である。

⑤いもたき



いもたきは、古くから地域住民の寄合行事であった「お籠(こ)もり」の際に河原で食されてきたものである。

夏芋(里芋)と油揚げ、こんにゃく、椎茸、鶏肉などを煮込んだものを肱川の河原で提供する「いもたき」は、大洲の秋の風物詩として楽しまれている。

３．歴史的環境

（１）大洲市の歴史と文化

① 原始・古代

大洲市における人類の生活の痕跡は、後期旧石器時代までさかのぼり、ナイフ形石器文化の段階である角錐状石器が長瀬遺跡で発見されている。

続く縄文時代には田合(たごう)遺跡や柚木(ゆのき)遺跡で縄文時代早期の押型文土器、常森(つねもり)遺跡や慶雲寺(けいうんじ)遺跡で縄文時代後期の土器片が発見されているほか、長瀬・馬場ノナル遺跡では姫島産の黒曜石をはじめとした他地域で産出される石材を用いた石器類が発見されている。

弥生時代になると遺跡の数は格段に増加し、近年、都谷（みやこだに）遺跡や村島（むらしま）宮の首遺跡で発掘調査が実施され、当時の集落の一端が明らかになっている。なかでも村島宮の首遺跡は、石斧やその未成品が多量に出土しており、全国的にも稀な石斧の製作遺跡と考えられ注目されている。


都谷遺跡

古墳時代は、鶏形埴輪が出土したとされる阿蔵（あぞう）古墳、横穴式石室を主体とする塚穴古墳（市指定史跡）や田合古墳などが見られる。律令期の様相は判然としないが、８世紀前半、律令体制が確立されると現在の大洲市域は当初宇和郡に属していたが、貞観８年（866）に宇和郡から分立して喜多郡が成立すると、大洲市域の大半が喜多郡に帰属した（『三代実録』）。また、『和名類聚抄』によれば、この喜多郡の下部組織には矢野郷、久米郷、新屋郷（にいやごう）の三郷が分立しており、久米郷と新屋郷が現在の大洲市域にあたる。


塚穴古墳（市指定史跡）の横穴式石室

『扶桑略記』によれば、承平４年（934）藤原純友による承平・天慶の乱において海賊が「喜多郡不動三千余石」を盗んだという記述が見られる。盗まれた不動倉は、久米・新屋郷のうち、水運の便がある場所に設置されていたと考えられている。新屋郷の中心域だったと考えられる現在の新谷地域からは、赤色塗彩土師器や緑釉陶器といった律令期の遺物も発見されており注目される。

② 中世

承久の乱前後に伊予国守護となった宇都宮氏は、もともと下野国宇都宮郷に本拠を置く地方豪族であった。宇都宮氏は、代々伊予国守護に任じられるほか喜多郡地頭職を与えられており、喜多郡は宇都宮氏の一族の所領であった。元弘３年（1333）鎌倉幕府倒壊の際には、喜多郡地頭宇都宮貞泰の代官などが根来山城に籠って忽那・三島祝などの反幕勢力と激しく戦っているが、伊予国守護宇都宮氏は元弘の乱によって守護の地位を追われている。し

かし、宇都宮氏の一族は喜多郡の地頭として勢力を存続させ、室町、戦国時代には有力な国人領主となった。

戦国時代における喜多郡には宇都宮氏を中心とする多くの在地領主が存在し、隣接する河野氏と西園寺氏に挟まれるなかで、地蔵ヶ嶽城（大洲城）を居城として勢力の維持を図っていた。

こうした状況のなか、永禄 11 年（1568）喜多郡と宇和郡の境界にある鳥坂峠において、河野・毛利氏と宇都宮氏・土佐一条氏との間で戦国時代南予地方最大となる合戦が引き起こされた。

土佐一条氏の加勢を受けながらも、この合戦に敗退した宇都宮氏はその後喜多郡において勢力を衰退することとなり、宇都宮氏の求心力を失った喜多郡では、中小の在地領主が各々の利害で離合集散する状況となった。そのため、肱川流域の下流域では河野・毛利氏に帰属する領主が出てくるほか、肱川の内陸部では菅田の大野氏のように土佐の長宗我部氏と結び付く領主も出てきた。



津々喜谷氏の居城　瀧之城跡

なかでも宇都宮氏に従って下野国から移ってきたとされる津々喜谷氏は、南北朝時代よりこの地域で活動していた肱川下流域の有力領主である。大洲盆地と河口の長浜との中間地点に築かれた瀧之城（たきのじょう）を本拠とし、戦国時代には河野・毛利勢力に属していた。

瀧之城は、河口と大洲盆地の中間に位置する地理的性格から河野氏の勢力伸張や、喜多郡内での領主間抗争などの騒乱の中において、喜多郡への進攻や防御のうえでも重要な場所と位置付けられている。これは天正 12 年（1584）、毛利軍が豊臣秀吉の四国平定の先発として喜多郡へ進攻した際には、瀧之城付近において長宗我部氏と連携する喜多郡の在地領主との間で数回にわたる合戦が繰り返されていることからもうかがい知ることができる。



西禅寺文書
（愛媛県歴史文化博物館保管）

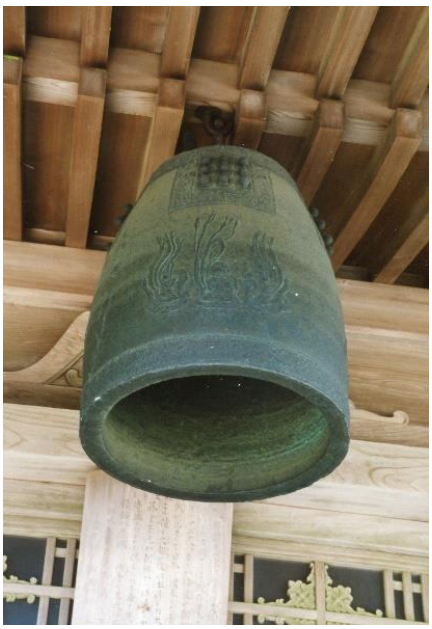
こうした喜多郡の情勢については、津々喜谷氏の菩提寺である西禅寺に残されている『西禅寺文書』に見るこ

とができる。この文書は、観応３年（1352）宇都宮貞泰が津々喜谷氏の忠功にむくいるため西禅寺に年貢納付を明示した寄進状を始めとして、天正８年（1580）までにおよぶ寄進状や安堵状 17 通を巻子１巻にまとめたものである。現在、愛媛県有形文化財に指定されており、中世喜多郡の情勢について窺うことができる重要な資料となっている。

③ 近世

ｉ）豊臣政権下の大洲

天正 13 年（1585)、秀吉により四国平定がなされると、伊予一国を与えられた小早川隆景は、伊予国における中世城郭の整理を行っている。喜多郡では、中核となる大津城のみを存城とし、それ以外は破却の方針を示す一方で、肱川下流域にある祖母谷、瀧之城、下須戒の３城については、一か所に統合させるものとされており、肱川下流域の城郭が、肱川流域における海上・河川交通の中継点、大洲盆地への進入の拠点として重要なものであったことがわかる。



藤堂高虎が奉納したと伝えられる朝鮮鐘

天正 15 年（1587)、小早川隆景が筑前国へ転封となると、喜多郡・宇和郡は秀吉の直臣である戸田勝隆が領主となり、大津城を主城とした。戸田勝隆が文禄の役の出陣中に病死すると、文禄４年(1595)に藤堂高虎が喜多・宇和郡の領主となった。

入封当初の藤堂高虎は、大津城を拠点としている。慶長２年（1597)、朝鮮出兵に参加する際には金山出石寺に参詣し、帰国後は朝鮮より持ち帰った銅鐘（重要文化財）を同寺に奉納したと伝えられている。

また、高虎は朝鮮で捕らえた捕虜を大洲へ連行しており、この中には朝鮮王朝の官吏で、後に近世儒学の祖といわれた藤原惺窩と交友し、日本の儒学に影響を与えた姜沆も含まれていた。姜沆は、大洲拘留時代に大津城下の老僧や金山出石寺の僧などと漢詩の交換などを行って交流を深めており、現在、姜沆が拘留されていた大洲城跡の一角には顕彰碑が建てられ、姜沆の功績を称えている。

その後、宇和島城の築城を開始した高虎は宇和島へと拠点を移し、慶長５年（1600）の関が原の戦いの後、伊予半国 20 万石を領有すると、今治城を

築城し拠点を今治へと移した。

慶長 13 年（1608)、藤堂高虎が伊勢国の津へ転封となると、代って慶長 14 年（1609)、淡路国洲本城主であった脇坂安治が領主となった。脇坂安治は、入封後すぐに家臣に与えた所領の支配規定を定めた「給人所法度」を定めている。これは、中世・戦国時代の土豪的支配体制を排除し、藩主から任命された庄屋による支配体制を確立させようとするものであり、この脇坂氏の時代に大洲での近世的な支配体制が確立されたものとされる。



大洲城内に建立された姜沆顕彰碑

ⅱ）近世における大洲城と城下町の形成と変遷

大洲城は、大洲盆地の肱川と久米川が合流する付近にある独立丘陵に築かれた平山城である。頂上に本丸、北から南の山麓部には細かく区切った二の丸を配し、内堀を隔てて西から南にかけて三の丸を構える梯郭式の縄張りをとった城郭である。中世の頃には宇都宮氏の居城であったが、天正 13 年（1585)の豊臣秀吉の四国平定後、伊予国の領主となった小早川隆景の城郭整理によって、大洲城は存城として位置付けられると、その後城主となった戸田、藤堂、脇坂氏の代によって近世城郭へと徐々に整備されたとされている。


平山城の大洲城跡

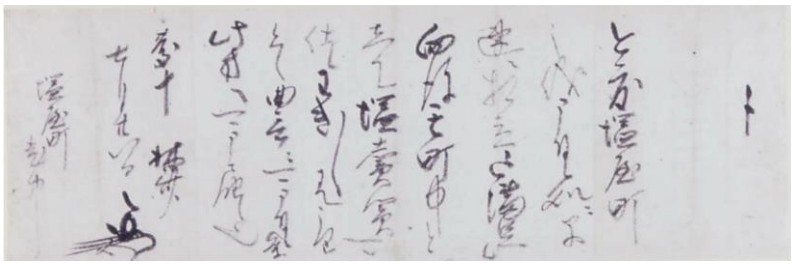
平成 11 年に実施された、大洲城天守跡の発掘調査では、天守の建替え痕跡が確認され、新旧２時期にわたる天守の存在が想定されるなど、この時期に盛んに城郭整備が行われたことがうかがわれる。また、豊臣秀吉や秀吉直臣の居城で出土例がある菊紋瓦なども発見されており、大洲城が重要な城郭に位置付けられていたと考えられる。

近世城郭として整備された大洲城は、寛永４年（1627）幕府隠密の『讃岐伊予土佐阿波探索書』や『正保城絵図』から江戸時代初期の様子を知ることができるが、元禄５年（1692）に描かれた大洲城絵図と比較しても最上段の本丸に天守、二の丸に藩主の居住した御殿（ごてん）、三の丸に武家屋敷を配し、それ

を内堀と外堀の二重の堀が城域を取り囲んでいることから江戸時代前期にはほぼ現在に見られる城郭のスタイルが整っていたことがうかがわれる。

また、江戸時代には天守を含めて 18 の櫓が存在したとされている。江戸時代を通じて本丸から三の丸にいたる全域で数多くの石垣の改修や櫓などの建て替えが行われているが、基本的な城郭のスタイルに大きな変化はなかった。

こうして大洲城が近世城郭として形成される一方、その経済的拠点となる城下町も形成され始めた。慶長 10 年（1605）に藤堂高虎が塩の売買を行う町を整備したことが、高虎の家臣田中林斎から塩屋町老中に宛てた塩屋町創成褒状から確認でき、城下町形成の一端を知ることができる。



塩屋町創成褒状

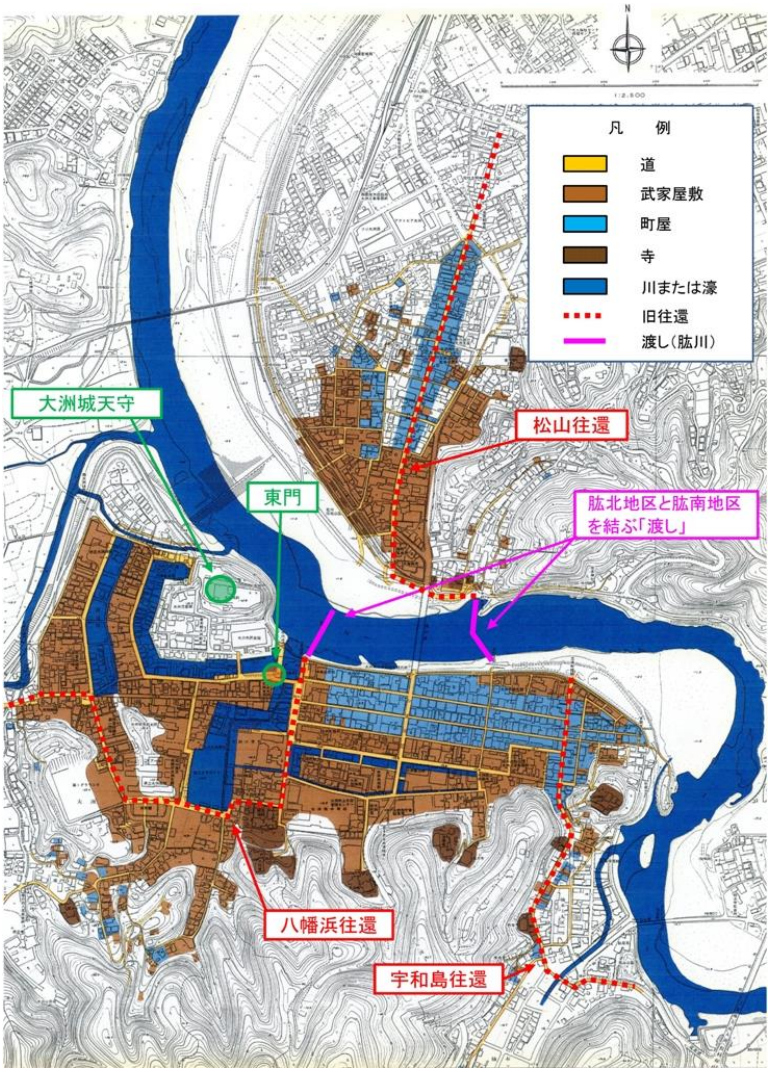
また、豊臣時代によく見られるような道路に面した屋敷の間口が狭く、奥行きが長く短冊状に区画された町割りの形成や、城下町の東端で高虎の重臣であった渡辺勘兵衛の屋敷があったと伝えられる場所に、今でも勘兵衛邸（かんべやしき）と呼ばれる地名が残ることからも、高虎の頃に概ね城下町が形成されたものと考えられている。その後、元和 3 年（1617）、大洲藩初代藩主加藤貞泰が入封して以降は、城下町に大きな変化は見られない。

また、城下町は大洲城のある南側（肱南（こうなん）地区）と肱川を挟んだ北側（肱北（こうほく）地区）に分かれており、それぞれ中央部には往還が通り、それらは肱川の「渡し」によって結ばれていた。肱南側は南へ延びる宇和島往還、西へ延びる八幡浜往還の起点に、肱北側は北へ延びる松山往還の起点となっており、喜多郡を含む南予地方の経済的拠点としての役割を担った。

こうした城下町の様子は、江戸時代後期にあたる文化 10 年（1813）の城下町絵図からも見ることができ、武家屋敷は大洲城と城下町を取り囲むように配置される一方で、肱川を挟んだ北側へも展開しており、一部の武家屋敷では上中級家臣の屋敷が街道に面した状態で配置されるなど、城と城下町の防御を意図していたことがうかがわれる。

これに対して町人町も大洲城のある肱南地区だけでなく、肱北地区にも展開していたことが文化 10 年（1813）の絵図からうかがうことができる。

南側の町人町は、大洲城の大手となる東門から東側にかけて縦に形成された本町・中町・裏町の３筋の町と、この３つの町を横断するように形成された塩屋町・上横丁・下横丁の３筋から構成されている。一方、対岸の北側は往還に沿って縦に形成されている。この町は、川を挟んで城下町と町続きであることから、長浜、新谷とともに準城下に位置付けられ、郡内三町と呼ばれた在町である。そのため、城下町と同様に特定商品の販売が許可された町であった（『愛媛県史 近世上』）。



大洲城下町における町割

大洲の城下町は、概ね江戸時代を通じて町家数には大きな変化はなく、慶安４年（1651）に町家が 302 軒であるのに対して、文久元年（1861）には 351 軒と約 200 年で 49 軒しか増加していないことがわかる。

享保 17 年(1732)に城下町の大半となる 360 軒が焼失した火災の際には、裏町の南側にあった町家と塩屋町にあった武家屋敷の配置替えを行い、裏町・片原町の道路幅の拡張を行っている。また、安永５年（1776）には火災時における避難路確保として、比志町(現比地町)から河原のある北側に向けて二筋の突抜通路を設置するなど火災対策が図られた。度重なる災害に見舞われたものの、江戸時代を通して短冊状の城下町の街区そのものの形態に大きな変化はなかった。

ⅲ）大洲藩加藤家の就封と藩政の確立

元和３年（1617)、加藤貞泰（さだやす）が伯耆国米子より伊予大洲６万石に入封して以降は、加藤家が 13 代にわたって廃藩置県まで在封したが、藩体制が確立されたのは、２代藩主加藤泰興（やすおき）から３代藩主加藤泰恒（やすつね）にかけての頃である。

泰興がまず取り組んだのは、飛地領の解消である。当時、大洲藩領が隣藩の松山藩領である風早・桑村両郡の一部に６万石の内１万 4400 石が存在している点を問題視しており、他藩を経由しなければ到達できないような飛地領が存在していた。寛永 11 年（1634）泰興は、松山城主蒲生家の断絶によって松山城在番を命じられたのをきっかけに風早・桑村郡と伊予郡と浮穴郡の一部の替地を実施し、まとまった藩領の確立を行っている。

また、泰興は藩権力の強化を行うため、弟加藤直泰（なおやす）に１万石を分知し、分家となる新谷藩を確立させたほか、家臣団の充実を図っている。泰興は藩主在任中に 87 名の家臣を召し抱えており、歴代藩主の中でも一番家臣を召し抱えた藩主である。とくに、家臣団の召し抱えについては、大名家が廃絶となった際に、浪人となった武士の中で有能な人物を選出して召し抱えている。特にこの頃召し抱えた家臣の本貫地を見ると、九州から東関東など広範囲に及んでおり、全国的な規模で家臣を召し抱えたことがわかる。

さらに、泰興は、松山城在番、高松城在番、丸亀城在番を勤めた際にも在番先の旧主家の家臣なども召し抱えており、広く家臣団の充実に力を入れていた。

このように家臣団の増加が図られる一方で、３代藩主加藤泰恒は、家臣に土地を給付し、自領からの年貢を俸禄とする旧来の知行地体制から、年貢をすべて藩へ直接納付させ、家臣の俸禄は宛がわれた知行の分を藩から支給する蔵米給与へと変更した。この俸禄制の変更により、従来家臣が直接地方支配を行っていた権力をすべて藩主へ集中させ、家臣自身の権力の削減と藩権力の拡充が図られることとなり、これによって大洲藩の藩体制が確立したものと言える。

ⅳ）大洲藩の文教政策

大洲藩の歴代藩主は好学として知られているが、その始まりは藩祖加藤光泰（みつやす）にある。光泰は儒書に親しみ、朝鮮出兵時においても『論語』、『孟子』を座右から離さなかった。２代藩主加藤泰興は、禅宗の高僧である盤珪永琢（ばんけいようたく）に深く帰依し、寛文９年（1669）には盤珪のために如法寺を創建している。

５代藩主加藤泰温（やすあつ）は陽明学に傾倒し、江戸藩邸では陽明学者三輪執斎（みわしっさい）を招いて聴講するほか、執斎の高弟である川田雄琴（かわだゆうきん）を藩士に召し抱えている。

雄琴は藩主及び藩士に対して講義を行うほか、領内を巡講して近隣町郷教化に努めた。その成果として、延享２年（1745）領民の中で奇特者として賞された人物の事跡を 45 伝にまとめ、『予州大洲好人録』５巻を編述している。

また、雄琴は藩校建設の任にあたると、延享４年（1747）６代藩主加藤泰衒（やすみち）の代に学堂を完成させた。この学堂は、孔子像を祀る祀堂と講堂から成り立っており、名称も「止善書院明倫堂（しぜんしょいんめいりんどう）」と名付けられ、伊予八藩の中で最初の藩校となる大洲藩校として発足した。そして藩校の発足以後も、川田家は４代にわたって藩校の教授として陽明学を教授した。

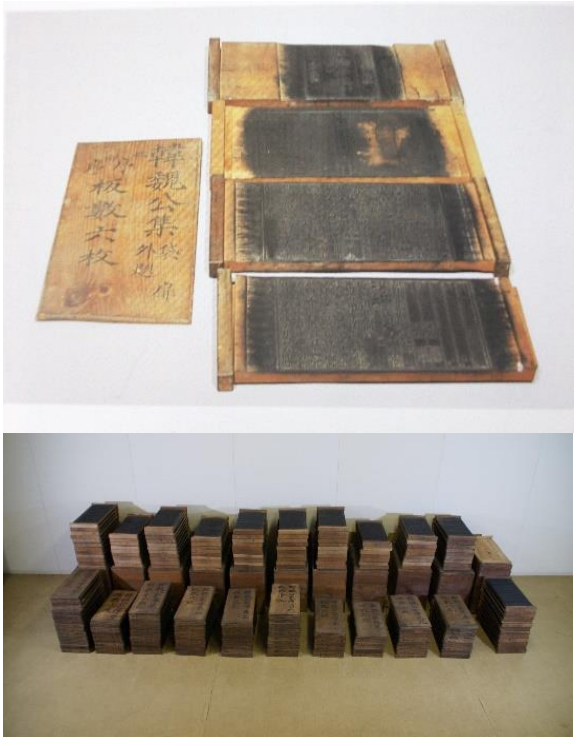


大洲市指定史跡「古学堂跡」に残る文庫

こうした中で、藩校とは別に民間の私塾や寺子屋などが下級藩士や町人等の教育機関として開設され、教育が活発化することになった。伊予国で最初の民間教育機関となったのが、大洲八幡神社の神官、常磐井家が設立した「文庫」と「学室」である。

八幡神社９代目の神主兵頭守敬は、これまで社人養成が中心であった場を多くの階層の人々が学ぶ場として家塾を開放し、寛延３年（1750）図書館となる「文庫」を設立、その後、息子の守貫によって学舎となる「学室」の整備が図られた。守敬・守貫２代で整備させてきた「文庫」と「学室」は、守貫の養子となった厳戈の代になり「古学堂」と名付けられた。

伊予で最初に創立された民間教育機関「古学堂」は、大洲藩校明倫堂とともに伊予国で最初という点から考えると、大洲の教育・文化レベルの高さを物語っていると言える。10 代藩主加藤泰済（やすずみ）は、歴代藩主の中でも博学探究の



加藤家に保管されていた『韓魏公集』の版木

学者大名で、泰済の藩主在任中には領内各村の旧記や町村の旧家の系譜、和歌集など他藩では見られないような多くの著作物が刊行された。その中でも特に注目されるのは、泰済自身が尊敬していた北宋（ほくそう）の名宰相韓琦（かんき）の著作『韓魏公集』の刊本を藩独自で行おうとした点である。しかし、この刊行事業は泰済が藩主在任中には完成することはなく、11 代藩主加藤泰幹（やすもと）が在任中の天保 13 年（1842）にすべてが完成した。この書の刊行は日本でも唯一のものであり、２代の藩主にわたって完成されたこの書籍は、大洲藩にとって重要な事業であったことがうかがわれる。さらに、この「韓魏公集」で作成された版木は 608 点にものぼり、このすべての版木は旧藩主加藤家で近年まで大切に保存されてきた。

④ 近代

ⅰ）藩の解体と町村の成立

明治４年（1871）７月に廃藩置県が実施されると、大洲藩は大洲県、新谷藩は新谷県となり、その後宇和島県、神山県と統廃合を経て、明治６年(1873)石鉄県と合併して愛媛県が誕生した。

愛媛県では、旧両県で用いられていた従来の行政区画である大区小区制を再編すると、翌年、さらには明治９年（1876）に大区小区の区域改正を行った。

明治 11 年（1878)、大区小区制が廃止され、代わりに郡区町村編成法が施行されると、新たな行政区画として喜多郡が発足した。喜多郡の区域は、大洲市域の大部分にあたり、藩政時代の政治の中心であった大洲町のうち、大洲城の旧入口であった桝形の旧町会所跡に喜多郡役所が設置された。

ⅱ）近代における大洲城と城下町の変遷

明治時代に入ると大洲城と城下町に大きな変化が生じ始める。大洲城は、明治６年（1873）に城郭の存廃の公示によって廃城と定められると、士族授産事業の格好の対象となっていった。それを窺わせるように、明治６年(1873)３月から大洲城周辺の戸長を中心とする士族たちが、大洲城の外堀や城郭内の土地などの拝借、又は払い下げについて、再三にわたり愛媛県に対して嘆願書を提出している。

このように大洲城を士族授産の対象として考える士族の動きは大きく、明治７年（1874）10 月になって、ようやく愛媛県より大洲城の入札の告示が行われ、落札されている。大洲城の落札者を見てみると、数名の下級士族が本丸から二の丸までの所有者となっており、これが、近年まで大洲城本丸

の一部に至るまで、ほぼ全域が個人の所有となっていた原因である。その後、大洲城の土地や建物は所有者が変遷していくなかで城内の建物の解体や城郭の荒廃が進み、ついには、明治 21 年（1888）には天守の取り壊しまでもが行われた。

しかし、こうした大洲城跡の荒廃が進む一方で、明治 25 年（1892)、大日本私立衛生会喜多郡支会によって大洲城跡の公園化が計画されはじめた。この背景としては、江戸時代加藤家の居城であった大洲城が時代の変化によって荒廃していることを憂い、個人が所有となっている由緒ある大洲城を、民衆共有の遺跡として後世に残す目的があったものと考えられる。

つまり、城跡を公園化し、人々の遊覧の場所として位置付けることで、城跡を遺跡として意識付けしようとした点に注目することができる。

明治 30 年（1897）には大洲城跡の公園内に桃樹が植樹されると、この桃樹が絵葉書に取り上げられるほどの名所地となっている。ただ、こうした民衆共有の遺跡を目指した公園化は、大洲城跡の本丸部分のごく一部にとどまり、それ以外の土地は未だ個人所有のままであった。


桃樹が植樹された大洲城跡

その後、公園化が進められた大洲城本丸の部分は、明治 39 年(1906)に大洲町の所有へと移ったが、所有変更の経緯は不明である。ただ、大日本私立衛生会喜多郡支会によって進められた大洲城跡の公園化は寄付をよりどころとしており、その費用捻出に困難をきたしたためと考えられる。その後、大洲町へ所有が移った大洲城跡には、桜などの樹木が多数植えられ、大洲城跡は桃樹から桜の名所へと変貌することとなった。

こうした大洲城の変化と同様に、大洲の城下町でも明治時代に大きな変化が生じることとなるが、その中でもとくに武家屋敷に変化を見ることができる。

大洲城下の武家屋敷地は、江戸時代には城と城下町を防御するために配置されたものであったが、明治時代になると士族改革などの実施によって士族の困窮化が進み、屋敷地を売却し、離散する者が急増したため、屋敷地は激しく空洞化していった。

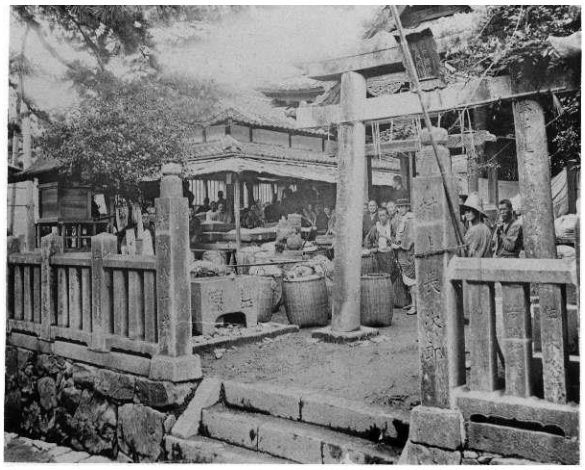
しかし、こうした空洞化し荒廃化していた武家屋敷地は、養蚕業という新しい産業の受け皿として活用が図られることとなった。これは、武家屋敷地

が町人地に比べて広大な屋敷地が連続する居住区を形成していたためである。事実、明治 18 年（1885）頃から多数の武家屋敷地が、宅地から畑地へ土地の地目を変更されているが、これは養蚕業の基礎となる桑畑として活用するためであった。

こうした武家屋敷地の桑畑化が進む一方で、町人地であった区域には、商家以外に製糸工場が建設されはじめ、大正時代までに大洲の城下町には大小多数の製糸工場が建設され、昭和時代初期まで一大製糸工場の町として大洲を支え続けることとなった。

ⅲ）産業の発展

近代に入ると、近代産業の発達によって大洲地方は大きく発展していくこととなった。その産業の一つである養蚕業は、江戸時代後期に肱川流域で始まったとされるが、本格的に大洲地方で養蚕が盛んになるのは明治に入ってからのことである。まず、明治時代初期の養蚕業は主に士族授産事業の一環として行われるが定着はせず、明治 15 年（1882）に喜多郡長となった下井小太郎（しもいこたろう）によって大洲地方や喜多郡における養蚕業の奨励によって、ようやく定着することとなった。



神社内に設置された繭売買所

下井小太郎が養蚕業に注目したのは桑木が洪水に強いためであり、洪水の多い大洲地方にとっては最適な産業となることからであった。そのため、自らの所有地に桑樹の苗園を設け、良苗を培養して希望者に配布したほか、往来の多い街道沿いに桑を植え、庶民に対して養蚕業の奨励推進を積極的に行った。

さらに、明治 23 年（1890）、河野喜兵衛（こうのきへえ）と程野宗兵衛（ほどのそうべえ）によって大洲で初めてとなる製糸工場が建設されると、大正 11 年（1922）までには小さな町内に大小 9 箇所もの製糸工場が設置された。大正時代に出版された本には大洲



製糸工場で働く女工

町について「県下第一の製糸工業地」と紹介されており、一大製糸工場の町として広く認識されていたことがうかがい知ることができる。しかし、大正時代末期頃からの化学繊維の普及に加え、世界的な不況も重なり、大洲地方の養蚕・製糸業は衰退の一途を辿ることとなった。


明治・大正時代の大洲商業銀行

その結果、町内にあった工場は跡形も無くなり建物も取り壊されていったが、明治時代の花形であった赤煉瓦で建築された「大洲商業銀行」、「旧程野製糸工場繭倉庫」などが残されたのは、当時の大洲町市街地の中で一際目立った建物であったためと考えられる。

また、養蚕・製糸業と並んで当地方の主要産業だった木蝋は、大洲を中心とする喜多郡内で盛況を誇った。


晒蝋の作業風景

大洲の木蝋生産は、大洲藩が櫨（はぜ）の栽培を奨励したことにより盛んになり、大洲藩の木蝋は大洲半紙と並んで名声を博すほどであった。幕末から明治にかけて、内子の芳我弥三右衛門が生の蝋を溶かし冷水に注いでできる蝋花を天日に晒す「伊予式箱晒法」を考案して、品質が向上し生産も効率化すると、喜多郡内で盛んに晒蝋（さらしろう）が製造されるようになった。

明治 23 年（1890）、河内寅次郎（こうちとらじろう）は木蝋の海外輸出に着目し、同じ新谷出身の貿易商・池田貫兵衛（いけだかんべえ）とともに、神戸で関西各地の晒蝋を外国向けに販売するための会社「喜多組（きたぐみ）」を設立した。明治 28 年（1895）には寅次郎が主宰者となって「第一回全国木蝋大会」を大洲で開催し、同年「大日本木蝋会」という全国組織を発足した。

喜多郡で製造される晒蝋は、一か月近く天日に晒して作られるもので、質量ともに国内でも高い評価を受けて繁栄したと言われ、多くの蝋を天日に晒す光景は、大洲の城下町のみならず、肱川流域でもよく見られたが、大正時代中期頃になると電灯や電池の普及、戦後の化学製品の発明によって需要が急減し、製糸業と同様に完全にその命脈を絶つこととなった。

城下町の外れにある臥龍山荘（がりゅうさんそう）は、木蝋貿易などで成功した河内寅次郎（こうちとらじろう）が構想 10 年工期４年を要し私財を投じて建築したもので、和風建築の粋が集められた明治時代の名建築として今もなお高く評価され、往時の栄華を物語る象徴的な建造物である。現在、臥龍山荘の臥龍院（がりゅういん）と不老庵（ふろうあん）は、国の重要文化財に指定されている。

ⅳ）交通の発達

江戸時代を通じて肱川流域では橋が架けられることはなく、川によって隔てられた街道･町･村をつなぐ唯一の交通手段は渡舟のみであった。また、物資輸送の中心も川舟が中心であり、帆掛舟はその象徴であった。このような河川交通が主流であった肱川に初めて橋が誕生したのは、明治に入ってからである。

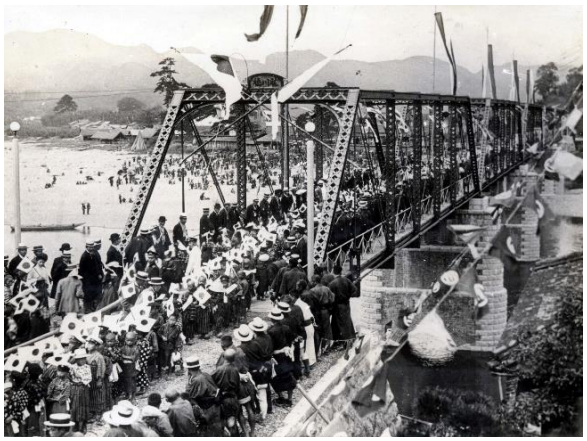


肱川に初めて架けられた橋　浮亀橋

明治８年（1875）初めて肱川に架けられた橋は、数艘の川舟を横に繋ぎ、その上に板を載せた簡易的な橋であったが、橋が設置された場所は、中渡しと呼ばれる松山往還と宇和島往還を結ぶ場所で、人々の通行が頻繁な場所であることから肱川を通行する人々にとっては重要な橋として位置付けられた。

この橋の特徴は川舟や筏が通過できるように中央部分が少し盛り上がった形で作られており、遠方から見ると亀が川から首を出しているように見えることから「浮亀橋（うきぎのはし）」と名付けられ、肱川の名所にもなっていった。

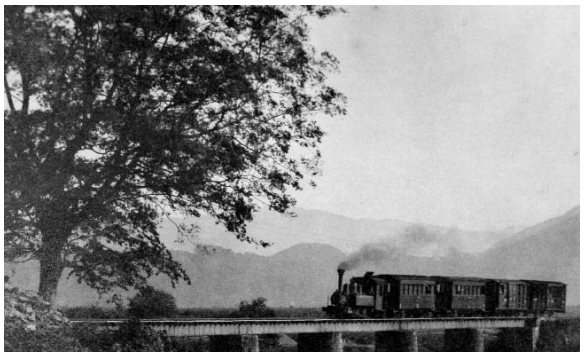
しかし、この浮亀橋も一度大きな洪水が発生すると通行することは不可能となることから洪水時においても通行できる橋の架橋が人々の念願となった。こうした中、大正２年（1913）肱川で初めてとなる鋼鉄製の橋が完成した。橋の架橋を待ち望んでいた大洲の人々にとってその喜びはひとかたならぬものがあり、肱川の河原では開通を祝う催しが三日間にわたって盛大に行われた。



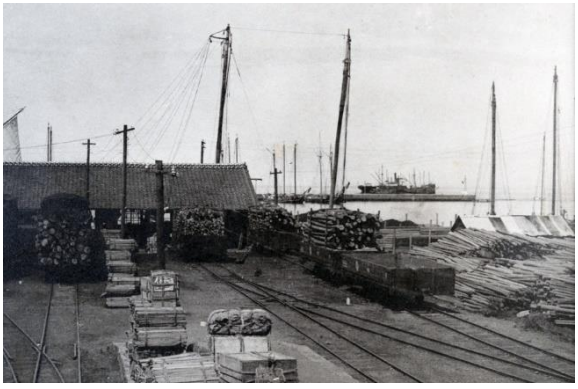
肱川橋開通式（大正２年）

この肱川橋架橋後、肱川流域では、陸上交通の発展にも影響し、次々と鋼鉄製の橋が架けられるようになり、昭和 10 年（1935）には肱川下流域にある長浜大橋や大和橋などが架橋されるなど、橋が渡舟に代わって川を渡る新しい交通手段となっていった。

また、物資輸送において川舟が主流であった肱川では、大正７年（1918）には物資を大量に輸送できる鉄道が長浜～大洲間で開通し、２年後の大正９年（1920）には大洲～内子間が開通した。愛媛鉄道と呼ばれるこの鉄道は、当初伊予郡中から中山・内子を経由して八幡浜へ至るものとして計画されたが、資金調達などがうまく進まなかった結果、大幅に計画を変更して比較的建設が容易な長浜～大洲間から建設することになった経緯がある。このため、その後の延伸計画は資金の増額の見通しが立ってからとされた。結果として、長浜～大洲～内子間以外の建設は行われることはなかったが、肱川流域ではこの鉄道の開通によって人や物資などの輸送体系に大きな影響を与えることとなった。当時の写真を見ると、長浜駅に運ばれた木材が多数置かれており、これまでの筏による運搬以外に鉄道が利用されていたことがうかがわれる。


大洲・長浜間を走る愛媛鉄道

しかし、当初は営業成績も良好であった愛媛鉄道であったが、輸送量の伸び悩みや豪雨による災害復旧費の支出によって厳しい経営状況となり、昭和８年（1933）に松山方面から延伸してきた国鉄に買収され、移管されることとなった。その路線は国鉄に引き継がれ一部路線や駅の位置変更を行い、昭和 10 年（1935）に伊予上灘～大洲、昭和 12 年（1937）には大洲～八幡浜まで開通した。これによって、松山や高松など県都と一本のレールで結ばれることになると、鉄道はさらに重要な交通手段の一躍を担った。


多くの木材が置かれた伊予長浜駅

⑤ 現代

昭和 28 年（1953）、町村合併法が施行されると、翌昭和 29 年（1954）大

洲町、平野村、南久米村、菅田村、大川村、新谷村、柳沢村、三善村、粟津村、八多喜村、上須戒村の 10 か村が合併して市制がしかれた。隣接する長浜地域では、昭和 30 年（1955）1 月 1 日、長浜町、喜多灘村、櫛生村、出海村、大和村、白滝村の 6 か町村が合併して新「長浜町」となった。

また、平成 17 年 1 月 11 日、大洲市、長浜町、肱川町、河辺村の 1 市 2 町 1 村が合併して、現在の「大洲市」が成立した。

平成 21 年 7 月、良好な市街地環境を将来へと引き継いでいくため、景観法に基づき、大洲市の中心地で、旧城下町にあたる肱南地区を中心とした区域約 290ha を『景観計画区域』に指定した。

しかし、近年は、所有者の高齢化や後継者の不足から空き家が増加し、なかには町家が取り壊されることで空き地化が進んでいる。この問題を解決しようとする中、平成 30 年 4 月、旧城下町を形成する町家・古民家等の歴史的資源の活用を図ることを目的に、「町家・古民家等の歴史資源を活用した観光町づくりにおける連携協定」を民間企業と締結し、「町家活用エリア計画」を策定している。現在は、町家・古民家等を改修したうえでホテル、飲食店、ショップなど観光資源としての活用を図り、城下町らしい景観の保全に取り組んでいる。

（２）大洲市に関わりのある人物

① 姜沆（かんはん）　　（1567）～（1618）

朝鮮王朝の官吏で、日本儒学に大きな影響を与えた姜沆は、慶長２年（1597）10 月、慶長の役に出陣した藤堂高虎によって、捕虜となり 1000 人余りとともに日本に連行され、約 10 か月間を大洲で過ごした。大洲では、大洲城下や金山出石寺の僧などと漢詩の交換などを行い、交流を深めたとされる。



姜沆顕彰碑

翌年、京都へ移されると、日本近世儒学の祖と言われる藤原惺窩（ふじわらせいか）たちに儒学を教え、慶長５年（1600）に朝鮮に帰国した。姜沆が日本での約３年の生活を書き記した『看洋録（かんようろく）』には、日本で見聞きしたことや日本の内情、諸大名の情勢などが詳細に記されるほか、自分自身が感じた思いなどが漢詩で表されている。

② 藤堂高虎（とうどうたかとら）　　弘治２年（1556）～寛永７年（1630）



近世城郭の築城技術に長けた藤堂高虎は、近江国犬上郡藤堂村(現滋賀県甲良町)に生まれる。浅井氏滅亡後は、主君を何人か変えたのち、羽柴(豊臣)秀長に仕え、天正 13 年(1585)、紀伊粉川１万石を与えられ大名となった。天正 19 年（1591)、秀長没後、秀保に仕えるものの、文禄４年（1595）秀保が没すると出家して高野山に入る。その後豊臣秀吉に召還され、宇和・喜多・浮穴郡の蔵入代官（豊臣氏が直轄する土地の支配を命じられたもの）に任じられ、板島(現宇和島)7 万石を与えられた。高虎は、板島を本城とし支城(大洲・河後森)には家臣を城代として配置して領内の統治を行った。慶長３年（1598)、慶長の役から帰国後、喜多、浮穴郡のうち１万石の加増を受けて８万石となる。慶長５年(1600)の関ヶ原合戦では徳川方に付いたため、戦後伊予半国 20 万石に加増され本拠を今治に移すが、慶長 13 年（1608）に伊賀・伊勢に転封した。寛永７年 10 月５日、江戸において 75 歳で没した。

③ 脇坂安治（わきさかやすはる）　　天文 23 年(1554)～寛永３年(1626)



賤ヶ岳（しずがたけ）七本槍の一人に数えられた脇坂安治は、近江国浅井郡脇坂村(現滋賀県長浜市小谷丁野町)に生まれた。浅井氏に仕えるが、滅亡後は明智光秀（あけちみつひで）に属し、その後豊臣秀吉に仕えた。天正３年（1585)、摂津国能勢郡内に１万石を与えられ大名となると、天正 11 年(1583)８月、大和国高取２万石、10 月には淡路国洲本３万石の領主となった。慶長 14 年（1609)、伊勢に転封した藤堂高虎の後を受けて、喜多・浮穴・風早郡５万 3500 石の領主として大洲に入部した。

安治の大洲領主時代については不明なところが多いものの入国後すぐに従来から続く給人（家臣）による知行地の専制的支配を排除し、領主が任命した庄屋に管理をさせる知行地支配体制の確立を始めており、領主権力の集中化を図った。

元和元年（1615)、嫡子安元（やすもと）に家督を譲り隠居すると、元和３年（1617）安元の信濃飯田藩への転封に伴い大洲を去り、京都西洞院に住み臨松院と号

した。寛永３年（1626)、73 歳で没した。

④ 加藤泰興（かとうやすおき）　　慶長 16 年（1611）～延宝５年（1677）



大洲藩２代藩主加藤泰興は、慶長 16 年（1611）加藤貞泰（さだやす）の嫡男として伯耆国米子（現米子市）に生まれた。元和９年（1623)、父貞泰が亡くなると、13 歳で大洲藩６万石を相続したが、寛永 11 年（1634）弟直泰（なおやす）との間で分知を巡る騒動が勃発するも、寛永 16 年(1639)、加藤家親族代表の調停によって、直泰を大名として１万石を分知することで解決した。

若くして藩主となった泰興は、積極的に藩の基盤強化を行っており、なかでも大洲藩の飛地だった風早郡・桑村郡と松山藩だった伊予郡との領地交換を成功させたほか、松山城、高松城、丸亀城の在番を務めた際には、改易となった藩の家臣で優秀な人物を召し抱えるなど家臣団の充実を図った。

また、槍の名手として知られた泰興は、槍術をより深く極めるため禅道を学ぶ中、平戸藩主松浦鎮信（まつらしげのぶ）を介して知った盤珪永琢（ばんけいようたく）に出会い、その教えに深く心酔した。泰興は、明暦２年（1656)、初めて盤珪を大洲へ招くと、寛文９年（1669)、盤珪を開山として富士山（とみすやま）に如法寺を建立した。

延宝２年（1674)、家督を孫の泰恒に譲ったのち、延宝５年（1677）大洲の下屋敷において 67 歳で没した。

⑤ 中江藤樹（なかえとうじゅ）　　慶長 13 年(1608)～慶安元年(1648)



日本における陽明学派の祖とされ「近江聖人」と称えられる中江藤樹は、近江国高島郡小川村（現滋賀県高島市安曇川町上小川）に生まれた。名は原、字は惟命、通称は与右衛門と称した。元和２年（1616)、伯耆米子藩主加藤貞泰の家臣であった祖父の吉長の養子となり、翌年に加藤家が大洲に転封となった際、祖父母と大洲へ移り住んでいる。

元和８年（1622）に吉長が没し、15 歳で家督を相続すると、17 歳のときに、京都から招かれた禅僧の講義を聴き、儒学の道を志すようになった。

郷里で一人暮らす母を大洲に呼び寄せようとするが同意を得られず、また離藩願も認められなかったことから、寛永 11 年（1634）脱藩し小川村に帰

郷した。

帰郷後は、小川村の近在はもとより、大洲などから藤樹の教えを受けるべく訪ねてくる多くの門人への教育を行い、慶安元年（1648）８月 25 日、41 歳で没した。墓地は上小川の玉林寺にある。

⑥ 盤珪永琢（ばんけいようたく）　元和８年（1622）～元禄６年（1693）



大洲に三大道場となる如法寺（にょほうじ）を開山した盤珪永琢は、播磨国揖西郡浜田村(現在の兵庫県姫路市網干区浜田)に生まれた。16 才のとき赤穂の随鷗寺にいた雲甫全祥（うんぽぜんしょう）を訪ね禅門に入る。慶安３年（1650）明の禅僧道者超元（どうしゃちょうげん）が長崎の崇福寺に住したことを知ると、長崎に赴き、崇福寺で数年を過ごした。明暦元年（1655)、松浦鎮信（まつらしげのぶ）の招聘を受けた盤珪は、その江戸屋敷内に庵を結ぶと、ここで鎮信の友人であった大洲藩２代藩主加藤泰興の紹介を受ける。泰興は盤珪を伊予大洲に招請すると、明暦３年(1657)には大洲城南側の椎の森（しいもり）に遍照庵（へんじょうあん）、寛文９年（1669)には如法寺を創建し、盤珪を開山とした。

盤珪は播磨浜田の龍門寺、江戸の光林寺、大洲の如法寺の三大道場を中心に、各地を歴訪し説法を数多く行っている。

元禄６年（1696)、龍門寺において亡くなると、遺骨は遺言により半分を龍門寺に、半分は如法寺奥旨軒（おうしけん）の祖塔に納められた。

⑦ 川田雄琴（かわだゆうきん）　貞享元年（1684）～宝暦 10 年（1760）



講義を行う川田雄琴

江戸時代大洲に陽明学を広めた川田雄琴は、江戸の出身で名は資深、通称を半太夫といい、琴郷、のちに雄琴と号した。

はじめ新井白石（あらいはくせき）門人の梁田蛻巌（やなだぜいがん）に従朱子学を学んだが、蛻巌の薦めによって陽明学者三輪執斎に入門し、高弟に数えられるほどとなった。

享保 17 年（1732)、雄琴は執斎の推挙により大洲の地に陽明学の興隆を図ろうとした加藤泰温に召し抱えられた。

雄琴は、藩主への御前講義、藩士への教育のほか、近在近郷に赴き領民へ

の講釈も行うなど、精力的に教育活動を行った。

この結果、領内の人々全体の徳性が高まり、孝行者・貞節者などの奇特者が続出すると、藩ではこれら奇特者への表彰を民政の重要な施策として継続していくこととなった。

延享４年（1747）９月６日、藩校「止善書院明倫堂」が完成すると、隠居するまで藩校の教授を勤め、宝暦 10 年（1760）11 月 29 日に 77 歳で没した。墓地は、市内柚木の興禅寺にあり、愛媛県指定史跡となっている。

⑧ 常磐井厳戈（ときわいいかしほこ）　文政２年（1819）～文久３年（1863）

八幡神社神官で幕末維新に活躍した人物を育成した常磐井厳戈は、大洲藩士斎藤正直の三男に生まれ、16 歳で常磐井家の養子となる。天保 10 年(1839)、４歳年少の矢野玄道と義兄弟の約を交わした。また、矢野玄道の父道正が国学者平田篤胤（ひらたあつたね）の門人であったことから、その紹介によって嘉永５年（1852)、33 歳のとき平田塾に入門した。



常磐井厳戈墓碑

平田国学の影響を受けた厳戈は、常磐井家が設立した文庫と学室を古神道の精神を明らかにすることを基本とする道場として「古学堂（こがくどう）」と名付けた。しかし、厳戈は強烈な神国論者で尊王論者であった一方で、決して攘夷論者ではなく、むしろ開国進取の気概を有していた。

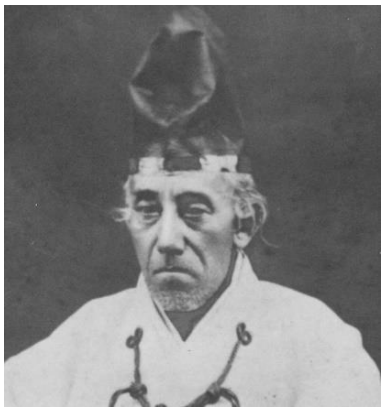
古学堂で厳戈に学んだ者には、山本尚徳（やまもとひさのり）、武田敬孝（たけだゆきたか）・成章（しげあや）兄弟、三瀬諸淵などがおり、なかでも山本尚徳、武田敬孝は、のちに藩校明倫堂学派の中核として、幕末において大洲藩を勤皇派へと導いた。文久３年（1863）３月、45 歳で没した。

⑨ 矢野玄道（やのはるみち）　文政６年（1823）～明治 20 年（1887）

幕末･明治時代前期の国学者として活躍した矢野玄道は、文政６年(1823) 11 月 17 日、喜多郡阿蔵村に矢野道正の長男として誕生した。

弘化２年（1845)、京都の順正書院（じゅんせいしょいん）で学び、同４年（1847）には江戸で平田塾に入門し、さらには幕府の官学昌平校に入塾している。しかし、慶応元年（1865）には志士との来往を疑われ、新撰組に捕われ拘留されている。

慶応３年（1867)、玄道は「献芹詹語（せきじんほうご）」と呼ばれる三十六ケ条の意見書を



岩倉具視に上申している。これは、新政の諸制度を打ち立てる方針を示唆したもので、国学者による政権構想として重要視されている。

明治維新後は、神祇官に出仕、内国事務権判事、皇学所御用掛、修史館御用掛などを歴任し、明治 19 年（1886）に大洲に帰郷したものの、翌年 5 月 19 日に阿蔵村の実家で没した。

玄道は、著述が多く、その数は 700 巻余を数える。なかでも『皇典翼』、『神典翼』の二書は玄道畢生の著作とされている。門人の数も全国に及び、誓詞があるもので 300 人を越え、教えを受けに来た者は千数百人に上るとされる。

⑩ 武田成章（たけだしげあや）　文政 10 年（1827）～明治 13 年（1880）



安政 4 年（1857）、北辺の防備のため江戸幕府によって着工された函館の五稜郭は、日本初の西洋式城郭で、上空から見ると星をかたどっている。

この五稜郭の設計を担当したのが、武田成章で、通称を斐三郎（あやさぶろう）という。文政 10 年（1827）9 月 15 日、大洲藩士武田勘右衛門敬忠の次男として、大洲中村に誕生した。

成章は、大洲藩校明倫堂で学び、弘化 5 年（1848）以後は大坂の緒方洪庵（おがたこうあん）、江戸の佐久間象山（さくましょうざん）等に学んでいる。

嘉永 6 年（1853）、成章は幕府に出仕すると、翻訳官としてロシア使節プチャーチンの応接に加わり、安政元年（1854）には蝦夷地の巡視に参加している。成章は、幕府より蝦夷地への築城を命じられると、五稜郭を設計し、元治元年（1864）に完成させている。

明治維新後は松代藩兵制士官学校で教育にあたるほか、明治 4 年（1868）には明治政府兵部省に出仕し、陸軍大佐兵学大教授などに任ぜられ、後進の教育に尽力した。

⑪ 三瀬諸淵（みせもろぶち）　天保 10 年（1839）～明治 10 年（1877）

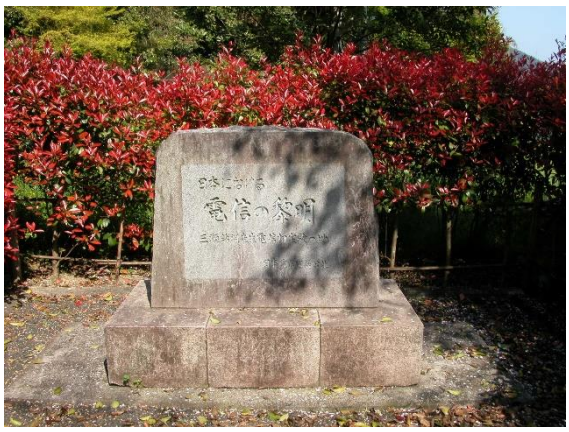
電信機械の実験を行い、国内初の成功をおさめたと伝えられる三瀬諸淵は、天保 10 年（1839）10 月 1 日大洲中町の塩問屋麓屋に生まれた。幼名を辨次郎、通称は周三と称した。



14 歳のとき、阿蔵八幡神社の神職で国学者の常磐井厳戈（ときわいいかしほこ）に国学を学び、17 歳のときに叔父の二宮敬作のもとで蘭学を学んだ。安政３年（1856)、敬作の長崎医院開業に同行した際、シーボルトの門人の川島再助から蘭語を学んでいる。同５年（1858）に一時大洲に帰省した際、肱川河原で電信機械の実験を行ったとされる。

文久元年（1861）３月、シーボルトが幕府外交顧問として迎えられると、通訳として江戸に同行した。しかし政情激変の中、同年 10 月外交の機密を漏らした嫌疑をかけられ、江戸大洲藩邸に幽閉後、翌年佃島の獄舎へ入った。

元治元年（1864）に出獄すると、大洲藩は三人扶持を給し士分に取り立てた。同年 11 月には宇和島藩へ出仕、慶応２年（1866）３月、楠本（くすもと）いねの娘で、シーボルトの孫である高子（たかこ）と結婚した。



三瀬諸淵の電信実験の碑

明治元年（1868)、大阪医学院の開設にともない教職に就き、翌２年(1869) ９月には大学少助教、明治４年（1871)、東京医学校創設の際には文部中助教、明治９年(1876)に大阪病院一等医に任ぜられた。翌年には大阪へ出向するが、病のため 10 月 19 日に 39 歳で死去した。

大阪阿倍野に埋葬されたが、昭和３年（1928）10 月に市内大禅寺に墓地が移された。

⑫ 政尾藤吉（まさおとうきち）　　明治３年（1870）～大正 10 年（1921）



大洲中町で、代々大洲藩の御用商人を勤めた「政屋」に生まれた政尾藤吉は、明治 21 年(1888) ８月、英語を学ぶために上京し、東京専門学校英語普通科などに入学し、明治 24 年(1891) ９月には念願であったアメリカ留学を果たした。

藤吉は約６年間の留学中に法学修士を取得するほか、アメリカ連邦政府の弁護士資格を得て、明治 30 年（1897）に帰国するが、帰国後、外務

大臣大隈重信などから英語力や法律家としての能力を高く評価され、法律制度に関する顧問職としてシャム王国（現在のタイ国）へ赴任した。欧州を中心とした各国から法律顧問が招聘されるなかで、藤吉は唯一の日本人であったが、刑法典や民商法典の編さんなど近代法典の整備に大きく貢献し、国王ラーマ５世より数々の勲章の授与のほか、シャム王国貴族に列せられた。

翌年に帰国後、大正４年（1915）の第 12 回衆議院議員選挙に地元喜多郡で立憲政友会から出馬し当選するが、大正９年（1920）12 月、シャム王国特命全権公使の辞令を受けると、翌年２月に再びシャム王国へ赴任することとなった。

公使として赴任した藤吉は、シャム王国と日本の通商条約の改定に尽力するが、約半年後の大正 10 年（1921）８月 11 日、脳溢血のため 52 歳で急逝した。藤吉の葬儀には、シャム国皇族や各国公使ら多数が参列するほか、国王ラーマ６世自らが火葬の際に最初の点火を行うほど盛大な葬儀であった。

⑬ 西村兵太郎（にしむらひょうたろう）　　明治 17 年（1884）～昭和 10 年（1935）



稀世（きせい）の人傑（じんけつ）と称えられた西村兵太郎は、明治 17 年（1884）西宇和郡神松名村に生まれ、31 歳で長浜町長に初当選すると、51 歳で亡くなるまで５期（21 年５ヶ月）努めた。また、町長任期中には 36 歳で県議会議員に初当選し、17 年にわたり愛媛県政にも参画し、県議会議長も務めている。

西村兵太郎は、愛媛鉄道の誘致、長浜港の改修整備、上水道の新設、水族館建設など旧長浜町(現大洲市)の発展に力を尽くしたが、とくに、長浜大橋の建設は一連の事業の中で一大事業であった。架橋計画は、構想から着工に至るまでに政治的な争いに巻き込まれるなど紆余曲折があったものの、昭和 10 年（1935）には橋の完成を見ることになった。

兵太郎は、政治家や経済人だけでなく、俳人としての一面もあり、地方の俳誌『シブキ』の発行にも携わった。これは、松山で創刊された日本発の俳誌『ホトトギス』が東京へ移って以降、地方俳句誌の空白を埋めた点で貴重なものと評されている。昭和 10 年（1935)、長浜水族館、長浜大橋開通など大事業を成し遂げると、同年９月 13 日、52 歳で没した。

４．文化財等の分布状況

大洲市内における国・県・市合わせた指定文化財の総数は、令和３年 10 月 11 日現在で、229 件で、国の登録有形文化財が 10 件所在している。

ここでは歴史的風致に関係する建造物、史跡、民俗芸能を中心に、主要な指定文化財について抜粋して記している。

指定文化財の件数

種類		国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	5	2	7	10	24
	石造美術			3		3
	絵画		2	10		12
	彫刻	1	4	11		16
	工芸品	1	2	11		14
	典籍			1		1
	書跡		1	14		15
	古文書			7		7
	歴史資料			5		5
無形文化財	芸能		1			1
民俗文化財	有形の民俗文化財		3	3		6
	無形の民俗文化財		4	5		9
記念物	遺跡		3	33		36
	名勝地	1	1	3		5
	動物・植物・地質鉱物		12	73		85
合計		8	35	186	10	239

令和３年 10 月 11 日現在

（１）国指定の文化財

国指定の重要文化財は８件で、その内訳は建造物５件（９棟）、彫刻１件、工芸品１件、名勝１件である。

①重要文化財（建造物）

【大洲城】

大洲城は、本丸内にある高欄櫓、台所櫓と二の丸北東隅の肱川に面した堤

防沿いに位置する苧綿櫓（おわた）の３棟である。

高欄櫓は、万延元年（1860）に再建された二重櫓で、２階には擬宝珠の高欄を持つ廻縁がめぐり、屋根には唐破風が採用されるなど他の櫓に比べ装飾性の高いものである。

台所櫓は、安政６年（1859）に再建された二重櫓で、現存する櫓の中で最大規模を誇る。その名のとおり台所としての機能を思わせる土間が付属する珍しい櫓である。２つの櫓は、もともと渡櫓で天守と連結されており小天守の様相を呈した櫓である。平成 16 年(2004)に大洲城天守の木造による復元が行われると、渡櫓によって高欄櫓・台所櫓と連結され往時の姿を取り戻している。

苧綿櫓は、天保 14 年（1843）に再建された二重櫓で、外隅に袴腰形の石落としを備え、その一部が格子窓になっている。洪水の被害を度々受けたこともあり、昭和 34 年（1959）の解体工事の際、土台となる石垣が約２.６ｍ嵩上げされた。



高欄櫓



台所櫓



苧綿櫓

【大洲城三の丸南隅櫓（みなみすみ）】

大洲城三の丸南隅櫓は、三の丸南部の外堀に面した部分に位置する櫓で、明和３年(1766)に再建された大洲城で現存する最古の二重櫓である。内部には太鼓壁の部分に竹筒が埋め込まれ、外部からは見えないように壁土で覆われた隠狭間が施されている。櫓のある敷地内は、現在「お殿様公園」として整備され一般公開されている。



大洲城三の丸南隅櫓

【如法寺仏殿】


如法寺仏殿

如法寺仏殿は、寛文 10 年（1670）に建立された禅堂を兼ねた珍しい形態で、創建当初の形態をよく保ち近世禅宗仏殿を代表するものである。

如法寺は、大洲城から東方の肱川右岸の冨士山山腹に位置する臨済宗妙心寺派に属する寺院で、大洲藩加藤家の菩提寺となっている。大洲藩２代藩主加藤泰興が寛文９年（1669）に、禅宗の高僧である盤珪永琢を大洲に迎えて開山したもので、播磨浜田の龍門寺、江戸の光林寺とともに盤珪の三大道場に数えられている。

【長浜大橋】


長浜大橋

長浜大橋は、肱川河口の長浜地区に架かる昭和 10 年（1935）完成の可動橋で、全国の道路可動橋のなかでは現存最古であり、かつ建設当初からの開閉機能を保持し続ける貴重な構造物である。

橋長 226m（当時）、幅員６.６ｍで、橋の中央部分に開閉部があり、長さ 18ｍの橋桁が片側に開く単葉式跳開橋である。橋全体が赤く塗装されていることから地元では「赤橋」の愛称で呼ばれている。

【臥龍山荘（臥龍院・不老庵・文庫）】

臥龍山荘は、明治時代に木蝋貿易などで財を成した河内寅次郎が肱川随一の景勝地である「臥龍」の地約 3,000 坪を購入して整備した山荘で、臥龍院・不老庵などの名建築と、肱川の豊かな水と冨士山の緑を借景として整備された庭園が見事に調和している。構想に 10 年、工期に４年を要し、数奇屋建築の名棟梁八木甚兵衛指導のもと、日本を代表する伝統技術の匠「千家十職」を呼び寄せて延べ 9,000 人役で仕上げられた。

臥龍院は、主屋にあたる中心的な建造物で、桂離宮や修学院離宮を参考に建築され、精選された用材、卓越した技巧、秀抜な着想による意匠を細部にわたって観ることができる。

不老庵は、肱川に迫り出すように建つ懸造りで、支柱を自然木風に見せたり、生木を柱に利用したりとユニークな構想で自然と人工の融合を図った建物である。



臥龍山荘　臥龍院



臥龍山荘　不老庵

②重要文化財（彫刻）

【木造十一面観音立像】



木造十一面観音立像

木造十一面観音立像は、肱川河口の長浜地区に位置する瑞龍寺に所在する平安時代初期の仏像で、像高 163.6 ㎝の一木造りの立像である。面相は、端麗でやや長く、写実的なプロポーションは官能的な美しさを感じさせる。

寺伝によると、もともと下関の阿弥陀寺にあったものを、平清盛の娘登貴姫が父親の菩提を弔うために、清盛寺（喜多郡内子町）に寄進したとされるもので、その後、大洲藩３代藩主加藤泰恒が参勤交代の海上安全を祈念して建立した瑞龍寺に本尊として祀ったものである。

③重要文化財（工芸品）

【銅鐘】



出石寺の銅鐘

銅鐘は、標高約 820ｍの出石山山頂の金山出石寺に伝わるいわゆる朝鮮鐘である。当時大洲の領主であった藤堂高虎が、慶長の役の際に朝鮮より持ち帰り、出石寺に奉納したものといわれるものである。

④名勝

【臥龍山荘庭園】

臥龍山荘は、貿易商の河内寅次郎が明治時代後期に肱川に臨む景勝地に造営した別荘で、建物は重要文化財に指定されている。臥龍山荘庭園は、建物や庭園のある崖上の細長い平場部分と、その東側にある「蓬莱山（ほうらいさん）」と呼ばれる島、それらの間にある渓谷「臥龍の淵（がりゅうのふち）」の３つの部分からなる。山荘内の建物からは、眼下を流れる肱川と、富士山（とみすやま）、梁瀬山（やなせやま）、亀山（かめやま）等の山々が取り囲むように裾を重ねた壮大な景観を眺望することができ、周辺の景観を大きく取り込んで空間を構成している点は極めて独創的である。



臥龍山荘庭園

（２）愛媛県指定文化財

愛媛県指定の文化財は 35 件で、その内訳は有形文化財（建造物２件、絵画２件、彫刻４件、工芸品２件、書跡１件)、無形文化財１件、有形民俗文化財３件、無形民俗文化財４件、史跡３件、名勝１件、天然記念物 12 件である。

①有形文化財（建造物）

【大洲城下台所（しもだいどころ）】

大洲城下台所は、二の丸大手門近くに位置し、重要文化財の櫓４棟とともに城内に残る建物である。土蔵風の造りをした一部２階建、高床構造の建造物で、かつては大洲城内の賄所・食料庫としての機能を果たしたものである。明治時代以後は、監獄所の獄舎、製糸工場及び酒造工場の倉庫として使用された。



大洲城下台所

【麟鳳閣（りんぽうかく）】

麟鳳閣は、大洲城から約８㎞離れた新谷地区に置かれた新谷藩１万石の陣屋跡に残る唯一の建物で、木造平屋建、入母屋造、桟瓦葺である。内部は、付書院を設けた格式高い「一之間」の他４つの部屋で構成され、部屋の周囲

には幅１間の畳敷きの廊下が廻らされている。慶応４年（1868）に建築されながらも、新谷藩の評議所や謁見所として使用された藩の中心的な建物である。



麟鳳閣

②有形文化財（彫刻）

【木造兜跋毘沙門天立像（もくぞうとばつびしゃもんてんりゅうぞう）】

木造兜跋毘沙門天立像は、金竜寺に祀られる総高174.5㎝になる仏像で、足元の地天女（ちてんにょ）を含むほぼすべてが広葉樹の一材から豪快に作り出されている。

造立年代は、平安時代（９～10 世紀）と考えられているが、金竜寺に残る棟札には天長元年（824）、この地に本像が飛来したとも記されている。

像全体の表面は風化しているが、重量感のある体型と大きな目が往時の偉容（いよう）を今に伝えている。



兜跋毘沙門天立像(金竜寺)

【木造釈迦如来坐像】

木造釈迦如来坐像は、金山出石寺に祀られる像高 87.5 ㎝の寄木造で、髪筋に矢羽根形の刻み目を入れて縄目状とした髪型、両肩にかけた納衣の衣文が胸から腹にかけて同心円状をあらわしていることなど清涼寺式の特徴を捉えている。造立年代は、鎌倉時代（13 世紀）とされており、男性的な風貌や奥行きの深い体型、幹部の中心で左右二材矧（は）ぎ（材を合わせ繋ぐこと）とする特徴から、運慶の影響を受けた慶派の仏師による作品と考えられている。



木造釈迦如来坐像（金山出石寺）

③無形文化財

【大洲神伝流泳法（おおずしんでんりゅうえいほう）】

大洲神伝流泳法は、大洲藩初代藩主加藤貞泰の従兄弟にあたる重臣加藤主馬光尚（かとうしゅめみつなお）によって江戸時代初期に肱川で創設された泳法で、藩士の武術として代々大洲藩に伝えられた泳法である。現在は、主馬神伝流保存会がその継承活動を行っており、平成 26 年（2014）2 月には、公益財団法人日本水泳連盟から全国 13 番目となる古式泳法「神伝主馬流」の認定を受けた。



大洲神伝流泳法

④有形民俗文化財

【金刀比羅神社算額】

金刀比羅神社算額は、天明８年（1788）新谷藩士別宮四郎兵衛猶重（べっくしろうべえなおしげ）により新谷地区の金刀比羅神社に奉納された算額である。和算の問題文のみを示し、広く解答をもとめた遺題算額と呼ばれるもので、算額としては県内最古であり、全国的にも古い段階のものである。

【御幸（みゆき）の橋】

御幸の橋は、肱川上流域にあたる河辺地区の河辺川に架けられた屋根付きの太鼓橋である。同地区には屋根付橋が多く所在しており、現在八つの橋が存在している。なかでも御幸の橋が最も古く明治 19 年（1886）架設のものである。



御幸の橋

⑤無形民俗文化財

【青島（あおしま）の盆踊り】

青島の盆踊りは、長浜沖の青島に伝わる伝統行事で、８月のお盆に行われる盆踊りである。青島はもともと無人島であったが、寛永 16 年（1639）に

播州坂越（現 兵庫県赤穂市）から 16 戸が移住開拓した小島である。２日間にわたり夜を徹して演じられる盆踊りは大漁踊りや亡者踊りなどで、全体的に赤穂の郷愁を感じさせる演出が多く見られる。



青島の盆踊り

【大谷文楽（おおたにぶんらく）】

大谷文楽は、肱川上流域の肱川大谷地区に残る民俗芸能である。嘉永６年（1853）に淡路人形芝居一座が当地を巡業中に、座員の一部が村に滞在し人形浄瑠璃を行ったのが始まりとされている。明治以降、周辺地域の一座を買収して道具や衣裳をそろえるなど内容を充実させながら保存継承を図ってきた。これら道具や衣裳、人形頭一式についても、県の有形民俗文化財に指定されている

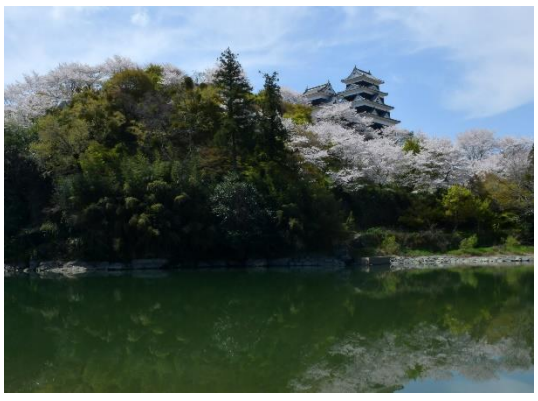


大谷文楽

⑥史跡

【大洲城跡】

大洲城跡は、肱川中流域の肱川に面した標高約 40ｍの独立丘陵に築かれた平山城である。中世段階から当地域の拠点的な城郭として整備され、大洲城の前身として地蔵ヶ岳城、大津城などとも呼ばれた。豊臣秀吉の四国平定後は、小早川隆景、戸田勝隆、藤堂高虎、脇坂安治と城主が代わり、この頃に近世城郭へと徐々に整備されていった。元和３年（1617）、伯耆国から加藤貞泰が入府すると明治の廃藩までの間、大洲藩加藤家６万石の居城となった。



大洲城跡

【川田雄琴一家の墓】


川田雄琴一家の墓

川田雄琴一家の墓は、大洲城下町のはずれにある興禅寺の裏山に所在している。川田氏は３代にわたる江戸時代における大洲藩の儒官で、３代約 60 年にわたって大洲藩校止善書院明倫堂の教授を務めた。特に、雄琴は中江藤樹の学風を受け継ぎ大洲藩校設立に寄与し、大洲藩の教学振興に多大な功績を残した。墓地内には、川田雄琴のほか夫人、嫡子や嫡孫など５基の墓が並んでいる。

⑦名勝

【金山出石寺】


金山出石寺

名勝となる金山出石寺は、標高約820ｍの出石山山頂付近に位置しており、瀬戸内海国立公園に属し、遠く中国、九州地方を望むことができる。金山出石寺は、真言宗御室派別格本山として開山以来 1300 年と伝わる名刹であり、弘法大師が本堂を建立して護摩を修したと伝えられる。境内の周囲は原生林に近い状態で保護されており、巨木・老木や希少植物などが豊富で、植物学上も貴重なものである。

（３）大洲市指定文化財

大洲市指定の文化財は 186 件で、その内訳は、有形文化財（建造物 10 件※、絵画 10 件、彫刻 11 件、工芸品 11 件、典籍１件、書跡 14 件、古文書７件、歴史資料５件）、有形民俗文化財３件、無形民俗文化財５件、史跡 33 件、名勝３件、天然記念物 73 件である。※石造美術３件を含む

①有形文化財（建造物）

【旧大洲商業銀行本店】

旧大洲商業銀行は、大洲で製糸業が隆盛を極めた明治時代に資金を円滑に

運営する目的で設置された銀行である。明治 34 年（1901）に建築された煉瓦造りの建物は、屋根は寄棟の瓦葺きで赤煉瓦に和瓦という和洋折衷の洋風建築である。当時、製糸業者への貸付けは繭を抵当としたため、乾繭保管用に倉庫は大型のものである。現在、本館 1 棟と倉庫 2 棟が整備され「おおず赤煉瓦館」として一般公開されている。



おおず赤煉瓦館（旧大洲商業銀行本店）

【宇都宮神社本殿】

宇都宮神社本殿は創建時のものではないが、棟札から貞享２年（1685）に大洲藩３代藩主の加藤泰恒によって再建されたことがわかる。宇都宮神社は、喜多郡領主であった宇都宮豊房が元弘元年（1331）に下野国から領内鎮護として勧進した神社と伝えられる。本殿は三間社流造の形式で保存状態も良く、江戸時代前期の地方的特色をもった貴重な建築物である。

【旧松井家住宅主屋】

旧松井家住宅主屋は、フィリピンで貿易会社を経営して財を成した松井國五郎によって建てられた別荘で、肱川、冨士山、亀山などの景勝地を眺望できる高台に建てられている。一部地下を有する木造２階建の入母屋造りで、外観は３階建のように見える。日本の伝統的な数寄屋造りや書院造りに、コンクリート基礎などの近代工法を組み合わせた、近代和風の貴重な別荘建築である。



旧松井家住宅主屋

【少彦名神社参籠殿】

少彦名神社参籠殿は、現存する棟札から昭和９（1934）年に棟上げされたことがわかる。この建物の設計は、臥龍山荘を建築した中野虎雄の弟良次の

養子文俊で、床面積の約９割にあたる部分が山崖に迫り出した三方懸けの懸造りを大きな特徴とする。33 本の檜材の細い柱で上部の平屋を支えた懸造りで、柱は長い所で13mにも及ぶものである。臥龍山荘の不老庵など市内に残る懸造り建造物のなかでも最大規模のものである。



少彦名神社参籠殿

②有形文化財（彫刻）

【喜多川歌麿の版木】

喜多川歌麿の版木は、平成 11 年（1999）に旧肱川町で発見された江戸時代の浮世絵師、喜多川歌麿の２枚の版木である。歌麿の版木は世界で４枚しか残っておらず、ボストン美術館と渡辺美術館（鳥取県）で各１枚が確認されているのみである。肱川の版木は、３枚続きの浮世絵「狐釣之図」のうちの左右の図柄にあたるものである。中央部分の版木は未だ発見されていないが、摺られた浮世絵がアメリカのウィスコンシン大学エルヴィユハ美術館に残されており、これらをもとに全体の図柄の復元がなされている。現在、大洲市立肱川風の博物館・歌麿館に保管されている。



喜多川歌麿の版木



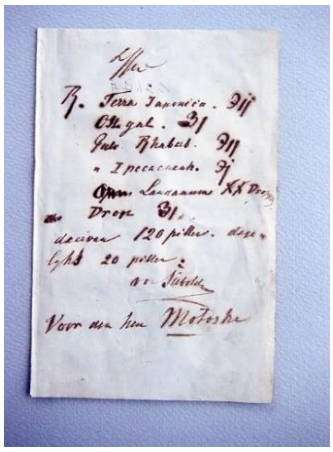
復元された「狐釣之図」

③有形文化財（書跡）

【シーボルト筆処方箋 12 枚】

シーボルト筆処方箋は、本市出身の三瀬諸淵の遺品の中に残されていたシーボルト自筆の西洋薬処方箋である。三瀬諸淵はシーボルトが２回目に来日した際の門弟で、通訳を務めたほか、シーボルトの孫娘の高子と結婚した人

物である。こうした関係から、処方箋を譲り受け所有していたものと思われ、諸淵の遺品の中にはこの他にもシーボルト関係の品がいくつか残されている。シーボルト自筆の処方箋は、長崎シーボルト記念館に６枚（重要文化財）が所蔵されているが、日本に残っているものは非常に少なく貴重な資料である。現在、大洲市立博物館に保管されている。



シーボルト自筆の処方箋

④有形文化財（歴史資料）

【大洲城天守雛型】

大洲城天守雛形は、大洲藩の大工中野家に伝来した天守の木組み模型である。江戸時代に作製されたとみられるこの雛形は、大洲城天守跡の発掘調査によって発見された礎石の位置と、原寸大に換算した雛型の柱位置が適合したことにより、大洲城天守の１/32.5 縮尺の雛型であることが実証された。これにより、平成 16 年（2004）に行われた天守復元では、内部にわたって史実に忠実な復元が可能となった。



大洲城天守雛型

現存する天守雛型は国内でも数例しかなく、さらに発掘調査との整合性が確認されたことも希少な例であり、重要な資料といえる。現在、大洲市立博物館に保管されている。

⑤無形民俗文化財

【伊予長浜豊年踊り】

伊予長浜豊年踊りは、肱川下流域の下須戒地区に残る民俗芸能である。

秋と冬季にかけて、肱川下流域特有の肱川あらしをまともに受ける同地区において、苦しい暮らしぶりの中にひと時の楽しみを求めて大正時代に考案された踊りである。

稲作をテーマに田植えから年貢納めまでの一連の流れについて、農具の動きを人間に置き換えて表現した、明るいリズムとユーモアあふれる動きが特徴の踊りである。

【子供ねり相撲甚句】

子供ねり相撲甚句は、市内西部の山間地にある上須戒地区に残る民俗芸能である。天保年間に隣接する宇和島藩から移入したものとされ、小学生 10 名が化粧回しを付けた力士に扮して円陣となり、行事役の文句に合わせて囃(はや)しを入れて踊り、相撲・弓取りの故実を述べ、最後は弓取式で終わるものである。

⑥史跡

【高山ニシノミヤ巨石遺跡】

高山ニシノミヤ巨石遺跡は、大洲城下を見下ろす高山の中腹に位置し、泥質片岩の高さ４ｍ以上になる立石である。「高山の石仏」と呼ばれ、昭和３年（1928）には人類学者の鳥居龍蔵博士が東洋一のメンヒル（単体で直立した巨石）と称したことで、「高山のメンヒル」の名で親しまれている。



高山ニシノミヤ巨石遺跡

【新谷藩陣屋跡】

新谷藩陣屋跡は、大洲城の北東約８km の離れた新谷地区に置かれた新谷藩１万石の陣屋跡で、明治まで新谷藩加藤家９代にわたって政治・経済の拠点となった。新谷藩は、寛永 16 年（1639）に大洲藩２代藩主加藤泰興の弟の加藤直泰が大洲藩６万石から１万石を分与されて成立した小藩である。

現在、陣屋跡は新谷小学校となっており、校内には当時の建物として唯一残っている県指定有形文化財の麟鳳閣がある。

【大洲藩主加藤家墓所】

大洲藩主加藤家の墓所は、加藤家の菩提寺である龍護山曹渓院(りょうござんそうけいいん)と富士山如法寺の２箇所に分かれて所在している。大洲城下町にある龍護山曹渓院には藩祖の加藤光泰(みつやす)、初代藩主の加藤貞泰(さだやす)ほか、６代泰通(やすみち)、８代泰行(やすゆき)、10 代泰済(やすずみ)、11 代泰幹(やすもと)、13 代泰秋(やすあき)の７つの墓所が所在している。

また、城下町東方の冨士山中にある２代藩主加藤泰興(やすおき)創建の富士山如法寺には、２代泰興(やすおき)、３代泰恒(やすつね)、４代泰統(やすむね)、５代泰温(やすあつ)、７代泰武(やすたけ)、９代泰候(やすとき)、12 代泰祉(やすとみ)の７つの墓所が所在している。



大洲藩祖加藤光泰の霊廟（龍護山曹渓院）



２代藩主加藤泰興の墓所（富士山如法寺）

（４）国の登録有形文化財

国の登録有形文化財は７箇所 12 件で、このうち 10 件が民家、１件が公共施設、１件が旅館である。

①民家

【旧加藤家住宅主屋】

加藤家住宅は、大正 14 年（1925）旧大洲藩主の末裔加藤泰通によって建築された建物である。木造２階建、寄棟造で、２階は三方を縁側とし、雨戸部分をガラス障子とした開放的な造りとなっている。中廊下に用いられた長押や鏡天井の天井板、縁側の天井竿縁などは、特別に長尺（４間）の材が使用されるなど、旧大名家の住宅らしい格式の高さや、西洋風のモダンさが随所に見られる。

【末永家住宅旧主屋・百帖座敷】

末永家住宅旧主屋は、長浜において海運業で財を成した実業家末永四郎平が明治 17 年に建築した建物で、木造２階建、切妻入りで、外観は黒漆喰壁やなまこ壁、虫籠窓が見られる。１階は店舗兼住宅として造られている。２階は当初物置として活用されたが、のちに天井を貼って居住できる部屋とした。

百帖座敷は、昭和初期頃に建てられた木造平屋建、入母屋造で、末永家の来客用の建物であったとされる。18 畳二間続きの座敷と５畳の付属室からなり、内部は手の込んだ折上げ格天井や洋風の照明器具などが見られる。かつては、渡り廊下で繋がった茶室棟なども備えていた。

②公共施設

【旧長浜町庁舎】

旧長浜町庁舎は、木造総２階建、入母屋造、昭和 11 年（1936）竣工した建物で、現在も市役所支所庁舎として使用されている施設である。正面の中央玄関上部に設けられた切妻破風には、２本の円柱を半円形のモチーフで飾るなど昭和初期の洋風庁舎建築の特徴を強く表している。



長浜町庁舎

③旅館

【小藪温泉本館】

小藪温泉本館は、肱川地区にある山峡の温泉旅館で、木造３階建、入母屋造の楼閣風の建物は、大正時代に建築された現役の旅館建築である。渓谷側に面する１階には浴室・食堂、２階には大広間・広間、３階には６畳２室、４.５畳４室の客室が設けられ、２、３階とも縁を廻らしており開放的な造りとなっている。



小藪温泉本館

（５）歴史上価値の高い未指定文化財

指定等文化財のほかにも、歴史的価値の高いと思われる未指定の文化財で、将来的に指定文化財としての価値の証明がなされれば指定される可能性の高いものがある。

①有形文化財（建造物）

【愛媛鉄道関係遺跡群】

愛媛鉄道は、大正７年（1918）長浜～大洲間約 16ｋｍに開通した軽便鉄道で、川舟が主要な輸送手段であった肱川流域において新しい近代化交通の第一歩となったが、昭和８年（1933）厳しい経営環境から国鉄に買収、移管されることになった。国鉄に移管された愛媛鉄道路線は、大半は供用されたが一部路線や駅の変更が行われた。この路線変更によって廃線となった

部分には、多数の愛媛鉄道時代の痕跡を見ることができる。特に大洲～長浜間に建設された４つのトンネルのうち、河内、八多喜、大越の３つのトンネルが当時の煉瓦造りのまま残されており、このうち八多喜トンネルは、市道としてそのまま使用されている。また、路線跡には線路を敷くために盛られた土提、その中を通る水路に造られた煉瓦造りの拱渠、石積みの橋台などが残されているほか、現在ＪＲで使用されている路線の中にも愛媛鉄道時代に造られた石積みの土台をみることができる。このように肱川流域における交通の近代化の礎となった愛媛鉄道の遺構は、貴重な近代化遺産といえるものである。



切石と煉瓦造りの河内トンネル

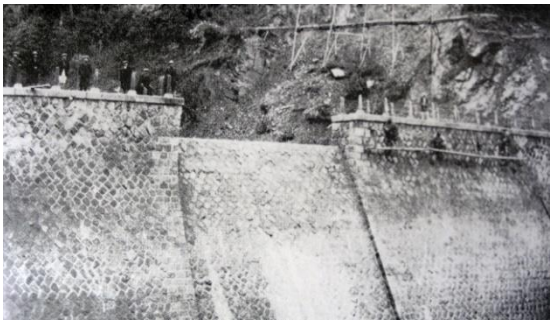


切石造りの橋台

【幸口ダム】

幸口ダムは、長浜今坊地区に所在しており、県内最初の水道専用ダムとして大正 15 年（1926）に竣工したものである。

長浜地区は以前より水源不足に悩まされていたが、安定した上水を確保するために建設された。



完成当時の幸口ダム

高さ 20.6m、堤長 52.5m で、コンクリートダム本体の表面と天端は間知石で布張りがされている。長らく「長浜浄水」の名で親しまれてきたが、平成７年（1995）に取水箇所変更により廃止された。県内最初の水道専用ダムであり、保存状態も良く、貴重な近代化遺産といえるものである。

②有形文化財（彫刻）

【木心乾漆造毘沙門天立像（もくしんかんしつづくりびしゃもんてんりゅうぞう）】



毘沙門天立像

木心乾漆造毘沙門天立像は、大洲藩主加藤家の菩提寺の一つである如法寺に安置される仏像（現在は、奈良国立博物館寄託）で、制作年代は奈良時代（８世紀）に遡る。像は、頭及び体幹部の中心、左腰から左脚部中心、右膝以下の中心に合せて３本の心木を設け、その心木に麻布を巻き、乾漆を何層にも分けて盛り付けている。像の表面は黒漆を塗り、白下地を作った後に彩色また漆箔が施されているが、毘沙門天像が踏む邪鬼は木心を設けることなく乾漆のみで造られ、毘沙門天像と右側の邪鬼の黒目に金属製の異材がはめ込まれている。仏像の中でも乾漆造りの仏像は、当市内では類例がないうえ、制作年代も最も古いことから大変貴重な仏像である。

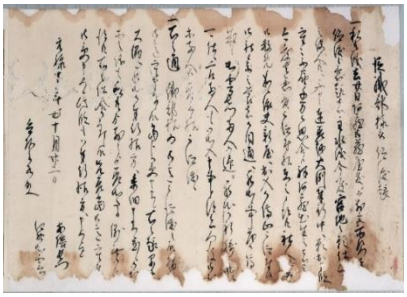
②有形文化財（古文書）

【八幡神社文書】

八幡神社は、中世の頃から宇都宮氏の崇敬を集めて以来、大洲城主の藤堂氏、脇坂氏、加藤氏など代々の領主から重要視されてきた神社である。この八幡神社で保存されてきた文書は、神社の由緒、祭礼、社家、藩及び藩主など江戸時代、明治時代を中心として、昭和時代に至るまでの約 3,000 件にも及ぶ膨大な史料群である。

とくに、文書中最古となる慶長６年（1601）の文書は、ほとんど明らかにされていない伊予国における中世の神事の一端をうかがうことができる。祭礼に関する文書では、現在も継続して行われている御神幸行列について、祭祀次第、神饌、行列人員など祭礼及び神事の内容や変遷を詳細に追うことができる貴重な文書といえる。神社祭礼に関して、江戸時代から昭和時代に至るまで連続的に記録が残存していることは数少ないことからも、歴史的に大変貴重な史料群である。





八幡神社文書（左：慶長６年神事達　右：元禄 10 年織部様仰渡書）

③有形文化財（歴史資料）

【三瀬諸淵関係資料】

三瀬諸淵は、シーボルトの通訳を務め最後の弟子と言われた人物である。この三瀬諸淵に関係する資料は、諸淵の甥である三瀬彦之進が所蔵していたものを、地元大洲で組織された三瀬諸淵顕彰会が引き継ぎ、昭和 46 年(1971)に大洲市へ寄贈されたものである。

三瀬諸淵の資料には、シーボルトから譲られたとされる洋杖、茶合などのシーボルト関係の遺品や写真のほかに、三瀬諸淵の妻高子の母親でシーボルトの娘にあたる楠本イネに関する資料も残されている。楠本イネに関するものでは、イネが晩年に東京で高子と一緒に撮影したガラス乾板や、諸淵へ宛てた書簡などが残されている。

こうした資料は、遺品、書簡、和歌、写真、ガラス乾板、書籍など約 500 点にもおよび、シーボルトや楠本イネと諸淵との関わりを知ることができる一連の資料であり、歴史上価値の高い資料といえるものである。なお、この関係資料に含まれる「シーボルトの処方箋」については、シーボルトの直筆であることなどから貴重な資料と位置付けられており、既に市の有形文化財に指定されている。



三瀬諸淵の資料中のシーボルト関係資料



楠本イネ・高子関係資料

④有形文化財（考古資料）

【村島宮の首遺跡出土石斧（せきふ）製作関係資料】

村島宮の首遺跡は、昭和初期に発見された弥生時代の集落遺跡で、石斧製作遺跡の可能性が指摘されていたが、近年の発掘調査により石斧や製作段階で破損した石斧の未成品、石斧を製作するための道具、製作時に生じた石屑などが多量に出土しており、石斧を多量に製作した遺跡である可能性が高い。


村島宮の首遺跡出土石斧

本遺跡から出土する石斧は２種類あり、全面が研磨され厚みと重量のある太型蛤刃石斧と呼ばれる樹木を伐採するための石斧と、刃のみが研磨され薄手で短冊形の板状石斧と呼ばれる用途不明の石斧がある。また、石斧を製作するための道具は石斧の表面を叩いて整形する敲打具、石斧の表面や刃先を磨く砥石、作業台となる台石などが出土している。これまでに、石斧やその未成品が約 260 点、製作道具類が約 50 点、製作時に生じた石屑約 120 点が出土している（平成 28 年 11 月現在）。

製作工程の分かる未成品だけでなく、製作用の道具類も伴っており石斧生産の実態をうかがい知ることのできる資料として貴重である。

⑤有形民俗文化財

【八幡神社秋祭り祭礼道具】


御楯（寛保２年）

八幡神社の秋祭りで使用される神幸道具には、多様な種類があるなかで、制作年代が明確なものは数少ない。このうち大矛、御楯、小矛、鳳輦については、飾金具等に刻まれた銘文や『八幡宮社記』に記された記述から江戸時代中期に制作されたことがうかがわれるだけでなく、江戸時代から明治初期における神幸道具の整備状況を知ることができる。

神幸道具は、長年の使用による破損や劣化により作り直されることも多く、江戸時代当時のものが残存することは稀であり、整備された当時の神幸道具の形態を知ることのできる貴重なものと言える。さらに、これらのほとんどが今もなお現役で使用されていることは、愛媛県内の祭礼を見ても稀少な事例と捉えることができることから、民俗的、文化財的価値は非常に高いものといえる。

⑥無形民俗文化財

【八幡神社の祭礼行事とお成り】



八幡神社の御神幸行列（お成り）

江戸時代中期に成立した八幡神社の祭礼行事と「お成り」は、明治時代以降旧藩主加藤家や藩の支援が失われ、戦中戦後や高度経済成長期といった激動の時代においても、途切れることなく現在まで連綿と継承されてきた伝統的な祭礼行事である。こうした中で、八幡神社の「お成り」は、愛媛県内の東予地方や南予地方で見られる太鼓台、だんじり、練り車や瀬戸内地方の祭礼で見られる奴行列など他地域の祭礼とは異なり、大洲地方独自の発展を遂げたもので、県内の他の祭礼にも類例のない祭礼行事である。



各地区で設置される「おはけ」と呼ばれる提灯

このことは、祭礼行事や御旅所で献具される神饌のほか、中世以来の八幡神社氏子区域で今も設置される「オハケ」だけでなく、神幸行列の総称として呼ばれる「お成り」の呼称にもうかがうことができる。

「お成り」の呼称は、古文書などの史料では確認できないものの、大洲地方の人々の意識の中で長く使用されてきたものである。近代以降、大洲藩や藩主加藤家へのアイデンティティーを形成していく過程で使用されるようになった呼称を含めて、八幡神社の祭礼行事と祭礼行列である「お成り」は、大洲地方の独特のものとして、貴重な民俗文化財である。

【祇園神社の御神幸行列】

祇園神社は、天慶２年（939）大伴喜良喜（おおとものきらき）により創建されたと伝えられ、江戸時代には天王社と呼ばれ、大洲藩主加藤家からの崇敬も厚い神社であった。悪病除けの神、牛馬の守護神として人々からの信仰も厚く、「祇園さん」と呼ばれている。１月の祭礼では厄除け祈願に多くの人が訪れ、今も賑わいをみせている。

この祇園神社の祭礼には塩垢祭（しおごりさい）と御神幸行列がある。塩垢祭は、毎年４月

４日に肱川流域で海水の遡上と河水の境目となる神社近くの河原で行われる神事であり、神主と神社の祭礼を司る水沼家が例祭の無事を祈願して身を清める禊（みそぎ）の行事である。この神事が無事に終了することで晴れて 14 日に御神幸行列が実施されることとなる。


祇園神社の御神幸行列

祇園神社の御神幸行列は、祇園神社の氏子である八多喜、春賀、宇山、多田の各地区から約 100 人が行列に供奉し行われている。この行列には、雷神と官神（かんじん）と呼ばれる像が先導する。この行列を先導する雷神と官神像は、中世祖母井（うばがい）城主であった祖母井之重が雷光を模した雷神像を行列に供奉させたのがはじまりとされ、天正年間（1573～1592）には官神と称する之重の首を模した像を、雷神とともに行列に供奉させたと伝えられている。

現在でも祇園神社の御神幸行列は、２つの神像に先導されて巡幸している。塩垢祭から御神幸行列に至る祇園神社の祭礼は、肱川流域のなかでも独特の祭礼であり伝承すべき貴重な民俗文化財であるといえる。

⑦史跡

【宇和島街道鳥坂峠越・八幡浜街道夜昼峠越】

大洲城下から宇和島城下に至る「宇和島街道」と、大洲城下から八幡浜浦（八幡浜市）へ至る「八幡浜街道」は、古くより主要な交通路として機能した。同時に、両街道ともに四国八十八箇所を巡拝する四国遍路においても重要な役割を担った。


宇和島街道鳥坂峠越

宇和島街道は、その一部が遍路道として利用されており、四国八十八箇所霊場の第 43 番札所・明石寺と第 44 番札所・大寶寺とを結ぶ「大寶寺道」でもあった。このうち大洲藩鳥坂口留番所（西予市宇和町久保）から鳥坂峠を越えて旧南久米小学校付近（大洲市野佐来字札掛）に至る区間の「鳥坂峠越」は、往時の形状を比較的良く留めている。

八幡浜街道は、札所間を結ぶ遍路道ではないが、九州地方からの遍路の玄関口であった八幡浜から、遍路道の大寶寺道に繋ぐ街道の一つでもあった。このうち旧川之内小学校付近（八幡浜市川之内）から夜昼峠を越えて富元団地付近（大洲市平野町野田字富元）に至る区間の「夜昼峠越」は、往時の形状を比較的良く留めている。

宇和島街道の大洲市側約３㎞と八幡浜街道の大洲市側約１㎞については、大洲市内でも旧街道の形状を良好に残す数少ない部分であり保護すべき貴重な遺跡であるといえる。

【村島宮の首遺跡】

村島宮の首遺跡は、大洲の中心市街地から約６ｋｍ遡った菅田地区の肱川を望む標高 60～130ｍの山腹に立地している。昭和初期に地元郷土史家らによって発見され、石斧（せきふ）やその未成品などが多数採集されたことから、國學院大学の樋口清之氏により石斧の製作遺跡であることが早くから指摘されていた。



村島宮の首遺跡

近年の発掘調査により弥生時代中期を中心とした集落遺跡であることが明らかになっており、さらに、石斧の未成品、石斧の製作道具、製作時の石屑（いしくず）などが多量に出土することから石斧の製作遺跡の可能性が高まっている。

石斧の製作された工房跡の発見や、石斧の材料となる石材採集場所の特定など今後の課題ではあるが、石斧を多量に製作した遺跡については、県内はもちろん国内でも福岡県今山遺跡、長野県榎田遺跡など少数例しか知られておらず重要な遺跡であるといえる。

■国指定文化財

番号	種別		名称	所在地
1	重要文化財	建造物	大洲城 （高欄櫓・台所櫓・苧綿櫓）	大洲市大洲903
2		建造物	大洲城三の丸南隅櫓	大洲市大洲848-1
3		建造物	如法寺仏殿	大洲市柚木943
4		建造物	長浜大橋	大洲市長浜
5		建造物	臥龍山荘　臥龍院・不老庵・文庫	大洲市大洲411
6		彫　刻	木造十一面観音立像	大洲市長浜町沖浦丙2053
7		工芸品	銅鐘	大洲市豊茂乙１
8	記念物	名　勝	臥龍山荘庭園	大洲市大洲

■国登録有形文化財

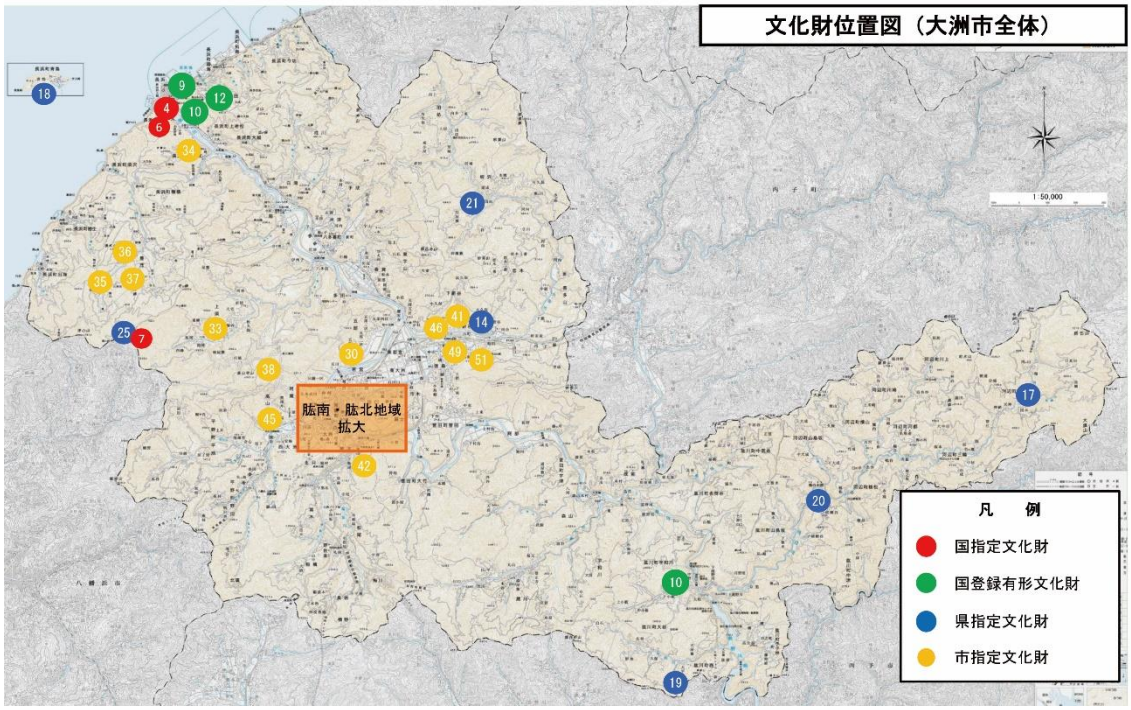
番号	種別		名称	所在地
9	有形文化財	建造物	長浜町庁舎	大洲市長浜甲480-3
10		建造物	小藪温泉本館	大洲市肱川町宇和川1433
11		建造物	末永家住宅旧主屋	大洲市長浜甲309
12		建造物	末永家住宅百帖座敷	大洲市長浜甲312-1
13		建造物	旧加藤家住宅主屋	大洲市大洲字三ノ丸848-1

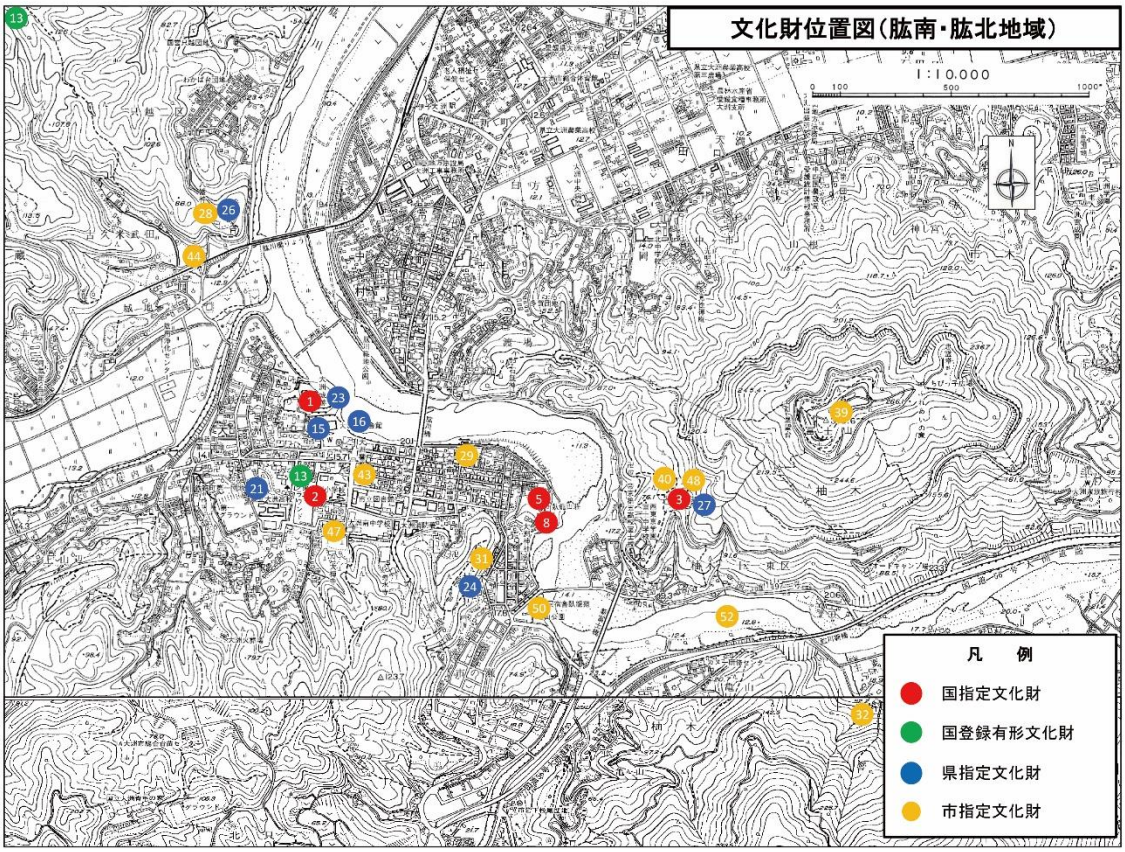
■県指定文化財

番号	種別		名称	所在地
14	有形文化財	建造物	麟鳳閣	大洲市新谷町甲190（市立新谷小学校内）
15		建造物	大洲城下台所	大洲市大洲891-1
16	無形文化財		大洲神伝流泳法	大洲市大洲690番地の1
17	民俗文化財	有形民俗	御幸の橋	大洲市河辺町北平4724
18		無形民俗	青島の盆踊り	大洲市長浜町青島
19			大谷文楽（人形芝居）	大洲市肱川町大谷1735
20			河辺鎮縄神楽	大洲市肱川町山鳥坂
21			藤縄神楽	大洲市柳沢
22	記念物	史　跡	中江藤樹の邸跡	大洲市大洲737（県立大洲高等学校内）
23			大洲城跡	大洲市大洲903
24			川田雄琴一家の墓	大洲市柚木46
25		名　勝	金山出石寺	大洲市豊茂乙１
26		天然記念物	八幡神社社叢	大洲市阿蔵甲1844
27			如法寺のツバキ（三株）	大洲市柚木943

■市指定文化財

番号	種別		名称	所在地
28	有形文化財	建造物	八幡神社本殿一棟 附棟札二面	大洲市阿蔵甲1844
29		建造物	旧大洲商業銀行本店 本館1棟・倉庫2棟	大洲市大洲60
30		建造物	宇都宮神社本殿一棟 附棟札一面	大洲市五郎2516
31		建造物	旧松井家住宅主屋	大洲市柚木317
32		建造物	少彦名神社参籠殿	大洲市菅田町大竹甲1320-2
33	民俗文化財	無形民俗	子供ねり相撲甚句	大洲市上須戒
34			伊予長浜豊年踊り	大洲市長浜町下須戒
35			豊茂五ツ鹿踊り	大洲市豊茂
36			豊茂郷獅子舞	大洲市豊茂
37			豊茂越後獅子	大洲市豊茂
38	記念物	史　跡	高山ニシノミヤ巨石遺跡	大洲市高山甲621
39			如法寺山頂巨石遺跡	大洲市田口
40		史跡及び名勝	如法寺	大洲市柚木943
41		史　跡	新谷藩陣屋跡	大洲市新谷町190の2（市立新谷小学校内）
42			柳瀬焼窯跡	大洲市松尾33-1
43			止善書院明倫堂跡	大洲市大洲635の9
44			古学堂跡	大洲市阿蔵甲1843-1
45			矢野玄道旧宅並びに墓	大洲市阿蔵甲230
46			塚穴古墳	大洲市新谷丙1055
47			加藤光泰霊廟並びに 大洲藩主加藤家墓所	大洲市大洲1003（龍護山曹渓院）
48			大洲藩主加藤家墓所	大洲市柚木943（如法寺）
49			新谷藩主加藤家の墓所	大洲市新谷（法眼寺・大恩寺・大久保楓山墓地）
50		名　勝	臥龍及び亀山公園	大洲市大洲411の2及び柚木670外
51			紅葉山（稲荷山公園）	大洲市新谷丁294の1外
52		天然記念物	柚木のエノキ樹叢	大洲市柚木字久保


文化財位置図（大洲市全体）
脇南・脇北地域
拡大
凡　例
国指定文化財
国登録有形文化財
県指定文化財
市指定文化財


文化財位置図（脇南・脇北地域）
凡　例
国指定文化財
国登録有形文化財
県指定文化財
市指定文化財

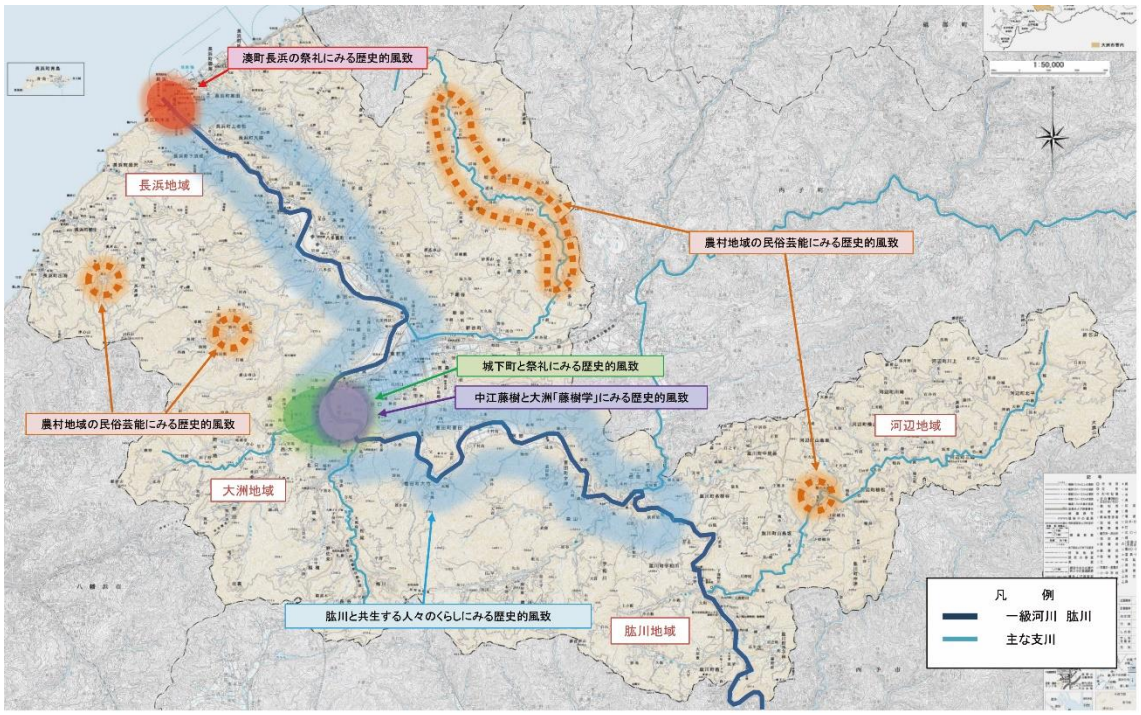
第２章　維持及び向上すべき歴史的風致

１．大洲市の維持及び向上すべき歴史的風致

歴史的風致とは、歴史まちづくり法第１条において、「地域においてその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

大洲市における維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。

（１）肱川と共生する人々のくらしにみる歴史的風致
（２）城下町と祭礼にみる歴史的風致
（３）湊町長浜の祭礼に見る歴史的風致
（４）中江藤樹と大洲「藤樹学」にみる歴史的風致
（５）農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致



大洲市における維持・向上すべき歴史的風致分布図

２．歴史的風致の内容

（１）肱川と共生する人々のくらしにみる歴史的風致

１）はじめに

大洲市を貫流する愛媛県最大の河川である肱川は、古来より洪水が多く発生する「暴れ川」で、肱川流域に住む人々のくらしはまさに水との戦いの歴史であった。そのため、肱川流域にはその歴史と治水の知恵を物語る痕跡が数多く残されている。

肱川における洪水は、江戸時代の記録に残るものだけでも 70 回を数え、数年に一度は洪水が発生している。大洲藩ではこの「暴れ川」を治めるための様々な治水事業に取り組んでいるが、大洲藩主の事績や出来事などを編年的にまとめた「加藤家年譜」によれば、11 代藩主加藤泰幹（1826～1853）の頃、肱川本流と支流の矢落川が合流する付近の川幅が狭いことから、慶雲寺山を削って川幅を広げるといった大規模な治水事業に着手している。

肱川はこうした暴れ川としての側面がある一方で、数多くの恵みを育んできた川である。今日においても変わらず肱川に対する深い信仰心を持ち続け、流域に暮らす人々は肱川が創り出す自然の美しさを見出しながら、肱川の気候風土を活かした四季折々の伝統的な活動が肱川流域を舞台に営まれている。

２）歴史的風致を形成する建造物

①ナゲ

「ナゲ」は、川岸から細長い石積をやや下流側に向けて突き出した冠水堤で、水の流れを変え、流勢を弱めて堤防を守る役割を持つものである。築造年代は明確ではないが、江戸時代前期の大洲藩 2 代藩主加藤泰興（1623～1674）の頃に石垣施工の名人である反田八郎兵衛に築かせたと伝えられており、文化 10 年（1813）の「大洲城並附近侍屋敷図」の絵図にも描かれていることから江戸時代に造営されていたことは明らかである。



渡場のナゲ

ナゲは、現在でも上流の菅田地区から下流の長浜地区にわたって数ヶ所残されており、特に最大級のものは、大洲城のやや上流に見られる「渡場

のナゲ」と呼ばれるもので、長さ 40m、幅５m、水面上の高さ１.５mの大きさである。このナゲは、川の流れを変え大洲城の背面に深淵を形成させる役割として設置されたもので、城下に深淵を保つことで北側から攻めて来る敵への防御に重要な役割を担うものとされている。また、ナゲの下流側に形成された流れのない入江状の空間は、街道を繋ぐ渡しの船の係留や荷揚げ場などに利用された。江戸時代中期（享和元年頃）に描かれた大洲城下町割図からも、その様子をうかがうことができる。



享和元年（1801）頃の絵図に描かれた渡場のナゲ

②防水林

防水林は、ナゲと並ぶ治水事業の一つで、肱川の両岸に造営されている。川に近いところからホテイチク、マダケが植えられ、さらに防水林の強度を保つためにエノキが混植された。エノキは根張りが強く護岸を固める樹木であったため洪水時に破堤を防ぐ役割を持ち、竹藪は洪水時に流れ込む流木やゴミなどを防ぐためのフィルター的な役割を果たした。江戸時代には、「御用藪（ごようやぶ）」、「藩用藪（はんようやぶ）」と呼ばれていることから、藩政時代（1617～1870）に造成されたものとされている（『大洲市誌』）。



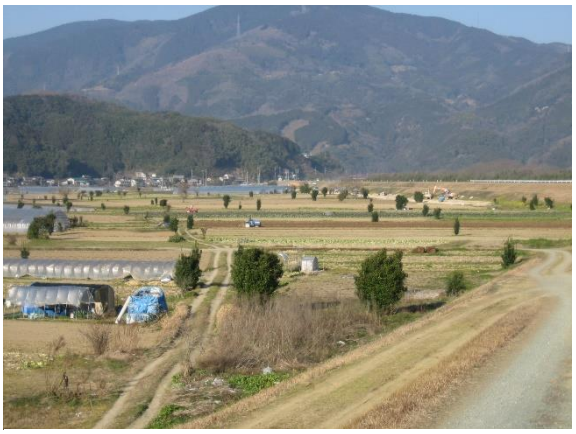
肱川沿いに残る防水林

現在もこの防水林は、上流の菅田地区から下流の大和地区の広い範囲にかけて残されており、中でも柚木（ゆのき）地区のものはその形態を良く留めていることから、「柚木のエノキ樹叢」として本市の天然記念物に指定されている。

③境木（さかいぎ）

防水林などをもっても、ひとたび洪水が生じれば田畑には多量の水と同時に多量の土砂が流入し、その都度、田畑の境界は不明瞭となり、土地の境界をめぐる騒動を引き起す原因となった。そのため、洪水後においても

土地の境界が明らかになるように植えられたのが「境木（さかいぎ）」と呼ばれるものである。境木は、マサキ、ヤナギ、ボケなどの樹木を土地の境界に一定の間隔で植えたもので、現在でも五郎地区や若宮地区の畑地の中に点在する境木を見ることができる。



五郎地区に残る境木

④住吉神社

住吉神社は、江戸時代中期頃に京都の住吉神社より勧請されたと伝えられ、氾濫を繰り返す肱川の守り神として祀られたとされる。元々は川に近い場所に位置し、古写真には川から神社へ上る参道が写されている。現在は、道路の拡張により高台に移転している。境内には、文政12年（1829）の銘文が刻まれた手水鉢と天保11年（1840）の銘文が刻まれた鳥居が当時の面影を伝えている。



天保11年（1840）銘の鳥居が現存する住吉神社

⑤「上（かみ）の弁財天」と「下（しも）の弁財天堂」

弁財天は、街道を挟んで肱川沿いの上下２か所に分かれて存在し、地元では「上の弁天様」、「下の弁天様」と呼ばれている。

上の弁財天は、文化10年（1813）に描かれた絵図に堂宇が描かれているほか、大洲藩６代藩主加藤泰衑（やすみち）（1745～1784）が書いた扁額が社殿に掲げられており、江戸時代から祀られていたことがわかる。現在の社殿は、国指定の重要文化財である臥龍山荘を建築した棟梁の中野寅雄



加藤泰衑書の扁額が掲げられた「上の弁財天」



下の弁財天内に掲げられている加藤泰衑書の扁額

（1870～1935）によって大正時代に建築されたものと伝えられている。

また、下の弁財天は、別名「弁財天堂」と呼ばれており、大洲藩初代藩主加藤貞泰（さだやす）が大洲へ入封した際、大洲城の鬼門除けとして建立され、渡場の正覚院の境内にあった金比羅大明神とともに祀られた。この正覚院は、大洲藩の加持祈祷を勤めたり、藩内の修験者の総取締を勤めたりした寺院であり、慶応２年（1866）に描かれた「大洲名所図会」から弁財天と金比羅大明神が境内に祀られていた姿を見ることができるが、現在は下の弁財天に合祀されている。下の弁財天の境内には、正徳３年（1713）に京都海老屋内保良より寄進されたことを示す銘文が刻まれた手水鉢なども残されている。

弁財天と共に祀られている金比羅大明神は、全国的に海上交通の守り神として信仰されているもので、河川交通が主流であった肱川において川舟の航行の守り神として勧請されたと考えられる。さらに、加藤泰衛が書いた「金比羅大明神」の扁額が掲げられており、大洲藩主が金比羅大明神を信仰していたこともうかがえる。

⑥祇園神社

祇園神社は、肱川河口から約８㎞に位置する八多喜町にあり、天慶２年（939）大伴喜良喜（おおともきらき）によって創建されたと伝えられる神社で、地元では「祇園様」と呼ばれている。悪病除けの神、牛馬の守護神として、大洲藩主加藤家からの崇敬も厚く、江戸時代には牛頭天王社と呼ばれた。明治維新以後は粟津森神社と改名するが、昭和25年（1950）再度改名して祇園神社となった。

境内には、天保11年（1840）に造営された本殿、中殿、拝殿、随臣門が配置され、参道入口には、文政７年（1824）の銘文が刻まれた常夜灯が設置されている。本殿は、切妻平入、三間社



祇園神社



文政７年（1824）奉納の常夜灯

神明造で、蟇股には巴紋と大洲藩主加藤家の家紋である蛇の目紋があしらわれている。拝殿は入母屋造で、向拝には唐破風が取り付けられおり、内部には、文久３年（1863）に修復された御神幸行列の絵馬が奉納されている。

⑦如法寺

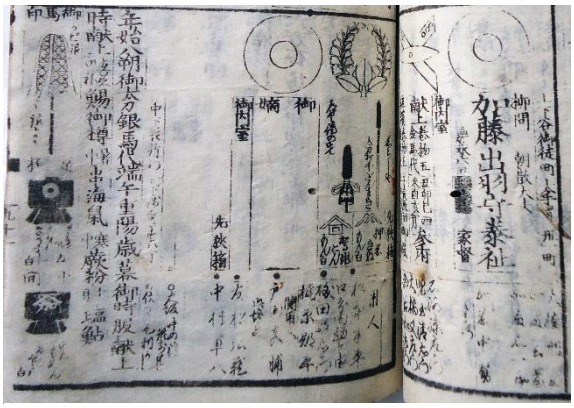


如法寺仏殿

如法寺は、寛文９年（1669）に大洲藩 2 代藩主の加藤泰興（やすおき）が高僧の盤珪永琢（ばんけいようたく）を開山に迎え、城下町の東の冨士山中に創建した寺院である。境内にある仏殿は、寛文 10 年（1670）に建築されたもので、梁間４間、桁行５間の規模で正面に１間の向拝、背面入口には唐破風の下屋が取り付けられている。内部は、「甎（せん）」と呼ばれる瓦を用いた四半敷（しはんじ）きの土間床とし、両端には「単（たん）」と呼ばれる僧侶が坐禅や生活をするための一間幅の畳敷きと、布団を収納するための函櫃（かんき）が設けられている。仏殿と禅堂を兼ねた珍しい形式の禅宗様式で、創建当初の形態をよく保っていることから、国指定の重要文化財となっている。

３）活動

①瀬張り漁



江戸時代の「武鑑」に記された大洲藩の時献上

肱川の鮎は江戸時代より大洲藩の数多くある特産品の中でも、特に季節ごとに藩が将軍へ献上する時献上（ときけんじょう）にも選ばれた大洲藩の代表的な特産物であったことが、江戸時代、大名家の氏名、石高、献上品などを記した「武鑑（ぶかん）」に記されている。藩では領民による鮎の乱漁などを厳しく管理するために、肱川上流域の鹿野川（かのがわ）に鮎目付を配置したほか、３月から６月までの期間を網封

印と称して禁漁としたほどで、鮎が藩にとって重要な産物であったことをうかがい知ることができる。肱川の特産品である鮎を捕獲するために、肱川流域では、江戸時代から「瀬張(せば)り漁」と呼ばれる独特の漁法が受け継がれている。旧大洲藩主加藤家に伝来する「元文日録」には、元文２年（1737）大雨で瀬張りが切れ、鮎が逃げ出したため肱川流域の川漁を停止するよう藩が布達した記録がみられる。この漁法は、瀬張り竹と呼ばれる５㎝ほどに割った竹杭を川幅いっぱいに等間隔に打ち込み、その竹杭間に藁で編んだしめ縄を張って鮎の行く手を阻(はば)み、この縄に驚いて回避する鮎を投網により捕獲するというもので、今現在も継承されている伝統的な漁法である。この漁法は、「落ち鮎」となる晩夏から初秋にかけて行われるもので、盛漁期には肱川流域の下流域から上流域のいたるところに瀬張りが張られ、この時期の風物詩となっている。

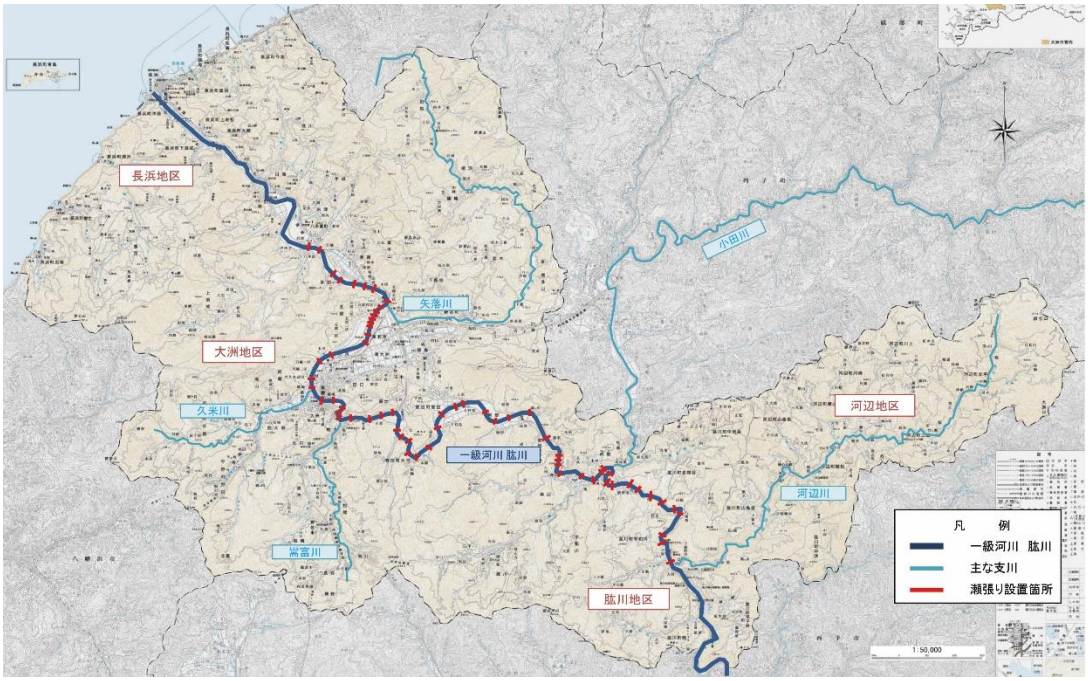


瀬張り漁



焼鮎

こうした伝統的な漁法によって捕獲された鮎は、江戸時代には保存がきくように焼鮎にされ、将軍家に献上された。現在でも本町２丁目にある「植田食品本舗」では、その伝統を受け継ぎ焼鮎の製造を手がけている。当地方では、雑煮などの出汁に焼鮎が用いられているほか、鮎を使ったあめ炊き（甘露煮）なども当地方の名物料理として今日でも市内の料理店で味わうことができる。



鮎漁でみられる活動の位置図

②鵜飼い



鵜飼い

「鵜飼い」は、鮎を捕獲する伝統的な漁法で、夏から初秋にかけての毎夜、鵜飼い見物の遊覧船が肱川を彩っている。鵜飼いに関する記述の初見は、内子の町家高橋家がまとめた「君命録（くんめいろく）」に、江戸時代後期の 10 代藩主加藤泰済（やすずみ）（1787～1826）の頃、宇和島藩領野村の緒方源治（おがたげんじ）から２羽の鵜の献上を受け、川漁の際に同行させたことが記されている。そして、その川漁の際、突然紛れ込んできた野生の鵜１羽を捕まえて漁を行ったところ、この野生の鵜の方が昼夜を問わず鮎を捕ったことから、川漁の際にはこの鵜を毎回連れて行くようになったと伝えられている。

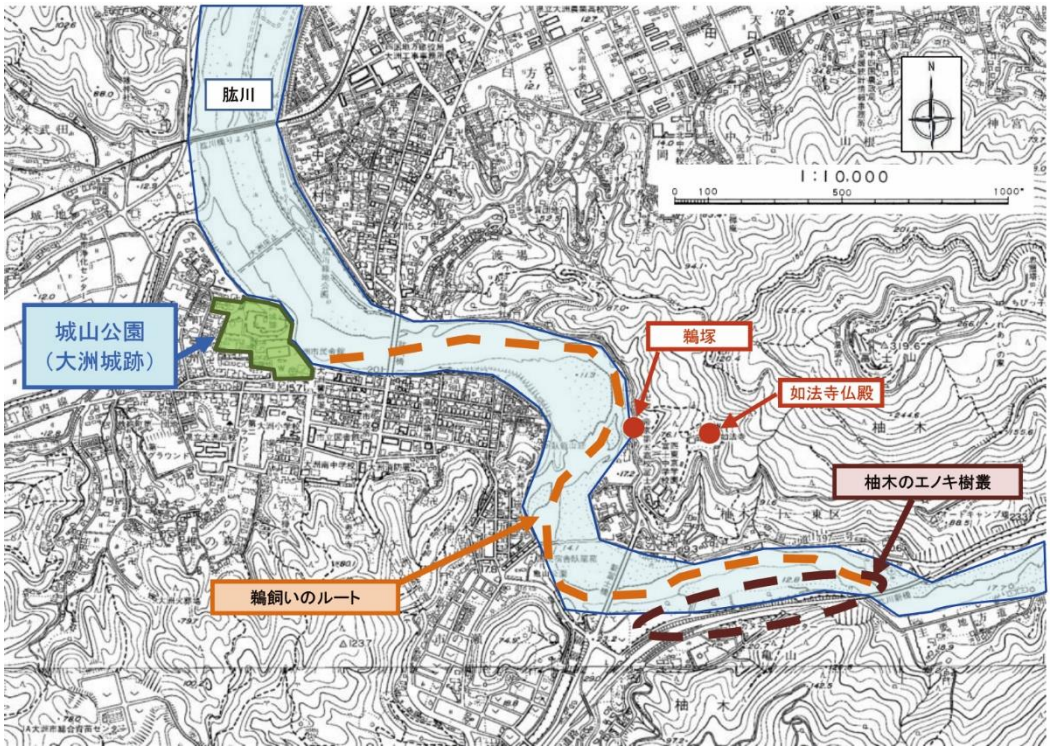
現在の鵜飼いは、高知県仁淀川で鵜飼いの方法や技術を学び、岐阜県長良川の鵜飼いを参考にして、昭和 32 年(1957)に再興されたものであるが、肱川両岸の自然景観を鑑賞しながら鵜飼い見物に興じて大洲城下の着船場まで遊覧する光景は、かつて藩主が興じた川遊びを彷彿とさせるもので情緒あふれるものである。

毎年、鵜飼い開きの開始前には、如法寺下の肱川の畔に建立された鵜塚において、如法寺住職による鵜の供養が執り行われる。この鵜供養が終了すると、９月中旬までの約２か月半、肱川を舞台に行われる鵜飼が開幕する。



如法寺下の肱川畔にある鵜塚

肱川の鵜飼いは、屋形舟と鵜舟が並走するため、間近で見物できるのが特徴で、周囲が暗闇に包まれた午後８時頃、鵜船を屋形舟に横づけして、鵜飼いが始まる。



「鵜飼い」でみられる活動の位置図

③カジカ漁

川の寒さもゆるみ始める３月、肱川流域では春の風物詩となっているカジカ漁が行われる。肱川流域ではカジカ以外にハゼの仲間を総称してカジカと呼んでおり、チチブ、ヨシノボリ、カワヨシノボリが代表的なものである。寛政 11 年（1799）に出版された山海の産物などを中心に、そ

の産地や採取、製造方法などを挿絵入りで紹介した『日本山海名産図会』には、「諸国に河鹿（かじか）と呼ぶ魚」と大洲産のカジカが紹介されている。カジカは、別名で石伏（いしぶし）とも呼ばれ、名産図会の挿絵に「豫洲大洲石伏」の題名でカジカ漁が取り上げられていることからも、鮎と同様に肱川の主要な特産物であったことがうかがわれる。

肱川におけるカジカ漁は、川の浅瀬に畳３畳ほどの四ツ手網を置き、サザエの殻のついた追縄を川底で転がして、カジカを網に追い込む独特の遠巻寄（とおまきよせ）漁で、水揚げされたカジカは串焼きにして市内の料理店などに出荷されている。

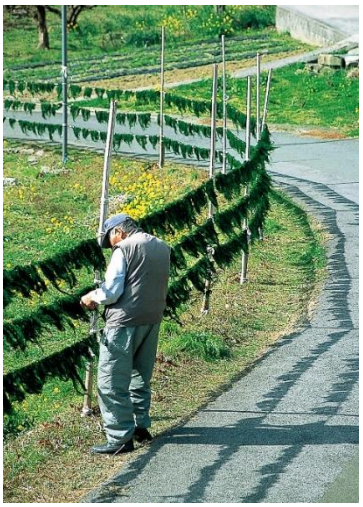


肱川で行われるカジカ漁（昭和 40 年代）

昭和 41 年（1966）に昭和天皇が松山に行幸された際には、旧大洲藩主の末裔で元侍従の加藤泰通がカジカを献上したとされ、今日でも珍味として市内で食されている郷土料理である。

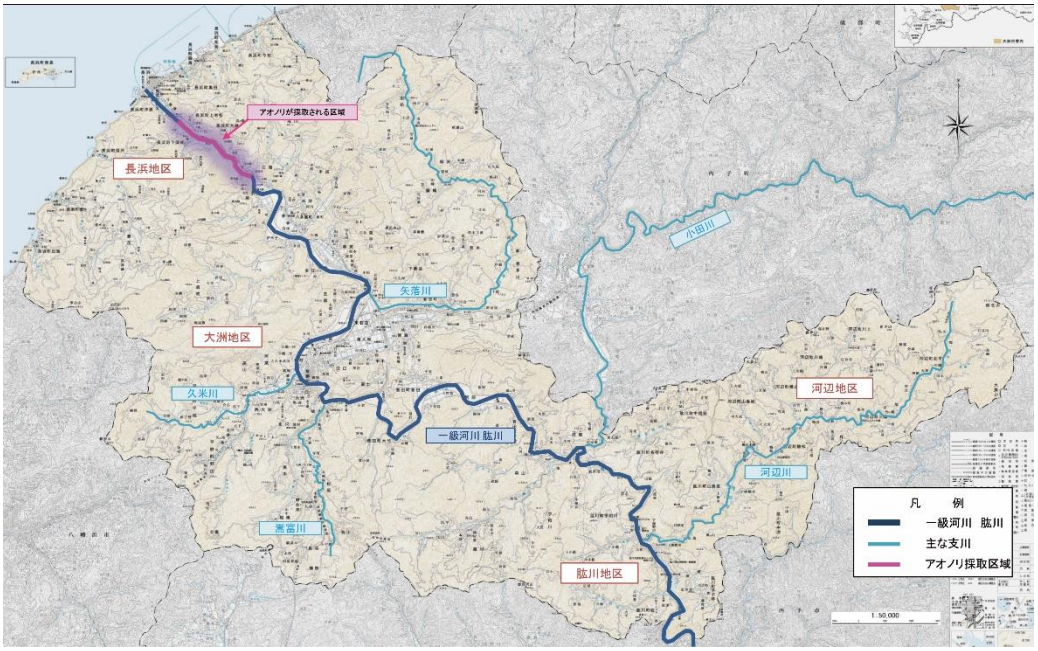
④あおさ干し

肱川の下流域では、春先になると、大潮で水位が下がった河原に青海苔が付着し一面濃緑に覆われた光景が出現する。この青海苔は江戸時代中期に記録された『大洲秘録』に長浜地区の特産物として挙げられているもので、肱川の代表的な恵みの一つとして、現在でも大潮の日には、大和地区を中心に採取されている。採取された青海苔は家の庭先などで「あおさ干し」と呼ばれる天日乾燥がなされて出荷されている。



あおさ干し

青海苔によって一面濃緑色に染まった肱川とそれを採る海苔漁、そしてあおさ干しが行われるその光景は、肱川下流域の春先の風景として江戸時代から現在まで受け継がれている。



「あおさ干し」でみられる活動の位置図

⑤祇園神社の塩垢離（しおごり）祭と御神幸行列

ｉ）塩垢離祭

遡上した海水と肱川の淡水が混じりあうちょうど境目付近に位置する祇園神社では、毎年４月上旬の春の例祭には塩垢離祭が行われ、御神幸行列が町内を巡幸している。神社拝殿には、元治元年（1864）御神幸行列を描いた絵馬「当社御神幸御行列十四日御帰宮之図」が残されており、江戸時代から続けられる伝統的な祭礼であることがわかる。

塩垢離祭は、神主と神社の祭礼を司る水沼家が例祭の無事を祈願して身を清める精進潔斎の儀式で、御神幸行列が実施される一週間前に行われる。かつては、祇園神社から約１㎞下流の大門河原と呼ばれる場所で行われていたが、現在は祇園大橋の下で行われている。



川で神事を行う神職と神供司

神霊を遷した金幣（きんぺい）を持ち、神職、巫女、神供司（じんくし）、氏子が行列を組んで河原へ向かい神事が行われる。神供司は、代々水沼家の当主が務めることと

されており、川の中での禊（みそぎ）の儀式は、神主と神供司で行なわれる。この塩垢離祭で欠かせないのが、「オモッソ」と呼ばれる小麦粉を精白して蒸し、円筒型に搗き固めた特殊神饌（しんせん）である。オモッソは、神事中に一部は川に流されるが、一部はおさがりとして参列者に一箸ずつ配られ、このオモッソを食べると、夏病みをしないと伝えられている。この神事が無事に終了すると、晴れて翌週に御神幸行列が実施されることとなる。

ⅱ）御神幸行列

祇園神社の御神幸行列は、祇園神社の氏子である八多喜、春賀、宇山、多田の各地区から約 120 人が供奉して行われている行列である。もともと４月 17 日に実施されていたが、現在は、17 日より前の日曜日に変更されている。御神幸行列が巡幸する当日は、午前 11 時から神社総代による道具類の準備が行われ、午後１時 30 分頃、神輿の宮出しののち、町はずれにある御旅所へと出発する。行列は、雷神と官神（かんじん）と呼ばれる像が先導するが、これは、中世の頃に祖母井（うばがい）城主であった祖母井之重が雷光を模した雷神像を行列に供奉させたのがはじまりとされ、天正年間（1573～1592）には之重の首を模した官神像を、行列に供奉させたと伝えられており、現在でも２つの神像を供奉しながら巡幸している。

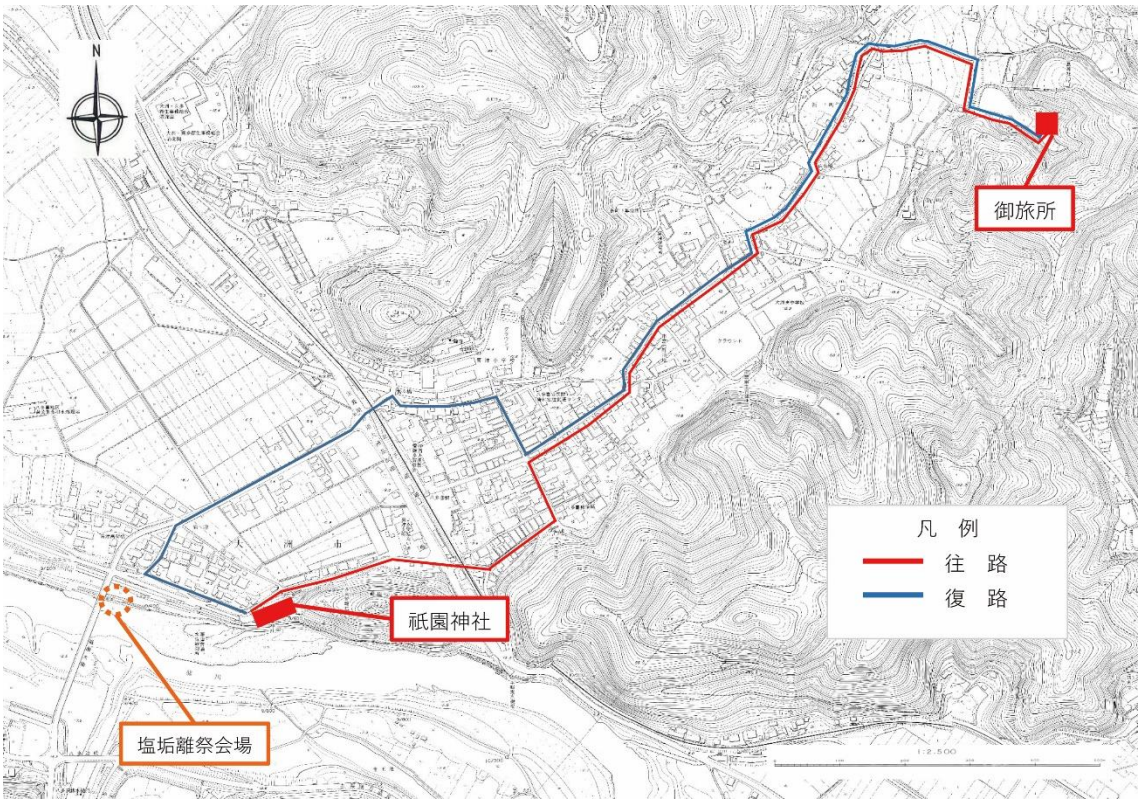


祇園神社の御神幸行列（平成 11 年）



雷神像と官神像（平成 11 年）

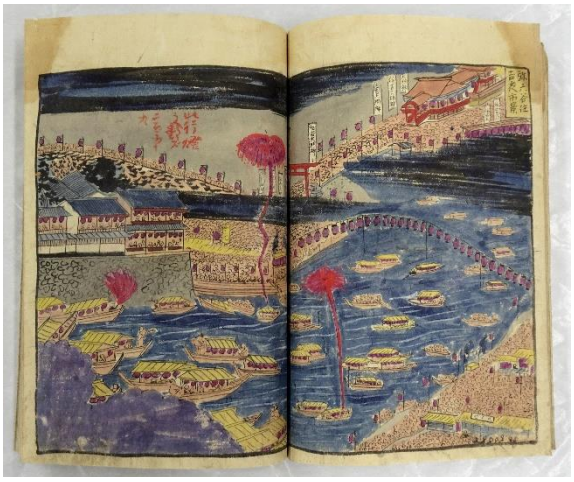
八多喜地区内を巡幸し、午後２時過ぎ頃に御旅所に到着すると、神事と鈴神楽が行われ、神事終了後再度行列を整え、午後４時頃に祇園神社へと還る。もともとは、御旅所に神輿を１泊させていたが、現在は１日のみとなっている。



祇園神社の塩垢離祭と御神幸行列で見られる歴史的建造物と活動の位置図

⑥住吉祭と弁財天祭の花火大会

毎年のように氾濫を繰り返す肱川において、８月３日と４日の両日には、大洲城下の肱川を舞台に肱川流域で最大の夏まつりである「川まつり花火大会」が開催されている。もともとこの祭りは、旧暦７月 17 日の渡場のナゲ付近にある弁財天と同 18 日の住吉神社で行われた２日続きの祭りを起源にもつものである。この２社は、川や水に関わる神社で、氾濫を繰り返す肱川の守り神として城下町付近に祀られ、いずれの祭りも肱川流域に住む人々の生活の一部であった川舟の航行の安全を祈願する祭りとして始められた。慶応 2 年（1864）に描かれた「大洲名所図会」には、肱川に多くの屋形舟が繰り出し、住吉神社の参

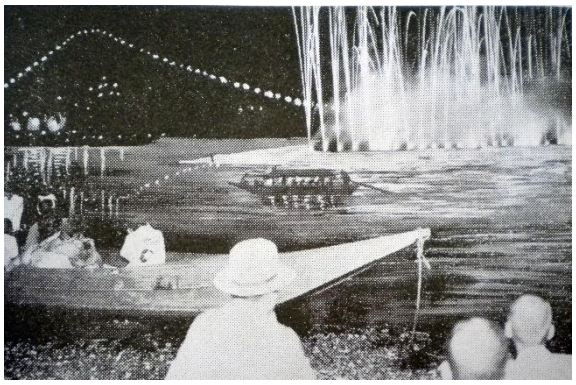


慶応２年（1864）の「大洲名所図会」に描かれた住吉祭

道や川岸が多くの見物客で賑わう中、祭りの名物として花火が打ち上げられる住吉祭の様子が描かれている。

これらの祭りは、元来肱川での安全祈願のために始められたものであったが、昭和 10 年(1935)発行の『大洲案内』の中では、弁財天の花火は大洲の夏を彩る行事として広く紹介されており、弁財天や住吉神社の祭りが大洲を代表する夏の祭りとして捉えられ始めたことがうかがわれる。

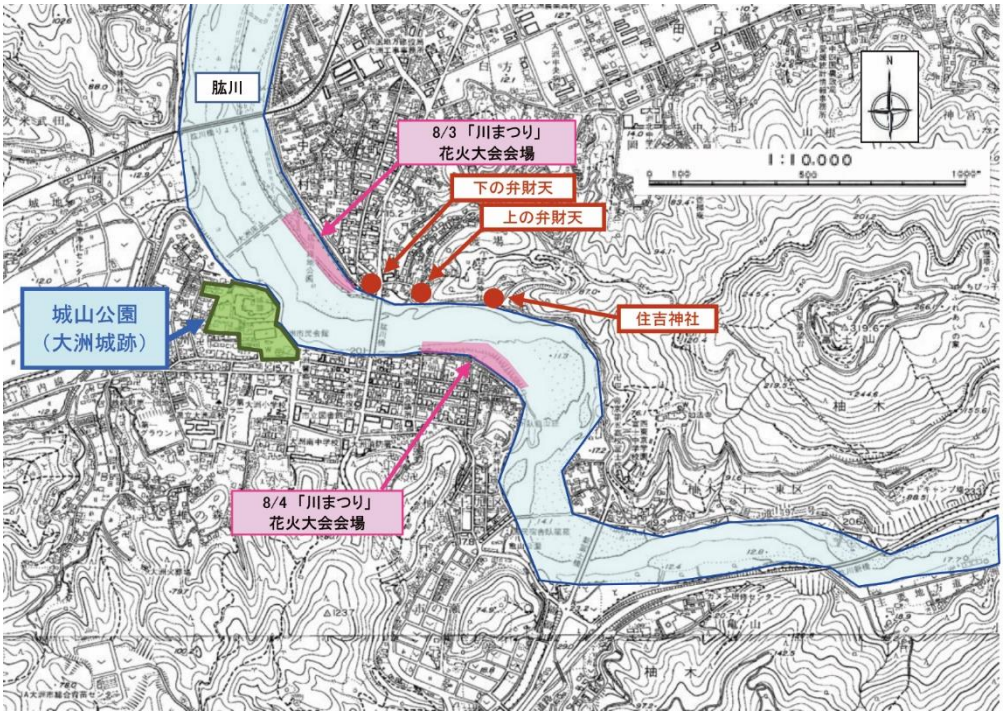
現在の「川まつり花火大会」は、戦後の昭和 23 年(1948)から２つの祭りを「川まつり」として発展させたものであるが、今でもかつての祭りの名残として２日続けて花火が打ち上げられ、賑わいをみせている。



昭和 10 年（1935）の『大洲案内』に紹介された弁財天祭の花火



屋形舟で楽しむ弁財天祭の花火（平成 22 年）



花火大会でみられる歴史的な建造物と活動の位置図

⑦いもたき

肱川の夏の風物詩「鵜飼い」が終わりを告げる初秋、肱川の如法寺河原では大洲名物として知られる「いもたき」が行われ始める。「いもたき」は、夏芋が収穫される秋頃、河原に集まり、大鍋で炊いた大洲名産の夏芋を大勢で囲むものである。家族や地域住民などが飲食を共にする親睦的な行事である「おこもり」の一つとして行われてきた肱川流域の庶民の伝統的な風習で、かつては河原の石を積み上げた「かまど」を作って鍋を炊いた。



河原で行われる「いもたき」

現在は、愛媛県下の多くの河原で行われているが、こうした庶民の伝統的な風習から始まった「いもたき」は、大洲が発祥の地とされている。

この風習がいつ頃始まったのかは明確ではないが、大正３年（1914）発行の『喜多郡の華』には、喜多郡十二自慢の名物の一つとして、さらに肱川八景の一つにも取り上げられている。郷土料理研究家の谷村寿子（明治 44 年生まれ）はエッセー「遠い日の芋炊き」の中で、大正６年（1917）から８年頃のお盆過ぎに、臥龍山荘下の河原で家族とともに、夏芋と油揚げの入った鍋を食した思い出を記している。また、俳人で大洲にゆかりのある松根東洋城（まつねとうようじょう）は、大正７年(1918)に大洲で次のような句を残している。

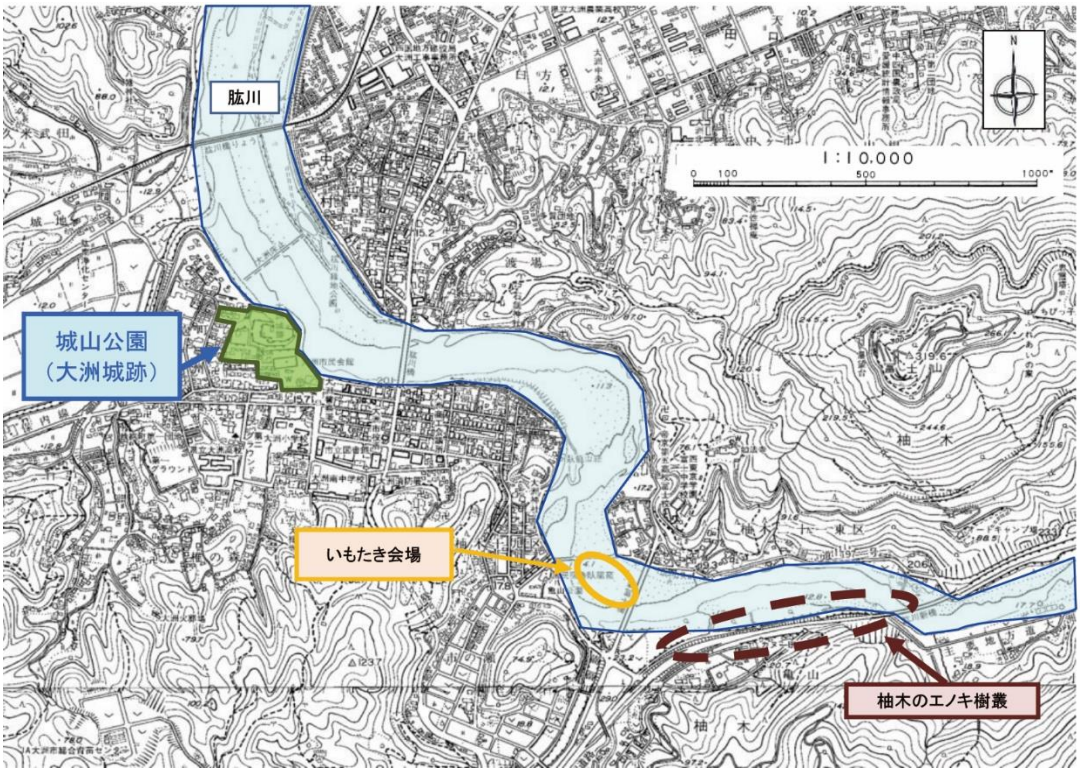


初煮会で振舞われる大鍋のいもたき

「芋鍋の煮ゆるや秋の音しづか」、「秋川は芋食ひの行事待ちにけり」

これらの句から、いもたきが大正時代に継続して盛んに行なわれていた民俗的風習であったことを読み取ることができる。

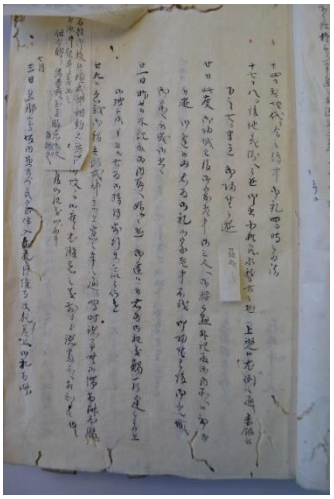
毎年８月下旬、大洲のいもたきの開幕を告げる「初煮会（はつにかい）」が盛大に行われると、肱川の河原を座敷として大洲名産の夏芋を炊いた大鍋を囲む光景が毎夜のようにくり広げられ、当地方の初秋の風物詩となっている。



「いもたき」でみられる活動の位置図

⑧現在に息づく古式泳法「主馬神伝流」

主馬神伝流は、大洲藩初代藩主加藤貞泰の従兄弟にあたる重臣加藤主馬光尚によって、江戸時代初期に肱川で創設された泳法である。神伝流の泳法は、基本的に敵と戦うための泳法であるため常に前方を凝視した泳ぎ方であり、水流などの環境に応じた種々の泳ぎ方がある。なかでも足で半円形を描くように立ち泳ぎする扇足などを特徴としている。



藩主が藩士の水術を上覧したことを記した「元文日録」

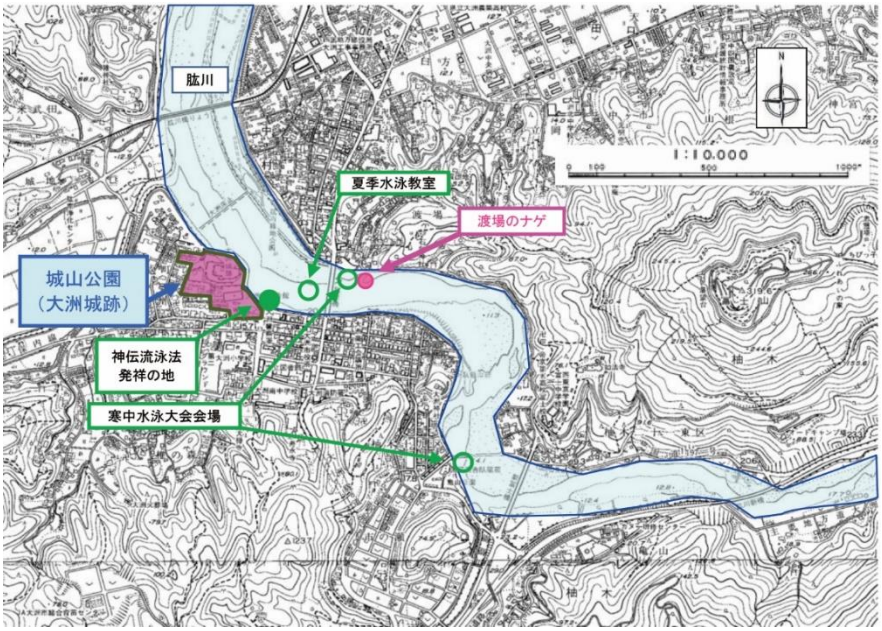
大洲藩主加藤家に伝来した記録「元文日録」によれば、元文元年（1736）に大洲城の下にある地蔵淵において、藩主自ら小姓の水練の観覧を行ったことが記されており、水練が藩士の武術として、大洲城直下の肱川で行われていたことがわかる。神伝流の泳法は、江戸時代後期には大洲藩士弓削家に生まれた伊東祐根によって、松山藩へと伝えられると全国へと広まることとなった。

明治維新以後、武士の武術としての役割を終えた神伝流の泳法ではあるが、大洲の史料収集や筆写につとめた大月滿前（1870～1962）が取りまとめた『大月資料』によれば、「旧士族の子弟は城山下で、町家の子弟は臥龍淵で、中村の町家は八幡川原で泳いでいた」と記されおり、大洲の人々の日常的な生活の中に泳法がとけ込み、受け継がれてきたことがうかがわれる。さらに、大正３年（1914）８月の海南新聞には、大洲城下において大洲中学校による神伝流泳法の競技会が開催されたことを伝えている。これを裏付けるように、大正６年（1917）の大洲村尋常小学校水泳科教授要項にも諸手伸（もろてのび）、立泳（たちおよぎ）、片手抜（かたてぬき）など神伝流の泳法が行われていたことが記されており、教育の一環として泳法が受け継がれていたことを知ることができる。


「渡場のナゲ」を背景に寒中水泳で泳法を披露する保存会員

現在は、公益財団法人日本水泳連盟から古式泳法 13 流派の一つに認定されている。また、「大洲神伝流泳法」として愛媛県指定の無形文化財に指定されており、主馬神伝流保存会が泳法を伝承し、泳法の普及と後継者の育成に努めている。

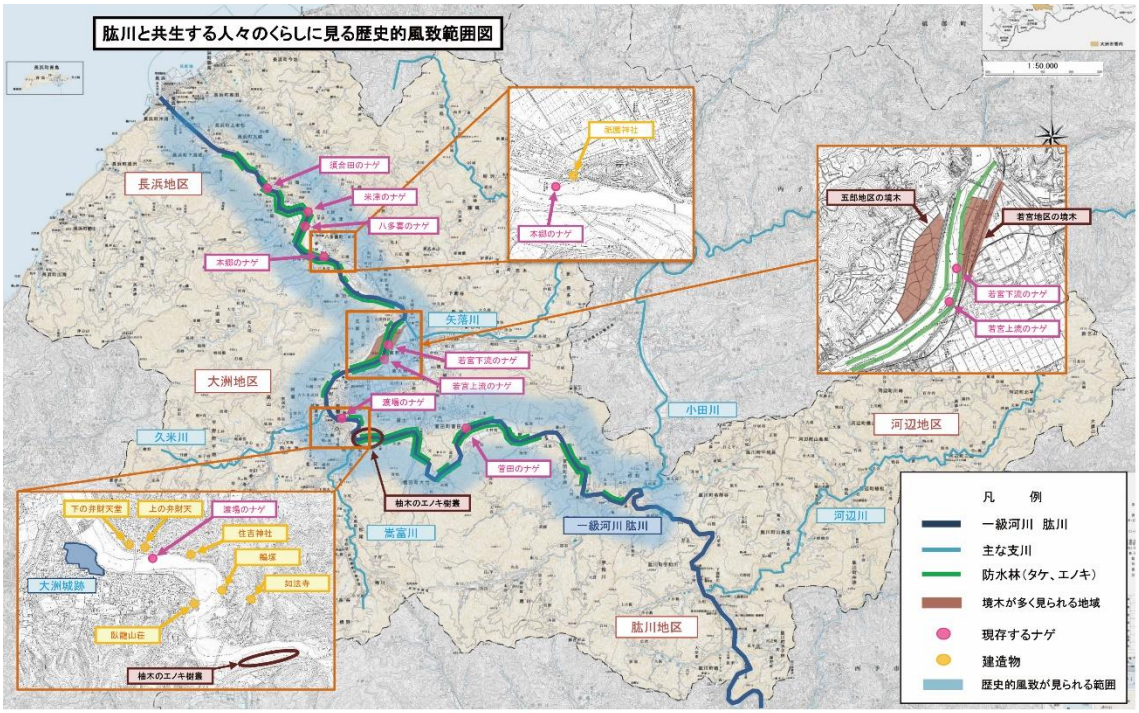
とくに、毎年１月の成人の日に大洲城を望む「渡場のナゲ」を舞台に開催される寒中水泳は、甲冑姿の泳者が威勢のいい掛け声を発して剣を舞わせながら伝統泳法を披露しており、まさに肱川において武士が鍛錬を重ねていた様子を彷彿とさせる光景である。



４）まとめ

このように肱川は、この地に住む人々に対して、多くの恵みをもたらす一方、時として暴れ川としての厳しい一面を見せてきた。肱川流域で暮らす人々は、肱川がつくり出す自然の中に美しさを見出し、この地の風土を活かした伝統的な活動を通してひと時の楽しみに興じてきた。それは、この地で生きる人々の生活にとって、肱川が切り離すことのできない関係であったことを示している。

豊かな恵みを育みながらも、時には大きな災害を引き起こす肱川に対して、流域に住む人々は、知恵と工夫をもって川と上手に寄り添いながら暮らしてきた。こうした歴史が、肱川流域に独特の景観を生み出し、大洲ならではの歴史的風致をつくりあげる大きな要因になったといえる。



肱川と共生する人々のくらしにみる歴史的風致の範囲図

（２）城下町と祭礼にみる歴史的風致

１）はじめに

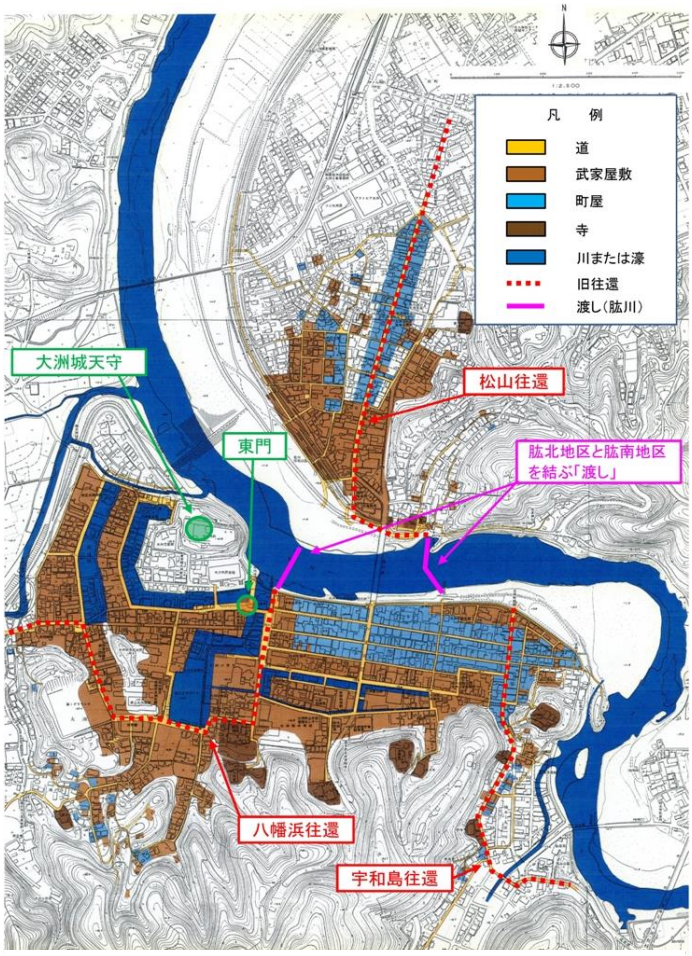
藩政時代、大洲藩の中心であった城下町は、肱川中流域に位置し、肱川大洲街道、宇和島街道、八幡浜街道が分岐する交通の要所に形成された。

東西方向の横長に展開する城下町には、山沿いに武家屋敷地が、川側に町人町が配置され、町人町は、間口が狭く奥行きが長い短冊状の町割りで整然と区画された。現在でも昔ながらの町割りや家裏の境界溝のほか、町名などが良く残っている。

こうした大洲城下町の面影を色濃く残す肱南（こうなん）地区では、江戸時代から継承され続ける伝統的な祭礼行事が行われている。地元では「お成（な）り」と呼ばれる大洲藩総鎮守八幡神社（はちまんじんじゃ）の御神幸（ごしんこう）行列と、「えべっさん」の愛称で親しまれている大洲神社の十日えびす祭で、かつての城下町の賑わいを感じさせている。

２）城下町の形成

大洲の城下町は、肱川を挟んだ南側（左岸側）の肱南地区と、北側（右岸側）の肱北（こうほく）地区に分かれて展開してきた。城下町の形成時期は、天正 15 年（1587）豊臣秀吉の家臣戸田勝隆が領主となって以降、藤堂高虎、脇坂安治によって段階的に整備されたと考えられている。とくに、慶長 10 年（1605）藤堂高虎の家臣田中林斎が塩売買の町の整備に対して出した「塩屋町創成褒状」は、城下町について記した文献史料における



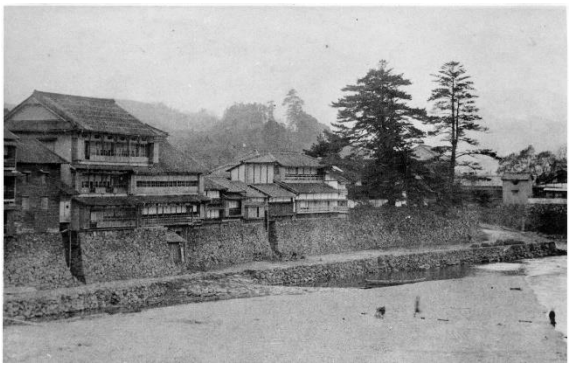
大洲城下町における町割

初見であり、慶長年間に大洲の城下町の基礎が整備されたことを知ることができる。また、寛永４年（1627）大洲を偵察した公儀隠密が記した「讃岐伊予土佐阿波探索書」によれば、東西長さ３町、３筋の町内に 400 軒の町家が存在したことが記されており、城下町の規模をうかがうことができる。さらに、正保年間(1645～1648)に幕府へ提出した城絵図である「伊予国大洲城之図」（国立国会図書館蔵）には、肱南地区とともに肱北地区の城下町も描かれていることから、少なくとも江戸時代前期にはすでに肱川を挟んだ南側と北側に別れて城下町が形成されていたことがわかる。



江戸時代中期に描かれた「大洲城下町割図」
（大洲市立博物館蔵）

左岸側の肱南地区では、大洲城の周囲と南側の山手に武家屋敷地、川沿いに町人地を配した東西方向に横長の城下町を形成しているが、川の増水から町を守るための河川護岸として高石垣が築かれた。町家から肱川へは石垣の所々に設けられた「雁木（がんぎ）」と呼ばれる石階段で簡単に降りることができ、大正時代に発行された絵葉書に当時の様子を知ることができる。これに対して肱北地区では、大洲城の対岸に武家屋敷地を配し、その背後には往還沿いに町人地を配した南北方向に縦長の城下町を形成しているが、川沿いは肱南地区のような高石垣ではなく防水林で囲われるのみであった。



肱川に面した高石垣と雁木（大正頃）

３）歴史的風致を形成する建造物

①八幡神社

八幡神社は、大洲城の北西に位置する小高い丘の上に位置し、中世の頃には宇都宮氏の崇敬を受け、豊臣秀吉の四国平定後は、新たな領主となった戸田勝隆の時代に一時荒廃した。その後、藤堂高虎が領主となると、社殿の整備や祭祀の復興が図られ、領主が脇坂安治に代わっても社地の寄進を受け、元和３年（1617)、加藤家が大洲藩主となって以降は、喜多郡の総鎮守として位置付けられた。



八幡神社の社殿

現在の社殿は、慶安元年（1648）の火災によって焼失したものを、元禄11年(1698)に再建したもので、境内の社殿は、奥から本殿、中殿、拝殿、随臣門が配置されている。特に本殿は、桁行３間、梁間２間の三間社流造の形式をとっており、全体的には和様の建築様式を取りながら、妻飾（つまかざり）の形式・組物（くみもの）・虹梁（こうりょう）・木鼻（きばな）などには唐様を取り入れるなど装飾に富んだ手法をみせており、江戸時代前期の貴重な建造物であることから、大洲市指定有形文化財に指定されている。



八幡神社本殿

②三祖神社（さんそじんじゃ）

三祖神社は、八幡神社境内の南東に建設された神社で、大洲藩主加藤家の祖である加藤光泰と加藤家の遠祖とする藤原鎌足、そして藤原家の氏神である春日大明神を祀った神社で、「三祖社（みをやのやしろ）」とも呼ばれる。加



八幡神社境内に造営された三祖社

藤家の編年をまとめた『加藤家年譜』によれば「三祖社」は、文政３年（1820）に造営された社で、社殿は、本殿とその前に参拝所が設けられている。本殿は、桁行１間、梁間１間の流造形式で、屋根の箱棟には、加藤家の家紋である「蛇の目紋」と「上り藤紋」が施されている。慶応２年（1866）に描かれた「大洲名所図会」にも三祖社に参拝する人の姿が描かれている。

③大洲城跡

大洲城跡は、肱川中流域の肱川に面した標高約 40ｍの独立丘陵に築かれた平山城で、中世段階から当地域の拠点的な城郭として整備された。豊臣秀吉の四国平定後は、小早川隆景、戸田勝隆、藤堂高虎、脇坂安治と城主が代わるなか、近世城郭へと徐々に整備されていった。江戸時代、天守を含めて 18 の櫓が存在したとされている。明治時代になると城内のほとんどの建造物は取り壊され、明治 21 年(1888)には天守までも解体されたが、平成 16 年(2004)、木造による忠実な復元によって天守が再建された。現在、本丸に台所櫓と高欄櫓、二の丸に苧綿櫓、三の丸に南隅櫓の再建時期の異なる４棟の櫓がそれぞれ残存しており、いずれも国指定の重要文化財に指定されている。また、本丸と二の丸の一部は、愛媛県指定史跡に指定されている。



大洲城（台所櫓・高欄櫓・天守）

④古学堂跡（文庫）

古学堂は、八幡神社神主兵頭家（のち常磐井に改姓）によって設立された私塾で、幕末の頃の神主厳戈によって「古学堂」と名付けられた。その後、明治維新まで民間教育機関として運営され、三瀬諸淵や武田敬孝・成章兄弟など多くの先人を輩出した。



江戸時代後期の絵図に描かれた古学堂

このうち文庫は、寛延３年（1750）、八幡神社の９代目神主兵頭守敬によって、神主家の敷地に設立された木造２階建、寄棟造の建物で、現在の図書館にあたり、塾生に広く開放された。また、守敬の子守貫の頃には、

木造平屋建、切妻造の「学室」が建設された。現在は、文庫と学室の一部と伝えられる建物が残され、大洲市指定史跡に指定されている。

⑤大洲神社

大洲神社は、明治４年(1871)、旧大洲藩 13 代藩主加藤泰秋によって、城下町の東端にある神楽山に造営された神社で、当初久米神社と呼ばれた。大正３年（1914)、城下町にあった太郎宮、恵美須神社を合祀して大洲神社と改称された。



大洲神社境内

社殿は、本殿、中殿、拝殿、祓殿で構成されており、祓殿は、『大洲神社誌』によれば、恵美須神社の拝殿を移築したもので、木造入母屋妻入造、向拝には唐破風が設けられ、内部天井には天井画が施されている。明治時代に恵美須神社を撮影した古写真に拝殿（祓殿）が写っていることから、明治以前に建てられた建物であることがわかる。



大洲神社祓殿（旧恵美須神社拝殿）

また、北側参道には、文政 11 年（1828）奉納の鳥居が、西側参道階段下には、同年奉納の手水鉢が残されているほか、境内には村上長次郎、岩村順作など明治から昭和初期に活躍した城下町の有力者や商家等の名前が刻まれた恵美須神社の玉垣も残されている。



旧恵美須神社手水鉢

⑥ゑびす像

ゑびす像は、大洲神社境内の西側参道横に、昭和42年(1967)明治百年を記念して建立された石造の巨大なゑびす像である。地元氏子から奉納されていることから、ゑびす祭りに対する大洲の人々の信仰心をうかがい知ることができる。



大洲神社境内のゑびす像

⑦旧村田家住宅

旧村田家住宅は、中町３丁目北側に位置し、江戸時代「ますだ屋」の屋号で呉服屋を営んでいた商家である。この建物は、棟札から嘉永４年（1852）に建築されたことがわかっている。屋根は切妻造で、２階の壁面を漆喰で塗籠め、虫籠窓を付けており、江戸時代の町家の姿を今に伝えている。



旧村田家住宅

⑧磯崎家住宅

磯崎家住宅は、中町３丁目南側で村田家の斜め向かいに位置し、元々は呉服屋を営んでいたと伝えられる商家で、昭和49年頃からはお茶の販売を営んだ。居間の押し入れに残されていた棟上げ時に大工が記した祝詞から明治41年（1908）に建築されたことがわかる。建物の外観は、村田家住宅と同じように２階が漆喰で塗籠められ、明治時代の町家の姿を残している。



磯崎家住宅

⑨旧村上長次郎家住宅


旧村上長次郎家住宅

旧村上長次郎家住宅は、志保町通り沿いに面し、江戸時代「堀之内屋」の屋号で木蝋製造業を営んでいた商家である。現在の建物は、『大洲市肱南地区歴史的町並み保存対策調査報告書』（令和２年（2020 年））によれば、和釘の使用や小屋組みなどの形式から、江戸時代後期に建てられたと考えられる。外観は、１階正面入口の左側に出格子を設けている。２階は１階の壁面と揃えた大壁とし、漆喰で塗籠めており、江戸時代の町家の姿を今に伝えている。

⑩村上悌三郎家住宅


村上悌三郎家住宅

村上悌三郎家住宅は、旧村上長次郎家住宅の向かい側にある建物で、木蝋製造業を営んでいた商家である。『大洲市肱南地区歴史的町並み保存対策調査報告書』（令和２年（2020 年））によれば、和釘、小屋組みや床の間の形式から江戸時代後期に建てられと考えられる。外観は、１階正面入口左側に床机が設けられ、２階は１階と壁面を揃えた大壁とし、漆喰で塗籠められている。２階左側の窓には手摺を設け、両端に戸袋が付けられ、江戸時代の町家の姿を今に伝えている。

４）活動

①八幡神社の御神幸行列

ｉ）八幡神社祭礼の歴史

御神幸行列の起点となる八幡神社は、戸田勝隆の時代に一時荒廃したが、藤堂高虎の治世となって以降は、社殿の整備とともに、祭祀の復興が図られた。八幡神社が所蔵する慶長６年（1601）の「八幡宮神事達」から、当時の祭祀において、的を用いた神事（流鏑馬と推定される）が執行され

ていたことがわかる。

元和３年（1617）、加藤家が大洲藩主になって以降は、喜多郡の総鎮守として、重要な神社に位置付けられ、社殿や祭典に関わる社費一切が藩費でまかなわれた。これは、寛延３年（1750）には６代藩主加藤泰衒（やすみち）が領内で発生した農民騒動の鎮静を祈願して神剣を奉納したほか、領内の五穀豊穣、領内泰平、黒船退散やコレラ鎮静など社会情勢を反映した祈祷など、藩政や藩主にかかわる重要な祭事が行われていたことからもうかがわれる。



慶長６年（1601）八幡神社神事にかかる達書

また、寛政８年（1796）には、加藤家の祖である加藤光泰の忌日行事に合わせるように祭礼日を８月から９月１日に変更している。これは、八幡神社の祭礼を、毎年加藤家の菩提寺で行われている光泰の法要に関連付けようと意図したものといえ、従来八幡神社の祭礼としてあった御神幸行列が加藤家の祖である光泰を崇敬する祭礼の一環に位置付けられたことをうかがうことができる。



第 10 代藩主　加藤泰済

さらに、文政３年（1820）には八幡神社境内に加藤家の遠祖とする藤原鎌足、そして藤原家の氏神である春日大明神を祀った「三祖社（みをやのやしろ）」が造営され、祭礼当日は藩主自らが八幡神社や三祖社を参拝するなど、八幡神社の祭礼が加藤家の祖神と深い関わりの中で実施されてきたことを知ることができる。

こうした大洲藩が八幡神社と藩祖光泰を関連付け始める動きは、江戸時代後期、10 代藩主加藤泰済の頃で、泰済は、天明７年（1787）父である９代藩主加藤泰候（やすとき）が急死したことで、わずか４歳で藩主となった幼少の藩主にとって旧来の家臣である譜代家臣との関係は薄いものであった。そのため、藩では藩主の権威の強化を図り、家臣及び領内の支配強化を行

うめに、加藤家の祖として崇敬されていた光泰と、藩と密接な関係をもつ八幡神社とを結びつけたと考えられる。

ii）江戸時代の御神幸行列

八幡神社の御神幸行列は、大洲藩及び藩主加藤家と深く結びつくことで、厳格で格式の高い祭礼として形づくられた。この御神幸行列が調えられた時期については、嘉永２年（1849）に八幡神社の縁起を記した「八幡宮社記」によると、江戸時代中期に神幸道具の整備、雅楽が始められたと記され、また、現存する大矛、御楯、小矛、鳳輦などに残る銘文からは、寛保元年（1741）から宝暦５年（1755）の間に道具類が調えられたことがわかり、江戸時代中期に現在の御神幸行列の形態が整えられたといえる。


中村離宮の御旅所図


西御門の御旅所図

江戸時代後期に書かれたとされる「八幡宮本記幷豫洲喜多郡鎮座之記」には、秋祭りの際には藩主より遣わされた神馬を牽き、御長柄（槍持ちの藩士）が神事や神幸の警固を務めたことが記されており、大洲藩士が行列に参加していることもわかる。さらに、江戸時代中期に描かれたとされる「大洲八幡神社御旅之図」には、中村離宮、桝形、西御門の３か所の御旅所神事が描かれており、長い槍を持った藩士が社人を取り囲んでいる様子が描かれており、御長柄の藩士が八幡神社の神事及び御神幸行列において重要な役割を担っていたことがわかる。

江戸時代後期に記されたとされる行列の道具及び人員を記録した「八幡宮御神幸行列人員明細記」によれば、御神幸行列は、長柄（槍）35本、旗８流、神馬３頭、矛８本、小矛20本、楯（黒漆金紋巴）８枚、神楽司、楽家、鳳輦（神輿）３基などを組織し、藩士と氏子である各村からの供奉も交えて約360名にも及んでいたことがわかる。

ⅲ）巡幸ルートと御旅所の変遷

御神幸行列が巡幸するルートは、城下町である肱南地区と肱北地区の両地区を巡って御旅所へ向かうもので、江戸時代から近代にかけて幾度となく変更されてきたが、特に藩の支配体制が強くなるにしたがって少しずつ変化を遂げたと考えられる。

元々、八幡神社と御旅所との往復のみであった巡幸ルートは、享保３年（1718）神輿の装飾が新調されたのを契機に城下町や東門前の桝形を経由するルートへと変更された。その後、延享元年（1744）には従来のルートに戻されるが、巡幸が行われないと城下町が盛り上がらないことを理由に、延享３年（1746)、再度城下町を経由するルートに変更された。この際、桝形の御旅所後大洲城西門を経由して八幡神社へ還御することとなり、西門も御旅所に組み込まれ御旅所神事が行われることとなった。

御旅所となった東門前の桝形や西門は、城郭への入口である重要な場所であり、そこを御旅所とすることは、大洲城を崇敬の対象とするだけでなく、藩主加藤家までも崇敬の対象としようとした藩の意図が読み取られ、この祭礼そのものが藩にとって重要なものであることを多くの人々に意識させるものとなったと考えられる。

その後、明和８年（1771）には、城下町の巡幸は本町筋と中町筋を隔年で通行することに、天明８年（1788）には離宮を発した行列は河原を通行していたものを、中村にある武家屋敷前を通行することに改められた。



江戸時代における御旅所の位置図

近代になると、肱川橋の架橋、肱川の床止め、肱南・肱北地区の堤防整備などによって巡幸ルートも大きく変化し、かつて御旅所だった西門では御旅所神事はなくなり、桝形の御旅所のみが大洲市民会館前へと場所を変えて神事が続けられている。





川舟による御神幸行列渡御の様子

ⅳ）現在の御神幸行列と当日の流れ

現在の御神幸行列は、八幡神社の氏子や地元の久米地区を初め、小・中学生など約 200 名が行列に参加し、江戸時代とほぼ同様の構成により巡幸が行われている。

行列の中でも先頭に陣取り長い槍を持って歩く御長柄役には地元の久米地区が担い、3 基の神輿は北只、柳沢、上須戒の 3 地区が担うという、それぞれ地区の役目が決められており、これらの役目には地区以外の住民は参加できないしきたりが厳格に守られている。

特に、行列の中心的存在である御長柄については、江戸時代から続く太鼓のリズムに合わせた独特の歩調で進む形態が今なお守られており、伝統的な祭礼としての風格を漂わせている。

順番	役　名	人数	順番	役　名	人数
1	先頭	1	18	祝文	1
2	御先払	2	19	賽銭唐櫃	2
3	鼻長	1	20	御太刀	1
4	御長柄	16	21	御翳	2
5	太鼓	3	22	鳳輦（御輿）	14
6	有的	1	23	車（馬の代用）	
7	御弓	8	24	賽銭唐櫃	2
8	薙刀	1	25	御太刀	1
9	小矛	5	26	御翳	2
10	真榊	8	27	鳳輦（御輿）	14
11	御幡	32	28	車（馬の代用）	
12	大矛	32	29	賽銭唐櫃	2
13	御楯	16	30	御太刀	1
14	太鼓	3	31	御翳	2
15	御飾弓矢	2	32	鳳輦（御輿）	14
16	発向弓 生矢	1	33	車（馬の代用）	宮司
17	奉幣	2	34	神職供	4

現在の御神幸行列の順列


御長柄を先頭に巡幸する御神幸行列

かつて行列を迎える町人は、行列が通る道に用意した洗砂を敷いて道を清めたほか、行列を横切ることさえも許されないほど非常に格式の高い祭礼であった。現在でもその名残を見ることができ、行列を横切ったり、行列よりも高い位置から見物することをはばかる市民や、手を合わせて行列の通過を見守る市民は数多く、かつての格式高い祭礼としての崇高さを保持しながら巡幸している。


総社宮（御旅所）での神事

八幡神社の祭礼は２日続きで行われ、現在は、毎年 11 月１日を秋季例祭とし、翌日の御神幸（ごしんこう）祭の日にかつて城下町だった肱南・肱北地区への御神幸行列の巡幸が行われる。巡幸当日は、早朝より神社で身支度を整えた人々が、八幡神社の麓にて神輿の宮出しを待つ。10 時に神輿の宮出しが行われ待機している行列に加わると、10 時 30 分頃、御長柄を先頭に八幡神社麓を出発する。八幡神社が鎮座する地元久米地区を経て、城下町の町並が残る肱南地区を通過し、肱北地区の御旅所である総社宮へと向かう。


市民会館前（御旅所）での神事

最初のお旅所である総社宮に到着すると、すぐに神事と鈴神楽の奉納が行われ、総社宮での御旅所神事が終了すると、再び隊列を整えて肱南地区の御旅所へと向かう。

肱南地区の御旅所へは、歴史的建造物が数多く残り、城下町の風情を留める肱南地区の町並みの中を巡幸する。14 時 30 分

頃、巡幸の最後となる御旅所の大洲市民会館前へと到着する。江戸時代における肱南地区の御旅所は、大洲城東門前の桝形と三の丸南側の西門の２か所に設けられていたが、現在は旧二の丸に建設された大洲市民会館前のみで御旅所神事が行われている。

大洲市民会館前での神事を終えた御神幸行列は、三度（みたび）隊列を整え、八幡神社への帰路につき、神輿の宮入りを行って御神幸祭は終了する。

11月1日	・八幡宮の社殿にて、例祭を執り行う。 ・鳳輦型神輿（ほうれんがたみこし）に神霊を移す。
11月2日	・神幸祭を執り行う。 ９時００分　　神社に集合し、身支度を整える。 １０時００分　神輿の「宮出し」を開始する。 １０時３０分　八幡神社直下を出発する。 １２時２０分　御旅所である総社宮に到着。神事と「鈴神楽」が奉納される。 １４時３０分　御旅所である大洲市民会館前に到着。神事と「浦安の舞」、「鈴神楽」、「獅子舞」が奉納される。 １６時２０分　「宮入り」を行う。



番号	建造物名	建築年代	根　拠
①	井関家住宅	明治前期	『肱南地区の歴史的町並み調査報告書』
②	磯崎家住宅	明治41年	建築祝詞を記した文書（磯崎家所蔵）
③	旧村田家住宅	嘉永4年	棟札
④	高木家住宅	大正時代	『肱南地区の歴史的町並み調査報告書』
⑤	旧吉元家住宅	明治後期	『肱南地区の歴史的町並み調査報告書』
⑥	村上悌三郎家住宅	江戸後期	『肱南地区の歴史的町並み調査報告書』
⑦	旧村上長次郎家住宅	江戸後期	『肱南地区の歴史的町並み調査報告書』
⑧	今岡家住宅	大正時代	『肱南地区の歴史的町並み調査報告書』
⑨	城戸家住宅	昭和初期	『肱南地区の歴史的町並み調査報告書』
⑩	一村家住宅	明治後期	『大洲案内』（大正2年発行）
⑪	五百原家住宅	大正時代	『大洲案内』（大正2年発行）
⑫	佐田家住宅	江戸後期	『肱南地区の歴史的町並み調査報告書』
⑬	小谷家住宅	昭和初期以前	古写真
❶	北本家住宅	昭和初期	
❷	旧程野製糸場倉庫	明治後期	
❸	旧大洲商業銀行本館	明治	古写真
❹	旧島田家住宅	昭和初期	絵葉書

巡幸ルート上における歴史的建造物

②大洲神社の十日ゑびす祭

ⅰ）十日（とおか）ゑびす祭の歴史

「十日ゑびす祭」は、毎年１月９日から 11 日の３日間、大洲神社境内を中心に行われている「ゑびす祭」である。祭りの起源は定かではないが、合祀した恵美須神社で実施されていた祭りを引き継いだものと言われており、漁師、農家、商人などで構成された「ゑびす講」から、豊漁、五穀豊穣、商売繁盛を祈願する祭りとして発展したものとされる。



慶応２年（1866）「大洲名所図会」に描かれた恵美須神社

大洲藩の御触状をとりまとめた「御触状写帳」によれば、慶応２年（1866）の４月５日から７日にかけて恵美須市が開催されており、現在の「十日ゑびす祭」はこの恵美須市を起源としている。明治時代後期から昭和時代の初め頃にかけては一時中断されていたが、昭和 28 年（1953）に城下町内の有志の発企によって商業繁盛、家内安全、五穀豊穣の祈願を行うとともに、町民の福祉増進に寄与することを目的として恵美須市が再興されると、１月 10 日を「本ゑびす」としたことから「十日ゑびす祭」と呼ばれるようになった。

ⅱ）現在の十日ゑびす祭

再興された恵美須祭は「十日ゑびす祭」と呼ばれ、大洲市、喜多郡一円をはじめ八幡浜市、東宇和郡、西宇和郡等からの参拝者も多く、境内では散餅が行われるほか、縁起ものの福笹をはじめとして様々な売店が立ち並んで終日多くの人で賑わいを見せている。「ゑびす祭り」は、９日に「宵ゑびす」、10 日に「本ゑびす」、最終日の 11 日を「残ゑびす」とする３日間で構成され、氏子が中心となって開催していている。境内では、縁起物の福熊手、福升、福俵が販売され、毎年、年の初めの福を求めて多くの人で賑わっている。


大洲神社境内で行われる餅撒き（平成 20 年）

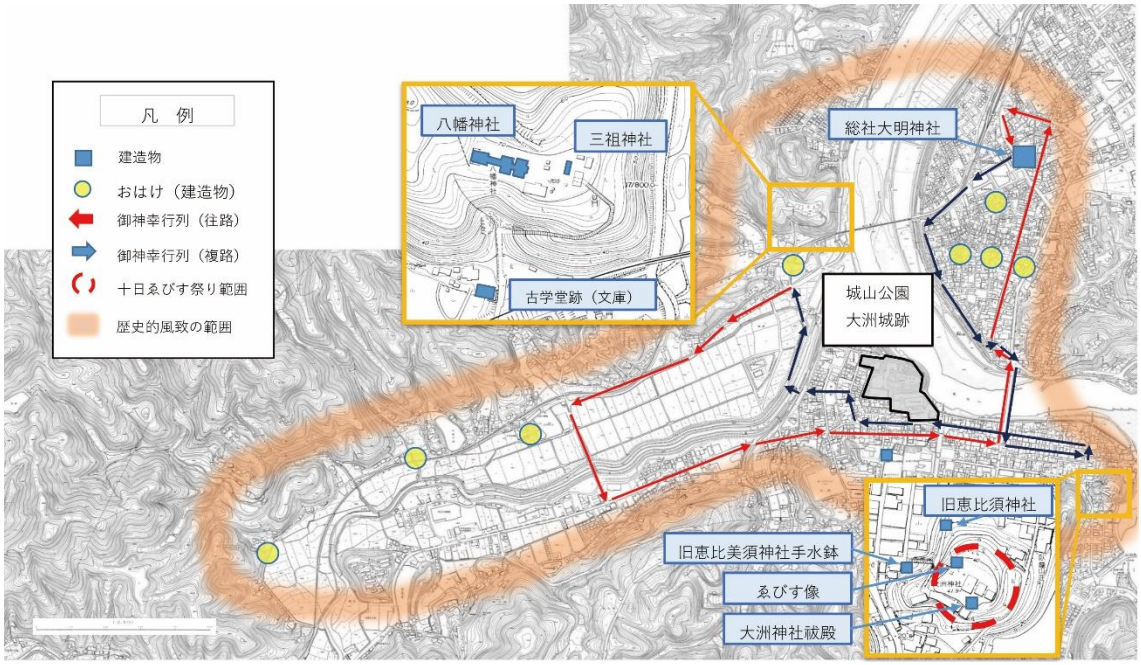
なかでも、10 日の「本ゑびす」の日には氏子が集まり行われる「大鯛撒き」は、鯛と書かれた餅が撒かれ、この餅を取った人には大鯛がもらえるという他社にはない大洲神社の特徴的な行事で、縁起物の鯛を目当てに多くの参拝者が集い、祭りを大いに盛り上げている。

毎年、年明けにはかつての城下町に、十日ゑびす祭の開幕を知らせる幟旗や看板が立ち、祭り当日には神社へ参詣する人や、縁起物を手にした人々が町中を行き交う姿が見られ、新年らしい賑わいを見ることができる。

5）まとめ

城下町を巡幸する八幡神社の御神幸行列の光景は、時代が移り変わってもその厳格さが失われることはなく、城下町ならではの歴史の流れを感じとることができる。また、新春の招福を求め、商売繁盛を願う大洲神社の「ゑびす祭り」は、商家が多く建ち並ぶ肱南地区らしい特徴的な祭りとして捉えることができる。

この２つの神社の祭礼は、江戸時代から続く伝統的な祭礼で、今もなお多くの市民並びに有志によって支え続けられており、城下町に住む人々にとって絶やすことのできない歴史的風致を形成している。



城下町と祭礼にみる歴史的風致の範囲図

（３）湊町長浜の祭礼にみる歴史的風致

１）はじめに

肱川河口に位置し湊町の風情が漂う長浜地区は、元和３年(1617)大洲藩初代藩主加藤貞泰（さだやす）が大洲へ入封して以降、大洲藩の外港として整備された湊町で、藩政時代には大洲藩長浜屋敷のほか、支藩である新谷藩（にいやはん）の藩屋敷が設置された。また、河口には江湖（えご）と呼ばれる大きな入り江状の港があり、藩主が参勤交代で使用する御座船（ござぶね）などを停泊させる御船蔵（おふなぐら）などが整備された。御座船は駒手丸（こまでまる）と呼ばれ、現在でも駒手町と呼ばれる町名が残されている。



長浜町図（江戸時代）



商船が往きかう長浜港（昭和時代初期）

江戸時代における長浜の町は肱川河口の江湖を中心に発展したが、安政６年（1859）、瀬戸内海に臨む新しい港である長浜港が構築されると、この２つの港を中心に展開した。長浜港は、明治時代に大阪商船などの大型旅客船が寄港する近代的な港へ整備され、大洲・喜多地域の玄関口として発展した。

これに対して江湖は、明治以降、肱川上流から筏で運ばれる木材を数多く集積する場所へと変化を遂げ、和歌山の新宮や秋田の能代に並ぶ木材集積地として全国に名を轟かせた。江湖付近には木材の積載を待つ大型の帆船が停泊している姿が写真や絵葉書などに見られ、一大木材集積地としてかつての繁栄ぶりを今に伝えている。

こうした湊町長浜には、住吉神社や紺屋（こんや）町の伝統的な二つの祭礼が継承されている。

２）歴史的風致を形成する建造物

①住吉神社

住吉神社は、元和５年(1619)に沖浦地区に祀られていた海士明神を対岸の長浜にある御建山の麓に勧請したのが始まりで、承応４年(1655)には、大洲藩２代藩主加藤泰興によって社殿が造営された。これ以降住吉神社は、藩による再建や修復だけでなく、藩主による灯籠などの寄進が行われたほか、参勤交代の際には藩主参詣が行われるなど、藩内での住吉神社への崇敬の高さを物語っている。



住吉神社の社殿

現在の住吉神社の社殿は、昭和 44 年(1969)に神社裏の御建山へ移転されたが、本殿は江戸時代のものを移築しており、江戸時代の住吉神社の形態を知る唯一の建物である。承応４年(1655)の建築時及び享保２年(1717)の再建時の棟札も残されている。

②沖浦住吉神社

沖浦の住吉神社は慶長年間に漁師によって祀られたことに始まるもので、海士明神と呼ばれ、長浜の住吉神社のもとになった神社である。

現在の社殿は、拝殿、本殿で構成され、造営年代は不明であるが、文政 14 年（1817）に氏子から寄進された手水鉢が残されている。



沖浦住吉神社の手水鉢

③末永家住宅旧主屋、百帖座敷

末永家住宅は、明治から昭和初期にかけて海運業を営み、県議会議員や長浜町長も務めた末永四郎平の住宅で、湊町長浜を象徴する建物である。店舗兼住宅として建築された旧主屋は、明治 17 年(1884)に建てられ


末永家住宅旧主屋

たもので、格子窓や黒漆喰の壁やなまこ壁など商家らしい趣のある外観をもちながら、一部の基礎には洗い出し工法が用いられるなど近代的な要素も取り入れられた建物である。また、敷地内にある百帖座敷は、昭和２年(1927)頃に建てられた広間を備えた接客用の建物で、内部には折上げ格天井や洋風装飾が施されているほか、趣向を凝らした材木をいたるところに使用している。この２つの建物は国の登録有形文化財に登録され、海運業で栄えた末永家の繁栄ぶりを今に伝えている。

④長浜大橋


長浜大橋

長浜大橋は、昭和 10 年(1935)、肱川河口の長浜地区と対岸の沖浦地区とを結ぶ道路橋として長浜大橋が架橋された。この橋は、長さ 226ｍ、幅５.５ｍのバスキュール式鉄鋼開閉橋で、橋の中央部分の 18ｍが開閉する構造となっている。現存する国内の開閉橋の中でも唯一現役で活躍している道路可動橋として国の重要文化財に指定されている。この橋が開閉橋として設計された理由は、橋のすぐ上流の江湖に集積された木材を積載するために大型船が江湖へ日々通行できるようにするためであったが、大型船が通行しなくなった今日でも週２回程度橋桁を開閉させ往時の姿を偲(しの)ばせている。

３）活動

①住吉神社の祭礼

航海する船の安全を守る神を祀る住吉神社では、毎年 10 月の第２日曜日に神輿の巡幸が行われている。地元で「すみよしさま」と親しまれている住吉神社の祭礼である。江戸時代には大洲城下町で行われていた八幡神社の御神幸行列と同様に行列を組んだ巡幸が行われていたことが、文

化 14 年(1817)の「御神幸行列」の手引書からうかがうことができ、かつては御長柄役を担う藩士のほか、氏子を含む約 120 名が参加していた。

現在の祭礼は、江戸時代のような御神幸行列はなく、神輿が巡幸するのみではあるが、神輿自体は江戸時代当時のものを今でも使用している。神輿の屋根には大洲藩加藤家の家紋である蛇の目紋が施されており、この祭礼が藩と深く結びついていたことがわかる。



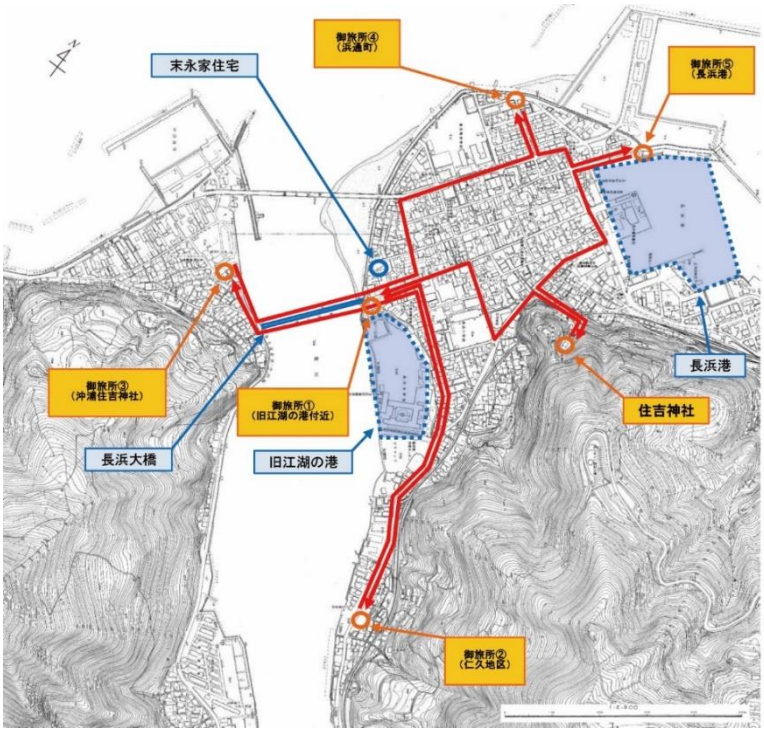
旧末永家住宅前を通る神輿

祭礼は、長浜の町内に数か所設置された御旅所を神輿が巡幸するもので、神社を出発した神輿は、まず長浜大橋入口にある御旅所へと向かう。この場所はかつての江湖の入口にあたり、神事の後は仁久（にぎゅう）地区の御旅所を経由して、対岸にある沖浦の住吉神社へと向かう。



沖浦住吉神社で行われる神事

長浜大橋を通って肱川を渡御した神輿は、沖浦住吉神社の神輿と共に神社境内に並び置かれ、神事や巫女による鈴神楽が行われる。ここでの神事が終了すると、長浜住吉神社の神輿は再び長浜の町へと戻り、浜通町（はまどおりまち）と長浜港に設置された御旅所を経由して住吉神社へと戻る。



住吉神社祭礼の巡幸ルート図

②紺屋恵比須

「紺屋恵比須（こんやえびす）」と呼ばれる祭礼は、住吉神社の祭礼の前日にあたる 10 月の第２土曜日から日曜日にかけて行われている。

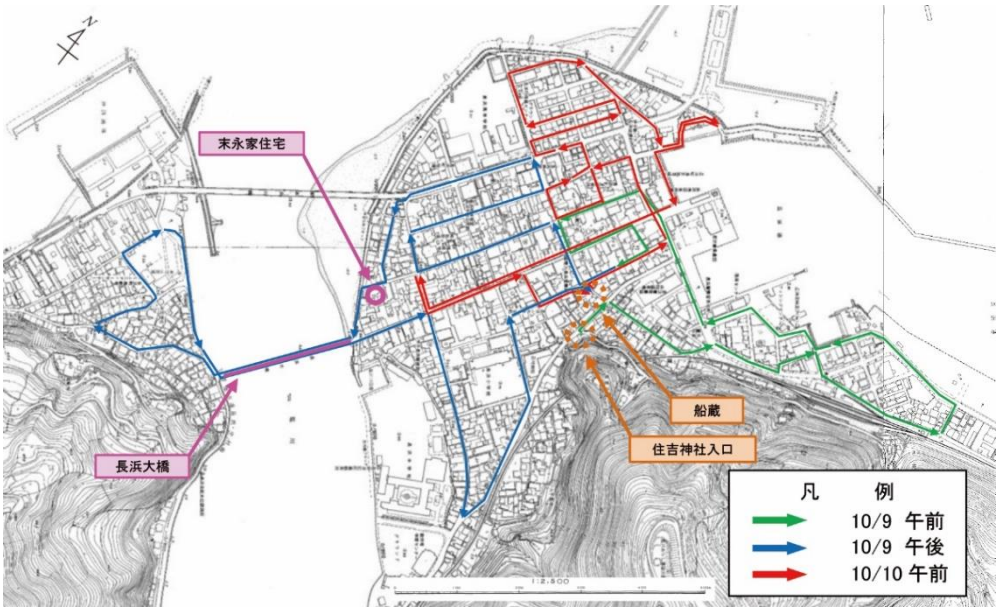

船車を引く子供たち

この祭礼の起源は不明であるが、昭和 27 年(1952)に 100 周年の祭礼が行われていることから、幕末から明治時代に溯るとされている。もともとは、紺屋町の住民や漁師などによって組織された恵比須講が起源とされており、商売繁盛、大漁を祈願するために始められた祭りであった。現在は、昭和 45 年(1970)に組織された「紺屋町恵比須神保存会」に引き継がれて運営が行われている。

この祭礼の特徴は、「恵比須丸」と呼ばれる船車に恵比須神と鯛を乗せて紺屋町の住民が町中を引き廻すところにある。現在のルートは、１日目は住吉神社の宮司によって神事が行われたあと、大人たちによって午前中は、住吉神社から紺屋町を通り、ＪＲ長浜駅東側からの長浜港付近まで、午後からは本町、出来町の西側から末永住宅前を経由し、長浜大橋を通って沖浦地区まで船車を引き廻している。２日目は、紺屋町付近に住む子供たちが中心となって、前日のルートでは通らなかった本町、出来町の東側と町の北側を引き廻したあと、紺屋町にある船蔵へ戻って祭礼は終了する。


祭礼に使用される船車

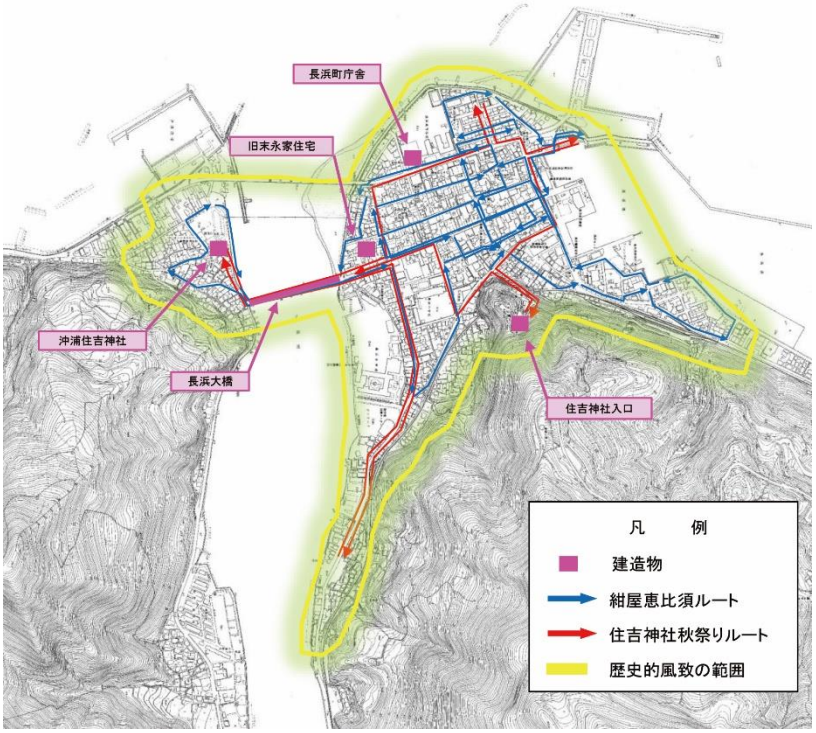
こうした「恵比須丸」が通行する町筋の商店や家々では、玄関先で商売繁盛、家内安全を祈願して恵比須回しの門付け芸が行われており、湊町らしい風情が感じられる。



紺屋恵比須の巡幸ルート図

４）まとめ

江戸時代から近代にかけて大洲・喜多郡地域の玄関口として繁栄した湊町長浜では、江戸時代から続く海上航行の安全を祈願する住吉神社の祭礼や、商売繁盛や大漁を願う紺屋恵比須が氏子や町民によって守られ、受け継がれてきた。この伝統的な二つの祭礼は、時代の変化とともに少しずつ形を変えながらも、今も毎年秋には当時の面影を伝える歴史的な建造物が残る長浜の町内を舞台に繰り広げられている。こうした海上航行の安全や商売繁盛を願う祭りの光景は、湊町としての長浜の歴史やその繁栄を物語る歴史的風致といえる。



湊町長浜の祭礼にみる歴史的風致の範囲図

（４）中江藤樹と大洲「藤樹学」にみる歴史的風致

１）はじめに

「近江聖人」と称され「日本の陽明学の祖」として知られる中江藤樹（1608～1648）は、10 歳から 27 歳までの 18 年間を大洲藩士として過ごす中で、教育者としての道を歩みはじめた。その後、母親の看病を理由に、藩を脱藩して郷里の近江に帰ると、私塾を開き多くの門弟の育成に努めた。この中江藤樹が傾倒した陽明学は、江戸時代に朱子学と双璧をなした儒学の一派で、形式主義を重視する朱子学に対して、陽明学は「心」のあり方を説いたものである。なかでもとくに藤樹は、日常的な道徳「孝」を重んじた。



中江藤樹の肖像画

こうした藤樹の教えについて、上級から中級の大洲、新谷藩士の多くが、藤樹のもとを訪ねて学んでおり、大洲、新谷両藩における藤樹の存在の大きさがうかがわれる。

現代においても当市には、藤樹の影響力が引き継がれており、それを特徴付けるものとして市内３つの学校と１つの旧学校跡に藤樹銅像が建立されている。大洲・喜多小学校及び旧大成小学校跡には「少年像」が、大洲高等学校には「青年像」がそれぞれ建立されている。多くの学校は、二宮金次郎像であるところが藤樹像になっているところが実に大洲らしい特徴であるといえる。

銅像が建立されているのは、藤樹に関連がある学校で、大洲小学校は、少年期を過ごした屋敷地で、旧大成小学校は 19 歳のときに郡奉行として赴任した地である。また、大洲高等学校は青年期を過ごした屋敷の地であり、大洲での藤樹の足跡をたどるように銅像が建立されている。



大洲高校の
藤樹青年銅像



大洲小学校の
藤樹少年銅像

なお、こうした藤樹像のある小学校においては、登下校に際し藤樹像

に頭を下げて通る子供たちの姿を見ることができ、見る人の心を豊かにしてくれる微笑ましい光景であり、それはまた大洲における藤樹に対する敬愛の深さを象徴する風景でもある。

２）歴史的風致を形成する建造物

①中江藤樹銅像



城山公園の藤樹銅像

中江藤樹銅像は、明治 43 年（1910）、藤樹顕彰における重要な事業として、大洲藤樹会によって大洲城天守跡に設置されたもので、「藤樹先生銅像改鋳記事」によると、藤樹像は 15 年後の大正 14 年（1925）に改鋳されたとある。しかし、第二次大戦中に供出されることとなり、再び藤樹銅像が天守跡に残されていた台座に設置されるのは、終戦後の昭和 27 年（1952）であった。これが現在の銅像で、彫刻家の塩崎宇宙（1911～1990）による三代目となる藤樹像である。現在は、平成 11 年天守復元に伴い天守跡から西側の二の丸西曲輪に移設されている。

②大洲藩校「止善書院明倫堂跡」



止善書院明倫堂跡（土蔵）

止善書院明倫堂は、伊予八藩の中で最初となる藩校で、５代藩主加藤泰温の意志を継いだ６代藩主泰衒によって、延享４年（1747）に開設された。藩校の名称は、江戸時代中期の陽明学者で大洲藩士となった川田雄琴（1684～1760）が師である三輪執斎から引き継いだ私塾「明倫堂」と、儒教の教書である『大学』の一章にある「止至善」からとった「止善」を組み合わせて、「止善書院明倫堂」と名付けたものである。現在は、大洲市の史跡に指定され、木造瓦葺、２間半四方の土蔵のほか、区画溝、石垣などが当時の面影をとどめている。

③至徳堂


至徳堂

至徳堂は、昭和 14 年（1939）、中江藤樹が青年期を過ごしたとされる屋敷跡に 100 石取の武士の屋敷を模して建築された木造瓦葺平屋造の書院である。現在は愛媛県立大洲高等学校の敷地の一画が「中江藤樹の邸跡」として愛媛県の史跡に指定されている。また、中江藤樹が使用したと伝わる江戸時代の井戸も残されており、現在「中江の水」と呼ばれ、昔日の面影をとどめている。

３）活動

①藤樹顕彰と大洲藤樹会の発足


川田雄琴の講説風景（大洲好人録）

大洲における藤樹の学問や思想を継承し普及させるきっかけをつくったのは、陽明学者の川田雄琴（ゆうきん）である。

川田雄琴は、大洲において藤樹生誕百年忌の式典の開催や藤樹の真筆の残存状況などの調査を行うなど藤樹の顕彰を図るとともに、陽明学の振興に全力をそそいだ人物である。その一番の成果として、伊予で初となる藩校「止善書院明倫堂」の建設に携わり、藩学として大洲「藤樹学」を推奨した点が挙げられる。さらに、領民にも藤樹の教えを広めようと各地で講義を行い、藤樹の学問や思想を広め、大洲に藤樹顕彰の礎を築いた。

明治時代になっても大洲における藤樹顕彰の動きは継承され続けていくが、教育の欧米化が進む一方で儒教を基礎とする道徳教育が重視されはじめ、その代表的な人物に二宮金次郎とともに藤樹が取り上げられると、全国的にもその知名度が増していくこととなった。

こうした動きと連動して明治 35 年（1902）、藤樹を慕いその遺徳を後世に伝えるため、総裁に元大洲藩主加藤泰秋（やすあき）（1846～1926）、副総裁に元

新谷藩主加藤泰令（1838～1913）を迎えて、「大洲藤樹会」が創立された。現在でも教育関係者を中心に会員約 330 名により藤樹の顕彰活動が続けられている。

明治 43 年（1910）、大洲藤樹会は藤樹顕彰における重要な事業として、大洲城天守跡に藤樹銅像を設置している。その除幕式には愛媛県知事をはじめ官民多数が参列し、当時大洲中学校教諭であった堀沢周安（1869～1941）が作詞した唱歌「藤樹先生」を各学校の児童生徒が合唱するなど盛大な式が開催されている。



明治 43 年（1910）に天守跡に建立された
中江藤樹像

このように大洲城跡、とりわけ天守跡へと銅像が設置されたのは、大洲城跡が大洲にとって欠かせない象徴的な歴史遺産であると同様に、藤樹もまた精神的な崇敬の象徴として位置付けられてきたことの表れである。

②現在の藤樹顕彰と藤樹まつり

今日まで続く藤樹顕彰の活動の一つに、現在大洲藤樹会が中心として実施している「藤樹まつり」がある。「大洲藤樹会 100 年の歩み」によれば、もともと「藤樹まつり」は、大正 15 年（1926）、町民が藤樹をもっと身近に感じる活動として、大洲城跡の藤樹銅像前で大洲町主導による全町あげての祭りが開催されたのが始まりとある。それ以後、毎年実施されることとなり、祭り当日町民は各戸に国旗・軒提灯を掲げ、赤飯を炊いたと言われている。戦時中以降中断されるが、昭和 62 年（1987）、さらに広く顕彰活動を図るため、藤樹まつりは再開され、現在も毎年実施され続けている。

しかし、この中断の間大洲藤樹会では、藤樹の教えを絶やさないため、戦後戦争資材として供出され撤去されていた中江藤樹銅像を昭和 27 年銅像に完成させるほか、昭和 40 年代以降は「中江藤樹先生遺徳顕彰大会」やＰＴＡ学級などの顕彰活動を精力的に行い、学校教育だけでなく、家庭教育における藤樹の教えの普及を図った。その結果、昭和 52 年（1977）には、中江藤樹の学徳をしのび、その顕彰を図って地域社会教育の振興に

努めた功績から、愛媛県より優良ボランティア団体の表彰を受けている。

現在、藤樹まつりは毎年 11 月１日に大洲城跡の藤樹銅像前で式典や神事が行われており、それが終わると、詩吟の奉納が行われている。この詩吟の奉納を行うのは、市内各地で詩吟の普及、育成活動を行っている至善流大洲吟詠会で、吟詠を学ぶ小学生である。吟じられるのは藤樹作の「百忍の詩」で、藤樹自身が陽明学に基づく人生観を述べたもので、式典会場一体には声高らかに吟じる小学生の声が響いている。このような式典のほかにも、藤樹の教えをテーマとした小学生による意見発表会なども行われている。



藤樹銅像前で行われる藤樹まつりの式典

こうした藤樹顕彰の動きとともに、本市においては学校教育の中にも藤樹の教えや思想を積極的に取り込んだ藤樹教育が全市的に推進されており、市内全ての小・中学校で藤樹の教えを教本とした道徳の授業が行われている。現在使用されている道徳教本は、平成７年（1995）に市内教育関係者により作成されたものであるが、それより以前は藤樹が私塾を開いた滋賀県高島市の教員により作成された昭和 46 年（1971）発行の副読本『藤樹先生』が用いられていた。



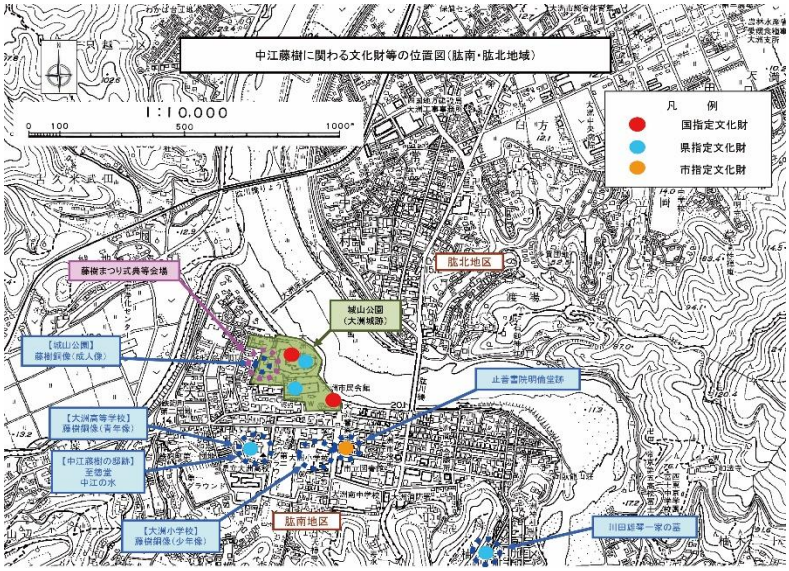
詩吟を吟じる小学生



現在使用されている道徳教本

また、藤樹が過ごした屋敷跡のある大洲小学校や大洲高等学校では、「知行合一」、「良知に生きる」などの藤樹の教えが校訓や教育目標に掲げられ、藤樹教育が前面に打ち出されているほか、校歌の中にも「近江聖人の跡とめし」や「近江聖

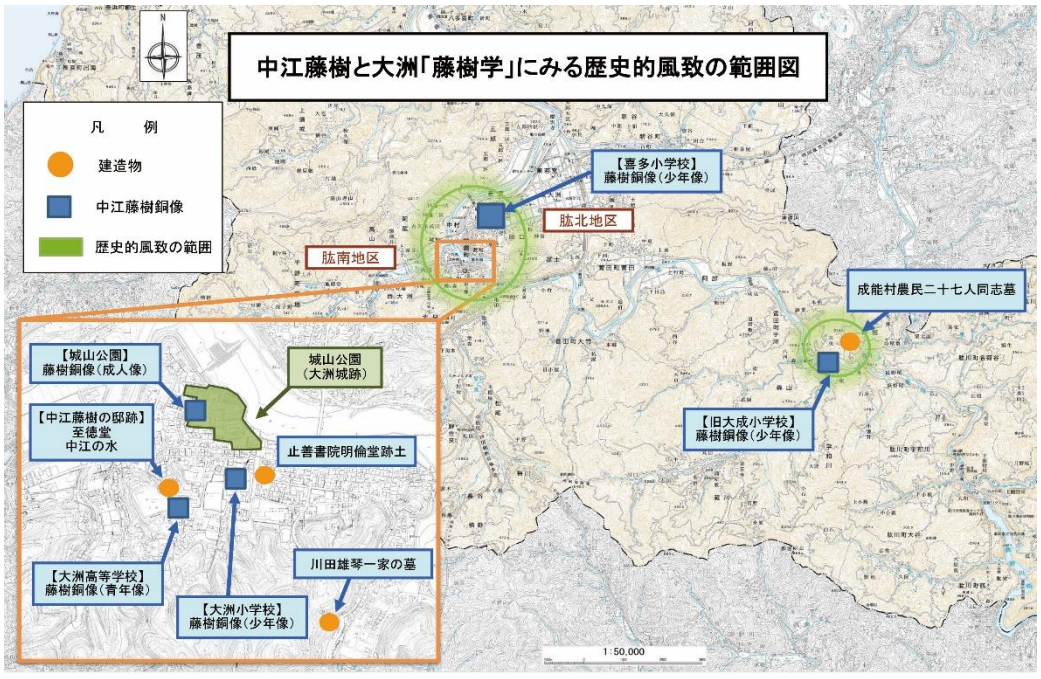
人も育ちけりその行いのあとふみて」といった歌詞が歌い込まれるなど、藤樹邸跡校としての誇りが深く根付いている。



中江藤樹に関わる文化財の位置図

４）まとめ

このように大洲市では、藤樹の生きた時代から現在に至るまでの約 360 年間にわたって、市民によって藤樹の顕彰が続けられてきた。そのなかで、大洲では藤樹のことを親しみを込めて「藤樹先生」と呼ぶ。子弟教育に熱意を注いだ先人である藤樹、その藤樹の教えを現在においても顕彰し、学び続ける姿勢は、大洲の風土や大洲の人心を形作ってきた歴史的風致を感じ取ることができる。



中江藤樹と大洲「藤樹学」にみる歴史的風致の範囲図

（５）農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致

１）はじめに

農村地域に残る民俗芸能の多くは、各村の中心的存在である寺社の祭りと深く関係している。その時期は、稲作などの準備に取りかかる前の春（春祭り）と収穫後の秋（秋祭り）が多く、五穀豊穣や収穫感謝、または鎮魂、清め祓い、厄払い、招福などの祈願に伴って芸能は起こり、人々の生活と密接に関係してきた。

肱川流域の山間部には、神楽、獅子舞、鹿踊りなど数多くの民俗芸能が残っており、今日でも春から秋にかけて神社で行われる祭りの風物詩となっている。

２）歴史的風致を形成する建造物

①春日神社

春日神社は、肱川支流河辺川の上流で肱川町と河辺町の境に位置する神社で、大永３年（1523）に松の窪城が築城された際、その守護神として勧請されたと伝えられる。現在の社殿は、本殿、拝殿、神楽殿で構成され、神楽殿内に揚げられた「当社新築寄付表額」によれば、明治 27 年（1894）現在地へ移転した際に新たに社殿が造営されたことがわかる。春日神社は、明治 41 年（1908）に 24 社、大正 13 年（1924）に天満神社、松島神社を合祀し、松島神社を境内末社として祀っている。境内には、天保 10 年（1839）の銘文が刻まれた手水鉢や大正 13 年建立の鳥居が残されている。



春日神社の神楽殿

②柳沢（やなぎさわ）三島神社

柳沢三島神社は、肱川支流矢落川上流の柳沢地区に位置する神社で、中世の頃越智郡大三島神社より勧請したと伝えられている。現在の社殿は、本殿と拝殿で構成されており、本殿が寛政６年（1794）、中殿が天保８年（1837）の建立とされている。拝殿に掲げられた「三島神社改築寄附者芳

名録」の額によれば、昭和 10 年（1935）に社殿の改築が行われたことがわかる。参道入口には、天保６年（1835）に寄進された鳥居、嘉永５年（1851）に寄進された常夜灯が残されている。



嘉永５年（1851）の銘文がある柳沢三島神社の常夜灯

③藤縄（ふじなわ）三島神社

藤縄三島神社は、肱川支流矢落川上流の藤縄地区に位置する神社で、天平年間（729～749）に伊予郡中山及び立川にある川中三嶋神社へ分神したと伝えられることから、この頃までには勧請されていたと考えられる。社殿は、本殿、中殿、拝殿で構成され、境内入口には、大正４年（1915）に氏子中から寄進された鳥居と昭和 11 年（1936）寄進の狛犬が残されている。



大正４年（1915）の銘文がある
藤縄三島神社の鳥居

④田処（たどころ）熊野神社

田処熊野神社は、肱川支流矢落川上流の田処地区に位置する神社で、口伝によると元和元年（1615）に紀伊熊野神社より勧請奉祀したといわれている。社殿は、本殿と拝殿で構成され、現在の本殿は、桁行１間、梁間１間、流造、向拝１間の瓦葺で、文政元年（1818）に再建されも



田処熊野神社の拝殿

のとされる。神社に掲げられている「熊野神社中殿再興費寄附芳名記」の額によれば大正 15 年（1926）に中殿を、境内に建立された「熊野神社拝殿改築寄附芳名」の石碑によれば、昭和 10 年（1935）に拝殿の改修が行われたことがわかる。参道入口となる階段下には、文化８年（1811）の鳥居と寛文 12 年（1672）の常夜灯が残されている。

⑤喜多山三嶋神社

喜多山三嶋神社は、肱川支流の矢落川中流の喜多山地区に位置する神社で、現在の社殿は、本殿と拝殿で構成されている。建築年代は不明であるが、境内には安政４年（1857）寄進の常夜灯と明治 35 年（1902）寄進の鳥居が残されている。



安政４年（1854）の銘文がある
喜多山三嶋神社常夜灯

⑥天満神社

天満神社は、肱川支流上須戒川の上流上須戒地区に位置する。現在の社殿は、本殿、中殿、拝殿で構成され、本殿は桁行３間、梁間３間、流造、向拝２間、銅板葺で、明治 12 年（1879）に再建されたもので、拝殿に掲げられた「天満神社本殿屋根修繕神輿庫改築寄附者芳名額」によれば、昭和 39 年に屋根修繕が行われていることがわかる。境内入口正面には、氏子中から明治 21 年（1888）に寄進された鳥居と、境内西側には宝暦６年（1756）建立の鳥居が残されている。



天満神社の本殿

⑦大元神社

大元神社は、肱川支流上須戒川の上流上須戒地区に位置し、現在の社殿は、本殿と拝殿で構成されている。本殿は、一間社流造で造営年代は不明

である。境内入口には、明治 34 年（1901）10 月に氏子中から寄進された鳥居が残されている。



明治 34 年（1901）の銘文がある
大元神社の鳥居と社殿

⑧豊茂三島神社

豊茂三島神社は、肱川支流大和川上流の豊茂地区に位置し、社殿は本殿、中殿、拝殿で構成され、本殿は桁行１間、梁間１間、向拝１間、流造、銅板葺である。社殿に掲げられた「三島宮中殿造営寄附記額」によれば、明治８年（1875）に中殿が建立、「本社殿再建寄附人名票額」によれば、明治 22 年（1889）に社殿が再建されたことがわかる。また、拝殿前には、文政４年（1821）に寄進された狛犬や、境内入口には文政３年（1820）寄進の常夜灯が残されている。



豊茂三島神社の拝殿

３）活動

①肱川上流域の山間部に残る民俗芸能

ⅰ）河辺鎮縄神楽

「河辺鎮縄神楽」（県指定無形民俗文化財）は、山鳥坂岩谷地区の人々により伝承されてきたもので、地元では山鳥坂鎮縄神楽とも称されている。もともとは松島神社の例祭において、奉納されていたが、現在は春日神社の神楽殿で、今でも旧暦 10

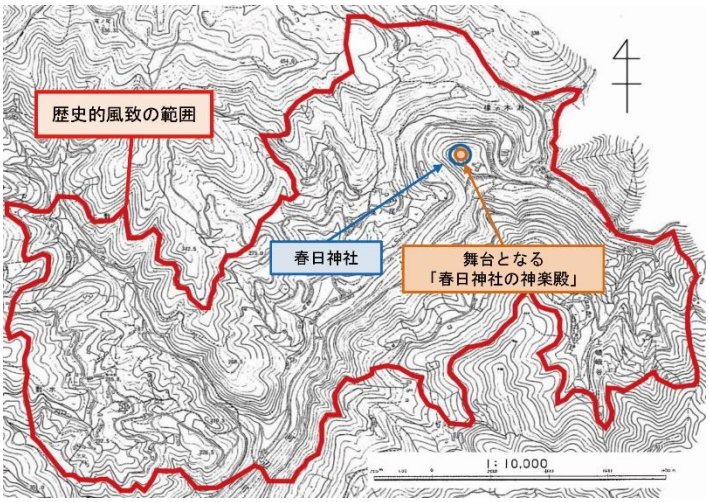


河辺鎮縄神楽

月最後の亥の日（11 月下旬から 12 月上旬）に奉納されている。

岩谷地区は、肱川上流域の支流河辺川沿いで、河辺町と肱川町の境にある農村地域である。

この地区にある河辺鎮縄神楽は、残存する神歌本の記述によると、享保元年（1716）より以前にさかのぼり、当時の神主だった和気氏が日向に行き、岩戸神楽を見て非常に感動したことから、自らその神楽を習い、この地区の氏子に舞方を広めたことが起源と伝えられている。そのため日向神楽の色合いが強く、衣装は清楚な白衣（はくえ）白袴（しろばかま）や狩衣（かりぎぬ）に烏帽子（えぼし）、半臂（はんぴ）類を身に付け、持ち物も幣（へい）、木綿（もめん）垂手、玉串（たまぐし）、手草（たぐさ）などを用いて舞うものが曲目の大半である。神楽の中心は「天の岩戸開き」にあり、祝詞は長く丁重に奏上され、舞は荘重かつ勇壮である。天照大御神が登場する場面では、その場にいる観衆が拍手を連打し、再拝する姿が見られる。



春日神社の位置図

岩谷地区の集落に実りの秋が訪れる頃、春日神社を取り囲む鎮守の森から軽やかなリズムの笛や太鼓の音が漏れ谷間でこだまする。

②肱川中流域の山間部に残る民俗芸能

ｉ）藤縄神楽

古くから柳沢（やなぎさわ）地区に伝承される「藤縄（ふじなわ）神楽」（県指定無形民俗文化財）は、今日、柳沢地区を中心とする 30 程度の神社の春祭りにおいて、「春神楽」と称し、神社拝殿等の神前にて厄除け祈願などを兼ねて奉納されている。


演目　「手草」の一場面

柳沢地区は、大洲市の北東部に位置し、肱川支流の矢落川上流域の谷間に形成された豊かな自然を有する山間集落である。



神楽奉納記録「御神楽式」

この神楽は、栗田家に現存する柳沢三島神社での神楽奉納記録「御神楽式」の表紙に弘化２年（1845)と記載されていることから、この時代には既に始められていたことが分かる。この資料には柳沢三島神社、藤縄三嶋神社、田処熊野神社及び喜多山三嶋神社のそれぞれの神主とその他の神職９名により奉納されていたことが記述されており、村のくくりを越えて広い範囲の神社で奉納されていたことや、元々は神職神楽であったことが分かる。これが、明治以降に神職の手から離れ、地域の神楽師に継承され、今日の「藤縄神楽保存会」に引き継がれ、継承活動が行われている。現在、この保存会では、先輩神楽師が後継者を選出し、稲の取り入れ後から年末にかけて練習を行い、後継者の育成を図っている。

舞台となる神社拝殿や境内に設置された神楽場は、奉納が行われる際に、四方に注連縄が巡らされ、半紙の切り飾り（鳥居・二見ヶ浦・蕪）と御幣を吊り下げ神域としている。


演目　「悪魔払鬼四天」の一場面

演目は、「前の口（舞の口)、手草、神迎、一番、幣四天、悪魔払鬼四天、妙剣、鈴神楽、神体、古欣、御前、山翁、月日の舞、恵比須大黒の舞、王子の舞、鎮火の舞、弓の舞、薙刀の舞」の 18 種類から構成されており、4 時間余りにわたって演じられる。神楽の特徴としては、素面または着面で、舞幣、榊、笹束、舞鈴、扇、刀、弓矢、薙刀、盆、蝋燭などの採り物を手


演目　「恵比須大黒の舞」の一場面

に、太鼓、締め太鼓、すり鉦（がね）、笛の音にあわせて舞う。舞は足数に決まりがあり、素朴ななかにも厳粛なものや、勇壮さを感じさせる激しい舞である。

とくに、「恵比須大黒の舞」、「悪魔払鬼四天」、「鈴神楽」などは、観衆と戯れたり、曲芸で人々の心を引きつけたりするなど見せ場が多いのも本神楽の特徴である。神楽場の周りに見物席を設け、酒食をしながら神楽を見物する風景は、この地域の春の風物詩となっている。



柳沢・藤縄・田処・喜多山地区における藤縄神楽の活動の位置図

ⅱ）子供ねり相撲甚句

「子供ねり相撲甚句」（市指定無形民俗文化財）は、大洲市西部の山間地にある上須戒地区で伝承される民俗芸能で、毎年 10 月 25 日に行われる天満神社と大元神社の例祭で奉納されている。この芸能は、世話人政所和五郎（明治 22 年（1889）３月 14 日没 80 歳）と墨書された相撲甚句の衣装を入れた柳行李（柳や竹で編んだ入れ物）から、江戸時代の末期には既に奉納されていたとされている。

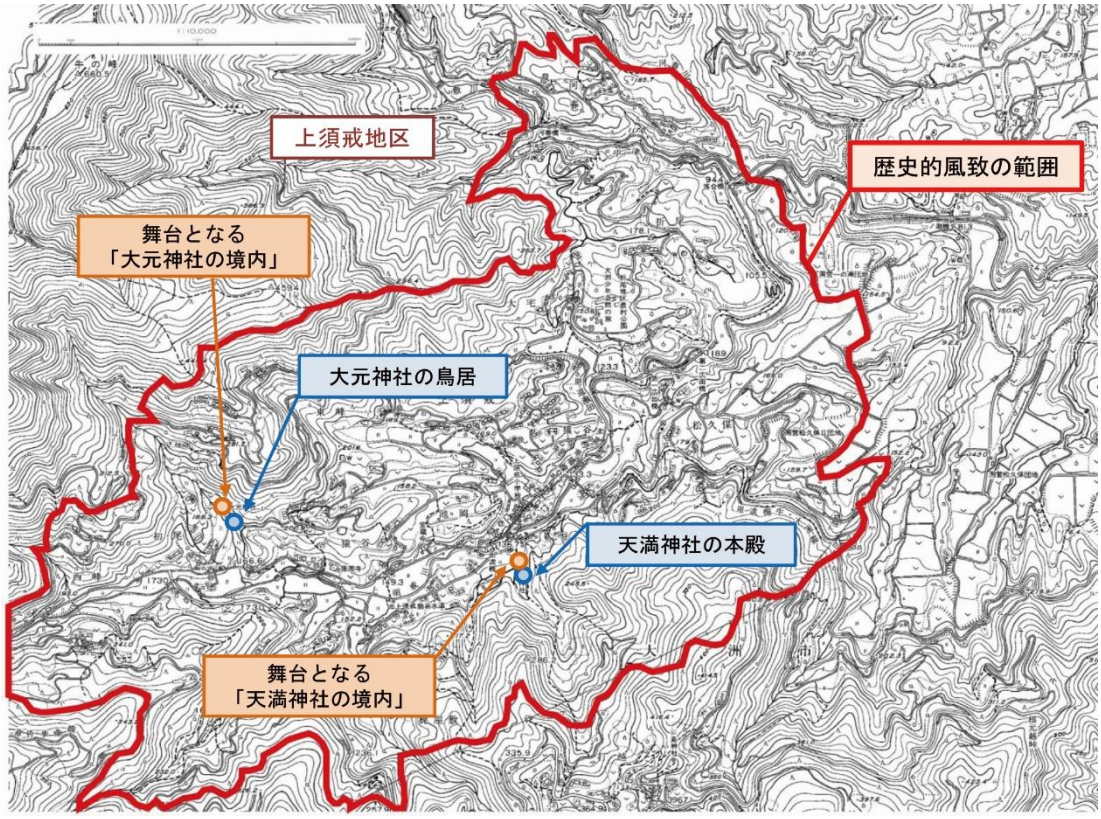


子供ねり相撲甚句



天満神社本殿

この相撲甚句の特徴は、化粧回しを付けた力士に扮した小学生 10 名が円陣となり、行司に扮する小学生２名の文句に合わせて、囃しを入れて練るものである。行司は民謡調で呼びかけるように唄い、踊り子は唄に合わせて踊りを変え、囃しも行司も文句に左右される。全体としては４部から構成されており、第１部四股踏み、第２部甚句踊り、第３部東西文句、第４部弓取り式の順序で行われる。この地域独特の節回しに加え、子供たちが演じる姿には無邪気さと素人っぽさが垣間見え、素朴でほほえましさを感じる芸能である。



子供ねり相撲甚句の活動の位置図

③肱川下流域の山間部に残る民俗芸能

ｉ）豊茂五ツ鹿踊り



豊茂五ツ鹿踊り

「豊茂五ツ鹿踊り」は、『愛媛県民俗芸能緊急調査報告書』(平成 11 年（1999)）によれば、天保 12 年（1841)、丸又七三郎（まるまたしちさぶろう）が保内（ほない）町（現八幡浜市）に習いに行って、地区の人々に広めたことが起源と伝えられている。鹿踊りは、元々宇和島を中心に伝わる民俗芸能であったが、その後､南予各地に広がったもので、五ツ鹿が一般的で､その他にも六ツ鹿や八ツ鹿などがある｡「豊茂の五ツ鹿踊り」は５頭の鹿の頭に赤、白、青地を合わせた布を付け、その中で太鼓を叩きながら、笛の音色や唄に合わせて動作を行う。独特なリズム

で太鼓を打ち、それに合わせて舞うさまは、鹿の動きを彷彿させ躍動感と勇壮さを感じさせる。

ⅱ）豊茂郷獅子舞

「豊茂郷獅子舞」は、『愛媛県民俗芸能緊急調査報告書』(平成11年（1999)）によれば、天保７年（1836）頃から始まったとされている。舞には雄獅子舞と雌獅子舞があり、雄獅子は、肩車をして背高く踊る継ぎ獅子で勇壮さが感じられる。雌獅子は、笛と太鼓の軽やかなテンポに合わせ舞うが、雄獅子よりも荒々しく感じられる。このほか、子供が扮する猿と狐が、雄獅子と雌獅子の２匹の獅子に付きまとって、獅子の格好を真似して舞うという、市内のどの獅子舞とも異なったユーモラスな表現となっている。


豊茂郷獅子舞

ⅲ）豊茂越後獅子

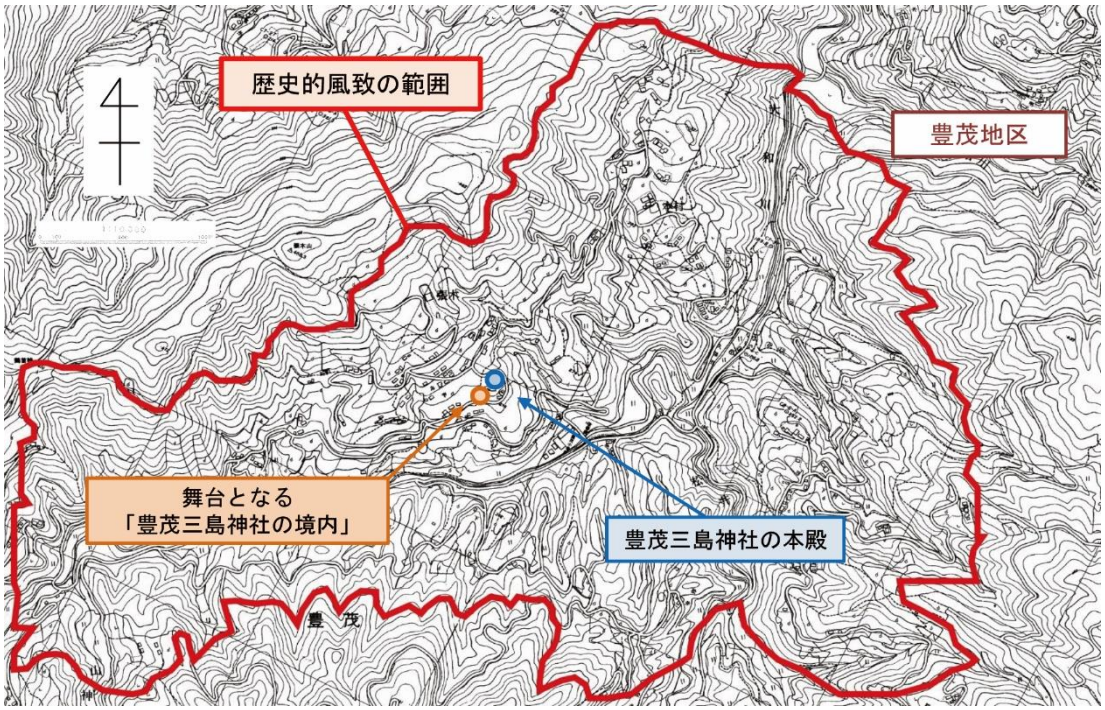
「豊茂越後獅子」は、大正６年(1917)頃、隣接する上須戒地区で獅子舞を習い、地区に持ち帰り踊っていたとされている。『愛媛県民俗芸能緊急調査報告書』（平成 11 年（1999））によれば、舞の内容があまり映えないと感じ、昭和６年（1931)頃、近隣の八幡浜市日土から指導者を呼び教わったことから、現在の越後獅子の原型ができたとされている。踊りは、前半の「半切り」（演目の一部）と後半の「本切り」（演目全て）で構成され、赤獅子と青獅子が同じ振り付けで踊るものである。赤獅子は無病息災、青獅子は家庭円満をもたらすと言われており、縁起のいい民俗芸能とされている。


豊茂越後獅子

これら３つの民俗芸能は、毎年 10 月第４日曜日に実施される秋祭り当日、午前中にそれぞれの地区の家々を回ったのち、午後から豊茂三島神社

の境内に集まり五穀豊穣を祝って奉納が行われる。

これらの芸能の舞台となる三島神社の周辺には、階段状に造成された田畑や山の斜面に張り付くように建つ民家が見られ、農村ならではののどかさを感じる一方で、収穫の良し悪しを神に委ね、厳しい自然と格闘する姿が偲ばれる。



豊茂地区の民俗芸能の活動の位置図

４）まとめ

肱川流域の農村地域には、今でも多くの民俗芸能が残っており、それらは各地域の中心的な存在である神社で行われる春・秋祭りと共に継承されてきた。特に五穀豊穣や収穫への感謝などの稲作に関連するものや、農閑期の娯楽的要素の濃いものなど、農村地域ならではの民俗芸能であり、欠かせない行事の一つである。

こうした民俗芸能は、自然豊かな山間地域の農村景観を背景に、歴史的建造物がよく残る神社を舞台として、今もなお人々の生活と密接に結びつきながら、農村地域ならではの歴史的風致を形成している。



農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致の範囲図

第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１．歴史的風致の維持及び向上に関する課題

大洲市は、第１期大洲市歴史的風致維持向上計画に基づき、「歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備事業」「文化財の周辺環境の整備と活用を図る事業」「歴史的な町並みの保全に関する事業」「歴史的風致の維持・向上に資する活動への支援事業」の ４ つの柱となる事業を実施し、歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、大洲城石垣を初めとする文化財の修復、古民家の再生・活用及び各種民俗芸能の保存が図られ、大洲城下町の魅力や景観の向上、観光客の増加、歴史まちづくりに対する住民意識の向上等、一定の成果を得ることができた。

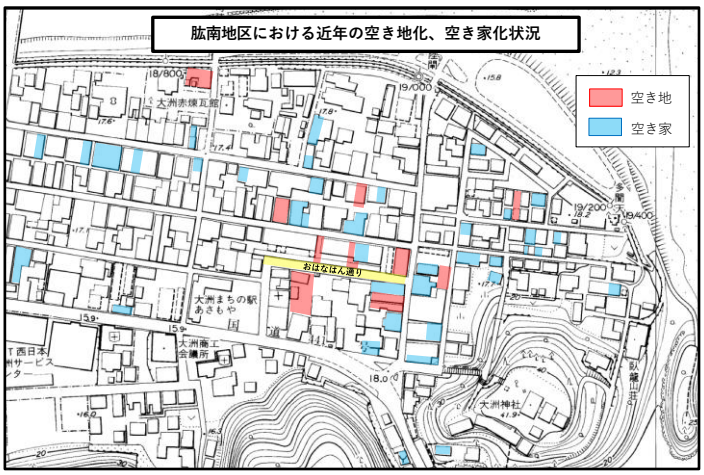
一方で、高齢化、人口減少、生活形態の変化に伴い、空き家化及び滅失に歯止めがかからず、今後更に歴史的町並みの保存、民俗芸能及び伝統産業の担い手不足が深刻になることが予想される。

また、町家保存対策として実施している古民家再生活用事業において、建造物の持つ「大洲らしい」（※注）歴史的特徴を保存した改修技術の管理・育成や、観光分野への活用に伴う地域住民生活への影響のほか、歴史的風致に関心が高まってきた住民や来訪者からの更なる景観向上の要望等、新たな課題も生じている。

※注　外観は、切妻瓦葺きで、正面意匠に腕木を使用した出桁造の形式をもつ建物が多く見られる。間取りは、肱川氾濫の経験から、浸水の被害を受けにくい２階の通りに面した側に床の間をもつ座敷が発達している。

（１）歴史的建造物と町並みの保全に関する課題

大洲城から肱川沿いに東へと延びる旧大洲城下町の歴史的町並みを有する肱南地区は、近世城下町の特徴である短冊状の町割りが残り、明治・大正・昭和初期の繁栄を今に留める建物が色濃く点在している。



第１期計画において、これら歴史的建造物の学術的調査を行い、建築時期や

「大洲らしい」特徴を明らかにしたが、空き家、空き地が急速に増えており、明治・大正時代の建造物がまとまって存在するおはなはん通り周辺の歴史的町並みの連続性を失いつつあり、管理不足による危険家屋は、住民生活や景観に悪影響を与えている。

また、歴史的建造物の改修等においては、技術職人不足や改修方法の管理体制が確立されていない。

（２）文化財等の保全及び周辺環境に関する課題

第１期計画では、大洲城下台所（愛媛県指定有形文化財）、如法寺仏殿（重要文化財）の保存修理及び文化財の説明・案内看板の整備等を行った。

そのうち、城山公園については、平成 15 年度に県指定史跡を含む約 4.0ha を都市計画公園に決定し、うち 2.6ha の事業認可を受けて、石垣改修、広場整備及び植栽整備を実施してきた。

しかしながら、発掘調査により江戸期の石垣の根石を検出したことで、補強土壁工から伝統的な空石積工に工法が変更になる等、文化財の価値は向上が図れたものの、工事費用や工期が想定以上に必要となり、完成には至っていない。

また、本市の歴史や文化財、大洲城に関連する資料等の展示・解説や、来訪者の体験学習を目的とした博物館施設についても、建設地等の検討が進まず未着手となっている。

更に、新たな課題として、文化財等を巡る動線の環境整備や大洲城の眺望や町並みの景観改善の意見が寄せられており、「大洲らしい」歴史的町並みの魅力を向上させる周辺環境の整備が急務となっている。



大洲城の眺望を妨げる電柱と電線



臥龍山荘へ繋がる道路

（３）市民意識の向上と伝統文化の継承に関する課題

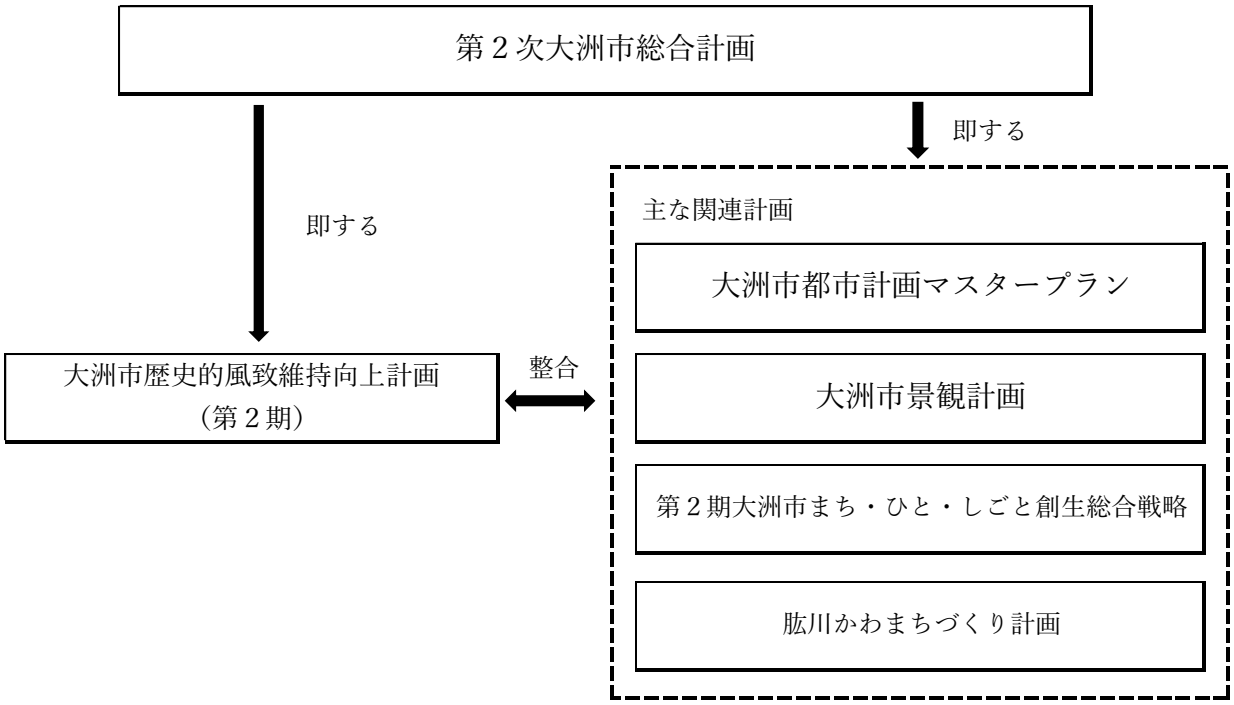
市内に残る多くの伝統行事や民俗芸能等は、若年層の減少による担い手不足や継承者の高齢化が進んでおり、行事を担う組織の弱体化が問題となって

いる。この問題は、市民の地域に対する歴史認識の低下とも密接に関係しており、これは、歴史的町並み保存対策調査において、協力を得られない方が多くいたことや、調査報告会を兼ねたシンポジウムでの住民の意見からも推測され、地域の歴史や文化の魅力を学習する機会と場所が不十分であることが一因と考えられる。

２．既存計画との関連性

本計画は、「第２次大洲市総合計画」（平成 29 年度～令和８年度）に即する計画である。

歴史的風致の維持向上については、都市計画、景観関連施策との連携が重要であることから、これらの諸計画に整合した計画とする。



本計画と上位・関連計画との関係

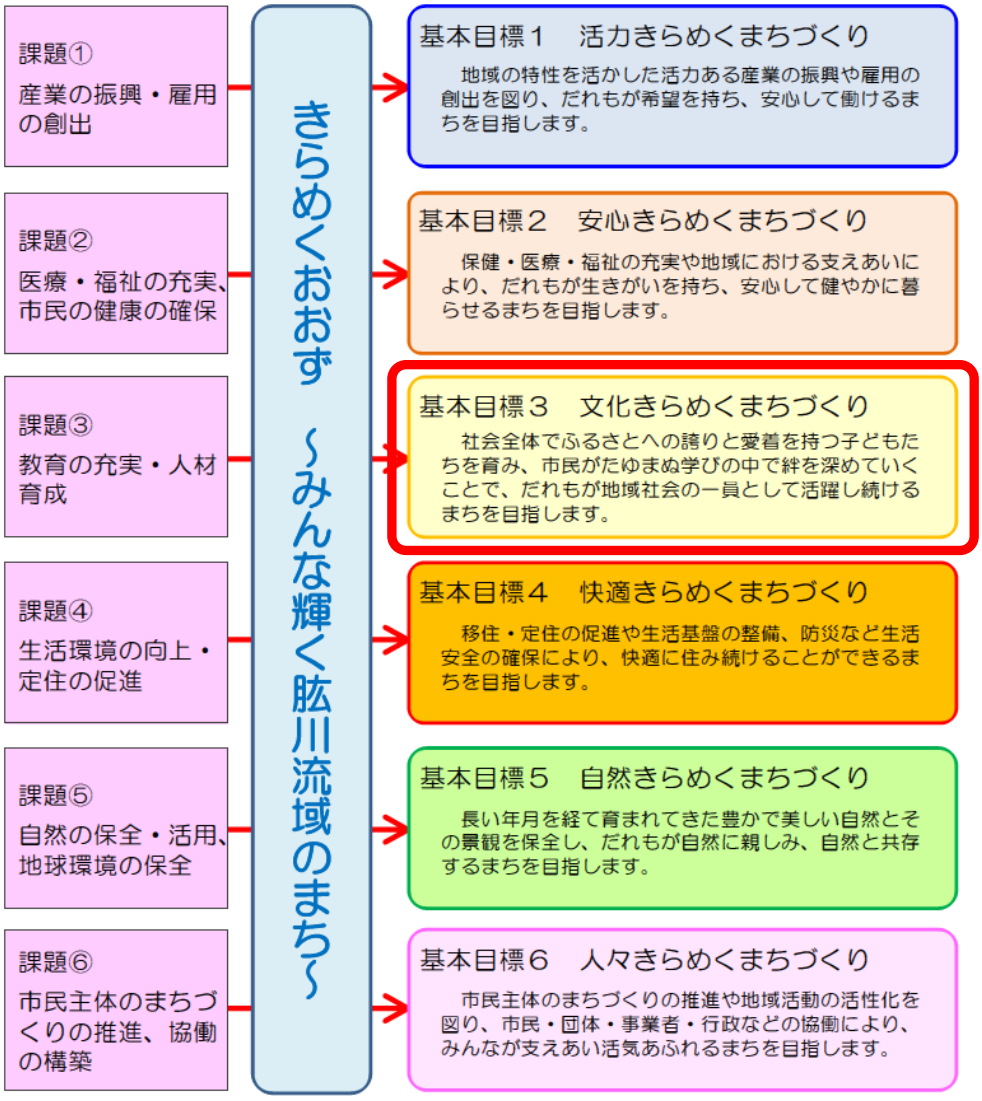
（１）大洲市総合計画

本市では、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間とした「第１次総合計画」に引き続き、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とする「第２次総合計画」を策定し、市民一人一人が美しくきらめくまちの中で支えあいながら暮らし、創意工夫を重ねて、心豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めている。

本計画では、『人・自然・まちきらめく』『知行創造』『自立と協働』の３つのまちづくり基本理念を受けて、本市の目指す将来像を「きらめくおおず～みんな輝く肱川清流のまち～」と定め、これを実現するために６つの「まちづくり基本目標」を掲げている。

大洲市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）は、その中の「3　文化きらめくまちづくり」の実現に向けた計画の一つに位置付けられる。

第2次大洲市総合計画「まちづくり基本目標」



（２）大洲市都市計画マスタープラン

本計画は、平成 20 年(2008) 1 月に、令和 7 年(2025)を目標年次とする都市像を想定して策定したが、上位計画である大洲市総合計画の見直しに加え、平成 30 年(2018) 7 月豪雨災害の発生により更なる防災対策が必要となり、令和 2 年(2020) 3 月に、令和 22 年(2040)を目標年次として計画の見直しを行った。本計画の目指すべき都市の将来像を「清流肱川が結ぶ　ひと・自然・まちがきらめく　魅力創造都市」とし、本市の魅力向上と地域経済の活性化を図るとともに、誰もが安全に安心して、快適に暮らせる、協働による自立した持続可能な都市づくりを進めることが必要であるとしている。

大洲市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）は、「将来都市像と都市づくりの目標」の一つとして掲げられている「歴史・文化に囲まれた、個性豊かな魅力あふれる都市づくり」の実現に向けた計画の一つに位置づけている。

大洲市の将来都市像(案)

清流肱川が結ぶ ひと・自然・まちがきらめく 魅力創造都市　大洲

都市づくりの目標の設定

①安全・安心のまちづくり

⇒災害に強く、安全に安心して暮らすことのできる都市づくり

②快適性・利便性のまちづくり

⇒快適で住みやすい、豊かな住環境の形成を目指す都市づくり

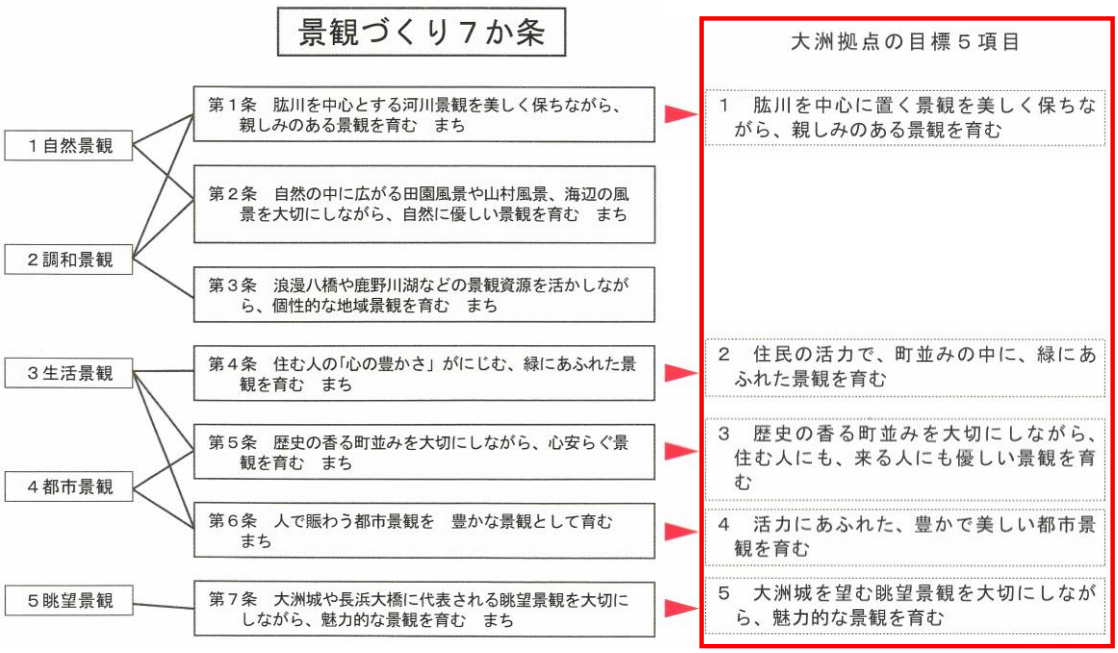
③個性・魅力のまちづくり

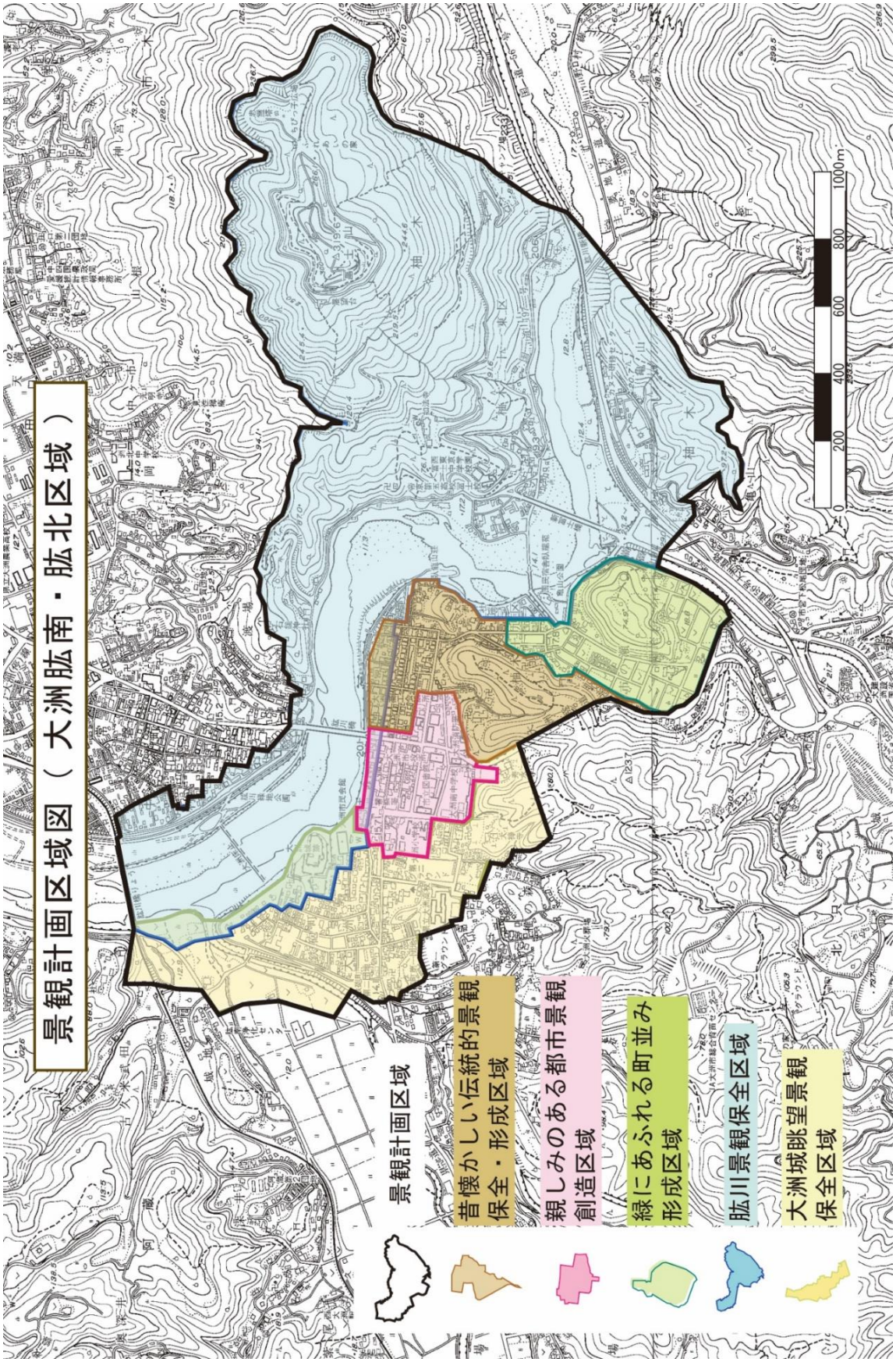
⇒歴史・文化に囲まれた、個性豊かな魅力あふれる都市づくり

（３）大洲市景観計画

本計画は、本市の豊かな自然の織り成す景色や、美しく整った町の景色、それを育んできた地域の歴史・風土、そこで暮らす人々の営みにより、長い時間をかけて築かれた美しく個性的な景観を保全し、そこで暮らす人々の心に安らぎと潤いを与え、訪れた人々にも感動を与えることで、地域に新たな活力と力強い連携をもたらし、その土地の風土として根付いていくことを目的として、平成 21 年(2009)に策定した。

本計画の推進のため、全市的な目標として「景観づくり７か条」を設定しており、大洲市歴史的風致維持向上計画（第２期）における重点区域とほぼ重なる景観計画区域（約 290ha）に定める大洲拠点においては、このうち、特に関連の深い５か条を柱に目標を掲げるほか、地域ごとの実情や歴史的背景に配慮して５種類の区域に細分化し、各区域の景観形成の方針を定め、建築行為に係わる規制等を行っている。




景観計画区域図（大洲肱南・肱北区域）
景観計画区域
昔懐かしい伝統的景観
保全・形成区域
親しみのある都市景観
創造区域
緑にあふれる町並み
形成区域
肱川景観保全区域
大洲城眺望景観
保全区域
0
200
400
600
800
1000m

（４）大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本戦略は、急速な人口減少への対応や総合的な対策を行うため、平成 28 年(2016)に策定された。これにより、一時的に緩やかな人口減少に転じたものの、平成 30 年(2018) 7 月豪雨による未曽有の大災害が、人口減少や産業に大きな影響を与えた。

そのため、復興・復旧と災害に強いまちづくりを着実に推進するとともに、人口減少の克服や地方創生の実現を図るため、令和２年度から令和６年度までの５か年を計画期間とする第２期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定された。

本戦略では、３つの基本目標を掲げるとともに、その基本目標ごとに５年後の目標が設定され、ＰＤＣＡサイクルによって進捗状況を管理する方針が定められている。

基本目標と施策の体系



（５）肱川かわまちづくり計画

本計画は、流域に多くの恵みをもたらしてきた肱川と寄り添いながら、生活を営んできた人々により育まれた独自の文化や、昔ながらの家が残る町並みや文化財等の歴史的建造物が織り成す、どこか懐かしさを感じさせる地域独特の景観、歴史、文化、暮らしを次世代に引き継ぎ、将来にわたってまちと水辺が融合した賑わいを創出し、維持・発展させることを目的として、令和２年（2020）１月に策定した。

肱川かわまちづくりの理念

水郷文化とともに
育ち続けるかわまちづくり

肱川かわまちづくりの方針

1. 上流から下流まで、清流肱川の魅力を全て体験できるかわまちづくり
2. 受け継がれてきた大洲の文化・歴史とふれあうことのできるかわまちづくり
3. 「清流肱川」、「暴れ川肱川」と共に生きるかわまちづくり
4. 豊かな自然と交流できるかわまちづくり
5. 肱川と地域の生活・産業が融合した、地域の力溢れるかわまちづくり
6. あらゆる主体の参加の下、将来にわたって成長するかわまちづくり


水辺拠点(かわみなと)整備
主要な観光拠点
水辺広場整備
フットパス整備
水上の動線
既存フットパス
水辺広場整備
日常的な利用や地域イベント、アウトドアなどを楽しむことができる水辺の広場を整備
フットパス整備
水辺拠点、観光名所などを結ぶフットパスを整備
水辺拠点
(かわみなと)整備
「かわ」と「まち」をつなぎ、肱川を身近に感じる拠点を整備
JR大洲駅
JR肱川橋梁
カヌー・SUP 等経路
肱川
大洲城
大洲床止堰
成川渓
観光遊覧船 カヌー SUP 等経路
肱南公民館
赤煉瓦館
歴史的な町並み
臥龍山荘
いもたき
花火大会
うかいレストラザ

３．歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の歴史的風致の維持･向上に係わる各種計画や第１期計画の課題を踏まえ、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局が緊密に連携し、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るため、次の基本方針を定める。

（１）歴史的な建造物と町並みの保全に関する方針

城下町の風情を色濃く残す肱南地区などの歴史的な町並みについては、第１期計画で実施した歴史的町並み保存対策調査の成果を基に、文化財としての指定または登録、歴史的風致形成建造物の指定を推進し、これらの規制と補助制度により町並みの保全を図る。

また、現在利用されていない町家・蔵などについては、第１期計画で成果を上げている古民家再生事業を継続して実施し、官民協働で歴史的資源を保全し、観光ビジネスに有効活用を図り、その歴史的な町家や蔵の持つ価値を再認識・再発見してもらう取組みを行う。

またそれら建築物の外観と室内空間の良さを残しつつ、耐震補強等による安全性を確保する手法の紹介・提案について、民間事業としての取組みを支援する。



町家を活用した宿泊施設

（２）文化財等の保全及び周辺環境に関する方針

歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、核となる歴史的建造物のうち、既に文化財として指定または登録されているものについては、さらなる保存と活用の強化に努める。なお、その価値付けについては、順次見直し、調査のうえで、適切な価値付けと保存を図ることとする。

特に、大洲地域の中心的存在である城山公園は、既に指定を受けている櫓などを有するほか、江戸時代から残る石垣も良好な形で現存し、多くの文化財が存在している。



大洲城の石垣改修工事の様子

石垣改修工事については、大洲城跡石垣保存修復委員会の意見を聴取し、文化財的価値を損なわないよう、第１期計画に引き続いて実施し、来訪者・利用者の安全性と快適性を確保した適切な保全を図っていくこととする。

また、公園内にある樹木についても、植栽整備計画に基づき、石垣への影響、眺望景観の阻害などの観点から整理を行い、伐採・移植・新植等の必要な措置を講ずることとする。

博物館施設の建設については、既存博物館のあり方を整理したうえで、肱南地区に整備計画のある他公共施設も含めて、城山公園区域内を第１候補地として総合的に検討していくこととする。

更に、新たな課題への取組みとして、無電柱化や文化財等を巡る動線の整備を行い、文化財との調和を図りながら歴史と自然豊かな町としての風情に合わせた周辺環境の整備を推進することで、景観と回遊性の向上を図る。

（３）市民意識の向上と伝統文化継承に関する方針

歴史的風致を形成する伝統行事等を実施している保存団体等が、それらを後世に保存伝承するための活動や、後継者の育成に対する補助事業を継続し、これに加えて、歴史的建造物の保全に欠かせない職人や伝統産業の担い手育成を支援する。

また、市民の歴史・文化認識や関心を高めるため、本市のまちづくりの方針、歴史や文化財の魅力の発信を強化し、歴史的風致の維持向上に係る住民主動の活動が生まれるよう啓発を図る。

更に、史跡そのものを舞台とした、或いは文化財そのものを活用した市民参加型のイベントや体験型学習の充実を図って行くこととする。



御神幸行列の様子

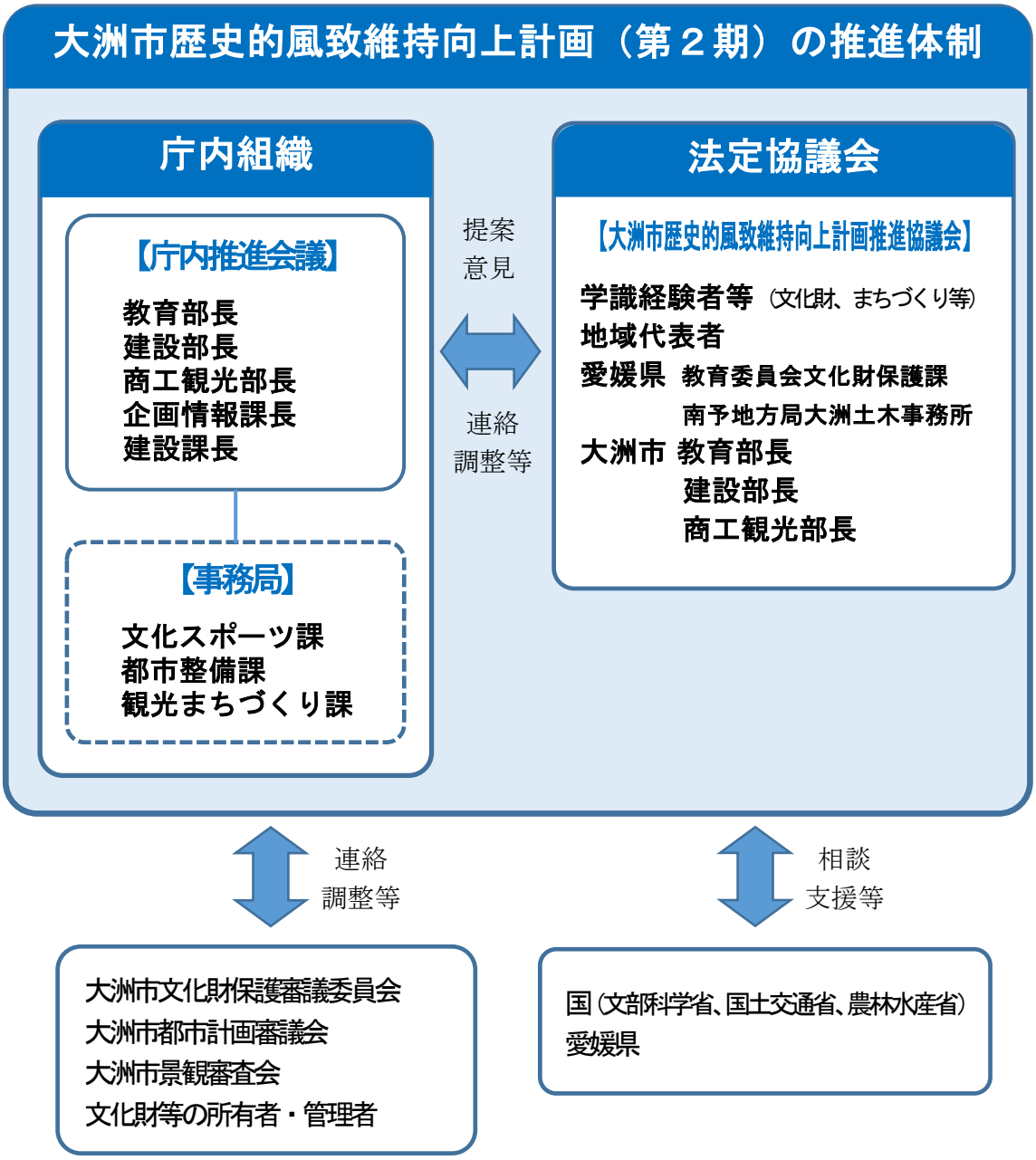


郷土芸能活動（菅田五ツ鹿踊り）

４．歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、文化財保護担当部局の文化スポーツ課、まちづくり担当部局の都市整備課及び観光まちづくり課を事務局とした大洲市歴史的風致維持向上計画庁内推進会議を設置するとともに、歴史まちづくり法第11 条の規定に基づく「大洲市歴史的風致維持向上計画推進協議会」において計画の推進や変更等の協議、調整、連絡を行い、本計画の事業を推進する。

また、必要に応じて、本市の都市計画や景観、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的風致建造物の所有者または管理者と連絡調整を行う。

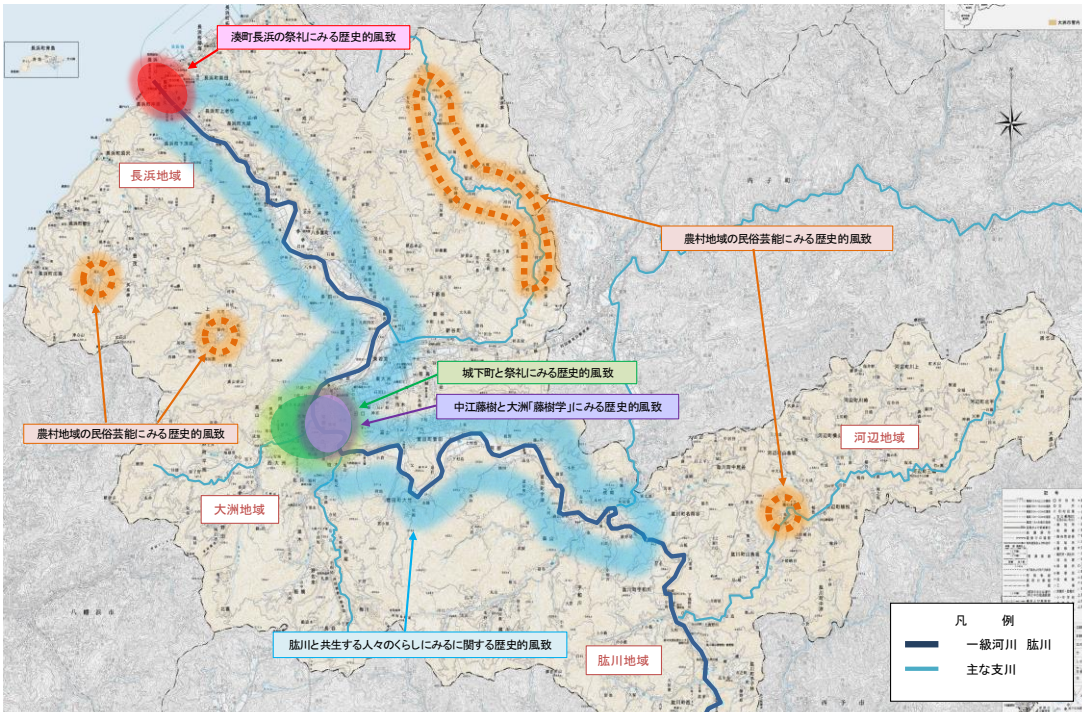


第４章　重点区域の位置及び区域

１．重点区域の位置及び区域

（１）歴史的風致の分布

「第２章　１．歴史的風致の概要・分布状況」に記載した市域における歴史的風致の分布は下の図に示すとおり、肱川を中心に上流域から下流域の広い範囲に分布している。特に、市のほぼ中央に位置する肱南地区を中心とした地域は、八幡神社の御神幸行列、大洲神社の「十日ゑびす」の舞台になるとともに、中江藤樹に関する活動が活発に行われる地域でもあり、市域を縦断する肱川を見ても、弁財天祭・住吉祭の川まつり花火大会を始め、大洲神伝流泳法など歴史と伝統を反映した様々な活動が集中して展開されている場所である。



大洲市域における歴史的風致の分布図

（２）重点区域の位置

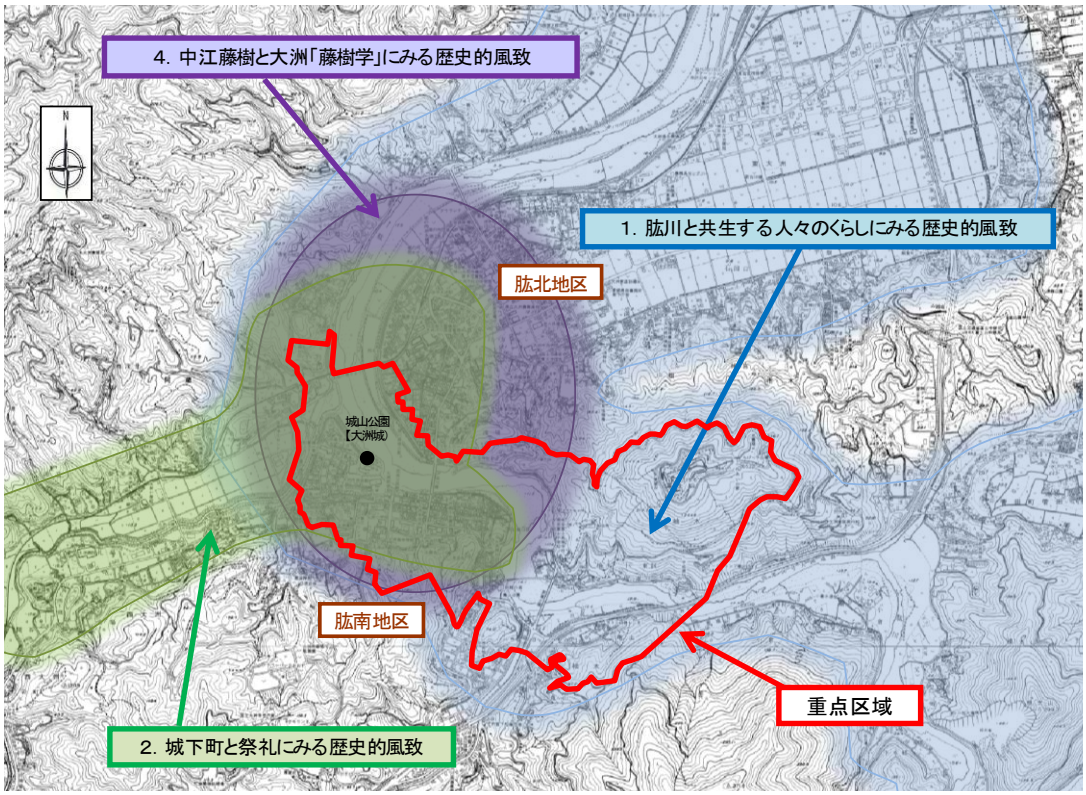
大洲市の重点区域は、国指定の重要文化財を含み、その周辺に残る歴史的に価値の高い建造物と歴史や伝統を反映した人々の活動とが一体となって形成された、良好な市街地環境を有する区域で、かつ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域に設定する。

第１期計画では、大洲城跡及び旧城下町が存在する肱南地区を中心とするエリアを「大洲城下町」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に

向けた事業に取り組んできた。

しかしながら、人口減少や後継者不足による歴史的建造物の滅失や老朽化、大洲城を中心とした景観整備など、歴史的風致の維持向上に向けた様々な課題等を残したままとなっている。

このため、第２期においては、第１期計画の反省からこれらの課題を克服するため、本計画第２章に記した本市の維持向上すべき歴史的風致のうち、３つの歴史的風致が集中する大洲城跡及び旧城下町が存在する肱南地区を中心とするエリアを、第１期計画に引き続き「大洲城下町」として「重点区域」とする。



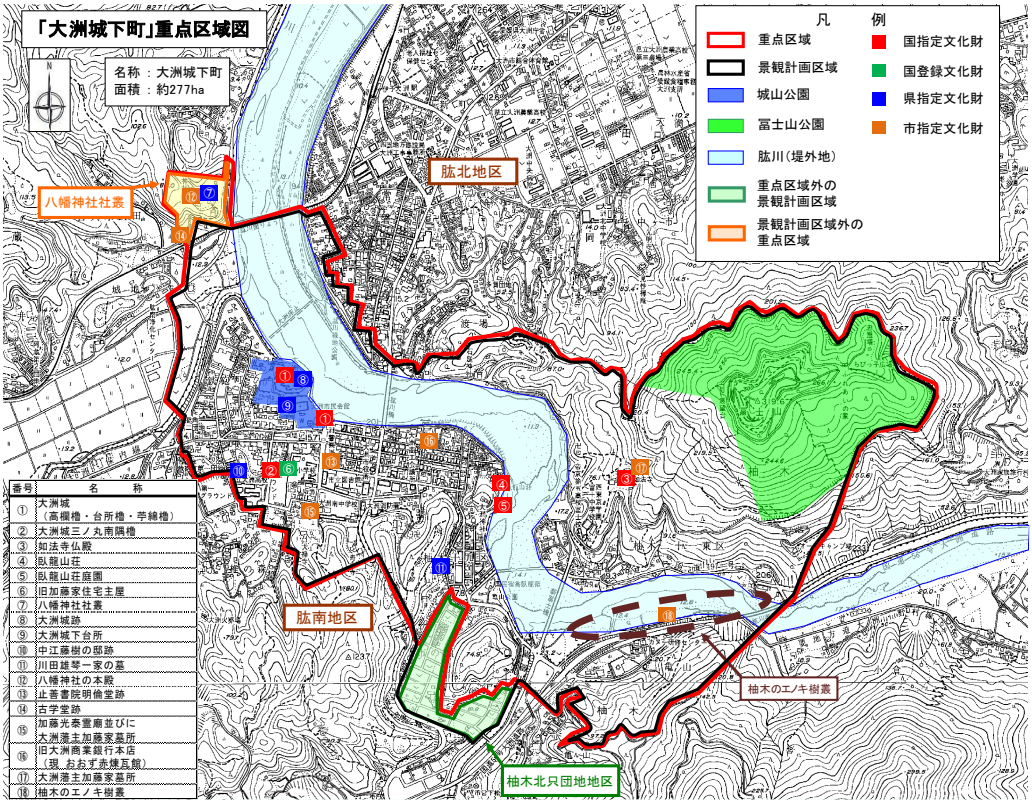
肱南地区を中心とした地域における歴史的風致の分布図

（３）重点区域の区域

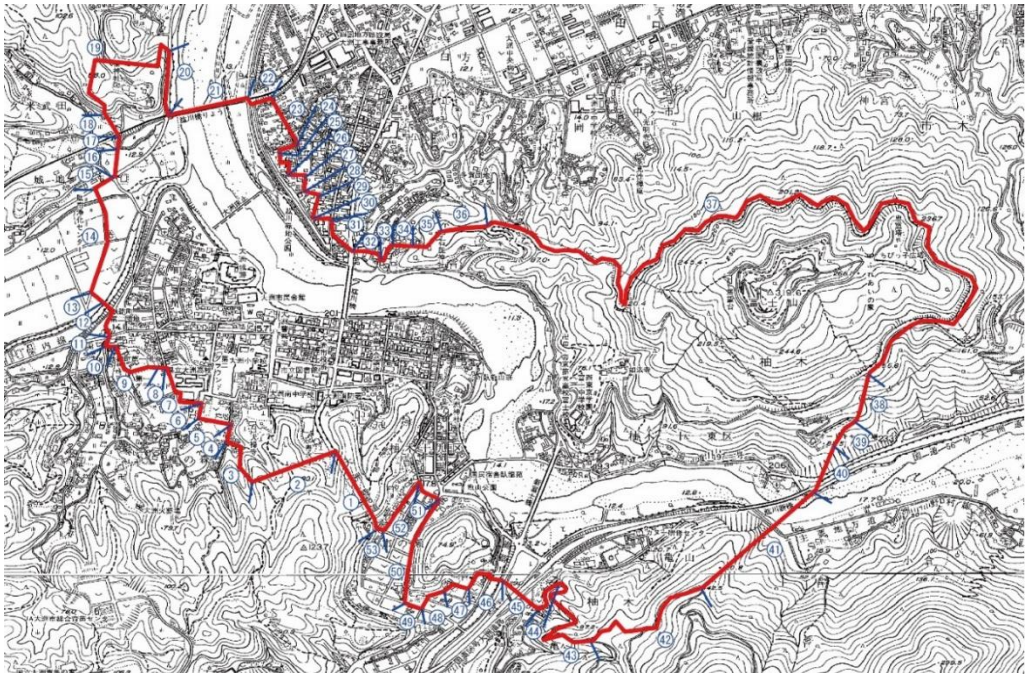
重点区域は、本計画の施策を、より効果的に進めるため、第１期計画と同様、大洲市景観条例により建築物や工作物の構造及び色彩などに対して規制を設け、良好な景観の維持・向上を図っている大洲市景観計画区域を基本とする。この区域は、大洲城下町の面影を残す肱南・肱北地区の歴史や伝統を反映した活動が色濃く展開されており、これらに関連する文化財等の歴史的建造物を包含する形になる。

なお、この区域の中で、近年、土地区画整理事業により宅地開発が行われた柚木北只団地地区は、景観計画の区域内ではあるもの、本計画の趣旨

にはなじまないため重点区域から除外する。また、御神幸行列が執り行われる八幡神社には、市指定の有形文化財（建造物）「八幡神社本殿」、愛媛県指定の天然記念物である「八幡神社社叢」及び市指定史跡の「古学堂跡（文庫）」があることから、重点区域にはこれらが残る区域を含めることとする。



「大洲城下町」重点区域図



重点区域の境界

重点区域の境界の説明

番　号	境　界　の　説　明
1	国道56号
2	大洲トンネル起点と西大洲甲2254番地の1地先を結ぶ見通し線
3	大洲993番地の3地先の法定外公共物道路
4	市道新屋敷通線
5	大洲977番地先と大洲969番地の3地先を結ぶ見通し線
6	市道浮舟通線
7	市道西の門前線
8	大洲938番地南側私道
9	市営鉄砲町団地の土地境界
10	大洲923番地先の法定外公共物道路
11	市道八尾一本松線
12	市道大洲久米線
13	大洲久米線喜行橋と阿蔵甲1598番地先を結ぶ見通し線
14	市道肱南浄化センター線
15	市道平地慶雲寺線
16	市道平地慶雲寺3号線
17	阿蔵1738番地の16地先の法定外公共物道路
18	JR予讃線と阿蔵1843番地の8地先を結ぶ見通し線
19	八幡神社の土地境界
20	市道平地慶雲寺線
21	JR予讃線肱川橋梁
22	市道中村堤防線
23	市道裡地蔵南線
24	中村349番地先の法定外公共物道路
25	中村377番地先の法定外公共物道路
26	市道新投線
27	市道寺尾線
28	市道寺尾1号線
29	市道町裡線
30	中村542番地の1と中村543番地の2の土地境界
31	主要地方道長浜中村線
32	市道渡場1号線
33	市道渡場谷線
34	中村975番地の7地先の法定外公共物道路
35	石鎚神社の表参道
36	石鎚神社の裏参道
37	市道富士山線
38	富士山公園椿の路上がり口と大洲家族旅行村オートキャンプ場内の周遊道路東側を結ぶ見通し線
39	大洲家族旅行村オートキャンプ場内の周遊道路
40	大洲家族旅行村オートキャンプ場内の周遊道路南側と国道56号大洲道路肱川新橋終点を結ぶ見通し線
41	国道56号大洲道路肱川新橋終点と松尾1番地の20地先を結ぶ見通し線
42	松尾1番地の20地先と松尾1番地の21地先を結ぶ道
43	市道梁瀬線
44	梁瀬団地の私道
45	柚木1011番地の17地先と市道本久王子ヶ平線終点を結ぶ見通し線
46	市道本久王子ヶ平線
47	市道本久団地3号線
48	市道本久団地1号線
49	市道池田本久線
50	市道如法寺柚木団地線
51	市道旭町通線
52	市道池田通線
53	柚木262番地先の法定外公共物道路

（４）重点区域の名称及び面積

名称：大洲城下町

面積：約 277 ha

２．重点区域の設定の効果

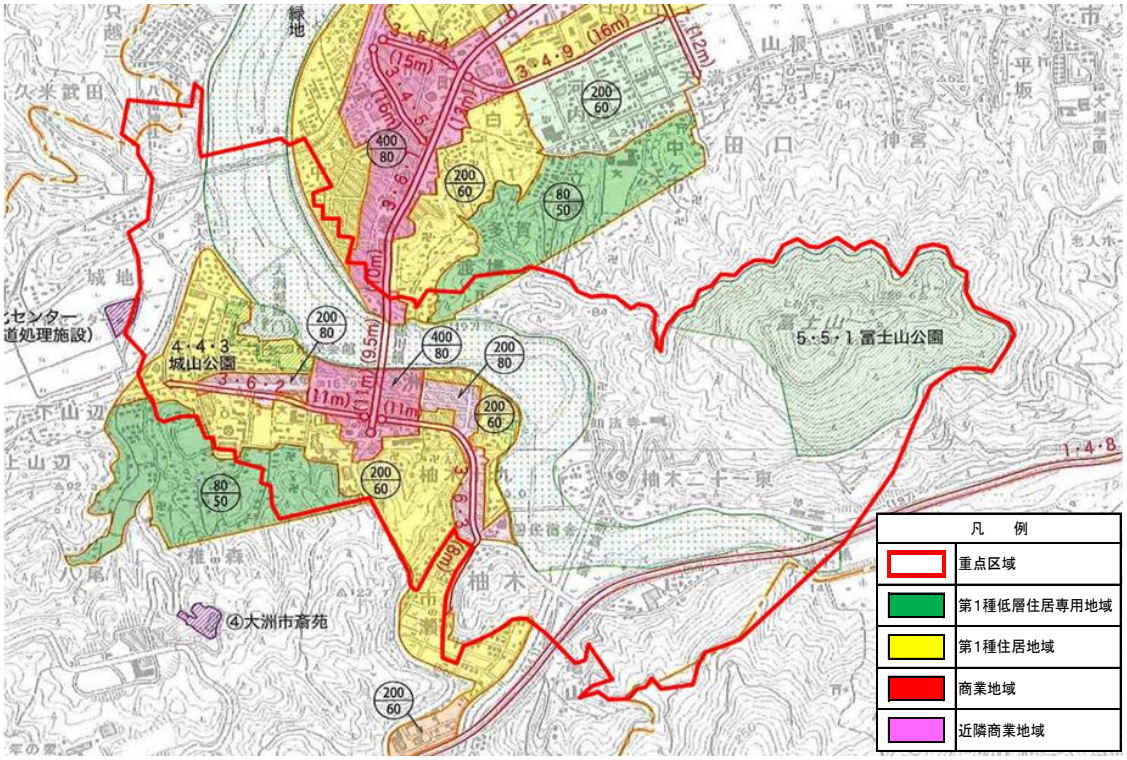
当該重点区域は、本市の歴史的風致が特に色濃く形成されている区域であり、歴史的な景観などに対する住民の意識も高い地域である。景観計画にも見られるように、この区域をモデル的な指標とすべく重点的かつ一体的な歴史的風致の維持及び向上を図る各種施策を展開し、歴史・文化の薫り高いまちづくりを推進することにより、市域全体にもその効果が波及していくことが期待される。

３．重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

（１）都市計画の活用

大洲市の都市計画では、大洲地区と長浜地区のそれぞれにおいて、中心市街地を中心とする一体的かつ総合的な整備が必要な区域と、その２つの区域をつなぐように肱川両岸を都市計画区域（非線引き）に指定している。

本計画の重点区域は、ほぼ全域が都市計画区域に包含されている。また用途地域としては、当該重点区域が近世に城下町として整備され、その後も地域経済活動の中心地としてその発展を支えてきたことから、多くの範囲は第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、商業地域及び近隣商業地域に指定されている。第１期計画に引き続き、歴史的風致形成建造物の指定を推進し、肱南地区の歴史的な町並みの保全を図る。



重点区域における用途地域

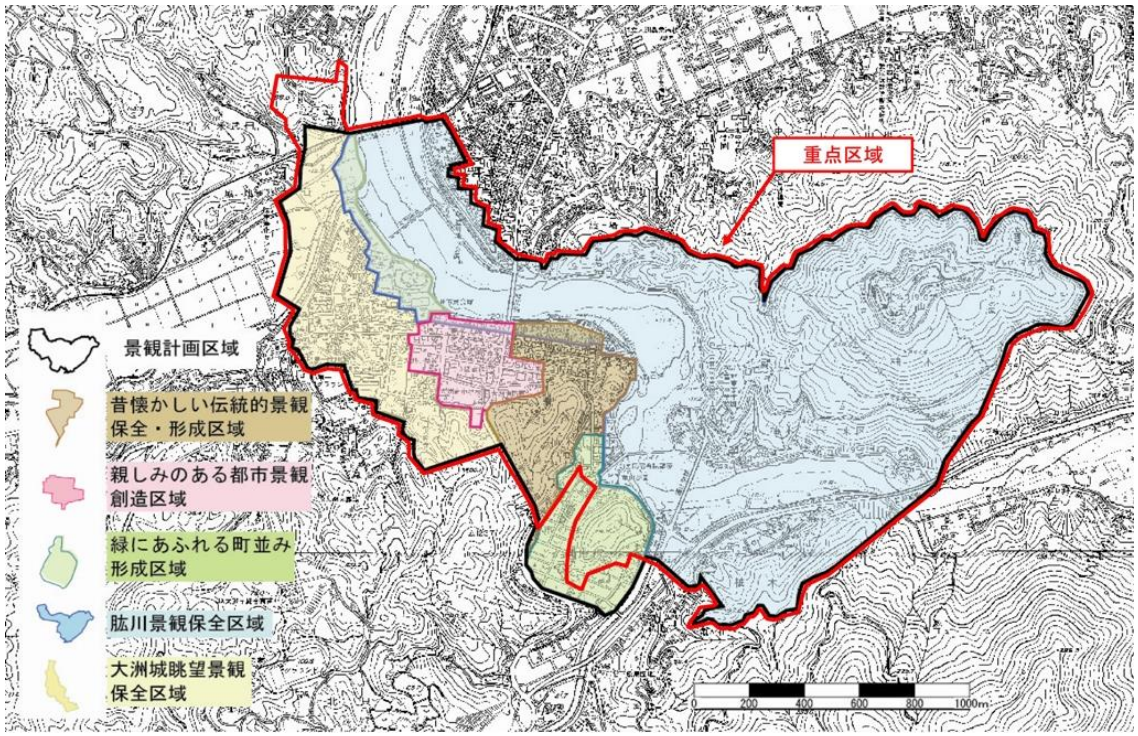
（２）景観計画の活用

大洲市は、各地域に残る固有の景観を保全･育成し、後世へ引き継ぐため、平成 21 年(2009)3 月に景観法に基づく「景観計画」を策定し、同年 7 月から「大洲市景観条例」を施行した。

景観計画区域は、最初から全市域を設定するのではなく、市域の中でも、特に景観形成への熟度が高まっている区域から順に計画区域を設定し、徐々にその区域を拡大する手法を取っている。まず第 1 段階として、大洲城天守閣の復元や、おはなはん通りを中心とする町並み保全への取組みなどの景観形成事業が多数実施され、住民における景観形成への意識も高いと判断される肱南地区を中心に区域の設定を行っており、本計画の重点区域とほぼ同範囲となっている。

この景観計画区域は、各地域の実情や歴史的背景等に配慮した適正な景観形成を図っていくために、さらに 5 種類の区域に細分化を行っており、建築物や工作物の新築・増築・改築、屋外広告物の設置等について、それぞれの地域で方針を設け規制を行っている。

今後は、第 1 期計画中に見えてきた課題を踏まえ、当該区域の良好な景観形成に重要な役割を担っている建造物を「景観重要建造物」に指定し、その建造物を核とした個性的な景観づくりを進めていく。



重点区域における景観計画区域

（1）昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域における制限

対象		景観形成の基準
建築物	配置	・道路境界線から 1.5m以内で壁面線（ベランダ等突出面を含む）を周囲の建築物に揃え、町並みの連続性に配慮する ・建築物が周囲の壁面線から大幅に後退する場合、若しくは空地、駐車場として利用する用地に関しては、木製、石垣、漆喰塗り等の門塀及び生垣等で壁面線を作り、周囲との調和を図る。
	高さ	・軒の高さを周辺と揃え、町並みに連続性を持たせる。 ・２階建て以下を原則とする。止むを得ず３階建てにする場合は、３階の部分を２階の壁面線から 90cm 以上後退させる。
	形態意匠	・和風を基調とした建築とする。 ・屋根は、平入り切妻の日本瓦葺きとし、その勾配は 21.8° ～ 28.8° (4 寸～ 5.5 寸）とする。ただし、地域の歴史を踏まえ近隣と調和した和風基調の建築であると認めた場合には、この限りではない。 ・軒の出は原則 45 cm～ 1.2mとするが、それ以下でも軒の存在を感じさせる造りのものは可とする。 ・開口部は引戸を原則とし、車庫となる部分は、板戸、格子戸等で覆いを設け、町並みの景観を損なわないようにする。止むを得ずシャッター等を取り付ける場合は、色彩は、周囲の景観と調和したものとする。 ・主屋、土蔵等建物の型に応じて、軒と壁面、開口部とのバランスに配慮し、必要があれば適度に庇を設けて違和感のない外観とする。
	色彩	・茶・黒・白系を用い、落ち着いた色彩とする。 ・彩度の高い色は、原則禁止する。 ・屋根と外壁の色彩は別添の通りとする。
	素材	・木、石、瓦、土等の自然素材あるいは、自然素材を感じさせる素材を選定し用いる。 ・冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を避ける。ただし、近隣と調和したアクセントとして使用する場合は、この限りではない。 ・止むを得ずサッシ類を使用する場合は、光沢のない黒、茶系とし、町並みの景観を損なわないようにする。
	建築設備	・空調室外機や燃料庫等は、原則道路に面する部分には設置しない。止むを得ず設置する場合は、木製格子枠等で修景する。 ・新聞受け、電力・ガスメーター等、建築物附帯設備は、自然素材等で修景する。
工作物		・電線・電柱は通りから見えない場所に設置するか、地中化を推進する。 ・門・塀は、板塀・土塀及び生垣あるいはこれらに類し自然素材を感じさせる造りとし、周囲の景観と調和したものとする。 ・その他の工作物については、素材の選定に配慮し、周辺の景観と調和したものとする。
自動販売機等		・道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。
案内板街路灯等		・屋外広告物は、木材等の自然素材あるいは自然素材を感じさせる素材を選定・加工して使用し、周囲の景観に調和したものとする。 ・屋外広告物の表示面積は 1.5 ㎡以下かつ見付け面積の５%以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。 ・屋上広告塔は禁止とする。 ・街路灯の光源は暖色系を原則とする。ネオン管、ＬＥＤなどを使用する場合には、光源点滅による装飾のないものとする。

※　工作物等に関する色彩は、建築物の外壁に係る規制を準用する。

※　建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

（2）親しみのある都市景観創造区域における制限

対象		景観形成の基準
建築物	配置	・道路に面する外壁線は、周囲の建築物にあわせて、町並み景観の統一を図る。 ・道路に面する場合の具体的ライン 本町１丁目 道路に面する外壁線は、道路境界線から 1.5m以上後退する。 中町１丁目 道路に面する外壁線は、道路境界線から１m以内とする。 肱川橋通り（国道 56 号） 道路に面する外壁線は、道路境界線から１m以内とする。 ・駐車場や空地を設ける場合には、生垣やフェンスなどを配置する。
	高さ	・商業・近隣商業地域 絶対高さ 15m以下とする。 ・第１種住居地域 絶対高さ 12m以下とする。
	形態意匠	・おはなはん通りから大洲城への観光ルートであるため、和風を基調とした建築物とする。 ・屋根は、大洲城からの眺望景観に配慮し勾配屋根とし、その勾配は 28.8°（5.5 寸）以下とする。
	色彩	・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とする。 ・屋根と外壁の色彩は下表の通りとする。
	素材	なし
	建築設備	・空調室外機や燃料庫等は、原則道路に面する部分には設置しない。止むを得ず設置する場合は、外壁素材等で修景する。
工作物		・色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。
自動販売機等		なし
案内板街路灯等		・屋外広告物の表示面積は２㎡以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。 ・屋上広告塔は禁止とする。 ・街路灯は、その通りのイメージに配慮したものとする。

※　建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

色彩の制限

屋　根

色　相	明　度	彩　度
問わない	２～７	１以下

外　壁

色　相	明　度	彩　度
N	２～9.5	－
YR	２～9.5	８以下
Y	２～9.5	４以下
上記以外	２～9.5	３以下

（3） 緑にあふれる町並み形成区域における制限

対象		景観形成の基準
建築物	配置	・道路境界線から外壁線を２m以上後退し、その間に植栽する（植栽に係る樹種の１種は、大洲市の花木であるツツジとする）。
	高さ	・原則、建築物の階数は、３階以下とする。
	形態意匠	・建築物の形態・意匠は自由とするが、奇抜なもので町並み景観を損なうものは避ける。
	色彩	・落ち着いた色彩を基調とする。 ・植栽や周囲の自然が構成する「緑」との配色のバランスを考慮する。 ・屋根と外壁の色彩は、下表の通りとする。
	素材	なし
	建築設備	・屋外に設ける空調室外機、燃料庫（ガスボンベ等）等は、通りから容易に見えない場所に設置するか、植栽や建築物の外壁素材等で修景する。
工作物		・色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。 ・塀は生垣を基本とし、止むを得ず生垣以外の構造とする場合は、高さ 1.2m以下で植栽を活用したものとし、見付け面積の５０%以上を緑化するよう努める。
自動販売機等		なし
案内板街路灯等		・屋外広告物の表示面積は２㎡以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。 ・屋上広告塔は禁止とする。

※　建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

色彩の制限

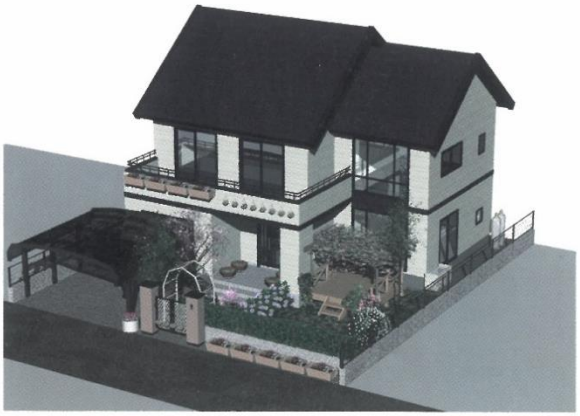
屋　根

色　相	明　度	彩　度
N	２～７	―
ＹＲ	２～７	６以下
上記以外	２～７	２以下

外　壁

色　相	明　度	彩　度
N	２～9.5	―
ＹＲ	２～9.5	８以下
R	２～9.5	４以下
Y	２～9.5	４以下
上記以外	２～9.5	３以下

戸建のモデルイメージ



（4）肱川景観保全区域における制限

対象		景観形成の基準
建築物	配置	なし
	高さ	・修景護岸及び堤防のある所は、その天端から 10m以下とする。 ・修景護岸及び堤防のない所は、地盤面からの高さを 10m以下とする。
	形態意匠	・冨士山（国道 197 号より高い区域）に建築物を建築する場合には、建築物及び造成の形態が見えないように植林等を行う。 ・建築物は、勾配屋根とする。 ・肱川左岸（修景護岸）側の外壁は、白壁を基調としたものにする。
	色彩	・落ち着いた色彩を基調とする。 ・屋根と外壁の色彩は、別添の通りとする。
	素材	なし
	建築設備	・高架タンク等の建築設備は、肱川から眺望できる面の設置を避ける。止むを得ず肱川から眺望できる場所に設置する場所は、外壁素材や植栽等で修景する。
工作物		・工作物（電波塔等を含む）を設置する場合は、河川景観を損なわない位置及び大きさとする。 ・色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。 ・遊覧船の形状、色等は落ち着きのあるものに統一するよう努める。
自動販売機等		なし
案内板 街路灯 等		・ライトアップは、原則禁止とする（文化遺産、景観重要建造物等は除く）。 ・肱川両岸に面する部分には、屋外広告物の掲載を原則禁止する。 ・街路灯などの照明類は、ネオン管、ＬＥＤ等で光源点滅による装飾のないものとする。
土地の 開墾等		・冨士山法面等の緑に影響を及ぼす開墾等土地の形質の変更や木竹の伐採等を行う場合には、必要最小限の範囲に止めるとともに良好な景観を損なうことのないよう配慮する。

※　建築行為、その他の制限共に、原則として堤防のある区域は堤防天端の水平レベルより上の部分、また、堤防のない区域においては地盤面から上の部分についてのみ適用する。
※　建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

肱川沿いの
町並みイメージ



（5）大洲城眺望景観保全区域における制限

対象		景観形成の基準
建築物	配置	・視点場から望む大洲城（石垣を含む）が隠れない配置とする。 ・視点場から望む大洲城（石垣を含む）の前景、背景、隣景を阻害しない配置とする。
	高さ	・視点場から望む大洲城（石垣を含む）が隠れない高さとする。 ・視点場から望む大洲城（石垣を含む）の前景、背景、隣景を阻害しない高さとする。
	形態意匠	・建築物の形態・意匠は、大洲城（石垣を含む）に調和するものとする。
	色彩	・落ち着いた色彩を基調とする。（色彩に関する数値基準はなし）
	素材	なし
	建築設備	なし
工作物		・視点場から望む大洲城（石垣を含む）の眺望景観を阻害する電線、電柱、アンテナ類は、見えない場所に配置するか、地中化を推進する。
自動販売機等		なし
案内板街路灯等		・案内板、街路灯、屋外広告物等は、視点場からの眺望景観を阻害しないものとする。

※　建築行為、その他の制限共に、土地と建物の状況や都市計画の観点から、景観審査会においてやむを得ないと判断したものについては、適用を除外する。

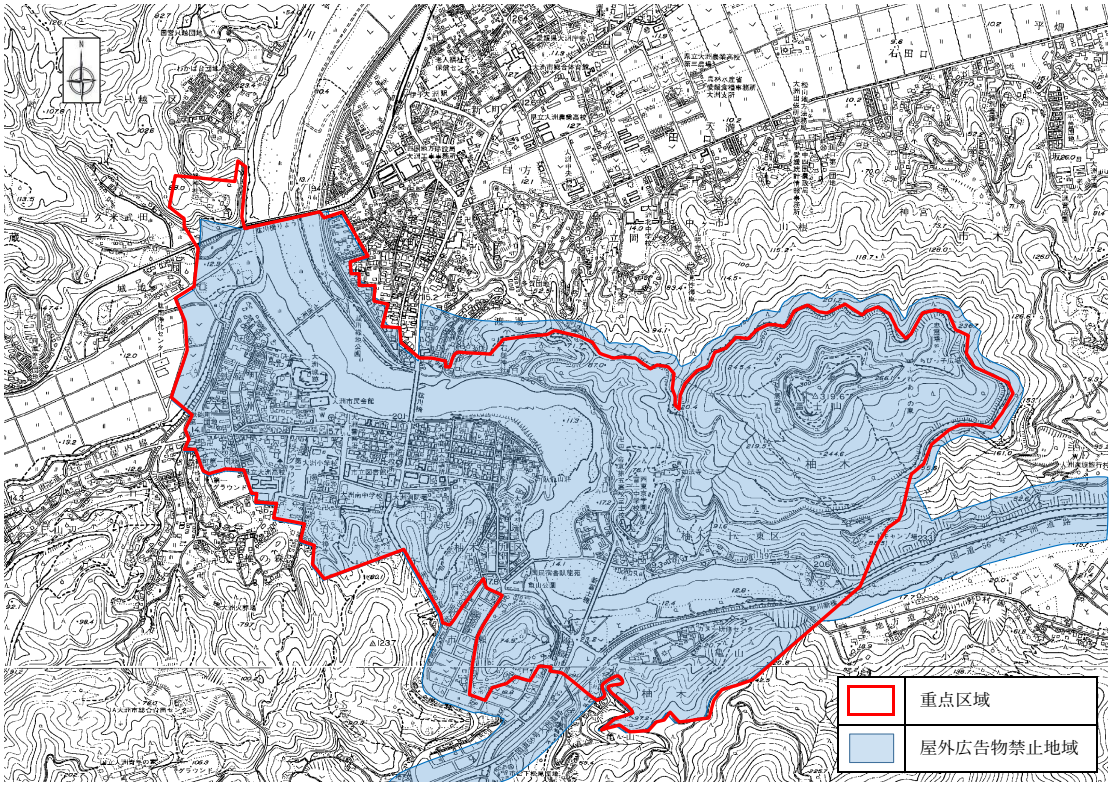
景観形成の基準イメージ
（大洲城眺望景観保全区域）



（３）大洲市屋外広告物条例の活用

大洲市は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行っている。

重点区域のほぼ全域が同条例の禁止地域に指定されていることから、屋外広告物の規制に係る取組みを継続し、重点区域を中心とした本市の良好な景観形成を推進するものとする。



重点区域における屋外広告物禁止地域

第５章　文化財の保存又は活用に関する事項

１．大洲市全体に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

現在、本市において指定または登録が行われている文化財は、国指定８件、国登録 10 件、県指定 35 件、市指定 186 件の計 239 件である。これらのうち、主要なものについては、「第 1 章　4.文化財等の分布状況」で紹介したとおりである。

文化財の保存における日常的な管理は、文化財所有者または管理者が行うことを原則としているが、その大半は個人の所有者等によって行われている。しかし、文化財の適切な維持管理にかかる経費が所有者にとって大きな負担となっていることから、文化財の保存に対して積極的な財政的支援を図っていく。

また、現在、文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、大洲市文化財保護条例の法令に基づきながら、文化財の適正な保存・活用に努めているが、文化財をより適切に保存・活用していくためには、指定文化財等に関する保存管理計画を作成し、明確な保存管理の指針を示しながら適切な保存・活用を図っていくことが有効である。現段階では、市内の文化財において保存管理計画が策定されていないのが実情であるため、必要に応じて随時計画を策定することとする。

文化財の活用について、特に文化財建造物は、市が所有しているものについては原則公開を行っているが、中には建築基準法の関係から外部のみの公開にとどまっているものもある。今後、個人所有等の文化財建造物については、所有者の理解を仰ぎながら公開活用を高められるように努める。また、町家については第１期計画で成果を上げている古民家再生事業を継続し、官民協働による歴史的資源の保全を推進するとともに、歴史的な価値を再認識・再発見するための取り組みを行う。

無形文化財及び無形民俗文化財については、指定・未指定にかかわらず、多くの団体で後継者不足が問題となっており、その活動に対する支援事業を行い保護・育成に努めてきた。しかし、担い手の高齢化と後継者不足に歯止めがきかず、存続が危ぶまれる団体も見られるのが現状であることから、引き続き支援事業を行うとともに、普及や啓発による後継者育成への協力のほか、映像記録による記録保存の推進にも努める。

さらに、未指定の文化財も含めた現況調査を実施することで、文化財の価値を把握し、緊急性や重要性を踏まえて、市指定や国登録に向けた取り組みを今後も継続して推進していく。

（２）文化財の修理に関する方針

文化財の修理は、損傷が進まないうちに行うことが望ましいため、可能な限り現況把握に努め、修理が必要と認められた場合には、速やかに修理を実施することとする。指定文化財の修理は、原則として所有者からの申請によるものとするが、所有者が気づかない場合もあるため、申請がない場合でも適宜観察を行い、早期に対応できるよう努める。

近年では、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて実施した重要文化財「如法寺仏殿」の半解体修理工事が終了し、平成 30 年には県指定有形文化財「麟鳳閣」、県指定有形民俗文化財「御幸の橋」の修理が行われるほか、令和元年度からは市指定有形文化財「旧松井家住宅」の保存・活用を図るための修理が行われた。

修理にあたっては、事前の調査や既存の資料に基づき適正な修理を行う。また、その基となる法令・条例に即した現状変更申請等の手続きを適切に行うとともに、国、県、大洲市文化財保護審議委員会等の関係機関の指導と助言を得ながら実施しており、今後も老朽化が進む文化財建造物については、所有者・管理者と十分に協議しながら維持補修工事や大規模修理工事を実施する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市における歴史や文化遺産を紹介する博物館等施設としては、大洲市立博物館、大洲市立肱川風の博物館・歌麿館、大洲市河辺歴史民俗資料館及び大洲市埋蔵文化財センターがあり、これらの施設では、文化財の有する価値を広く公開を図っている。

大洲市立博物館は、大洲地域の肱北地区にあり、総合博物館として大洲地域の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等の資料の展示を行っている。収蔵資料を用いた常設展示のほか、企画展や市内児童の作品展等を年数回に分け開催している。また、ふるさと見聞講座や自然科学教室、歴史文化教室といった市民や児童向けの学習講座を開催し、教育活動を通して文化財の普及も行っている。さらに、平成 25 年に導入した収蔵品管理システムにより、民具を中心とした民俗資料や、写真資料等のデータベース化を進めることで、適切な収蔵品管理が図られている。今後は、さらなる利用者への迅速な情報提供を図るため、デジタルミュージアムの開設を進める。

肱川地域にある大洲市立肱川風の博物館では、「心に風を」をテーマに、風を糸口とした地域の自然、伝統、文化、産業などの情報を集積し、広く発信している。また、併設している歌麿館では、昭和 51 年(1976)に発見された江戸の浮世絵師･喜多川歌麿の「狐釣之図」の版木を展示しているほか、浮世絵の製作過程など様々な観点から浮世絵や版画の世界について紹介している。さらに、版画教室などの普及活動も開催しており、今後は風、浮世絵、版画の魅力について積極的な情報発信に努める。

河辺地域にある大洲市河辺歴史民俗資料館では、明治時代に当地方で盛んだった木蝋づくりや林業関連の道具を中心とした民俗資料を収蔵･展示している。今後も引き続き、地域学習の拠点としての活用を図っていく。

その他に、平成 21 年(2009)に開設した大洲市埋蔵文化財センターが肱南地区にあり、埋蔵文化財の資料収集や調査研究を行うとともに、出土遺物の展示公開なども行っている。今後は埋蔵文化財を用いた体験学習などの普及活動に努める。

しかし、こうした市内の博物館等施設のなかには、開館から 40 年以上経て老朽化が進んでいる施設もあり、適切な文化財の保存・活用を図るうえでは、新しい博物館施設の建設が求められる。このため、今後既存の博物館等施設のあり方を整理しながら、肱南地区に整備計画のある他公共施設を含めた総合的な検討を行っていく。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財が集中して存在する市街地などにおいては、特にその中心となる大洲城跡の石垣について、保存修理を継続して実施するほか、その周辺環境についても、適切な保全と整備を行っていく。

大洲市では、平成 21 年(2009)7 月に「大洲市景観条例」を施行し、まず第一段階として、文化財が数多く集積している肱南地区を中心としたエリアを景観計画区域に設定している。この区域においては、建築行為等に規制を設け、地域の歴史的背景に配慮した景観形成を目指している。

さらに、江戸・明治・大正・昭和時代の建物が集中して残存するこの肱南地区では、町並みを構成する文化財的価値の高い建物について、国登録有形文化財への登録を推進するとともに、歴史的風致形成建造物への指定を積極的に行うことにより、肱南地区における歴史的景観の保全を図っていく。

今後も、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局の連携が不可欠であり、それらの連携を強化する体制として庁内に横断的な組織を設置し、周辺環境の向上を図るべく諸施策の検討・実施を行う。

（５）文化財の防災に関する方針

指定・登録を行っている文化財建造物の多くは木造であり、火災に対して脆弱であることから、定期的な巡回や啓発などにより火災の予防に努める必要がある。そのため、文化財防火デーに併せて防火訓練を実施しているほか、消防署とともに文化財建造物の立入り検査を実施し、火災報知機や消防設備の確認とともに、火災報知機未設置の建造物に対しては所有者に改善するよう指導している。

また、防犯については、近年仏像等の盗難事件や建造物への毀損事例等が発生していることから、文化財所有者に注意喚起の文書を発送することで、盗難や毀損防止の意識高揚を図っている。

今後も文化財所有者、市関係各課、消防、警察などの関係機関と連携を図り、防災体制の確立に努めるとともに、盗難や毀損などの防犯対策についても警備センサーや監視カメラ等の防犯機器設置の指導に努める。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

すべての指定文化財について説明板の設置を進めており、一方で老朽化した木製標柱などについてはスチール製説明板への転換を図っている。

市民への文化財に対する普及・啓発については、大洲市のホームページに文化財の一覧を掲載し、主要なものについては写真と説明文で分かりやすく紹介しているほか、市の広報には指定文化財の紹介コーナーを設けて毎号掲載している。また、埋蔵文化財発掘調査の現地説明会を開催しているほか、生涯学習講座や地域の学習会等に講師を派遣するなど、文化財に対する市民意識の向上に努めている。

今後は、史跡巡りや文化財見学会、また、インターネットによる情報発信を積極的に展開するとともに、現在不足がちな文化財マップやリーフレット、ガイドブックの作成を推進することにより、市民の文化財に対する親しみをもってもらい、身近なものと感じてもらえるよう努める。

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

現在、市内には 142 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。時代は中世以前に属するものが大部分を占めるが、近世についても「大洲城跡」、「新谷藩陣屋跡」など本市の歴史にとって重要なものについては対象としている。

開発等を計画する事業者には、まず開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かの照会をしてもらうよう協力を求めている。開発地が包蔵地に該当する場合には、事前協議により可能な限り包蔵地を避けるように指導を行

うが、やむを得ず包蔵地内での開発を行う場合は事前に試掘・確認調査を行い、その結果を踏まえて愛媛県教育委員会の指示・勧告により、記録保存のための発掘調査等を行っている。

また、開発地が周知の埋蔵文化財に隣接している場合においても、包蔵地の拡がりを考慮し、必要に応じて試掘・確認調査を実施している。さらに、開発地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していなくとも、大規模開発の場合や、埋蔵文化財の存在する可能性が考えられる場合には、事前の踏査や、試掘・確認調査などの必要性を事業者と協議し、開発中の不時発見が生じることがないように努めている。

こうした埋蔵文化財包蔵地の把握については、包蔵地台帳を基本としているが、包蔵地の変更や増補といった台帳の更新は不可欠であり、今後、より精度の高い台帳整備を図る。

また、埋蔵文化財包蔵地に対する照会件数は増加しており、事業者の埋蔵文化財への認識は深まっていると考えられるが、普及・啓発活動を通じて一層の周知徹底を図り、開発中の不時発見を回避するとともに、未発見の埋蔵文化財に対する保護にも万全を期すこととする。

（８）大洲市教育委員会の体制と今後の方針

本市では、文化財の保護行政全般を教育委員会事務局文化スポーツ課内の文化振興係が担当している。現在、文化振興係には専門員兼係長（学芸員）２名と学芸員１名が配置されている。そのうち２名は埋蔵文化財、１名は歴史学を専門としている。また、大洲市立博物館にも歴史学を専門とする学芸員が１名配置され、資料や史料の収集や展示、保管、調査研究を行っている。市域が広いうえ、文化財の類型が多岐にわたるとともに、未指定文化財の調査や発掘調査等が増加しているため、今後は専門職員の増員によるさらなる体制整備に努める。

また、文化財の指定・解除などの重要事項を審議する諮問機関として、大洲市文化財保護審議委員会を設置している。文化財保護審議会委員は、歴史・美術・郷土史・建造物・自然などの学識経験者からなる 10 名（歴史：２名、郷土史：4 名、建造物：1 名、民俗：１名、自然：2 名）で構成されており、文化財の保存・活用に関する指導や助言を得ている。また、文化財保護審議委員会での検討が困難な分野については、検討委員会や専門委員会の立ち上げや、個別に大学教授等の専門家の指導を仰ぐなどして対応している。今後も、以上のような体制の下、適切な指導・助言を受けながら文化財保護行政を推進していく。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存活用に関わっている団体としては、伝統行事・民俗芸能などの無形の文化財ごとに組織されている保存会や、講演会、体験教室、研究会、文化財イベント、文化財巡り、文化財清掃など、多種多様な活動を展開している団体がある。

こうした団体の多くは、地元の公民館や自治会などの地域コミュニティーが主体となって活動しており、市の全域に会員を有して活動する団体は少ないため、活動に必要な情報の提供や、団体間の相互連携の調整等、これら団体の活動を支援する方策を検討し、官民協働による活動を展開するよう努める。また、後継者不足が深刻な伝統行事・民俗芸能等の保存会に対しては、今後も市の郷土芸能保存会補助事業による補助を継続して行い、団体の活動や後継者育成の支援を図っていく。

大洲市の文化財の保存・活動に関わる団体の一覧

名　称	活動エリア	活動概要
主馬神伝流保存会	大洲地域	大洲神伝流泳法の継承、後継者育成
藤縄神楽保存会	大洲市全域	藤縄神楽の継承、後継者育成
上須戒相撲甚句保存会	上須戒地区	子供相撲甚句の継承、後継者育成
青島盆踊り保存会	長浜地域	青島盆踊りの継承、後継者育成
伊予長浜豊年踊り保存会	長浜全域	豊年踊りの継承、後継者育成
豊茂五ツ鹿踊り保存会	豊茂地区	五ツ鹿踊りの継承、後継者育成
郷獅子舞保存会	豊茂地区	郷獅子舞の継承、後継者育成
矯正会	豊茂地区	越後獅子の継承、後継者育成
大谷文楽保存会	肱川全域	大谷文楽の保存、継承、後継者育成
山鳥坂鎮縄神楽保存会	大洲市全域	鎮縄神楽の継承、後継者育成
柳沢げんじぼたる保存会	柳沢地区	ホタル発生地の環境整備
大洲史談会	大洲市全域	文化財の普及啓発
長浜史談会	長浜全域	文化財の普及啓発
河辺坂本龍馬脱藩の道保存会	河辺地域	脱藩の道の環境整備、普及啓発
河辺扇子おどり保存会	河辺地域	扇子踊りの継承、後継者育成
NPO 法人 YATUGI	肱南地区	歴史的建造物の活用

２．重点区域に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域の「大洲城下町」内には、国指定の重要文化財が４件、国指定の

名勝が１件、国の登録有形文化財が１件、県指定の有形文化財（建造物）１件、無形文化財１件、県指定の記念物のうち、史跡３件、天然記念物２件の計 13 件、市指定の有形文化財のうち建造物３件、記念物のうち史跡９件、名勝２件、天然記念物３件の計 17 件、合計 30 件の文化財が所在している。

これらの文化財については、歴史的風致を構成する重要な要素であることから、適切な保存と管理を行うとともに、これらの価値を十分に活かした活用方策についても積極的に検討・実施していく。

国指定の重要文化財は、大洲城の４つの櫓、如法寺仏殿、臥龍山荘であり、そのうち大洲城の４つの櫓（高欄櫓、台所櫓、三の丸南隅櫓、苧綿櫓）については、近年外観を中心とした修理が実施されており、如法寺仏殿についても平成 22 年度から 26 年度にかけて半解体修理が実施された。今後も、国、県の財政的、技術的支援を受けながら適宜保存修理を実施していく。

県指定史跡の大洲城跡については、重点区域の中核をなす文化財であることから、石垣を中心とした修理のほか、公園としての整備を実施する。整備にあたっては、県史跡としての本質的価値を損なうことがないように、関係機関の十分な指導・助言のもと適切な保存と管理を図る。さらに、県史跡の範囲外において城郭遺構が遺存し、史跡の価値が明らかになった部分については、指定範囲の拡大を図る。

県指定無形文化財の大洲神伝流泳法については、主馬神伝流保存会を中心に夏場には夏季水泳学校を、冬場には寒中水泳大会を肱川で開催するなど、その普及と後継者の育成に努めている。また、近年では映像記録を作成して後継者育成のための教本として活用するなど、正確な泳法技術の保存継承に努めている。今後も、こうした保存会の活動に対して財政的な支援を行う。

その他の文化財については、文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、大洲市文化財保護条例の規定に基づき、文化財の適正な保存・活用に努める。

未指定の文化財については、市域全体の現況調査のなかで緊急性や重要性を踏まえながら、一定の歴史的・文化的価値が認められるものについては、随時市の文化財として指定を行う。

また、江戸・明治・大正・昭和時代の建物が集中して残存する肱南地区の町並みについては、平成 29 年度、30 年度で実施した肱南地区歴史的町並み調査結果に基づき、歴史的価値の高い建造物については登録有形文化財への登録を推進していくとともに、歴史的風致形成建造物への指定を行い、適切な保存管理を図る。

また、この町並みを構成する古民家は、時代の流れによるライフスタイルの変化に適合できず、空き家となるものが急増していることから、それら建築物の外観と室内空間の良さを残しながら、耐震補強等による安全性を確保

する手法の紹介･提案について､民間事業としての取り組みを支援していく。

《関連事業》
古民家再生事業　平成 25 年度～令和 13 年度
歴史的風致形成建造物保存対策事業　令和 4 年度～令和 13 年度

（２）文化財の修理に関する具体的な計画

文化財の修理にあたっては、十分な事前調査を行い、関係法令・条例に基づく適切な修理･整備を行っていく。また､その際には､関係機関と連携し、専門的な指導・助言を得て進めていく。

① 県指定史跡「大洲城跡」

市では、平成 10 年(1998)に「県指定史跡大洲城跡保存整備計画」を策定している。その計画に基づき、平成 16 年(2004)に木造による大洲城天守（4 層 4 階）を復元し、現存の台所櫓（重文）及び高欄櫓（重文）に接続する形で、連結式天守を甦らせた。その復元に合わせて、平成 14 年(2002)に当該史跡を中心とした約 4.0ha を都市計画公園として計画決定し､翌年度から城郭としての歴史的な環境を有する公園として整備を進めているところである。現在、石垣において孕み出しやズレが見られ、崩壊の危険性が高まっている箇所については、大洲城跡石垣修復保存委員会の指導・助言を得ながら計画的に修理を実施している。第 2 期計画においても発掘調査を基本として、石垣構築方法等の精緻な記録化に努めるとともに､確認された内容を基に本来の石垣に忠実な積み直しを実施する。実施にあたっては、石垣修理専門委員会を設置し、専門家から指導・助言を得ながら各作業を進めていく。

《関連事業》
城山公園整備事業　平成 24 年度～令和 13 年度

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

現時点で重点区域内には、文化財の展示・紹介を行う適当な規模の資料館等がない状況である。このことから、当該区域内に歴史資料館など博物館施設の整備を行い、大洲城や城下町に関連する文化財の展示・紹介を行い、保存と活用を図る。また外観についても、周辺の環境に十分配慮した建築物とする。また、重点区域内に所在する大洲市埋蔵文化財センターの積極的な有効活用を図り、埋蔵文化財を用いた体験学習などの普及活動に努める。

《関連事業》
博物館施設整備事業　令和 11 年度～令和 13 年度

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

当該重点区域は、大洲市景観計画区域とほぼ同じ区域であるため、景観条例による規制に基づき、文化財の周辺環境の保全を図っていく。

重点区域内には、江戸時代から昭和時代初期の建物が数多く残存しており、白壁や下見板張りの土蔵のほか、江戸時代の町家の形態を引き継ぐ軒が低く切妻平入造の伝統的な建物と、煉瓦造りなどの西洋的な建物が混在して見られる。

こうした歴史的な建物が集中して残存するおはなはん通り周辺地区については、これまで個人が行う建築物の新築・改築などの外観整備に係る費用に対して市が支援を行ってきたが、引続き財政支援を行いながら歴史的な町並みの景観を保全するよう努める。

《関連事業》

無電柱化事業　令和４年度～令和 13 年度

動線環境整備事業　令和５年度～令和 13 年度

民間建築物ファサード整備費補助事業　平成 23 年度～令和 13 年度

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の防災については、各地域の自主防災組織の育成を図るとともに、火災予防の啓発、消火訓練などを通じ、火災発生を未然に防ぐ取り組みに努める。さらに、今後も文化財防火デーに併せた防火訓練や消防署の立入り検査などを実施し、所有者だけでなく周辺住民の文化財の防災に対する意識向上を図る。

今後、文化財所有者、消防機関、市教育委員会が連携した消防計画を立て、定期的な消火訓練などを実施していくなかで防災意識の高揚を図る。

また、近年文化財建造物への毀損事例が多発していることから、文化財所有者への注意喚起を図るとともに、警備センサー等の防犯機器設置についての指導を行い、引き続き文化財所有者に対し、盗難や毀損防止の意識高揚を図っていく。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域は大洲市の中心の市街地に位置し、所在する文化財は本市を代表する歴史遺産であり、重要な観光資源となっていることから、観光パンフレット等で積極的に紹介するほか、これまでと同様に市のホームページ等で情報発信を行い、文化財の普及・啓発に努める。

また、重点区域内に所在する文化財をテーマとした学習講座や展示会、発掘調査の現地説明会や文化財建造物見学会などを積極的に開催することに

より、市民が身近に文化財を感じられる機会の提供に努める。

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、他の埋蔵文化財包蔵地同様、現状保存を基本とし、やむを得ず遺跡内に開発が計画された場合には関係法令に基づき、発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。近世遺構についても、本市の歴史にとって重要なものについては同様の保護措置を図る。

また、重点区域内にある「大洲城跡」については、内堀より内側のみしか包蔵地として扱われておらず、内堀より外側の三の丸や城下町については、数箇所が包蔵地として点在しているに過ぎないのが現状である。そのため、新たな包蔵地の把握に努めるとともに、遺跡が確認された場合には包蔵地台帳への記載を進め、台帳の更新を図る。

なお、重点区域内での整備にあたっては、事前に試掘調査を実施し、遺構が存在する場合には、遺構の保存を考慮した整備計画に努める。

（８）文化財の保存・活用に関わっている住民、ＮＰＯ等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の大洲城跡、おはなはん通りを中心とした町並みでは「(一社)キタ・マネージメント」に所属する観光案内人がガイドを行っている。また、町家の保存活用においては、ＮＰＯ法人「ＹＡＴＳＵＧＩ」が町家を活用したイベント「城下のＭＡＣＨＩＢＩＴＯ」を開催し、古民家の保全や魅力の発信を行っている。

このような文化財の保存・活用に関わる各種団体について、活動への助成、活動に必要な情報の提供、団体間の相互連携の調整等の支援を行い、官民協働による活動を展開するように努める。

また、主馬神伝流保存会などの無形文化財・民俗芸能等の保存会に対しては、団体の活動や後継者育成のための支援を図る。

また、地元住民等が中心となったまちづくり活動に対して支援を行い、住民と外来者との交流を促進することで、大洲城跡や歴史的な町並みと一体となった賑わいを創出する。

《関連事業》

郷土芸能保存会補助金事業　平成 17 年度～令和 13 年度

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

１．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、大洲の歴史的風致の保全に寄与し、より一層向上させることができるよう関係機関と連携を図りながら整備を推進する。また、市の関連する既定計画との整合を図るとともに、整備を行う施設や周辺環境の歴史性を十分に調査したうえで整備を行う。

第１期計画では、歴史的風致の拠点となる文化財の修理や整備に重点を置き、大洲城の石垣改修事業（愛媛県指定史跡）、大洲城下台所保存修理事業（愛媛県指定有形文化財）、如法寺仏殿保存修理事業（重要文化財）を実施した。

また、文化財の説明・案内看板整備事業により来訪者や市民の文化財に対する理解や関心を深め、古民家再生事業により町家の保全・活用を図り、歴史的風致維持向上施設の管理や活用を推進した。

第 2 期計画では、大洲城の石垣改修事業を初めとする未完了事業や古民家再生事業を継続して実施するとともに、無電柱化事業や動線環境整備事業により文化財とその周辺環境の整備を図り、また、第 1 期計画で実施した歴史的町並み保存対策調査に基づき、歴史的風致形成建造物の指定を推進することで、歴史的な町並みの保全を図る。

これら事業の実施にあたっては、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局が連携するとともに、地域住民や市民団体による施設の清掃などのボランティア活動を促進し、官民協働による維持管理を推進する。

これらの基本的な考えに基づき、歴史的風致の維持及び向上に資する事業は以下の視点をもって推進する。

（１）歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備に関する事業

① 城山公園整備事業

（２）文化財等の周辺環境の整備と活用を図る事業

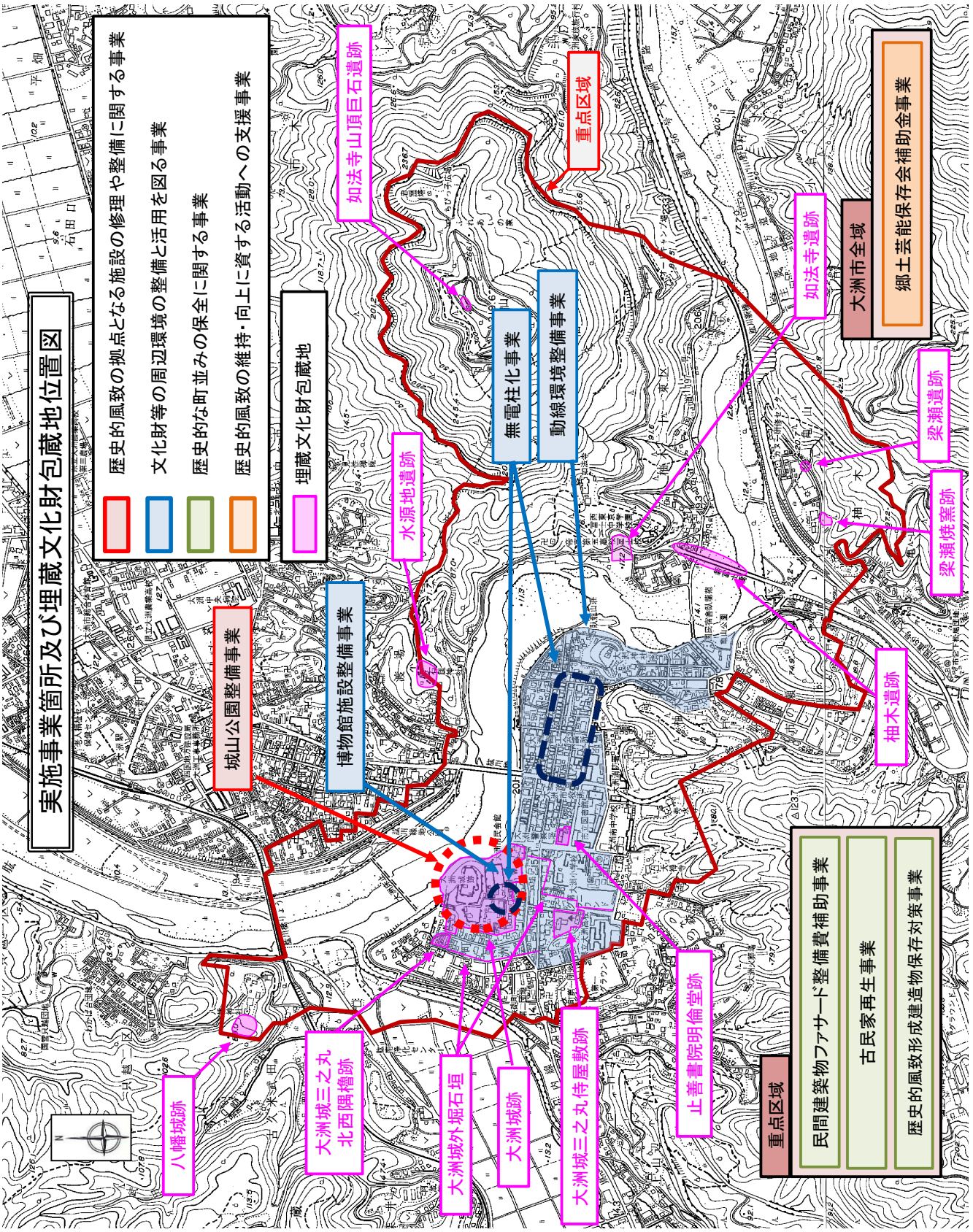
② 博物館施設整備事業
③ 無電柱化事業
④ 動線環境整備事業

（３）歴史的な町並みの保全に関する事業

⑤ 民間建築物ファサード整備費補助事業
⑥ 歴史的風致形成建造物保存対策事業
⑦ 古民家再生事業

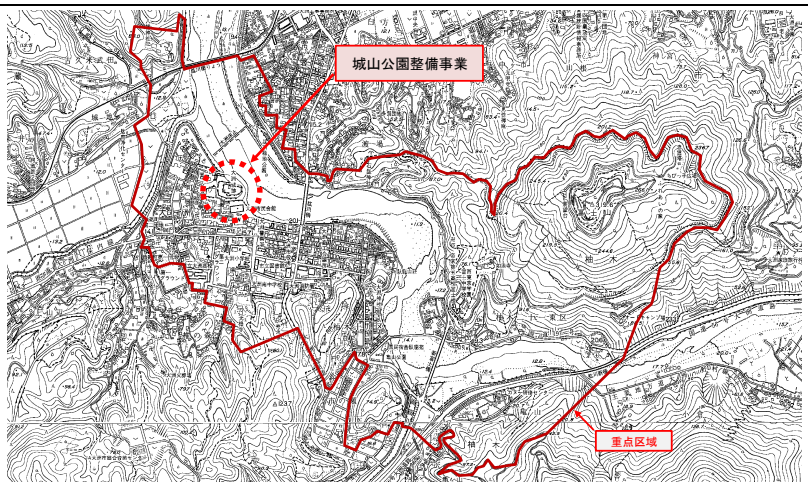
（４）歴史的風致の維持・向上に資する活動への支援事業

⑧ 郷土芸能保存会補助金事業

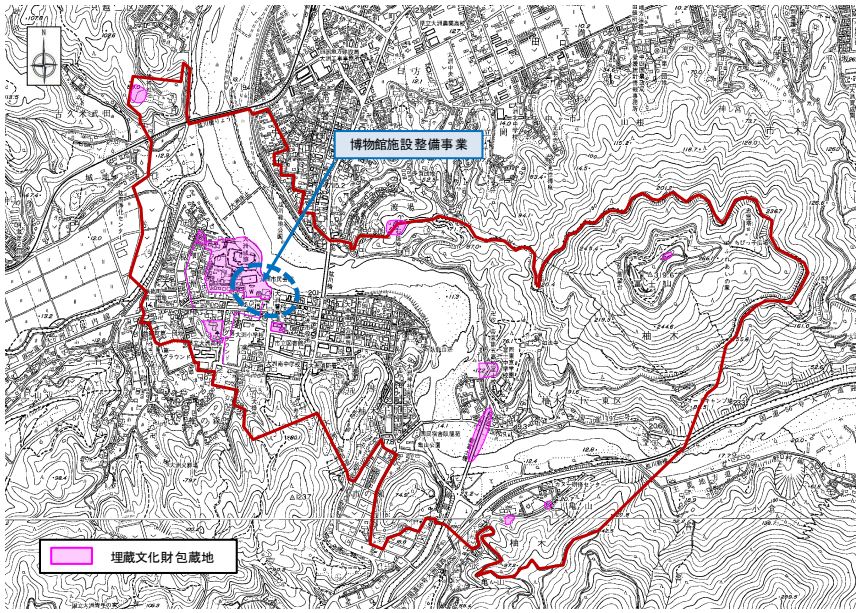

実施事業箇所及び埋蔵文化財包蔵地位置図
歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備に関する事業
文化財等の周辺環境の整備と活用を図る事業
歴史的な町並みの保全に関する事業
歴史的風致の維持・向上に資する活動への支援事業
埋蔵文化財包蔵地
城山公園整備事業
博物館施設整備事業
無電柱化事業
動線環境整備事業
重点区域
大洲市全域
郷土芸能保存会補助金事業
民間建築物ファサード整備費補助事業
古民家再生事業
歴史的風致形成建造物保存対策事業
八幡城跡
大洲城三之丸北西隅櫓跡
大洲城外堀石垣
大洲城跡
大洲城三之丸侍屋敷跡
止善書院明倫堂跡
水源地遺跡
如法寺山頂巨石遺跡
重点区域
如法寺遺跡
柚木遺跡
梁瀬遺跡
梁瀬焼窯跡

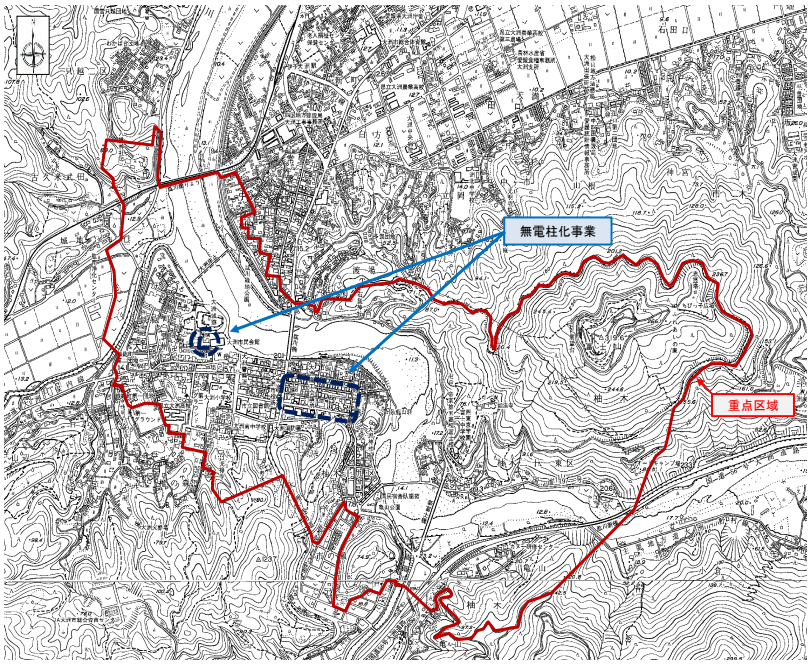
２．歴史的風致の維持及び向上に資する事業

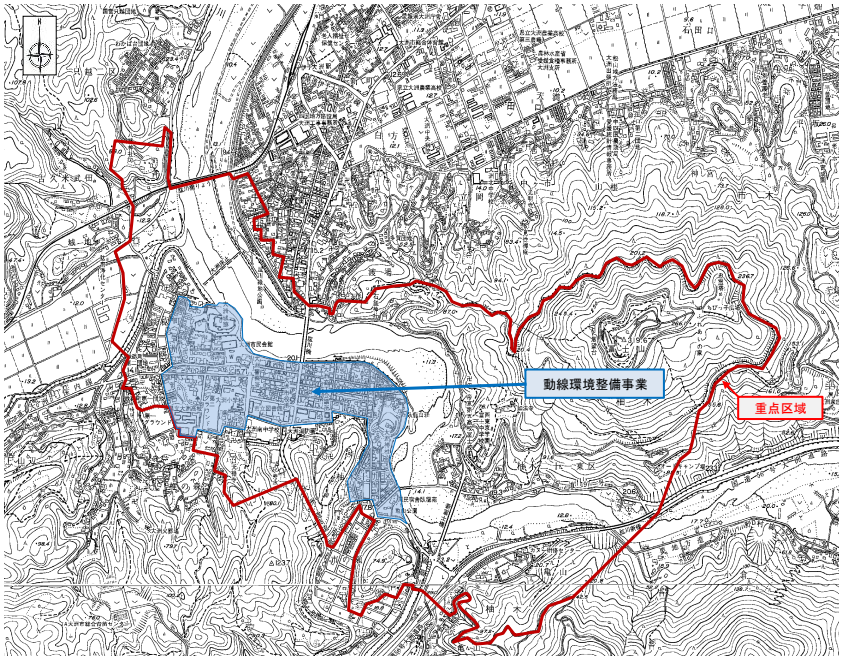
（１）歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備に関する事業

事　業　名	① 城山公園整備事業
事業主体	大洲市
事業手法（支援事業名）	社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
事業期間	平成 24 年度～令和 13 年度
事業位置	
事業概要	城山公園内の崩壊の危険性が高い石垣を、伝統工法（空石積み）で改修を行うとともに、石垣に悪影響を与えている樹木や大洲城跡の眺望景観を害している樹木の伐採・移植・新植などの適切な処置を行う。 また、事業認可区域を拡大し、公園内施設跡地の整備を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	県指定史跡の大洲城跡を有する城山公園は、重要文化財に指定されている 3 つの櫓、県指定文化財の大洲城下台所など多くの文化財が存在し、市の歴史上も非常に重要な場所であることから多数の来訪者で賑わっている。また大洲城は、八幡神社の御神幸行列から見ても、江戸時代には崇敬の対象とされ、現在も公園区域内の二の丸大手門付近は御旅所となっており、地域にとっても重要な場所である。 また、大洲城は独立丘陵に築かれた平山城であるため、城下町としての風情が残る肱南・肱北地区のいたるところから、その姿を見ることができ、大洲城下町としての歴史的な景観の構成要素として重要な施設となっている。 公園への来訪者・利用者の安全性を確保し、文化財の保全と眺望景観の向上を図るものであり、城下町と祭礼に見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。

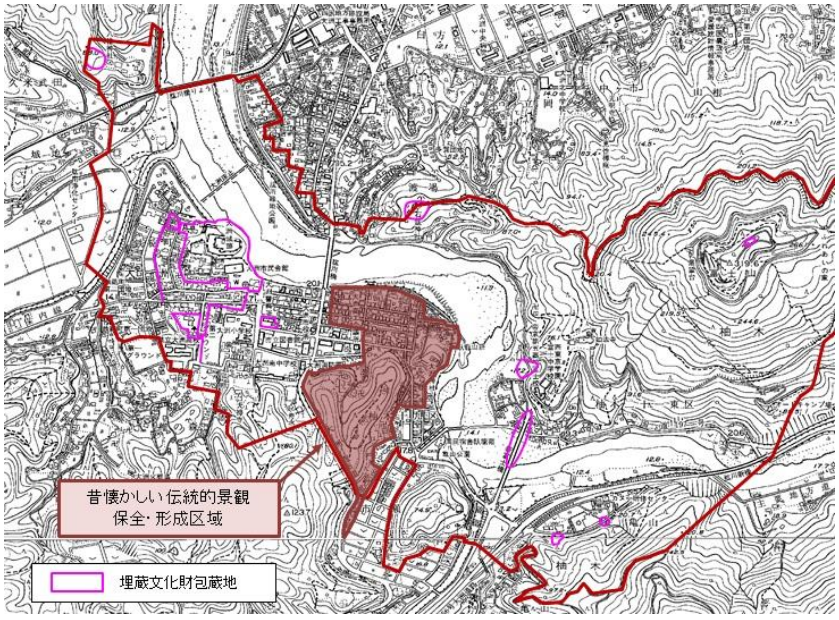
（２）文化財等の周辺環境の整備と活用を図る事業

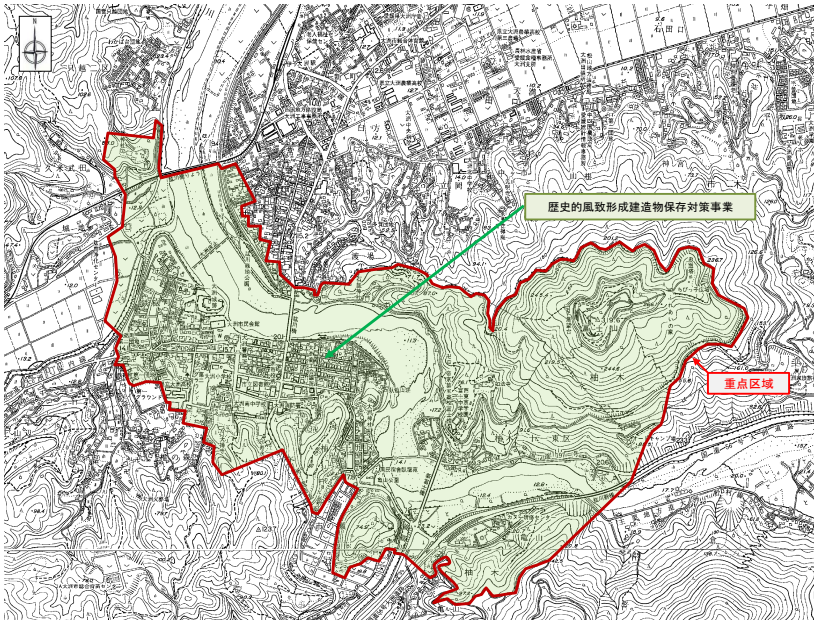
事　業　名	②博物館施設整備事業
事業主体	大洲市
事業手法（支援事業名）	市単独事業
事業期間	令和 11 年～令和 13 年度
事業位置	
事業概要	肱南地区に、市の歴史や文化財、大洲城に関連する資料などを展示・紹介するとともに、来訪者自らが体験し学習できる施設として博物館施設を整備する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	肱南地区は、多くの文化財や歴史的建造物が点在する市の歴史上も重要な地域で、来訪者も数多い状況にありながら、この地域の歴史・文化財を紹介する施設がないのが現状である。また、市のシンボルである大洲城においても、貴重な文化財を展示する設備がないうえ、スペースも狭いことから、大洲城の資料や歴史を十分に展示・紹介できていない。 このことから本事業を実施することにより、体験などを通して市民及び来訪者の市の歴史や文化財に対する理解が向上し、城下町と祭礼にみる歴史的風致の維持・向上に寄与する。

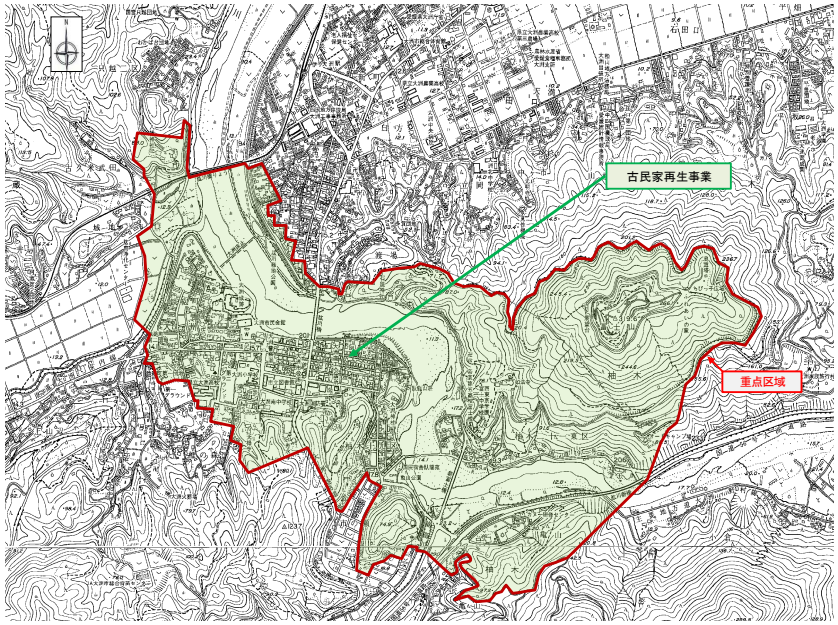
事　業　名	③無電柱化事業
事業主体	大洲市
事業手法（支援事業名）	都市構造再編集中支援事業、市単独事業
事業期間	令和４年度～令和 13 年度
事業位置	
事業概要	重点区域内の歴史的町並みを有する肱南地区において、無電柱化を推進することにより、歴史、文化が織りなす美しい景観や大洲城の眺望等の向上と、住民や来訪者の安全を確保する。 計画延長　Ｌ＝1,830ｍ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	大洲城下町の名残を強く感じさせる景観、日常生活において町家の窓から広がる景色、観光客の瞳に映る風景を妨げる電柱や電線を地中化することにより、文化財や伝統的建造物が有する魅力、それらが織りなす美しい景観を余すことなく感じ取ることができ、住民の歴史・文化・景観に対する意識や観光客の満足度の向上が図れることから、城下町と祭礼に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。

事　業　名	④動線環境整備事業
事 業 主 体	大洲市
事 業 手 法（支援事業名）	都市構造再編集中支援事業
事 業 期 間	令和 5 年度～令和 13 年度
事 業 位 置	
事 業 概 要	重点区域内の歴史的建造物を巡る動線は、舗装の老朽化が目立つことから、周辺景観に配慮した路面整備を行う。また、動線上にある空き地等を活用し、住民及び来訪者の憩いの場、または多目的広場等を整備する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理　由	歴史的建造物を巡る動線において、路面の老朽化による住民や来訪者の躓き、雨天時の町家への水跳ねの恐れがあるため、景観に配慮した舗装整備等を行う。 また、空き地となった土地を活用し、来訪者や地元住民が憩い、または住民主動の歴史的風致を向上させるイベントが開催できる広場等を整備することで、伝統的な町並みの風情を保全しつつ、地域住民や来訪者の安全と回遊性、そして地域が持つ歴史的風致への意識向上が図られることから、城下町と祭礼に見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。

（３）歴史的な町並みの保全に関する事業

事　業　名	⑤民間建築物ファサード整備費補助事業
事業主体	大洲市
事業手法（支援事業名）	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～令和 13 年度
事業位置	
事業概要	景観計画区域内における「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」で行われる、建築物の外観の改修・新築等に対し、補助金の交付を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	景観計画における「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」は、明治時代から昭和時代初期に木蝋・製糸・舟運により繁栄した名残を色濃く残す区域であり、その時代の建造物が数多く残っている。しかし、近年その歴史的な町並みには馴染まない改装等が行われていることが問題となっているため、当該区域の建築行為について規制し、その規制に伴い増加する建築コストに対して補助金を交付することで、連続性のある歴史的な町並みの保全が図られ、城下町と祭礼に見る歴史的風致等の維持・向上に寄与する。

事　業　名	⑥歴史的風致形成建造物保存対策事業
事業主体	大洲市
事業手法（支援事業名）	市単独事業
事業期間	令和 4 年度～令和 13 年度
事業位置	
事業概要	重点区域内で歴史的風致形成建造物に指定した建造物について、地域の歴史的風致を維持するために必要な修繕、修復費等に対して補助を行う。 また、伝統的建築技術講習会の開催等、建造物の持つ「大洲らしさ」を保存した修復技術の習得を推進し、技術者の育成を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致形成建造物の維持管理において、他事業で支援を受けることができない建造物について、所有者の負担を軽減することで、当該建造物の滅失、空き家化及び管理不全を抑制し、大洲特有の歴史的価値を理解した技術者の育成が期待されることから、城下町と祭礼に見る歴史的風致等の維持・向上に寄与する。

事　業　名	⑦古民家再生事業
事業主体	大洲市、民間
事業手法（支援事業名）	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 25 年度～令和 13 年度
事業位置	
事業概要	重点区域内にある古民家について、その建築物がもともと持っている外観と室内空間の良さを残しつつ、現代の暮らしとニーズにあった機能性・安全性を確保した改修等を支援し、保全及び活用を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内には、歴史的風致を形成する古民家が数多く現存しているが、時代の流れによるライフスタイルの変化に適合できず、空き家となるものが急増している。 このことから本事業で、古民家の良さを活かしつつ、ライフスタイルや活用ニーズに合わせた機能性の向上、構造補強による安全性の向上を図った住宅・店舗の改修等を支援することにより、空き家、滅失対策に貢献し、城下町と祭礼に見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。

（４）歴史的風致の維持・向上に資する活動への支援事業

事　業　名	⑧郷土芸能保存会補助金事業
事業主体	大洲市
事業手法（支援事業名）	市単独事業
事業期間	平成 17 年度～令和 13 年度
事業位置	
事業概要	伝統ある郷土芸能保存団体が行う、郷土芸能の保存、継承及び後継者育成に係る活動について、必要に応じて学識経験者等の指導、助言を得ながら、これらの経費に対して補助金の交付を行う。  河辺鎮縄神楽  豊茂五ツ鹿踊り
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統ある郷土芸能を後世に保存、継承するための各保存団体の活動に対し、その経費の一部を補助することにより後継者の育成等を図ることから、農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致の維持・向上に寄与する。

第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針

１．歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致の維持向上を図るために、第１期計画で実施した伝統的建造物群保存対策調査を基に、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、保全が必要と認められる建造物について、歴史まちづくり法第 12 条第１項の歴史的風致形成建造物に指定する。

２．歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、所有者等と協議のうえ、所有者等自らが建造物の適切な維持管理を行うことに同意していることを前提として、歴史的風致の維持向上のために、保全を図ることが必要と認められる建造物を対象とする。なお、この建造物には、建築物と一体的に構成される門・塀などの工作物のほか、歴史的な価値が認められる石垣、水制、石碑、石造物などの構造物や庭園なども含み、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たすものとする。

（１）指定対象の要件

①文化財保護法第 57 条第１項の規定に基づく登録有形文化財及び同法第 132 条第１項に規定する登録記念物
②愛媛県文化財保護条例第 10 条第１項の規定に基づく愛媛県指定有形文化財及び同条例第 37 条第１項の規定に基づく愛媛県指定記念物
③大洲市文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定に基づく大洲市指定有形文化財及び大洲市指定史跡名勝天然記念物
④景観法第 19 条第１項の規定に基づく景観重要建造物及び同法第８条第２項第４号ロの規定に基づく景観重要公共施設
⑤その他、大洲市の歴史的風致の維持及び向上に資するものとして特に、市長が必要と認める建造物

（２）指定基準

①伝統的・歴史的な意匠性または技術性に優れているもの。
②歴史性、地域性、希少性の観点から価値が高いもの。
③重点区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの。
ただし、以下の条件を満たすものとする。
ⅰ）昭和中期頃までに建造されたものであること。
ⅱ）所有者等が、建造物の適切な維持管理を行うことに同意しており、かつ一般公開等の歴史的風致の維持向上を図るための諸活動が継続的に行われる見込みがあること。

３．歴史的風致形成建造物の指定候補

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
1	大洲城跡		大洲	大洲市	中世	県指定史跡（景観重要公共施設）	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
2	大洲城下台所		大洲	大洲市	江戸前期	県指定有形文化財 景観重要建造物	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
3	至徳堂 （中江藤樹の邸跡）		大洲	愛媛県	昭和前期	県指定史跡	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
4	旧加藤家住宅主屋		大洲	大洲市	大正	国登録有形文化財 景観重要建造物	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
5	旧松井家住宅主屋 （盤泉荘）		柚木	大洲市	大正	市指定有形文化財 景観重要建造物	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
6	旧大洲商業銀行本店 （おおず赤煉瓦館）		大洲	大洲市	明治後期	市指定有形文化財	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
7	古学堂跡		阿蔵	民間	江戸	市指定史跡	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
8	旧村上（長）家住宅①		大洲	民間	江戸後期	景観重要建造物	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
9	旧村上（長）家住宅②		大洲	民間	江戸後期	景観重要建造物	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
10	旧村上（長）家住宅③ （篠原商店）		大洲	民間	江戸後期	景観重要建造物	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
11	旧村上(長)家 蔵		大洲	民間	江戸後期	景観重要建造物	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
12	旧島田家住宅		大洲	民間	昭和初期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
13	五百原家住宅(五百原七福堂)		大洲	民間	大正	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
14	沖本家倉庫		大洲	大洲市	明治後期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
15	井関家住宅		大洲	民間	昭和中期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
16	木藤家土蔵		大洲	民間	大正	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
17	旧吉元家住宅①(郷土料理 旬)		大洲	民間	明治後期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
18	旧吉元家住宅②（土蔵含む）		大洲	民間	昭和初期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
19	いづみや別館		大洲	民間	昭和初期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
20	旧村上家土蔵		大洲	民間	江戸後期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
21	旧村上(長)家長屋 (比地町の長屋)		大洲	民間	明治前期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
22	村上(悌)家住宅① （土蔵含む）		大洲	民間	江戸後期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
23	小谷家住宅 （小谷商店）		大洲	民間	昭和初期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
24	中一地蔵堂		大洲	民間	江戸	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
25	北本家住宅 （北本呉服店）		大洲	民間	昭和初期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
26	那須家住宅		大洲	民間	江戸	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
27	一村家住宅		大洲	民間	明治後期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
28	旧程野製糸場繭倉庫 （臥龍煉瓦倉庫）		大洲	民間	明治後期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
29	津田家住宅		大洲	民間	昭和初期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
30	植田家住宅 （植田食品本舗）		大洲	民間	昭和初期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致

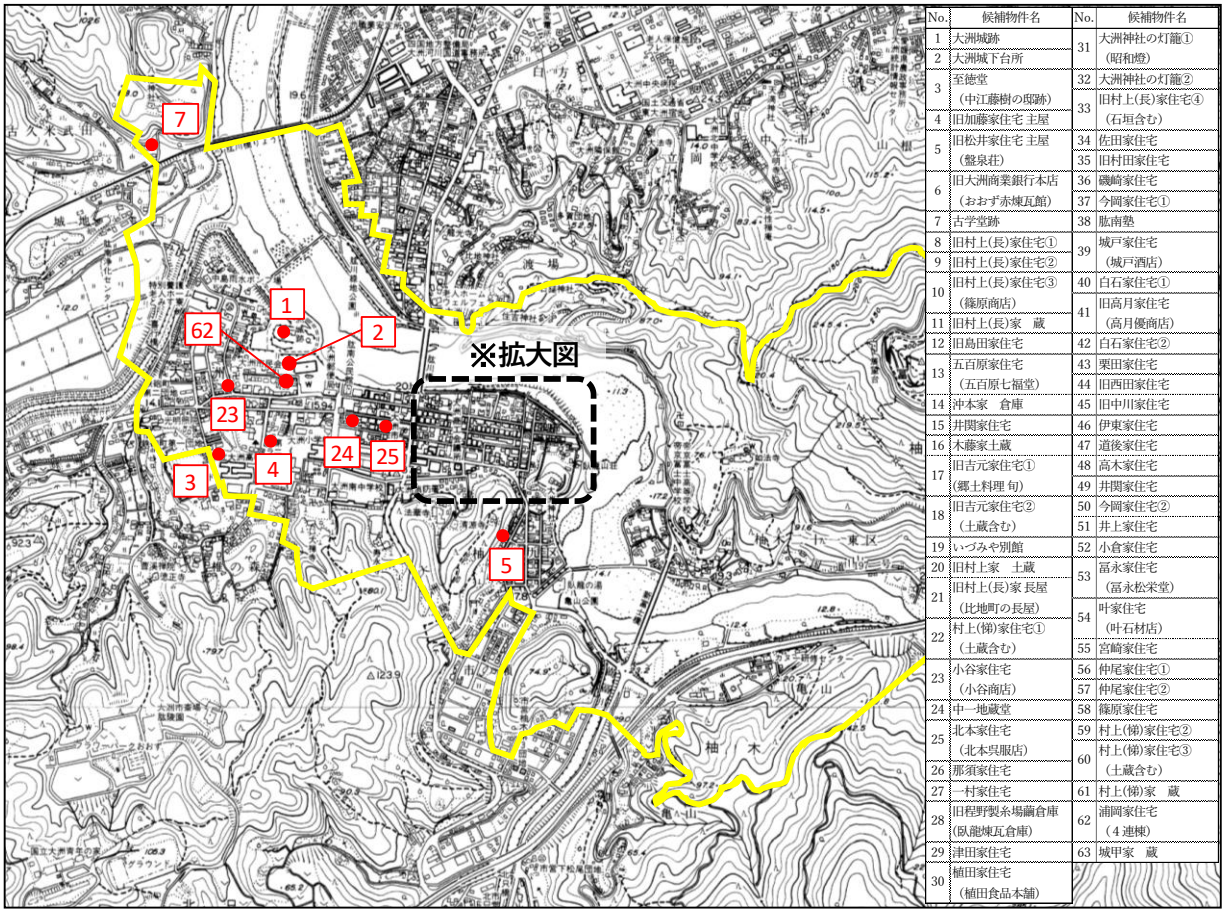
番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
31	大洲神社の灯籠①（昭和燈）		大洲	民間	昭和初期	景観重要建造物候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
32	大洲神社の灯籠②		大洲	民間	昭和初期	第１期計画指定候補	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
33	旧村上(長)家住宅④（石垣含む）		大洲	民間	江戸後期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
34	佐田家住宅		大洲	民間	江戸後期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
35	旧村田家住宅		大洲	民間	江戸後期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
36	磯崎家住宅		大洲	民間	明治後期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
37	今岡家住宅①		大洲	民間	大正	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
38	肱南塾		大洲	民間	江戸後期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
39	城戸家住宅（城戸酒店）		大洲	民間	昭和初期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
40	白石家住宅①		大洲	民間	昭和初期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
41	旧高月家住宅（高月優商店）		大洲	民間	明治中期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
42	白石家住宅②		大洲	民間	大正初期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
43	栗田家住宅		大洲	民間	明治中期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
44	旧西田家住宅		大洲	民間	大正	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
45	旧中川家住宅		大洲	民間	昭和初期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
46	伊東家住宅		大洲	民間	明治中期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
47	道後家住宅		大洲	民間	江戸後期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
48	高木家住宅		大洲	民間	大正	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
49	井関家住宅		大洲	民間	明治前期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
50	今岡家住宅②		大洲	民間	大正	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
51	井上家住宅		大洲	民間	明治前期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
52	小倉家住宅		大洲	民間	明治中期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
53	冨永家住宅 （冨永松栄堂）		大洲	民間	明治前期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
54	叶家住宅 （叶石材店）		大洲	民間	明治中期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
55	宮崎家住宅		大洲	民間	大正	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
56	仲尾家住宅①		大洲	民間	大正	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
57	仲尾家住宅②		大洲	民間	明治後期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
58	篠原家住宅		大洲	民間	明治中期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
59	村上㈱家住宅②		大洲	民間	昭和初期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致

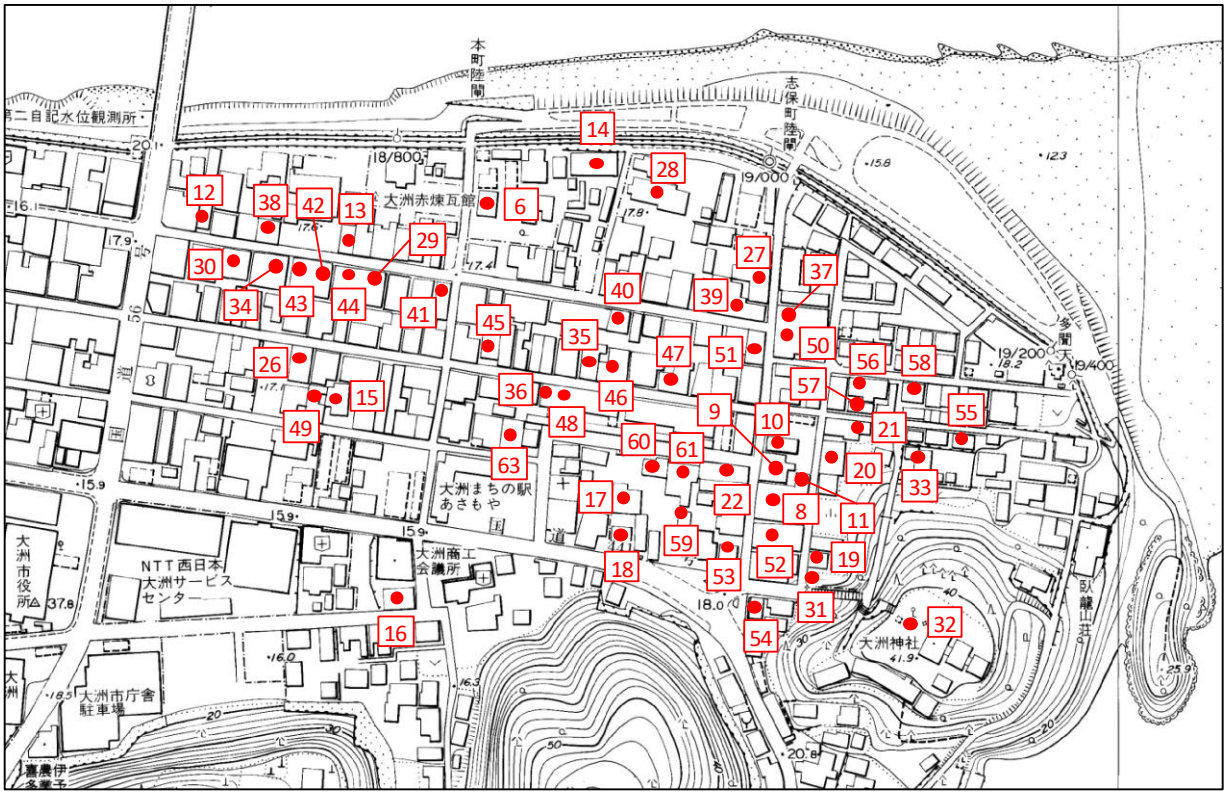
番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
60	村上(悌)家住宅③（土蔵含む）		大洲	民間	昭和初期	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
61	村上(悌)家 蔵		大洲	民間	明治	歴史的町並み保存対策調査物件	② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
62	浦岡家住宅（4 連棟）		大洲	民間	大正		② 城下町と祭礼にみる歴史的風致
63	城甲家 蔵		大洲	民間	昭和前期		② 城下町と祭礼にみる歴史的風致

歴史的風致形成建造物指定候補物件　位置図



No.	候補物件名	No.	候補物件名
1	大洲城跡	31	大洲神社の灯籠①（昭和燈）
2	大洲城下台所		
3	至徳堂（中江藤樹の邸跡）	32	大洲神社の灯籠②
4	旧加藤家住宅 主屋	33	旧村上(長)家住宅④（石垣含む）
5	旧松井家住宅 主屋（盤泉荘）	34	佐田家住宅
		35	旧村田家住宅
6	旧大洲商業銀行本店（おおず赤煉瓦館）	36	磯崎家住宅
		37	今岡家住宅①
7	古学堂跡	38	肱南塾
8	旧村上(長)家住宅①	39	城戸家住宅（城戸酒店）
9	旧村上(長)家住宅②		
10	旧村上(長)家住宅③（篠原商店）	40	白石家住宅①
		41	旧高月家住宅（高月優商店）
11	旧村上(長)家　蔵		
12	旧島田家住宅	42	白石家住宅②
13	五百原家住宅（五百原七福堂）	43	栗田家住宅
		44	旧西田家住宅
14	中本家　倉庫	45	旧中川家住宅
15	井関家住宅	46	伊東家住宅
16	木藤家土蔵	47	道後家住宅
17	旧吉元家住宅①（郷土料理 旬）	48	高木家住宅
		49	井関家住宅
18	旧吉元家住宅②（土蔵含む）	50	今岡家住宅②
		51	井上家住宅
19	いづみや別館	52	小倉家住宅
20	旧村上家　土蔵	53	冨永家住宅（冨永松栄堂）
21	旧村上(長)家 長屋（比地町の長屋）		
		54	叶家住宅（叶石材店）
22	村上(梯)家住宅①（土蔵含む）	55	宮崎家住宅
23	小谷家住宅（小谷商店）	56	仲尾家住宅①
		57	仲尾家住宅②
24	中一地蔵堂	58	篠原家住宅
25	北本家住宅（北本呉服店）	59	村上(梯)家住宅②
		60	村上(梯)家住宅③（土蔵含む）
26	那須家住宅		
27	一村家住宅	61	村上(梯)家　蔵
28	旧程野製糸場繭倉庫（臥龍煉瓦倉庫）	62	浦岡家住宅（４連棟）
29	津田家住宅	63	城甲家　蔵
30	植田家住宅（植田食品本舗）		

※拡大図



第８章　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

１．歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、個々の建造物の価値や用途に応じて所有者等が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第１５条第１項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び同条第３項による勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理において修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できる措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議のうえ、実施することとする。

２．歴史的風致形成建造物の管理の指針

（１）県・市指定有形文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保全を図る。

これら建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

（２）登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、建造物の外観を主体像に、調査に基づく修復・復原を基本とするが、その内部においても歴史的価値が高いものは、所有者と協議のうえ、適切な保全を図ることとする。

（３）県・市指定記念物及び登録記念物

文化財保護法に基づく登録記念物及び県・市の文化財保護条例に基づく指定記念物については、敷地内の樹木の剪定、除草、清掃等の日常の管理を徹底する。

（４）景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物は、関係法令に基づき、届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行う。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観

を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全に努めるものとする。

（５）　その他未指定・未登録の建造物

歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして認められる未指定・未登録の建造物については、建造物の外観の維持及び保存を基本とし、文化財部局と協議のうえ、その価値を減じることのない範囲での変更は可能とする。その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全に努めるものとする。

なお、これらの建造物については、必要な調査等を行ったうえで、できる限り文化財又は景観重要建造物の指定等に努めることとする。

３．届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出を要しない行為については、以下の行為とする。

（1）文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財で、同法第 64 条第 1 項の届出をして行う行為

（2）文化財保護法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物で、同法第 133 条の届出をして行う行為

（3）愛媛県文化財保護条例第 10 条第 1 項に基づく県指定有形文化財で、同条例第 20 条第 1 項の許可を受けて行う行為

（4）愛媛県文化財保護条例第 37 条第 1 項に基づく県指定記念物で、同条例第 42 条第 1 項の許可を受けて行う行為

（5）大洲市文化財保護条例第 3 条第 1 項に基づく大洲市指定有形文化財または大洲市指定記念物で、同条例第 8 条第 1 項の許可を受けて行う行為

（6）景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の許可を受けて行う行為

資料編　主な引用・参考文献一覧

《凡例》　・引用・参考文献一覧は、【県史・市町村誌】、【報告書】、【図録・パンフレット】、【書籍等】の４項目に分類し、執筆にあたって参照したものをまとめ、書籍名（資料名）の五十音順に並べた。
・原則、書籍名、発行、発行年の順に記した。

【県史・市町村誌】

・『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』 愛媛県 昭和 59 年
・『愛媛県史 近世上』 愛媛県 昭和 61 年
・『愛媛県史 近世下』 愛媛県 昭和 62 年
・『愛媛県史 人物』 愛媛県 平成元年
・『新刊河辺村誌』 河辺村 平成 17 年
・『新編肱川町誌』 肱川町 平成 15 年
・『増補改訂版　大洲市誌』 大洲市 平成 8 年
・『長浜町誌』 長浜町 昭和 50 年
・『長浜町誌 続編』 長浜町 平成 16 年
・『ながはま風土記』 長浜町 平成 17 年

【報告書】

・『愛媛県の民俗芸能―愛媛県民俗芸能緊急調査報告書―』 愛媛県教育委員会 平成 11 年
・『愛媛県の近代化遺産　愛媛県近代化遺産総合調査報告書』 愛媛県県民環境部県民交流課　平成 15 年
・『愛媛県の近代和風建築―近代和風建築総合調査報告書―』 愛媛県教育委員会　平成 18 年
・『愛媛県の近代化遺産－近代化えひめ歴史遺産総合調査報告書－』愛媛県教育委員会　平成 25 年
・『大洲市肱南地区歴史的町並み保存対策調査報告書』 大洲市　令和２年
・『大洲城天守閣復元工事事業報告書』 大洲市商工観光課 平成 16 年
・『大洲八幡神社祭礼総合調査報告書』　大洲市教育委員会　令和元年
・『おはなはん通り及び周辺地区建物調査報告書』 大洲市 平成 11 年
・『河川流域の生活文化』　愛媛県　平成７年
・『臥龍山荘及び亀山公園名勝調査報告書』 大洲市教育委員会　令和２年
・『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』 文化庁

文化財部記念物課 平成 17 年
・『肱川水系河川整備計画（変更）【中下流圏域】』 国土交通省四国地方整備局・愛媛県 令和元年

【図録・パンフレット】

・『伊予の城めぐり―近世城郭の誕生―』 愛媛県歴史文化博物館 平成 22 年
・『愛媛の祭りと芸能』　愛媛県歴史文化博物館　平成 28 年
・『大洲城の発掘調査 県指定史跡大洲城跡発掘調査概報』 大洲市教育委員会 平成 12 年
・『大洲の中世領主展』 大洲市立博物館 平成 13 年
・『大大洲城 よみがえる大洲城』 大洲市立博物館 平成 16 年
・『近世大洲の夜明け～明治大正昭和のあゆみ～』 大洲市立博物館 平成 18 年
・『戦国南予風雲録 乱世を語る南予の名品』 愛媛県歴史文化博物館 平成 19 年
・『なら仏像館　名品図録』　奈良国立博物館　平成 30 年
・『毘沙門天―北方鎮護のカミ―』　奈良国立博物館　令和 2 年
・『三瀬諸淵　―シーボルト最後の門人―』　愛媛県歴史文化博物館　平成 25 年

【書籍等】

・『伊予史談会双書第 7 集 大洲秘録』 伊予史談会 昭和 58 年
・『愛媛文化双書　伊予の郷土料理』　愛媛文化双書刊行会　昭和 51 年
・『大洲市文化財調書集』 大洲市教育委員会 平成元年
・『大洲史談会文化叢書 1　桜井久次郎編「大洲藩・新谷藩政編年史年表」』　大洲史談会 平成 12 年
・『大洲神社誌』　谷本万治郎　大正 15 年
・『おおず赤煉瓦館築 100 周年記念誌 煉瓦百年物語』 大洲市 平成 14 年
・『大洲藤樹会創立百周年記念（大洲藤樹会再興三十周年記念）対訳　翁問答付大洲藤樹会 100 年の歩み』　大洲藤樹会　平成 14 年
・『長浜鎮座住吉神社沿革史概説』 大洲ライオンズクラブ 昭和 44 年
・『肱川紀行』 アトラス出版 平成 11 年
・『肱川 人と暮らし』 財団法人愛媛県文化振興財団 昭和 63 年
・『身近な「地域のたからもの」発見―県民のための地域学入門―』 愛媛県教育委員会 平成 23 年